受付
57.1.25
日野市立図書館

昭和五十六年
第二回定例会
（六月五日開会
六月十九日閉会）

日野市議会会議録

（第九号
第十五号）

日野市議会

昭和五十六年第二回定例会日程

六月　五　日	（金曜日）	議席の変更・指定、常任・特別委員指名、会期の決定、行政報告
六月　八　日	（月曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
六月　九　日	（火曜日）	一般質問
六月　十　日	（水曜日）	一般質問
六月十一日	（木曜日）	一般質問
六月十二日	（金曜日）	一般質問、請願上程
六月十九日	（金曜日）	審査報告、議案上程

昭和五十六年
第二回定例会

日野市議会会議録目次

○六月五日　金曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
議席の変更並びに指定……5
常任委員、特別委員の指名……5
会議録署名議員……5
会期の決定……5
行政報告……7
諸般の報告……26
散会……26

○六月八日　月曜日（第二日）

出席議員……27
欠席議員……27
出席説明員……28

出席説明員……28
議事日程……28
開議……33
（総務委員会）
請願第五六―六号「新一般消費税」新設に反対する請願……33
請願第五六―八号所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願……34
（文教委員会）
請願第五五―二七号日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（一項）……34
（取り下げ）
請願第五五―二七号日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（二項）……35
（請願審査報告）
（厚生委員会）
請願第五六―九号日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願……36
請願第五六―一五号社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願……37
（取り下げ）
請願第五五―一〇号東京都自然環境保全事業団設立の請願……37
（議案上程）
議案第三六号日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について……38
議案第三七号昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第八号）の専決処分の報告承認について……40
議案第三八号昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認について……41
議案第三九号昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第九号）の専決処分の報告承認について……44
議案第四〇号昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認について……48
議案第四一号昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認について……49

議案第　四二号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認について……50
議案第　四三号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認について……52
議案第　四四号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……54
議案第　四五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について……55
議案第　四六号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について……55
議案第　四七号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について……55
議案第　四八号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定について……55
議案第　四九号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第一号）……57
議案第　五〇号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）……66
議案第　五一号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）……67
議案第　五二号　市道路線の認定について……68
議案第　五三号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……69
議案第　五四号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……71
議案第　五五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……72
（報告事項）
報告第　一号　昭和五十六年度日野市土地開発公社事業計画の報告について……73
報告第　二号　昭和五十五年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……74
（議案上程）
議案第　五六号　日野市一般職の職員の昭和五十六年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……75
議案第　五七号　昭和五十六年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……75
（報告事項）
報告第　三号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計継続費繰り越しの報告について……77

（請願上程）
請願第五六―一六号　給水本管の口径変更に関する請願……77
請願第五六―一七号　市立婦人センター建設に関する請願……78
散会……78
○六月九日　火曜日（第三日）
出席議員……79
欠席議員……79
出席説明員……80
議事日程……80
開議……83
（一般質問）
板垣正男議員　日野都市計画道路二・一・一について――立川基地と関連して――……83
橋本文子議員　教育行政への市民参加と教育委員の準公選について問う……90
大越久雄議員　中央線豊田駅都道（百五十五号線）踏切道安全対策について……97
大越久雄議員　第二十小、二十二小学校建設と開校予定を明らかにされたい……100
中山基昭議員　勤労者行政の充実と促進について……109
散会……122
○六月十日　水曜日（第四日）
出席議員……123
欠席議員……123

出席説明員……124
議事日程……124
開議……127
（一般質問）
高橋通夫議員　森田市長の市長選に際し、市職員に対し選挙資金カンパと市職員の職場異動について……127
大柄保議員　市行政の何点かについて……138
米沢照男議員　第三期革新日野市政が目指す施策の重点について……139
本間久議員　児童館・学童クラブの建設と充実について……146
本間久議員　市立婦人文化会館（センター）の設立を……157
散会……163

○六月十一日　木曜日（第五日）
出席議員……165
欠席議員……165
出席説明員……166
議事日程……166
開議……169
（一般質問）
鈴木美奈子議員　障害児（者）の歯科診療対策を積極的に進めよ……169
鈴木美奈子議員　弱視児に拡大活字教科書をつくれ……175
鈴木美奈子議員　視力・聴覚障害者及び車いすで安心して歩ける町を（多摩平を中心に）……182
竹ノ上武俊議員　丘陵地帯や造成地の防災対策について問う……187

竹ノ上武俊　議員　中小業者の振興策と融資制度について問う……198
石坂勝雄　議員　都市計画税と基幹的都市施設の整備について……206
散会……221

○六月十二日　金曜日（第六日）
出席議員……223
欠席議員……223
出席説明員……224
議事日程……224
開議……227
（一般質問）
谷　長一　議員　文化財（歴史の証）を大切にするために美術館・郷土館をつくれ……227
一ノ瀬　隆　議員　ヘルパー制度の一層の充実を……236
藤林理一郎　議員　基本市政を問う……242
市川資信　議員　程久保及びその周辺地域の環境整備について……250
（請願上程）
請願第五六―一八号　新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願……264
請願第五六―一九号　町名設定に関する請願……264
散会……265

○六月十九日　金曜日（第七日）
出席議員……267

欠席議員……267
出席説明員……268
議事日程……268
開議……273
（総務委員会）
議案第五五号　日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について……273
議案第五四号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……273
議案第五五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……273
（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）
議案第四九号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第一号）……274
（厚生委員会）
議案第四五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について……282
議案第四六号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について……282
議案第四七号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について……282
議案第四八号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定について……282
議案第五〇号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）……286
（都市整備産業建設委員会）
議案第四四号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……288
議案第五一号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）……283
議案第五二号　市道路線の認定について……289
（請願審査報告）
（文教委員会）
請願第五六―三号　市営テニスコートの設置促進に関する請願……289

（総　務　委　員　会）
請願第五四―三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願……290
請願第五六―一〇号　市民ギャラリー早期開設を要求する請願……290
請願第五六―一二号　市民ギャラリー早期開設のための請願……290
（文　教　委　員　会）
請願第五五―二三号　南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願……291
請願第五五―二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）……291
請願第五五―三二号　市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願……291
請願第五六―一三号　通学路整備に関する請願……291
請願第五六―一七号　市立婦人センター建設に関する請願……291
請願第五六―一八号　新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願……291
（厚　生　委　員　会）
請願第五五―　七号　日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）……291
請願第五五―二〇号　違法開発行為についての請願……291
請願第五五―三一号　日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願……291
請願第五五―三三号　公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願……291
請願第五五―三五号　グリーンボックスに関する請願……291
請願第五六―一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願……291
請願第五六―一六号　給水本管の口径変更に関する請願……291
（都市整備産業建設委員会）
請願第五三―五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願……291

請願第五四－　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情……291
請願第五四－　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願……291
請願第五四－三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願……291
請願第五四－四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情……292
請願第五五－一二号　住宅環境保全に関する請願……292
請願第五五－二四号　「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願……292
請願第五五－二九号　みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願……292
請願第五五－三〇号　用水の架橋反対に関する陳情……292
請願第五五－三八号　浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願……292
請願第五六－一九号　町名設定に関する請願……292
（特別委員会審査報告）
特別委員会審査中間報告の件……292
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件……293
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件……294
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件……294
ごみ問題対策特別委員会の継続審査議件に関する件……294
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件……294
三浦重春君の四市競艇事業組合議会議員、十一市競輪事業組合議会議員、南多摩東部共立病院組合議会議員辞職……295
四市競艇事業組合議会議員の選挙……295
十一市競輪事業組合議会議員の選挙……296

（議案上程）
議員提出議案第七号　郵便貯金の現行制度維持を求める意見書……297
議員提出議案第八号　「新一般消費税」新設に反対する意見書……297
議員提出議案第九号　所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する意見書……297
議員提出議案第一〇号　日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する意見書……297
議員提出議案第一三号　社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する意見書……297
議員提出議案第一四号　非核三原則の堅持と核に対する国民の疑惑と不安の解消に関する意見書……297
議員提出議案第一五号　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に反対する決議……297
議員提出議案第一六号　都市農業確立・市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する意見書……297
議員提出議案第一七号　放射性廃棄物の海洋投棄に反対する意見書……297
議員提出議案第一一号　三多摩格差解消を要求する意見書……299
議員提出議案第一二号　米軍横田基地への核持ち込みに反対する意見書……299
議員提出議案第一八号　教科書改訂に反対する意見書……300
名古屋史郎、三浦重春両君の議員辞職……301
閉会……303

六月五日　金曜日（第一日）

昭和五十六年
第二回定例会

日野市議会会議録

第九号

六月五日　金曜日　（第一日）

出席議員（三十名）

一番	黒川重憲君		十六番	奥住芳雄君	
二番	市川芳太郎君		十七番	石坂勝雄君	
三番	秦正一君		十八番	滝瀬敏朗君	
四番	飯山茂君		十九番	林重義君	
五番	川嶋博君		二十番	市川資信君	
六番	中山基昭君		二十一番	島村孝志君	
七番	大柄保君		二十二番	大越久雄君	
八番	古賀俊昭君		二十三番	一ノ瀬隆君	
九番	藤林理一郎君		二十四番	竹ノ上武俊君	
十番	谷長一君		二十五番	米沢照男君	
十一番	名古屋史郎君		二十六番	杉山寅三郎君	
十二番	本間久君		二十七番	高橋通夫君	
十三番	橋本文子君		二十八番	佐々木昭雄君	
十四番	鈴木美奈子君		二十九番	正国務君	
十五番	板垣正男君		三十番	三浦重春君	

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一－一〇－三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君

議事日程

昭和五十六年六月五日（金）
午前十時開会

一　議席の変更並びに指定について
二　常任委員、特別委員の指名について
三　会議録署名議員の指名
四　会期の決定
五　行政報告
六　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第六まで

午前十時四十二分開会

○議長（滝瀬敏朗君）　これより昭和五十六年第二回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

次に日程第一、議席の変更並びに指定の件を議題といたします。

会議規則第三条第三項の規定により、十三番鈴木美奈子君を十四番に変更いたします。

次に、会議規則第三条第二項の規定により、今回、新たに当選されました古賀俊昭君、橋本文子君の議席をそれぞれ

八　番　古　賀　俊　昭　君

十三番　橋　本　文　子　君

と指定いたしました。

日程第二、閉会中における常任委員会委員、特別委員会委員の指名について申し上げます。

今回補欠当選されました古賀俊昭君、橋本文子君を文教委員会委員に、

次に、古賀俊昭君を農林水産省跡地利用対策特別委員会委員に、

古賀俊昭君、橋本文子君をごみ問題対策特別委員会委員に、

五月六日付をもちまして指名いたしました。

お諮りいたします。本件は、議長指名のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって、本件は、議長指名のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第三、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、

十一番　名古屋　史　郎　君

十三番　橋　本　文　子　君

を指名いたします。

次に日程第四、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）　去る六月の二日の午後一時から議会運営委員会を開催いたしまして、本第二回の定例会の日程等を決定いたしましたことを御報告申し上げます。

会期は、本日六月五日より十九日までといたします。

順を追って日程等を御報告申し上げます。

本日は、行政報告、諸般の報告

六日は休会、七日は休会。
八日の日に審査報告、議案の上程、請願の上程。
九日、十日、十一日、十二日までを一般質問といたします。
それから請願の上程。意見書、決議の締め切りは十二日の午後五時まで。
十三日、十四日は休会でございます。
十五日は常任委員会。十五日の常任委員会は厚生委員会、いま一つの都市整備産業建設委員会。十六日の常任委員会は総務委員会、文教委員会。
十七日に特別委員会。
十八日はまとめで休会。
十九日に審査報告、議案の上程、請願の上程。
議案等は、一週間前に議員の皆様方に御送付されている議案のとおりでございます。
よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日より六月十九日まで期日十五日と決定いたしました。
行政報告に入る前に、市長より発言の申し出がありましたので、これを許します。
〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　さきの選挙後、最初の本会議に当たりまして、一言市長就任のごあいさつを申し上げます。
去る四月九日告示、十九日投票によって施行された任期満了に伴う日野市長選挙において、不肖私は当選の栄に浴し、四月二十七日より三期目の新しい任期に就任いたしました。
もとより非才微力ではありますが、市政を担当する職責を痛感して、本市が当面する課題に取り組み、精いっぱいの努力を注ぐ決意であります。
また、期間中、市民に公表しております具体的な政策ビジョン等についても、誠心誠意その実現に邁進する所存であります。
新しい任期に当たり、市職員に行いましたあいさつ文を、お手元に御配付いたしておりますので、所信の表明にかえ、御参照いただきたいと存じます。
申すまでもなく、これらの事業を達成するためには、議会並びに市民各位の御理解、御協力を仰がなければなりません。市議会並びに議員各位に今後とも従来に増して一段の御指導、御鞭撻を賜りますよう衷心よりお願いする次第であります。
なお、同時に行われました市議会議員補欠選挙に当選された古賀俊昭さん、橘本文子さんを本日の議場に迎えております。
清新な御活躍を期待し、祝意を申し上げる次第であります。

以上をもって、ごあいさつといたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　引き続いて、助役より職員の紹介を願います。

○助役（野呂　章君）　去る五月の十八日付をもちまして、幹部職員に異動がございました。したがいまして、本議会におきます説明員に変動が生じましたので、御紹介申し上げます。

市民部長　加藤一男

総合病院事務長　小山哲夫

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に日程第五、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　さきの議会から今日におきます行政の経過につきましては、文書をもって提出をいたしておるとおりであります。

私から特に今回は報告することもございませんが、その他の内容につきましては、文書をもって御意見をいただくようにお願いをいたしまして、行政報告にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に助役から報告を求めます。

○助役（野呂　章君）　行政報告につきましては、すでにお手元に配付しておるとおりでございますので、よろしく内容御審査をお願いいたしたいと思います。

終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　収入役以下については、報告書のとおりですので報告を省略いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）教育長。

○教育長（倉又秀作君）　御発言をさせていただきます。

市立第五小学校五年生移動教室における児童の死亡事故について、報告させていただきたいと思います。

死亡したのは五年二組の佐山功一君で、日野市多摩平五－三－七　佐山恒夫さんの御長男であります。

五小の五年生の移動教室は、三浦半島の油壺、城ヶ島方面へ五月二十八日、二十九日の一泊二日の計画で実施されました。

佐山功一君の死亡したのは、その初日の五月二十八日、午後九時十五分であります。

その経過と対応について、概略申し述べさせていただきたいと思います。

佐山功一君は、気管支ぜんそくの持病でありましたが、主治医の所見もあり、保護者の希望もあり、校医の許可により参加させました。出発して、車中、いそ遊び、宿舎到着後の入浴、夕食などの間は、全く元気でした。発作を起こしたのは、自室

に戻ってからの七時十分ごろでした。同室の児童の連絡により養護教諭、担任教諭が手当てをする一方、救急車を要請しました。救急車で救急病院、海南診療所へ運ばれ、応急の手当てを受けました。それは発作が起こってからおよそ三十分後でありました。病院で人工呼吸、心臓マッサージなど、いろいろ手当てをして、約一時間二十分続けられました。しかし、残念ながら九時十五分に死亡してしまいました。死因はぜんそく重積発作ということであります。その後、駆けつけてくださった目黒厚生年金病院の北島医師から、少しおくれて現地に到着された佐山君の父親に対して、万全の手当てだったが、生命を取りとめることができなかった旨の説明がありました。翌日の五月二十九日午後一時、父親、そのごきょうだい、北島医師の四人が、遺体に付き添って自宅へ向かわれました。

移動教室の本隊は、二十九日の朝、見学の日程を打ち切り、昼ごろ学校に着きました。通夜は二十九日午後七時より、告別式は三十日午後一時より自宅で行われました。市長初め、議長、各教育委員、学校長、学校教職員、それから同級生を初めとする友達、あるいは親戚の皆さんなど、多数参列されました。

なお、管理下で起こった重大な事故でありますので、臨時教育委員会を開き、市長との打ち合わせのもとに、誠意を持って対応いたしました。また、今後もこのような事故の起こらないように戒めをすると同時に、この事故に対しての事後についても、誠意を持って対応していく所存です。

哀悼の意を表するとともに、謹んで御報告いたします。

以上でございます。どうも失礼しました。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより行政報告全般について質疑に入ります。黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　行政報告市政全般ということで質問させていただきたいと思います。

今回、部長、あるいは課長、係長の人事が若干行われたわけでございますが、特に係長人事についてお尋ねをしたいと思います。

係長のこの人事はだれが決定をするのか、あるいは、どこの部署で決定をするのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　係長人事についての決定者でございます。これにつきましては、もちろん最終的には市長の決定でございます。

それで、決定に至るまでの経過につきましては、総務部の職員課におきまして、事務的な管掌を行っておる、事務的な進めを行っている、こういうものでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　最終的には市長ということでございますが、今回の係長のポストについて、再度質問したいと

思いますが、女性の係長も二人誕生して、大変結構なことだと思いますが、一人の方は納税係、すなわち、この納税係というのは、滞納整理を主に行っていくところでございます。二十三区や近隣市に、滞納者に対してどんどん出かけていって交渉していかなければならない。聞くところによりますと、専門にやっていた男子職員も他へ転出したやに聞いております。女性にとっては、非常に厳しい職場ではなかろうか、このように考えるわけです。

いま一つは社会係、地区センター管理、全館の管理、あるいは遺族会、日赤奉仕団等の折衝をしていかなければならない、あるいは福祉部全体の庶務を担当していく、こういった非常に広範囲な大変な職場であるわけです。

いま一つの新任の係長は、御承知のとおり契約係、これもまた管財という大変大事な市の中枢を占めるポストでございまして、入札業務を主として業者との折衝をしていかなければならない大切なポストでございますが、私は、これらのポストというのは、多分に経験を積んだ係長でさえも大変な職責ではなかろうか、このように考えているわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

したがって、これらのこの新任の係長が、初めて経験する、仕事につく、私は、この任命者が仕事に対する、各ポストに対する把握、仕事の内容の把握、理解がきわめて薄いんではなかろうか、このように思うわけですが、いかがでございましょうか。

なお、恐らく市長が答弁なされば、これらの係長は大変優秀で、仕事を十分こなしていけるだろう、このような答弁をなさると思いますが、その答弁は必要ございません。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　私の方からお答えを申し上げたいと思います。

今度の五月の十八日付の人事異動で、六十九名かの人事異動があったわけでございます。勧奨退職によって一名の部長と一名の課長がやめたという補欠の人事と、十六名の新採用の職員の正規配属、これが主体でございますけれども、係長につきましても、大体現在のポストに三年というふうなことで異動を行い、一つのポストに長期に勤めるという一部の弊害を除いていきたい、こういう考えでやったわけでございますけれども、その中で二名の女性の新しい、要するに昇任がございました。一名の係長も新任でございますけれども、これは契約の係でございます。

それで、納税係、あるいは社会係でございますけれども、係長職としては、やはりむずかしい職務と思いますけれども、どの職務と比較しましても、やはりどの職務とも非常にむずかしいものと考えておるわけでございます。他市の例を見ましても、

もっともっとむずかしい職務等を女性の係長がこなしている、という例等もございますし、新任の係長でも十分やっていけるというふうな考え方の上に立っておりますし、契約の係におきましても、新任ではむずかしいという御意見は十分理解できるわけでございますけれども、この人間につきましては、いろいろと経験等、係長以前の経験等の実績等もございますので、契約係等に任命した、こういうふうな経過でございまして、十分耐え得る人間というふうに考えておるわけでございます。

それから、こういう昇任とか昇格につきましては、市役所の中では前々から年功序列、要するに市役所に入った年次、あるいは年齢、そういうものの上に立った年功序列というのが、一つの大きな、要するに昇任する上での、考え方の踏まえどころになっておるわけでございますけれども、今度の場合におきましても、そういう踏まえの上に、やはり十分に業務をこなしていくという気慨のある者を係長ポストに昇任させた、こういうふうな経過の踏まえになっておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　総務部庶務課で編集をしております、私どもに二巻――例規集ですね、配られております。この中に条例、あるいは規則、規程というのが載っておりますが、規則、規程の定義についてお尋ねしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　昇任についての規程でございますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　例規集に載っかっている規則、規程とは何ぞや、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　助役。

○助役（野呂　章君）　御質問の趣旨にこたえるかどうかわかりませんけれども、規則という一つの、いわば条例に準じたようなものとか、規程というふうな、そういうふうないわば一つの法規に準じたものはどういう性質のものかというふうなお尋ねではないかと思います。

規則というのは、一般的におきましては、一般的につきましては、条例と異なっておりまして、長の職務権限に属するところの命令的なものを規則、一般的にこのようにしております。

さらに規程というふうな現在の解釈、または常用――常に使っているというふうなものの考え方にいたしますれば、おおむねそれに準じたものというふうになっております。ただし、場合によりましては規程というものが条例と同義語に使い分けまして条例と準じてやる場合もございますけれども、それはその内容、いわゆる規制されている内容によって異なりますし、さらには、それらは過去の踏んでまいりましたところの使い方に

よって異なっておりますが、一般的におきましては、長の命令権に属するものである、このような内容になっております。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　日野市職員任用規程の第十八条第四章の昇任の第十八条「職員の昇任は、すべて昇任試験成績及び勤務成績を同等に評価した結果により行わなければならない」、十九条「任用試験は筆記試験及び口述試験をあわせて用いることにより行う」、その二十条「昇任試験は、毎年度一回以上行うものとする」、そして、この二項にはその都度市長が定める、このようになっておりますが、この規程、規則に載っておるこの昇任のとおりにやっておりますかどうか、質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　いま、職員の任用規程につきましての、規程の内容につきましては御指摘のとおりでございます。これにつきましては昭和四十六年当時までは五級職から四級職に昇任する際には、この規程に規定されているとおりの手続というか、試験手続を経まして五級職から四級職へ、要するに昇任させている。これが四十六年当時までの状況でございますけれども、その後、直接的な口述試験ということではなしに、五級職から四級職への昇任については、事務職とか技術職、これにつきましては、四級職になるための研修、それからレポートの提出、こういう考査方法に変わっております。それから、専門職の保母とか栄養士とか看護婦、そういう者については、研修等でやっておるわけでございます。それから、（「やっているか、やってないかと聞いているだけだから」と呼ぶ者あり）

いま申したように、四十七年以降は、こういう考査方法に変わっている、こういうことでございます。（「やってないということでしょ」と呼ぶ者あり）だから、レポートとか研修とか、推薦書という考査方法に変わっていると……。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　ここに書かれている昇任試験、口述試験はやってないということでしょう。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　はい。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　何ゆえに現実にやっていない規則をこの例規集の中に載せているのか、私は大変不思議でしょうがないわけです。しかも、この最後の附則には昭和四十四年五月一日から適用する、このようにはっきりと規則として明記されておる。

先ほど、私は、規則という、あるいは規程という定義を問い

ましたけれども、規則にははっきりと罰金が科せられているわけです、規則に違反した者については。規程にはこのようなものはございませんが、こういう厳しい、先ほど助役からも条例と同等の場合もあり得るんだ、このように非常に厳しい規則、その規則そのものがすでに内部から崩れておる。私はきわめてずさんな市行政と言わざるを得ないわけです。その点いかがでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　助役。

○助役（野呂　章君）　ちょっと規則のつくり方につきましてのみ、私お答えさせていただきたいと思いますが、規則というのは、先ほど申しましたように、長の専決に属する、いわゆる命令になっております。したがいまして、その命令というのは、きわめて義務を課するというふうな場合も生じてまいります。

したがいまして、地方自治法におきましては条例、規則につきましては、罰則を科することもできる、こういう規定になっておりますが、もしも罰則を科する場合につきましては、その条例なり規則におきまして、それぞれ罰則の、いわゆる内容を明記いたしまして整理するのが、これが一般でございます。

ところが、本件につきましてのものにつきましては、そのようなものはございませんものですから、いわば長の命令である、というふうに御理解をいただきたい、このように思っておりま す。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　先ほど申しましたとおり、実際に行っていないものは、この規則の中から除外すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　規程でございますので、助役から御説明申し上げましたように市長の命令なり訓令なりの具体化ということで、実態的には口述試験を実施せずに、考査選考方法に変わった、という実態でございます。それの規程というのは、様式化されたものでございますので、この様式化につきましては、おっしゃるとおりの異議等もございますので考慮していきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　続いて、職員採用のことで、若干お尋ねをしたいと思います。

最近、ひの広報の一番最後に、看護婦、あるいは栄養士等の募集が、余り一定期間を置かないうちに募集がされております。特に栄養士の場合、今年度四月一日付の広報で、一名の募集がありました。なお、さかのぼって昨年の十月十五日付の広報で若干名ということで募集がございました。その中の募集の採用の、いわゆる、その受験手続の中に、この要項によりますと、

写真は六カ月以内だ、このようにはっきり明記されておる。ところが、広報には三カ月以内の写真だと、このようになっておりますが、この差はどういうわけでしょうか。これがまず第一点。

それから第二点目には、この栄養士の採用を六カ月、非常に短い期間で二回も募集をした。恐らく一度昨年募集をされて採用された中から欠員と申しましょうか、が出たんではなかろうか、このように推測をするわけでございますが、この時点で、日野市には同じく職員任用規程の第三章に、採用という欄があります。ここに採用候補者登載名簿に必ず載せるものとする、と明記されておりますが、何人候補者名簿に登載をされたか。これが第二点目。

同じく第三点目には、第十五条の二項に選択をして行う、候補者五人のうちから選択をして行う、このようになっておりますが、この選択という意味はいかなることになっているのか、質問したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　写真の六カ月と三カ月の違いにつきましては、広報の方の三カ月ということでございます。

それから、栄養士、看護婦というものの採用が、おっしゃるとおり引き続いて採用の募集を広報等に掲載しましてやっておるわけでございます。この両方とも、それぞれ登載採用予定者というふうなことで、予備的な人件を残しまして、その採用の時点に、現在の要するに欠員と、それから先々の欠員というふうなことをも考えて、予定者名簿に登載しておるわけでございますけれども、いずれも栄養士の場合には、管理栄養士というふうなこと等で、採用予定しておったわけでございますけれども、その人間がよそに採用が決まった、あるいは家庭の事情等で、要するに勤務できなくなったこと等の事情がありまして、続いての再募集、このようになったわけでございます。

それから登載した人数につきましては、これにつきましては、はっきりいたしませんので、後刻調べた上で御答弁申し上げたいと思います。

それから、選考選択して決める、こういうことにつきましては、それぞれ試験を行い、あるいはレポートを書いてもらい、面接を行い、それから市立病院におけるところの身体検査、こういうもの等を行っておるわけでございます。それで、面接の内容としましては、五項目にわたる要するに審査基準、そういうもので選択を行っている、そういうものでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　大変長くなって恐縮ですが、私は、この候補者登載名簿のあり方についても、今後十分に検討の余地があるんではなかろうか、このように思います。一年も

二年も市役所に入るために自宅待機ということは、現状では考えられることはできないわけです。したがって、この候補者名簿そのものにも今後よく検討されていただきたい、このように思います。

先ほどから何点か質問いたしましたけれども、この要項に載っかった、あるいは規程をきちんと遵守した行政を強く望んでおきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　市税関係と医療関係の二点について質問します。

市税関係につきましては、ただいま黒川議員から質問がありましたので、重複しますから簡単に納税関係、滞納について質問します。

これは前回も納税関係、滞納関係に質問ありましたけれども、これの今後の対処はどういう形で滞納に向かっていくか、そういうことの行政の考え方をお伺いします。

あと一点、医療関係につきましては、生活環境部関係の法定伝染病、こういう関係は、非常に努力されて非常に件数も少なかった、ということがわかります。

それからあと国民健康保険の医療費のアップが、ことしは約二十二億ということで、前年に比べて一六％アップという関係で、非常に医療費の支出が多くなっているということが、この報告に出ております。この医療費につきましては、いまの医療関係につきましては、医療費が上がったから出るんだということではなくて、一歩進んで、行政として予防的なことを市民にアピールする、そういうことによって、これから年々医療費もアップする中でいろいろ効率を図る、市民の方々にいろいろそのＰＲを含めまして、予防に重点を置いてやるべきではないかと私は思います。

その次に、そのことについて行政の考え方はどのようになっているか。六月一日付の広報にも予防診療とか、そういうものが出ておりますけれども、さらに一歩進んで、そういう面を力を注ぐべきではないかと私は思います。ここに、二十三ページに出ております健康相談につきましても、妊産婦、成人という方々の健康相談の件数が少なくなってます。ですから、そういう方々にも的をしぼって、どのような形で行政として対処するか、それをお伺いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをさせていただきます。

ただいまの御質問の第一点で、市税に関係いたします納税関係のことについて、相当数の数値の滞納があるが、今後どのように対処していくかという御質問かと思います。

先ほども、私ごあいさついたしませんでしたが、市民部長を命ぜられまして、まだ十日ばかししかたっておりません。詳細なことは頭にまだ入っておりませんけれども、せんだって納税係の職員と若干の懇談をいたしまして、私はこういうふうに申し上げました。かなりの努力をいたしましても滞納額はふえるであろう。ただし、権能を、権限を直ちに行使することは好ましくない。要するに私も約三十年ばかし前に滞納整理を担当いたしたことがございますけれども、ちょっと言葉がおかしいかもしれませんけれども、滞納者の言われることを三回は聞いてくれ、三回聞いて、なおかつそれを履行してくれなかった場合はひとつ発動をしてほしい、そういうふうに私は申し上げました。なるべくひとつ成績を上げていただきたい、こういうふうに申し上げたわけでございます。

いずれにしましても、かなり現時点でも納税課の職員は努力をいたしておるようでございますけれども、額のふえるのは、どうもふえていくのが見えるようでございます。せいぜい努力をいたします。そういうふうに対処を今後いたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　医療面の予防につきましては、先般日野市内に地域保健協議会という組織がございます。そこで、市長から市民生活と健康づくりの進め方につきまして、諮問をいたしたわけでございますが、その答申が、つい先日成文化されたわけでございます。この中にも五項目にわたりまして、いろいろ市民に求めるもの、あるいは市役所に求めるもの、あるいは自身がやるもの、こういうことで五項目にわたりましての答申がなされてございます。

これらをやはり予防面に生かして、これからこの答申に沿って、そういう形の予防の面につきまして進めてまいりたい、かように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　市長に同じようなことをお伺いします。

いまの生活環境部長の方からの答弁がありましたけれども、市長が掲げる市政に憲法を生かすというようなスローガンも、大切で結構だと思いますけれども、ひとつ日野市も健康の町づくりというようなスローガンも挙げまして、市民の皆さんの健康を守ると同時に、医療費のアップに対処するようなことについて、市長の考え方をお伺いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

御質問の意味するところと、われわれの意図するところと全く同感でございます。

今日、増高してやまない、特に市が行っております国民健康

保険の経費、あるいは一般医療経費の傾向につきましては、これは何よりもやっぱり医療に頼るというよりも、医療に頼る前の健康の確保ということによって、むしろ医療はそれを支える、そういう位置に置くことが正しいことだ、このように考えております。

したがいまして、狭い国民健康保険事業の範囲におきましても、なるべく病気をする前に病気をしない健康をつくっていただく、こういうことを施策としても重点に置きたい。あわせて市民一般、この医療機関にいわゆる病気として医者にかかるケースが非常に多くなっておりますが、これは医療技術に頼るということも結構ではありますけれども、それよりも日常的に健康づくりをする、その健康づくりのできる環境の条件、あるいは施設の条件、これを市民に提供する、これが今日の健康とそれから健康というよりも保健——健康を保つ意味での保健、それから医療に対する考え方、このように考えまして、まさに自治体行政の志向するところはそのあたりにある、ということを特に感じております。日野市を健康の町に、健康文化都市へ前進しよう、これがいまのわれわれの施策の大きい考え方でございます。

今後とも施策におきまして、その実を上げてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ちょっと教育長にお尋ねしますが、過日行われました油壷における移動教室において亡くなられた子供さんに対して、深く哀悼の意を表し、御冥福をお祈りいたしますが、その移動教室の内容、スケジュール、プログラム、そういうのはどういう内容だったか、ひとつ御説明を願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。

さっきも概略は申し上げたつもりでございますけれども、もう少し触れますと、五月二十八日の朝八時、バスで荒崎海岸へ行きまして、それからさらにバスで油壷、それから船で城ヶ島へ行きまして、そして城ヶ島温泉ホテルでもって一泊する、それで五月二十九日には城ヶ島からバスで魚市場の見学、それからバスでマリンパークを見学し、それから学校へ帰る、こういう予定でございました。これは年間の学校行事の中でずっと計画的に仕組まれている内容でございます。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　それから、これは別なことでございますが、契約の件について、ひとつ質問をさせていただきたいと思うんですが、これは過日私のところへ友人に連れられて一人の業者が来たんですが、私はそういうことは関知しないって断ったんですが、どうしてもと言うので——という

のは業者が三カ月の契約をしていたんだけれども、これを二カ月にするようにという話が市役所の方からあったというんで、それを課長にどういうわけだかと聞こうと思ったら、課長は会わないと言うんで、だれか上の人に会わせてもらいたいというようなことで来たわけですが、それはせっかく契約した期間が三カ月であるのに、それを二カ月にしろといった、そうしたことは、これは、せっかく得た権利を奪い取るような、そうしたことであって、これは弱者の味方というか、そういう正義の味方というようなつもりで、私は弁護士を連れていけと言ったわけです。それなら一発で問題はわかるだろうと言ったんだけれども、そういう荒立てしてはならないというので、穏やかにしたいというので、そういう話があったわけですが、それで三十日に、じゃあ助役さんに会ってもらうというようなことで、秘書課へ電話したところ、十時ということで会うということになったわけですが、それからその翌日ですか、業者から業者の方へ電話があって、やめてもらいたいというようなわけだったんですが、実は様子がわからないので、明日助役さんに会うことになっていると言ったら課長がびっくりして、それでは三カ月でよろしゅうございます、と言ったというんですね。というのはちょっとおかしいというので（「何をやってんの、何を」と呼ぶ者あり）私は助役さんに会ったわけですが、（「質問は何よ」と呼ぶ者あり）助役に聞いたところ、これは契約書が三カ月になっているんだから（「：：払えないわけか」と呼ぶ者あり）それでそのとおりだということであったわけですが、さらに担当課長を呼んでいろいろ聞いたんですが、業者の話を聞くと、最初の現場説明では、六カ月の取引ということであったんですが、契約になったら三カ月だというんですね。それで三カ月の四月、五月、六月と契約したのに、五月二十八日にそういう電話があったというんですね。それで業者に対してはどういうわけで三カ月が二カ月になったのかと言ったら、五と書くのを六と書いちゃったという話だったんですね。

五を六と書くというのは、五月の三十一日と書くつもりならば六月三十一日と書いてなけりゃならないのに、六月の三十日と書いてあるわけですね。ずいぶんおかしいではないか、ということでよく聞いたわけですが、それで、この契約書には森田喜美男の市長の公印が押してあるわけです。そうした公印が押してあるのを、課長の分際といっちゃ失礼ですが、課長段階で勝手に変更できるものかどうか、そういうところに疑問があるわけですが、それで質問しますが、この現場説明のときに、六カ月と言ったので業者は六カ月させられる、取引ができると思って一生懸命で気張って入札したと思うんですね。これは払い下げるんだから最高の人に落札したと思うんですが、そうしたところ、契約のときは三カ月ということですね。三カ月が今度は二カ月になりそうだからびっくりしたわけですが、現場説明

のときに、六カ月ということを言っておいて、これは質問しますが、文書で言ったものだか、書いて出したんだか、口で言ったんだか、そういうことを言っておきながら、今度は契約のときに三カ月というのは、これは業者をだましたことになりはしないか。そういうことができるかどうか。

それから、ここで課長に聞いたところ、どういうわけで(「休憩だ、質問を整理してもらって」と呼ぶ者あり)三カ月を二カ月にしたかと言ったら、契約のときに、二カ月だと言っておいたというんですね。そういう契約には三カ月になっているわけですね。それで、そういうことを、じゃあ言ったのかと業者に聞いたらそういうことは言わなかったというんですね。何か自分を擁護するためにそういうことを言っているように聞いたわけですが、それで、そうしたことを部長は知っていたかどうか、そういう点について第一回の質問にします。

○議長(滝瀬敏朗君)　総務部長。

○総務部長(赤松行雄君)　私の方からお答え申し上げたいと思います。

六カ月とか三カ月とか二カ月という月が出てくるわけでございますけれども、この契約の内容でございますけれども、処理場の集めてきましたごみあるいは粗大ごみの中から、鉄とかアルミという有価物というのが出てくるわけでございますけれども、これの払い下げの契約についての御質問でございます。

実際のことを申し上げますと、鉄とかアルミというものは相場の変動があるものでございますので、なるべく契約期間は短くしたい、こういうふうな考え方の上に立っておるわけでございます。それで、言い逃れを申し上げるわけじゃございませんけれども、業者の方と市の職員との対応の中では、二カ月のお約束を実際にしたわけでございますけれども、職員の方が三カ月の契約書を書いてしまった、というのが事実でございます。契約書が三カ月でございますので、やはり正式の契約は三カ月としてその後処理すべきものと考えております。当初、話し合いの中で二カ月ということで進んできたものでございますし、三カ月の契約書というのは、印刷ででき上がったものがございますので、そのまま契約ということになったようでございますけれども、やはり後は水かけ論になるわけでございます。事実は事実としましても、契約書は、取り交わしたものは取り交わしたものでございますので、三カ月にすべきである、こう思います。それで、事後こういう事務の取り扱いの間違いがないような、十分なる対応を考えていかなけりゃならん。

それから、六カ月ということでございますけれども、六カ月については、見積書の提出が六カ月というふうなことで、見積書の徴取が六カ月という単位でやっておるわけでございます。これにつきましても、事務上の取り扱いにやはりちょっと問題があるんじゃないか、事務的に直す必要があるんじゃないか、

このように考えておるわけでございます。

事実はいま申し上げましたようなことで、大変御迷惑をかけておるわけでございます。事務的な、要するに間違いというふうなものがございますので、そういう点はきちんと正していきたい、あるいは迷惑をかけないよう、約束と契約とがたがわないような形にきちんとしていきたい、というふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　それで、値段の変動のあるものは短い方がいいということであれば、最初からどうして二カ月なら二カ月ということをはっきりやっていなかったか、途中で変えるというのは非常におかしいわけですね。

だから今後にそういうことのないようにしたいと思うんですが、しかし、憲法において（笑声）はっきり守られていることが、市長の判がちゃんと公印が押しちゃってあるのに、それを三カ月という契約がしてあるのに二カ月だなんて、それで果たして市政に憲法を生かすということが言えるかどうか。今後気をつけてもらいたい。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　市政全般ということで参考資料が配られておりますので、これに関して質問いたします。

核の疑惑解明と非核三原則の堅持等に関する決議というものが、東京都革新市長会でなされたということで、日野の市民にとっても大変結構なことだと思うわけです。この件に関しまして、一言市長に質問したいと思います。

この革新市長会の決議によりますと、内閣総理大臣がこれまでの疑惑を解明するため米政府に照会することと、それから日本の政府が非核三原則の厳守でアメリカに迫れということと、政府の機関によって立入調査をして、その結果を国民に公表しろということになっております。

私は、日野市の市長というか、日野市の市民の場合には、横田基地が直接日野市の上空から着陸するという航空路に当たっている日野市でございますので、そういう点をもう少し深く考えなけりゃいけないんじゃないか、というふうに思うわけです。

横田基地に離着陸している飛行機については、米軍機のC5Aギャラクシーを初めとして、核積載能力のある種類が五種類も六種類も毎日離着陸をしているということになっております。それで、以前にも立川の駐留米軍のある軍曹の方が、横田基地に核兵器を何度も私は持ち込みましたという証言をしておりますし、最近の日米間のやりとりでも、横田基地に核兵器が持ち込まれているということは、ほとんど事実という状況にだんだんなってきたわけです。しかも横田基地は、極東の核戦略体制のターミナル基地ということで、相当これは持ち込まれている

ということが、各方面から言われ出しておりますので、私たち市民としては、非常に不安が高まっているのが事実です。

横須賀、岩国基地のことも問題になっておりますけれども、日野市は横田基地から五キロぐらいしか直線で離れてないわけですよね。核兵器がいま持ち込まれている種類はB28とか43、57、61という核爆弾、この弾頭を持った核兵器というのが発表されているわけですが、これはB43の場合でも、広島型の七十倍から八十倍ということで、もし事故が起これば、九キロ以内は全滅、人類は。ということになっている恐ろしい核兵器です。

さきに昭島の市議会で調査団が行きまして、横田基地ではアメリカ兵が核兵器の事故が起こった場合に逃げるための訓練というのを、ブロークンアローというのを毎年一回やります、というのをちゃんと実地調査で司令官から証言をとってきております。

そういうようなことを総合しますと、革新市長会の決議をさらに一歩進めて、日野の森田市長を先頭に、関係者がやはり横田基地の司令官に直接会うなりして、できれば立入調査をするということをして、この日野の市民の不安を解消するということをすべき問題ではないか、と考えるわけです。近辺の町長さんで、すでに横田基地の司令官に直接申し入れに行かれた方もあるようでございますし、至近距離にある日野市としては、この革新市長会の決議をさらに一歩進めて、何らかの行為を行うべきではないか。

この問題は、いろいろな立場を超えて、全市民、超党派の問題なので、市長としてこの革新市長会の経過とともに何らかのそういうお気持ちというものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最近、元駐日大使でありましたライシャワー氏が核の持ち込みのことにつきまして発言を行い、それに伴いまして、国会並びに全国で大きな不安に対する論議が広がっております。そして私どもの身近な関係におきましては横田基地という在日米軍極東基地の大きな不安が当然伴っております。

そこで市民の方のいろいろな当面の疑惑、あるいは不安に対します一応の措置として、近隣市の関係市という立場から、それぞれの行動が行われております。私も東京都革新市長会という立場から、国に対します三項目掲げておりますこの要望を行う、この行為に参画し、かつまた直接窓口であります外務省の北米安全保障課というところに出向き、課長の代理の方にじかに要望を行いました。このことは、これからの大きな国会の論議になると思いますし、ここにきょう横須賀には第七艦隊の基地ということで、ミッドウェーが入港するというふうな大きなニュースも当面しております。そういうことに伴いまして、い

ずれ、いまの政府の態度は核の持ち込み、あるいは帰港等はすべて事前協議の対象であるから、協議のないということは、その事実がないことだと一方的な逃げの態度が示されておるところでありますが、動向を十分われわれも見きわめまして、いま御指摘のような市民とともに、あるいは議会とともに対応する責任が伴ってくるだろう、このように感じております。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　実は過日、一般質問で、私、C1ジェット機の低空飛行の問題を取り上げましたけれども、その際に、日野市内にいわゆるインマーカー、アウトマーカー――アウトマーカーになりましょうか、誘導基地が、平山近くにあるということを聞いております。したがいまして、いま竹ノ上議員の指摘にもあるように、いま、きわめて危険な方向に進んでいる日本の自衛隊、すなわち軍隊の実態を調査するのは当然でありますけれども、日野市内にそうしたいわゆる誘導基地があるということに私は問題がある、これは明らかになかなかされていないそうであります。一般市民が見てもわからないというのが実態だそうでありますけれども、これはその際に調査をしておきます、という答弁がありましたけれども、その後答弁はなかったんでございますけれども、まず、その辺を明らかにして、まず日野市内からその誘導基地を撤去してほしい、このように考えますけれども、それらにつきまして、調査を十分その後されているのか、そして、どこにその誘導基地があるのか、そこまでわかっていたら教えてほしいし、これに対しては、重大なやっぱり問題に今後なろうかというふうに思います。

日野市に基地がないからといって問題ないではなくて、むしろ基地の近隣する市として一番きわめて危険な個所にあるということを私はやはり住民本位の立場から革新市政としては考えなければならないんではなかろうか。いつ自衛隊が、日本の自衛隊が核を持つかわからない、というような状況の中で、いまも横田基地の問題も出ましたけれども、その横田、立川、そうしたものに対する誘導基地、アウトマーカーがあるというようなことがはっきりしている以上は、その辺について具体的に日野市としても対応の仕方があるんじゃなかろうか、というふうに思いますけれども、その点について、できればお答え願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　立川の自衛隊防災基地に伴いまして、滑走路の移動がこの四月、いや昨年行われた事実は、もうすでに議会にもお知らせをしたとおりであります。

それで、その際、日野市内にアウトマーカー基地があるはずだ、というふうなことも連想したわけでありますが、防衛施設庁から聞いておりますところでは、今日はそのアウトマーカー

基地を必要としない、このように言われております。したがいまして、それ以上の問い合わせとか調査ということはやっておりません。

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いまの問題でありますけれども、これはわが党の山花貞夫国会議員から聞いた話でございますけれども、それらしきものがあるということは、国会内外でも一つには話題になっているということも聞いておりますし、その場所も具体的に指摘をしても結構じゃなかろうか、というふうに思いますけれども、なかなか、その点触れますと、いろいろと世論を醸し出して、また近所が大変迷惑をするようなことにもなるというふうなことがありまして、実は、というのは：：（「言え」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）反戦闘争、あるいは、わが党としてもそれは全力投球でやっぱりそういうような問題を追求しなければならない、ということになりますから、できれば撤去を、あるいはそれの使用不能という形であれば、そこを指摘をするわけにはいきませんけれども、その辺については、市が恐らく知っているはずだから、市の方から具体的に尋ねてみたらどうか、ということでお尋ねしているわけでございますから、市の方で十分調査のできない個所であれば国会を通じながら日野市のどこに置いてあるのか明らかにせざるを得ない、というふうに思いまして、必ず日野市の平山にあるというふうなことも聞いております。

それにつきまして、後日よく調査をされていただきたいと思います。私の方ももう一度調査をしまして、もし、あったならば、市の方の調査不足として重大な問題になるし――必ずある、と私は断言をいまこの場でしておきます。（「なかったらどうする」と呼ぶ者あり）あります。（「はっきり言っちゃえばいいじゃないか、はっきりして」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　最初に報告書の四ページに関連してお伺いいたします。

五十五年度のこの一般会計の歳入の執行状況ですね、特に市税についてでございますけれども、予算の現額に対して歳入の合計が一〇〇・五％、六千九百五十三万の増加ですか、こういう伸びの中で、これはそれなりの徴収への努力、こういうことがなされたというふうに思いますけれども、補正の第九号等の中では調定額に対する収入歩合、これの向上が説明されております。したがいまして、最も基幹的な財源、こういうふうな内容になるわけですから、この収入歩合を当初からいま少し的確に設定をすることが必要ではないか、というふうに思いますけれども、この点ができないかどうか、あるいは必要じゃないか、ということが一つでございます。

次に、最後のページの四十九ページになりますけれども、小学校、あるいは中学校の児童生徒と学級数、こういうような関係でございますけれども、生徒の絶対数は、まあ大体昨年と比較しても、横ばいぐらいになってきておるというふうに思いますけれども、大変内容的に学校間ごとにばらつき、あるいは偏在、こういうことが見受けられるように感じております。

そこで、この報告書の中から単純に学級数と、あるいは生徒、こういうものを見ますと、四十人を超える学級がかなり出ておるんじゃないか、というふうに思います。したがいまして、現在制約的には四十五名というふうに言われておりますけれども、実態的にはもう四十人学級、こういう方向が施行されておりますので、この辺について、教育委員会としては四十人学級への対応、こういうものについてどのように考えられているかどうか、ということが一つでございます。

さらにまた二つ目には、小中学校の適正規模という面からは、従来、教育長は人口の流動、変動、こういうものも考慮しながら、大体二十四か二十五学級というふうなことがやむを得ないじゃないか、というふうなことも言われておりますけれども、第三中学を初め、それぞれかなりの過大校的な傾向になってきておる、この点について、基本的にどのような対応をなされるか、ということでございます。この辺は大越議員さんの質問もございますから、基本的な考えだけで結構ですから、ひとつお願いしたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。

第一点の御質問は四ページの市税収入に絡んでの御質問でございます。

私もおっしゃるとおりだと思います。ただ、予算上ここで一〇〇・五％という数値が出てまいります。要するに、予算現額に対しまして約七千万円の収入増、いま少し収入を見た上で予算の適正な執行をせよ、ということをおっしゃられているんだろうと思います。確かにそのとおりだと思いますし、五十六年度の私予算を見てそういう面はある程度反映いたしておるんではないか、そういうふうに思いますし、今後よく調べまして、調査しまして、五十六年度につきましては、補正予算等でおっしゃるような方向を出していきたい、このように考えております。確かにおっしゃるとおりでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　児童及び生徒の増減でございますけれども、いま中山議員がおっしゃったように、最近は、私たちが予想したよりは非常に停滞している、ということは事実でございます。というのは、たとえば、小学校の十九校の、昨年度は一万五千八百三十二名でございましたけれども、ことしは一万五千七百五十八名ということで、少し減少しておりま

す。それから中学校は、少しふえていると思います。というのは、昨年は六千百九名であったのが、本年度は六千四百三十三名と少しふえておりますが、しかし、全体として、停滞もしくは減少という形になってきておりますけれども、ただ、これは地域によって、非常にばらつきがあるんでございまして、その辺に学校建設とか、あるいは適正規模とかというところに、非常にむずかしい問題がございます。

そういうことで、今後四十学級というようなのは、まだ日野市の場合は指定されてきませんものですから、もう二、三年たつと恐らく一年から四十学級、というようなことが行われていくんじゃないかと思っておりますが、それに伴って、一つの学校の生徒規模というもの、生徒数というものが減っていくと思います。そういう形をとりまして、今後適正規模をどうするかということ、これに伴って、たとえば学校区の再編成というようなことも十分検討していきながら四十人学級というものに対応していきたい、こんなふうに考えております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　教育長の御答弁に関連してお伺いしたいわけですけれども、確認の意味もありますけれども、当面、教育委員会としては、四十人学級への施行ですね、この対応、こういう具体的な一つの考えはないけれども、近いうちにそうした方向になっていくんじゃないか、こういうことでよろしいかどうかということですね。

もう一つは、確かに学校ごとにかなりばらつきがありますから、すぐに学校をつくるというふうな点もかなり困難な面もあるわけですよね。そうした点では、やっぱり少なくともプレハブ教室、こういうものをも含めて解消するような形で、どういう規模なり、どういう施設にしていくんだ、ということも根本的にやはり検討する中でやっていただきたい、こう思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま、おっしゃったように、四十人学級の方向をいつから始めるかということについての、これは国の一つの補助金との関係がございまして、やはり教員の配当とか、そういうようなものが、国の補助というようなものに頼っているわけでございますので、私たちでもって、今度から四十人学級にいつからやるのが望ましい、という線を出すことは不可能であるというふうに考えておりますけれども、しかし、現実的にはやがて四十人学級という形へ、これは国全体として進んでいくんでございますから、その歩調を合わせながら最大限の努力をして、それをプレハブというような形で対応することでなしに、そしてまたプレハブというような対応をするような形の上で四十人学級というようなものは恐らく進めていかれないと思いますから、その辺はプレハブというようなこととの、四十人学級というようなこととの関係は、考える必要

はないと思いますが、ただ、現在一小、あるいは四小のようにプレハブを持っているようなところについては、今後ともプレハブの解消というようなことについては、これは市の一貫した姿勢でございますので、最大限の努力はしていきたい、こういうふうに思います。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　二点ばかり質問をいたします。

一点は医療費でございます。医療費が今年薬価基準が一八・一％だと思いましたが、値下げに伴って、医療費の八・一％ですか、値上げになったわけです。これに伴って市の市立病院で換算をしていただきたいと思うんですけれども、旧医療費と今度改正後の医療費の違いはどれくらいであるのか、具体的に。実際には新聞等で見ますと技術料の値上げに伴って盲腸をしても十五万円程度患者はかかる、というようなことが載っておったので、点数等の問題についてはちょっと細かく調べてございませんので、この点一点お伺いしたいと思います。

それから、ホームヘルパー制度をとっております老人の、寝たきり一人暮らしの老人に対して週一回だか二回訪問看護をなされておりますけれども、これについては、寝たきり老人側でももう少し派遣をしていただきたい、というような希望があるということが派出婦会ですか、の方からお伺いをしておる次第でございます。聞くところによると東京都がこの派出婦会がその足りない分を派遣をすることによって三分の二の補助をする、三分の一が問題になっているんで、これらについては市の負担をいただいて、そうした寝たきり老人の関係の方々に対しての訪問看護を協力をしたい、というような希望があるんですけれども、この辺についてお伺いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君にお尋ねいたしますが、十三に一ノ瀬　隆君の質問でホームヘルパー制度の一層の充実を、こういう質問がございますので、二点目はよろしいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

一点目で答弁を願います。病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　第一点目の、医療費の問題につきましてのお答えでございます。

ただいま大越議員が指摘されましたとおり、六月一日から医療費につきましては平均八・一％値上げになっております。それから、医薬材料費につきましては逆に一八・六％減額ということでございます。その一八・六％を医療費に換算いたしますと、平均六・一％という比率になります。したがいまして、八・一％の医療費が上がって、逆に六・一％の薬剤単価が下がるわけでございますので、実質的ないわゆる値上がりにつきましては、約二％であろうというふうに言われております。したが

いまして、六月一日からその規定に従って病院の方の医療費につきましても徴収しておりますし、薬価基準も下げたようにしております。ちょうど六月一日で、ただいまのいろいろと整理している段階でございますので、実質的にどの程度の差があるかということにつきましては、後ほどよく調査した中で、数値が出ました段階で、お答えさせてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　内容についてはわかりましたけれども、実際には、技術料が非常にアップしたために、患者負担が、相当具体的には多くなっただろうと思うんですが、その点を確認したいんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　ただいま申しましたとおり、現在、具体的な数字はつかんでおりませんので、申しわけございません。

たしか、技術費につきましては四〇％値上げになっていると思いますけれども、その点の実態につきましては、またよく調査した段階でお答えしたいと思いますので（「了解」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって行政報告を終わります。

次に日程第六、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後零時六分散会

六月八日　　月曜日　（第二日）

昭和五十六年
第二回定例会

日野市議会会議録　第十号

六月八日　月曜日　（第二日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	古賀俊昭君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君

欠席議員（三名）

十一番	名古屋史郎君

二十二番　大越久雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一－一〇－三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和五十六年六月八日（月）

午前十時開議

（請願審査報告）

一　請願第五六－　六号

二　請願第五六－　八号

三　請願第五五－二七号

（取り下げ）

四　請願第五五－二七号

五　請願第五五－一〇号

（請願審査報告）

六　請願第五六－　九号

七　請願第五六－一五号

（議案上程）

八　議案第三六号

九　議案第三七号

一〇　議案第三八号

一一　議案第三九号

一二　議案第四〇号

一三　議案第四一号

一四　議案第四二号

（総務委員会）

「新一般消費税」新設に反対する請願

所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願

（文教委員会）

日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（一項）

日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（二項）

東京都自然環境保全事業団設立の請願

（厚生委員会）

日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願

社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願

日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について

昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第八号）の専決処分の報告承認について

昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認について

昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第九号）の専決処分の報告承認について

昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認について

昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認について

昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認について

一五　議案第四三号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認について
一六　議案第四四号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
一七　議案第四五号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について
一八　議案第四六号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
一九　議案第四七号　日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
二〇　議案第四八号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定について
二一　議案第四九号　昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第一号）
二二　議案第五〇号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）
二三　議案第五一号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）
二四　議案第五二号　市道路線の認定について
二五　議案第五三号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
二六　議案第五四号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
二七　議案第五五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（報告事項）

二八　報告第一号　昭和五十六年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
二九　報告第二号　昭和五十五年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

（請願上程）

三〇　請願第五六―一六号　給水本管の口径変更に関する請願
三一　請願第五六―一七号　市立婦人センター建設に関する請願

追加日程

一　議案第五六号　日野市一般職の職員の昭和五十六年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
二　議案第五七号　昭和五十六年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

三　報報　告　第　三号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計継続費繰り越しの報告について

本日の会議に付した事件

日程第一から第三一及び追加日程第一から第三まで

午後一時三十六分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

本日、議会運営委員会が開かれましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）　御報告申し上げます。午前十一時四十分より議会運営委員会を開きまして、追加議案の取り扱いについて協議いたした結果を御報告申し上げます。

議案第五六号、日野市一般職の職員の昭和五十六年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定、五七号、昭和五十六年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の二件と、報告案件の一件、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計継続費繰り越しの報告についての三件を本日の議事日程の最終の――皆様のお手元にある議事日程の請願上程の前の、報告二号の後に議案が挿入されます。それで給与案件の二件、五六号と五七号は、委員会付託を省略して即決ということに議会運営委員会ではなりました。よろしくお願いいたします。御報告終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより請願第五六－六号、「新一般消費税」新設に反対する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（本間　久君）　御報告をいたします。いま、議長から請願の議題が報告されましたけれども、「新一般消費税」の新設に反対する請願につきましては、全会一致で総務委員会で採択をいたしました。

中身は、実は国に向けて意見書を提出してくれと、こういうことでございますので、間もなく開かれます常任委員会に、総務委員会におきまして、正副委員長で原案をまとめて、議会最終日の意見書の中で決議をしていきたいと、このようなことでございますので御報告申し上げ、請願そのものは全会一致で採択をした、こういうことでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－六号、「新一般消費税」新設に反対する請願

の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六－八号、所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（本間　久君）　それでは請願五六－八号につきましてでありますけれども、所得税・住民税の課税最低限度引き上げに関する請願、これにつきましても、その趣旨が国に向けての意見書を出してほしいと、こういう趣旨でございまして、これまた正副委員長で原案をまとめまして、この議会の中で皆さん方にその原案を、再度、持ち回りを含めまして、委員の皆さん方の御了解を得て提出をして、御了承を求める、こういうことで、請願そのものを委員会では全会一致で可決をいたしました。以上、報告します。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－八号、所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五五－二七号、日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（一項）の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　請願五五－二七号、日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願の結果を御報告申し上げます。

この請願は、ソフトボール協会理事長、和田武典さん外百七十名の方から出された請願でございます。市内のソフトボール大会も十一回を重ね、参加チームも七十を超えておりますけれども、ソフトボール専用の球場がないということから、ぜひとも球場を備えていただきたい。こういうことで、一項といたしまして、多摩川河川敷に専用球場を二面以上建設すること、このことに関しましては、委員会といたしまして現地調査をし、また、さらに慎重審議の中では見通しもあるということから、全会一致、採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　その場所につきまして、どこの現地なのかわかれば教えてほしい、ということです。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（鈴木美奈子君）　この請願が出されたときに、現地の多摩川河川敷を現地視察し、さらに新しく新議員もお迎えいたしましたので、五月の二十二日、市内のスポーツに関する施設を全部見てまいりました。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　委員長、ちょっと勘違いしているんだけれども、河川敷はわかっているんですが、その河川敷のいまあるグラウンドですね、たとえば多摩川下の方のね、そういうとこなのか、あるいは日野橋を中心にどこなのか、場所を教えてほしいということなんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（鈴木美奈子君）　多摩川のところでございます。（笑声）

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　河川敷はわかっているんですけれども、場所を視察したという報告だから、その場所はどこなのか。ただ多摩川じゃ、ずっと調布の方までありますから：：。ですから、どこが一体その場所になるのかということですよ。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文鈴委員長（鈴木美奈子君）　東光寺の河川敷でございます。どうも失礼いたしました。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

（なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五－二七号、日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（一項）の件は、委員長報告のとおり一部採択と決しました。

次に請願第五五－二七号、日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（二項）の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、文教委員長より報告を求めます。

○文教委員長（鈴木美奈子君）　それでは審査報告を申し上げます。

二項につきましては、「日野市落川地先河川敷を、多摩市少

年野球が占拠しているので、このグラウンドを日野市に直ちに返却を求め、専用球場に充てること」となっておりまして、現地調査やその後の審議の中で、多摩市少年野球が占拠しているということはないということで、いろいろと委員長の方から、また、これに関連する議員の方から、代表者のところにも話し合いが行われ、その後、五月十八日に議長あてにこの請願を取り下げる、そういう申し出がありまして、委員会としてこれを認めました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、請願第五五－二七号、日野市ソフトボール専用グラウンドの早期建設についての請願（二項）の件については、取り下げることに決定いたしました。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第六及び第七を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際日程の順序を変更し、日程第六及び第七を先議することに決しました。

これより請願第五六－九号、日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは厚生委員会の審査報告を申し上げます。

請願第五六－九号、日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願につきまして、御報告申し上げます。

本件につきましては、東京土建一般労働組合日野支部土方茂さん外百十名の方から提出されたものでございまして、住宅改良資金を改善していただきたい、このような内容でございまして、委員会といたしまして審査いたしました結果、市の考え方といたしましても、建築資材等の値上がり等を考慮いたしまして、今定例会に条例の一部を改正いたしたいと、このような御説明もございましたので、委員会といたしましては、全員一致で採択することに決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長

の報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－九号、日野市住宅改良資金制度の改善を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五六－一五号、社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　請願第五六－一五号につきまして御報告申し上げます。

社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願につきまして、厚生委員会といたしまして、審査いたしました。本請願につきましては、東京保険医療協会会長の岩下さんから提出されたものでございまして、内容といたしましては、診療報酬の適正化の実施と、老人保健医療制度の確立につきまして、政府各機関へ意見書を提出していただきたい。このような内容でございます。近隣の市におきましても、すでに三市が採択しておりまして、十三市が現在審査中でございます。なお、今国会にもこの件が提案されておりまして、六月一日から実施になるんではなかろうか、このような委員会の開会中に担当者の方から御説明もございまして、委員会といたしまして慎重審議の結果、本件を採択することに意見一致を見ました。

なお、本定例会に、委員会といたしまして意見書をまとめまして提案いたしたい、このように考えておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－一五号、社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五五－一〇号、東京都自然環境保全事業団設立請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、厚生委員長より報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは請願五五－一〇号につきまして、御報告申し上げます。

本請願につきましては、東京都自然環境保全事業団設立の請願でございます。昨年三月の定例会に付託されまして以来、委員会といたしまして審査してまいりましたが、去る五月二十五日に請願者代表の三沢の玉置　章さんより取り下げいたしたいと、このような申し出がございまして、委員会といたしまして、本件の取り下げの申し出に対しまして、取り下げを認めるということで、意見一致を見ましたので、御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの委員長の報告のとおり、本請願については、取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、請願第五五－一〇号、東京都自然環境保全事業団設立の請願の件については、取り下げることに決定いたしました。

これより議案第三六号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三六号について、提案の理由を御説明いたします。

本議案は、地方税法の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年四月一日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは議案第三六号の市税条例の一部改正条例の専決処分につきまして、簡単に報告をさせていただきます。

このことにつきましては、過日の第一回定例市議会の三月の議会におきまして、議会の開会中におきまして、全協を開かしていただき、担当の方から詳細な説明をさせていただいたわけでございます。いま提案理由にもございましたように、三月三十一日の時点で国会通過、四月一日、条例の専決をいたしたわけでございます。よろしく御審議をいただき、御承認を賜りたいと存じます。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。説明の都合上、議案の末尾の方にとじてございます新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。

まず第二十四条関係でございますが、これは個人市民税の非課税の関係でございますが、従来二十二万円であったものが二

十三万円に改正をされたものでございます。この点が変わった点でございます。

それから均等割りの関係でございます。第三十条の関係でございますが、これは法人関係の均等割りの関係でございまして、文言の改正のみでございます。金額に――税率につきましては変化はございませんけれども、いわゆる上段にございます資本積立金額という文言がございますが、これが加わった点でございます。税率につきましてはそれぞれ変化はございません。次ページまでずっとそのように変化をいたしまして、文言改正のみでございます。

それから三十二条の六でございますけれども、これは法人税割りの税率でございます。従来の百分の十四・五が百分の十四・七、つまり〇・二%の引き上げがなされたということでございます。

それから三十二条の六の二関係でございますが、これは法人税割りの特例関係でございます。十四・五が十四・七、十四・五分の二・四が十四・七分の二・四、そのようにそれぞれ〇・二のアップをいたしたわけでございます。

それから五十三条関係でございますが、これは固定資産税の納税義務者の定義でございますけれども、これは文言改正でございます。ここに掲げてございますように「農住法」、この文言が加わったわけでございます。御承知のように昭和五十五年の十一月二十一日に施行になりました農住組合法、この成立に伴いまして固定資産税の納税義務者に、この文言を挿入いたしたということでございます。

ずっと飛びまして八十二条関係でございます。これは軽自動車関係の改正でございますが、従来は月割り課税というものがございました。今回の改正によりまして、この月割り課税が廃止になったということでございます。大きく変わった点は、それだけでございます。

ずっと飛びまして八十六条関係、これは文言整理でございまして、「納税義務……」云々というのが、「所有者……」云々というふうに文言改正がなされただけでございます。

以下、ずうっと飛びまして、ページがなくて大変恐縮でございますが、第百二十二条関係の特別土地保有税の納税義務者関係の改正でございます。これも先ほども申し上げましたように、農住組合法の施行に伴いましての挿入関係で、文言改正でございます。

以下、ずっと最後までその文言改正でございます。

最後に附則がございますが、以上申し上げました関係のそれぞれの附則の整理をさせていただいたわけでございます。非常に長くここに書いてございますが、要は以上申し上げたような改正に伴いましての文言あるいは計数的な整理をなされたわけでございます。

大変雑駁でございますが、以上、説明を終わります。よろしく御承認を賜りたいと存じます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　一点伺いたいと思います。地方税法の改正によりまして、法人の税率が百分の十四・七と、いままで百分の十四・五だったのが〇・二アップされたんで、それに伴う日野市の税収は、概算がわかったらお知らせ願いたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。先ほど御説明した中で、法人税率のアップに伴いましてどの程度の増収が見込まれるかという御質問でございます。これは、もちろん法人の、いわゆる事業内容によってかなり変化をいたすものでございまして、確実な数値はつかめませんけれども、担当者の方の計数といたしましては少額の、約一千万円程度のアップではなかろうかという、いまの段階でのはじき出しでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三六号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三七号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第八号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三七号について提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算第八号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月三十日付で専決処分したものであります。

補正の額は、歳入歳出それぞれ百二十万円追加し、歳入歳出予算の総額を二百二十一億六千二百七十八万一千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　御説明申し上げます。この八号につきましては、全額地方債の補正でございます。四枚議案書をめくっていただきますと、そこに歳入として市債が計上されてございます。百二十万でございます。この百二十万は、一般会計の方から流域下水道事業にいわゆる生財源として補てんされていたものを、年度末に至りまして、国の方から起債の枠百二十万が新しく承認され、決定されたということに基づく補正でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三七号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第八号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三八号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三八号について提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算第四号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月三十日付で専決処分したものであります。

補正額は歳入歳出それぞれふえませんが、ただ款の組みかえ

をするもので、歳入歳出の予算総額は十億六百六十九万四千円と、変わっておりません。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）につきまして、御説明申し上げます。

本補正予算は、前に提案説明をいたしました議案第三七号の昭和五十五年日野市一般会計補正予算（第八号）に関連して、歳入予算のみを補正するものでございます。既定予算におきましては、流域下水道整備事業にかかわります歳入を、下水道債といたしまして計上いたしましたが、昭和五十五年度に限りまして、本歳入予算を普通会計で計上するように、国並びに都の方から指導があった関係で、特別会計の市債を減額補正いたしまして、新たに同額を一般会計から繰入金として受けるように補正いたしたものでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　この項で質問していいのかどうか、ちょっと適当でないかもわかりませんけれども、聞くところによりますと、流域下水道の事業認可に関する問題でありますけれども、六月におりるやにいままでは聞いておりましたけれども、その点については、どういうふうに進んでいるのか、ちょっとお聞きしたいんですがね。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　流域下水道関係につきましては、この事業認可は、すでに五十五年の五月におりております。その後に、流域関連公共下水道といたしまして、枝線関係を日野市が施行することになりますが、これの関係の都市計画決定につきましては、五月二十五日に東京都の都市計画審議会を通っております。したがいまして、六月上旬にこれの告示が東京都において行われております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　都市計画決定はすでにおりているわけですよね。事業認可ということであったけれども、その事業認可がおりた時点によって、いろいろ調査もできれば、あるいはその費用で東京都の方は責任持って買収に取りかかれるんだ、こういう話だったもんですから、いままでの経過としてはちょっと話が違うように聞こえたんですけれども、私の間違いだったのかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。

下水道事業、流域関係の事業の進行状況でございますが、おっしゃるとおり都市計画決定がなされ、その上で事業の認可がなされて、その関係におきましては、すべての手続が終了してございます。したがいまして、事業の実施の時期に当然来ておるわけでございまして、東京都では、現在、地主さん方に測量をいろいろお願いをしている段階でございます。大多数の方々の御了解は、この時点で得られてきつつありますが、まだ一部の方の了解を取りつけてないために、鋭意この点の了承を得るために東京都並びに市の方で折衝に当たっております。

したがいまして、地主さん方の御了解が得られ次第、測量に入り、測量完了後に買収に入っていく、という運びになってまいります。幹線関係のボーリングは、前年度から実施をしております。そのほかの周辺の環境整備等の一環といたしまして、根川の流量を常時測定する、また、湧水等の調査を行うための井戸の観測、そういったものをこの五十六年度の当初から実施するように、東京都の方で現在、それらの運びを行っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　なぜ質問したかといいますと、いま結城部長の方から説明があったようなことは、ちょっと私たち詳しく聞いておらないんですよね。たとえば下水道委員会を開かれた際でも、先ほど言いましたように事業認可といいますか、いわゆる東京都が買収にかかっていく時期、あるいはそれぞれを尋ねたところが、その点については、あるいは旧庁舎の中に東京都からやってきて、専門的に取りかかるんだと、こういうような話だったんですけれども、一向に来ないというようなことですね。どういうぐあいで進んでいるのかということについては、いま、きょう初めてそういうふうに聞いたんですけれども、やはり議会に正確に報告するなり、あるいは議会ということでなければ、間の全協なり、あるいは代表者会議なりで報告するなり何やら、下水道に非常に関心を持っている重大な事業だけに、どういうふうに進んでいるのかということにつきまして、これは余り報告がなかったものですから、ちょっとお尋ねしたんですけれども。

それではもう買収に、あるいは土地の買収、それから測量にかかっているところですね。そういうことですね。その辺ははっきりしておかないとね。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。おっしゃるとおりでございます。したがいまして、地主さん方が御了解をしていただけましたら、直ちに測量に入る用意はできております。そのための地主さん方の折衝を、現在、行っているところでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それでは下水道委員会もありますから、そのときに詳しく尋ねてみたいと思いますが、それだけの資料をひとつ、取りそろえていてほしいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三八号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三九号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第九号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三九号について提案の理由を御説明いたします。

本議案は、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算第九号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月三十一日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ二億八千三百三十三万三千円追加し、歳入歳出の予算総額を二百二十四億四千五百十一万四千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは議案第三九号について御説明申し上げます。お手元にあります議案書のページを五枚ほどめくっていただきますと、歳入が出ます。そこから御説明いたしていきたいと思います。

三ページから十八ページまでは市税関係でございます。これらはいずれにいたしましても年度末最終の収入歩合、あるいは

調定の変更に伴う補正でございます。

十九ページをお開き願いたいと思います。十九ページから二十四ページまでは地方譲与税あるいは地方交付税等で、いわゆる外からの収入でございますが、これらはいずれも外部機関の額の決定による補正でございます。

二十五ページ、二十六ページにございます地方交付税につきましては、日野市は不交付団体と決定しておりますが、当初予算三千五百万の計上は、特別交付税を一応想定して普通交付税の中に見込んでおいたものでございます。当初予算におきましては、特別交付税を見込むことは事務規則上できませんので、一応そういう繰りかえの形で見込んでおいた額でございます。決定額は七十三万一千円の減でございます。説明欄に記載してある額が特別交付税として日野市に交付される分でございます。

次の二十七、二十八、負担金関係から四十二ページの都支出金までは、いずれも額の決定ということで補正させていただいております。

次に四十三ページをお開き願いたいと思います。四十三ページにつきましては、一番上段の市町村調整交付金がございます。これは五十四年実績の八〇%が交付されるという決めになっておりましたが、日野市は五十四年実績の二億六千五百五十六万五千円に対する八〇%といいますと、二億二千二百七十五万五千円でございますが、実際には八四%の増額という形で決定されております。以下は額の決定に伴う補正でございます。

五十二ページをお開き願いたいと思います。一般寄付金でございますが、これは秋山宗一さんという方の協力費でございます。

次は市債の六十二ページまで、いずれも額の決定に基づくものということでございます。

六十三ページから歳出になります。歳出につきましては、主として国あるいは都からの補助、あるいは起債額の決定に伴いまして一般財源の増減をさせていただいております。なお、そのほかに年度末でございますので、補正として不用額の減額も含むものでございます。

まず六十六ページにございます二段目の積立金でございますが、ここにございます数字のとおり公共施設整備基金、あるいは財政調整基金、市民会館建設基金等に、これらから出てきました繰越財源を積み立てさせていただいております。公共施設整備基金につきましては、この積み立てを行いますことによって、総額十二億四千五百六十九万、財政調整基金につきましては七億六千八百万、市民会館建設基金につきましては三億三千万というような額になります。

次に七十六ページ。下段に国民健康保険事業がございますが、当初予算一億五千万の繰出金を予定をしておりましたが、一億四千二百万で済んだ。八千万の減額ということでございます。

次に、主なところでは百ページ。百ページは土木費でございますが、区画整理事業に対します都市計画事業特別会計、繰出金でございます。五千万の減額。これは万願寺地区区画整理区域内での測量事業関係が繰り延べになりました。これは五十六年度当初予算の方に回してございます。その分の減額でございます。

なお、同じく目の五の下水道費につきましても、五千九百万の減額がございます。これは年度末額の確定に伴いまして、都に対する負担金の減による減額でございます。

次に、百十二ページをお開き願いたいと思います。これは教育費でございますが、需用費五百万の減額がここに掲げてございます。一番上段でございます。これらはいずれも燃料費、光熱水費等の額の余りを減額したというものでございまして、水道料金等につきましては、量水器等の設置による節約とも言える部分が含まれているわけでございます。

次に、同じくそのページの四番目の学校建設施設整備費の中に、マイナスではなくてプラス補正千四百六十七万一千円がございます。十五番、工事請負費でございます。これは平山中学校の校庭造成費の追加分でございます。

次に百十五ページ、百十六ページ、教育費の幼稚園費をお開き願いたいと思います。負担金・補助及び交付金の減額四千九百二十六万一千円が計上されておりますが、これは約五千万ですが、園児、いわゆる対象幼児数の減による補正でございます。左のページの財源内訳を見ていただければおわかりのとおり、国都支出金二千十四万の減額になっております。これは都の補助金の減、それに対応する市の持ち出し分の一般財源としての減額が二千九百三十万八千円と、そのようになっております。

最後に予備費でございますが、予備費は収支の計数整理のための計上でございます。

最初から三枚目の裏にございます第二表、地方債補正につきましては、いずれも年度末額の決定に基づきまして、限度額の補正をいたしたものでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。谷長一君。

○十番（谷　長一君）　社会教育費についてお尋ねいたします。百十七ページの三番の文化財保護費についてですけれども、この千二百八十万円の減額補正がなされました件については、説明欄にあるように埋蔵文化財発掘調査費ということになっておりますけれども、この減額がなされた理由、それからその後の調査団等がどのような組織でまたできておるのか。それとも、またできつつあるのか、そこいらについて質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。いま谷議

員が質問されましたように、これが減額になったのは、要するに調査団がどういうふうにして再成していくか、ということの過程において、調査が少し滞ったということのために、このような残を出したということでございます。それから、それに対応してどういうふうにその調査団の再成をなしつつあるか、ということでございますが、これにつきましては、大体、今年度に対しては、それに対応できるような体制がいまできつつありまして、ことしの調査に対しては十分対応していけると、こういうふうに考えております。以上。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　二点ばかり。六十六ページの市民憲章・市歌の制定等とありますけれども、現在、この市民憲章と市歌、これらの作業はどういうふうになっておいでになるのか、ということをお聞きしておきたいと思うんです。

いま一つは、百十二ページの大坂上中学校新築に伴う電波障害防止の補償ということですが、これら等については何戸ぐらいあったのか。以上、二点。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目についてお答え申し上げます。現在、市の中で職員によるプロジェクトチームをつくって検討をさせております。当初、予算に計上いたしましたときには、職員の検討を終えて、町の方々に参加していただくという形の中で、補償費等を組んだんでありますが、現在のところプロジェクトチームによる会合を通じて、いわゆるベースづくり、その作業を進行させている、そういう状況でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その戸数については、いま正確な数を持っておりませんけれども、調査して御報告します。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三九号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第九号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第四〇号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四〇号につきまして、提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第四号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月三十一日付で専決処分したものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ三千四百九十万四千円減額し、歳入歳出の予算総額を二十一億七千八百三十九万四千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは議案第四〇号の、昭和五十五年度の国民健康保険特別会計補正予算（第四号）につきまして、御説明をさせていただきます。

ただいま提案理由にもございましたように、今回の補正は、三千四百九十万四千円それぞれ減額補正でございます。五月三十一日の出納閉鎖までの関係を見込みまして、補正をさせていただいたわけでございます。

まず二ページ、三ページでございますけれども、都、国庫関係の補助金関係、助産費並びに高額療養、それぞれ確定額を計上させていただきました。それぞれ減額でございます。

めくりまして四ページ、五ページも、全目につきまして減額補正でございます。これも国庫同様、見込み額を立てまして、それぞれ減額補正をいたしたものでございます。

六ページ、七ページ、これは先ほど御審議賜りましたように一般会計の繰入金一億四千二百万円で見込みが立てたということで、八百万円の減額補正でございます。

次の八ページ、九ページは歳出関係でございます。療養給付費六百八十九万九千円の減額補正を見込んだわけでございます。

さらに十ページ、十一ページも同様、高額療養の見込額を立てまして、千七百七十八万九千円の減額をいたしました。

さらに十二、十三ページも同様、助産費の減額補正でございます。

十四、十五ページ、少額ではございますが、減額補正でござ

います。

最後、数値の調整で予備費の減額、二百三十六万四千円をいたしたわけでございます。よろしく御承認をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四〇号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第四一号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四一号について、提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第五号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月三十一日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ四千四百四十九万五千円減額し、歳入歳出の予算総額を、十億七千六百六十四万四千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　御説明いたします。

昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）の詳細について、御説明申し上げます。

補正予算説明書の二、三ページをお開き願いたいと思います。歳入予算でございますが、このうちの一般会計繰入金でござい

ますが、これは万願寺土地区画整理事業の審議会の委員の選挙、あるいは測量関係が昭和五十六年度の事業となってまいりましたために、これに見合いますところの経費を一般会計からの繰入金を減額補正いたしたものでございます。

次に四、五ページをお開き願いたいと思います。国庫補助金でございます。それと六、七ページの都補助金でございますが、神明上区画整理事業に対する国と都の補助でございますが、補助金の額が確定したことに伴いまして、それぞれを増額補正いたすものでございます。

次に八、九ページでございます。ここから歳出でございますが、まず万願寺区画整理費につきましては、先ほど歳入で御説明しましたように、審議会及び測量関係の経費が昭和五十五年度中に執行に至らなかったために、関係経費をそれぞれ減額補正するものでございます。

次の十、十一ページにつきましては、予備費の調整でございます。よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四一号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第四二号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四二号につきまして、提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算第五号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、

昭和五十六年三月三十一日付で専決処分したものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ七千八百三十一万四千円を減額し、歳入歳出の予算総額を九億二千八百三十八万円とするものであります。

なお、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算第五号につきまして、御説明申し上げます。

補正予算説明書の二、三ページの歳入予算のうち、使用料でございますが、昭和五十五年度の歳入見込額がほぼ確定してまいりましたことによりまして、それに合わせまして減額補正をいたしたものでございます。

次のページの一般会計繰入金は、歳出予算に見合う額に基づきまして、減額補正をするものでございます。

次の六、七ページの預金利子と、八、九ページの下水道債及び都市下水路債は、額の確定に伴いまして、これも補正いたすものでございます。

次の十、十一ページ以降は歳出でございますが、まず下水道建設費の委託料と工事請負費は、入札差金を、また、負担金、補助、及び交付金は南多摩流域下水道の負担金でございますが、これは額の確定によりそれぞれを減額補正するものでございます。

次は、多摩平処理場の維持管理費でございますが、このうちの工事請負費は、汚泥処理脱水機が老朽化してまいりましたために、機器を取りかえることの予算を計上したものでございますが、機種選定などの関係から、昭和五十六年度に事業を変更することにいたしましたために、減額補正をするものでございます。

次は十四、十五ページの都市下水路費の委託料でございますが、黒川樋管の建設を建設省に委託いたしましたが、この額の確定に伴うものでございます。また、工事請負費は、管渠築造延長を地主交渉の結果といたしまして、五十五年度施工分を短縮いたしましたために、五十六年度予算に振りかえまして、減額補正をいたすものでございます。

最後のページは、予備費の調整でございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四二号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第四三号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四三号につきまして、提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算第五号で、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月三十一日付で専決処分したものであります。

補正予定額は、収益的収入支出それぞれ千二百二十四万三千円追加し、収益的収入及び支出の予定額を十四億五千九十七万一千円とするものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　議案第四三号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算の内容につきまして、事務長より説明いたします。

第五号病院事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出についての補正でございます。

まず、収入につきましては、外来収益の千二百二十四万三千円でございますけれども、これにつきましては、外来患者の収入増によりまして、収益の増額をいたしたわけでございます。

支出面につきましても、収入補正予算同様千二百二十四万三千円を増額したわけでございますけれども、そのうち給与費の手当の七百四十二万円及び法定福利費の二百万円の減額につきましては、予算執行上、残額が生じましたので、減額をいたしました。

次に、退職給与費の百九十四万二千円の増額につきましては、三月末に看護婦一名が急拠退職いたしまして、退職給与金に不足を生じましたので、増額をいたしたわけでございます。

材料費の二千四百四十七万二千円のうち、薬品費の二千六百四十二万二千円の増額につきましては、既定予算を極力節約をする、ということで努力をしたわけでございますけれども、不足を生じましたので、やむを得ず増額をしたわけでございます。

次に、給食材料費の百五十万円並びに医療消耗備品費の四十五万円、それから三の経費の光熱水費の七十五万一千円の減額につきましては、予算執行上、残額が生じましたので、それぞれ減額をさせていただきました。

次に、医療外費用の支払利息の一時借入金の利息の四百万円でございますけれども、これにつきましては、当初予算に一時借入金の利息四百万円を計上いたしましたけれども、五十五年度におきましては一時借入金がなかったために、一時借入金の利息総額を減額したわけでございます。

なお、第四条関係の棚卸資産の限度額につきましては、薬品費等の増額によりまして、購入限度額を三億二千五百六十一万二千円に改めたわけでございます。

以上のとおり、三月三十一日をもちまして専決処分をいたしましたので、報告いたすわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　殿異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四三号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第五号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後二時五十　分休憩

午後三時三十三分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第四四号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四四号につきまして、提案の理由を説明いたします。

本議案は、日野市立公園条例の一部を改正するもので、今回新たに「ちょうまんびら緑地」を加えるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　議案第四四号、日野市公園条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、日本信販の宅地造成事業により完成し、都市緑地として帰属した緑地を、都市公園条例第二条別表一に加えるものでございます。場所は、すでに帰属しております「ちょうまんびら公園」に隣接しておりますので、「ちょうまんびら緑地」と呼ぶことにいたしました。面積は二千六百二十一・七四平米でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま、明快で聡明であられる市長でさえも、非常に何か、発音が苦しいような、これは私、地元にいまして、確かに「ちょうまんびら」というのは古くから言われているし、いまでもそうなんですが、字で書くと長万平と書くんですね。そういう点で、漢字で書けばこういうことはないと思うんですが、その辺、いかがでしょう。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　一応、このひらがなで呼ぶことにしてございますけれども、どういう字を書くか、漢字も私まだ承知しておりませんので、今後、検討してみたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　これはどうなんですか、いつも、特に信販の中の公園なんかを見ると、いろんな昔の新編武蔵風土記あたりで、あすこの固有名詞を取っているんで、建設部長がどんな字を書くんだか知らないなんて、ちょっとどうもいただけないんですが、これはいま少しだれが見ても読みよか

ったり、それにかなを振るんなら振って、すべきだと思います。なかなか発音的に、私たちが長年五十年も地元にいても「ちょうまんぴら」なんていうのは、言いにくくてきたことも事実です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういった語源のことも、関連して大切なことだと思いますので、その漢字の併用とかいう方法でやっていきたいと、このように考えます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四四号、日野市立公園条件の一部を改正する条例の制定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第四五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第四六号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第四七号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第四八号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは四議案につきまして、それぞれ提案の理由を説明いたします。

第四五号は、高幡若草こども広場の廃止に伴い、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

議案第四六号は、融資の限度額あるいは貸付期間及び償還方法の変更に伴い、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正するものであります。

議案第四七号は、貸付金額の変更に伴い、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正するものであります。

議案第四八号は、消防法の改正に伴い、東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更するものであります。

以上、四議案につきまして、詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願

いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　議案第四五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、高幡若草こども広場を地主から求めによりまして、五十五年十二月三十一日返還いたしましたので、別表の三からこの項目を削除するものでございます。

なお、この代替につきましては、本年度予算委員会の中で御説明申し上げましたけれど、他の地主より、いままでの場所の近くを借用できる、ということでございますので、現在、予算も認めていただいておりますので、この設置準備を進めているところでございます。

次に、議案の第四六号でございます。この説明に入ります前に、大変申しわけございません、訂正個所がございます。付則の、「この条例は、昭和五十六年七月一日から施行する」という最後の行がございますけれど、これから数えて後ろから三行目のロのところでございます。ここに「五十万円を超え」ということになっておりますが、この「五」を「六」に御訂正いただきたいと思います。大変恐縮でございます。よろしくお願いします。

それでは御説明申し上げます。提案理由にもございましたが、今回の改正は、最近の物価高にかんがみ、現行の融資限度額が実情にそぐわない、というようなことで、これを引き上げます。それと同時に、貸付期間等の延長を図るものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げますけれど、第四条、融資の限度額でございますけれど、第一号におきまして、高齢者居室増改築資金、並びに第二号の重度心身障害者居室増改築資金、いずれも百万円以内を倍の二百万円以内に、さらに第三号の一般住宅改良資金につきましては、五十万円以内を百万円以内に改めたい、ということでございます。

次に第七条関係でございますけれど、貸付期間及び償還方法でございますけれど、第一号、第二号ともに五年以内を八年以内に、さらに第三号の中のイを十万円以上六十万円まで、期間は三年以内、さらに、ロの六十万円を超え百万円まで四年以内、このように改めたい、ということでございます。施行につきましては、七月一日でございます。

次に、議案の第四七号でございます。生活つなぎ資金の貸付条例の一部を改正する条例でございます。住宅改良資金と同様に、最近の物価高から四十八年発足以来、このつなぎ資金につきましては、限度額を五万円ということで据え置いてきたわけでございます。やはり実情にそぐわなくなってまいりましたので、改めたいということでございます。

新旧対照表によりまして御説明申し上げますと、第二条、貸付金額一世帯五万円以内を三万円増額いたしまして、八万円以内、このように改めたいということでございます。さらに第八条、助産費の貸し付けの特例でございます。これにつきましては、第二号は、第二条との関連でございますけれど、金額を五万円から八万円までに改めまして、従来、助産費の貸し付けは十万円まででしたが、これを十六万円までに改めたい、ということでございます。

次に別表でございますけれど、貸付金の据え置き及び返還期間ですが、五万円以内の次に六万円から八万円のランクを設けました。据え置き期間につきましては、返還期間は五万円と同じ月数でございます。施行につきましては、七月一日でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　議案第四八号につきまして、御説明申し上げます。

提案の理由の中にもございましたように、消防法の改正に伴いまして、規約を変更するものでございます。

三枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

まず、旧につきましては、消防法第三十六条の二の規定ということでございますが、今回の改正によりまして、消防法第三十六条の三の規定に基づくと、こういう適用条文の変更でございます。よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第四六号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第四七号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第四八号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託をいたします。

これより議案第四九号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第四九号について、提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ九千三百五十八万四千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二百五億五千七百五十五万四千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入、歳出全般及び第二表地方債補正の説明を、関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　議案第四九号について、御説明申し上げます。

六月の補正は、例年ですと予算的な補正というのは非常に少ないわけでございますが、今年度は、選挙等の関係がございまして、かなりの額の補正となっております。

まず、議案書をめくりまして、予算説明書の方の三枚目から入ります。説明書の方の三ページ、歳入の方から御説明していきたいと思います。三ページ、四ページ、教育費国庫補助金でございます。これは第一小学校屋内運動場改築に伴いまして、国の補助を取るものでございます。ここの説明欄に書いてありますとおりの内容でございますが、その中の言葉といたしまして「不適格分」という表現がしてございます。これは、本年六月一日改正の建築基準法耐震構造という枠の中に当てはめたときの不適格、という意味の言葉でございます。この体育館は、築造当時、もともと体育館ではなかったために、ほかの体育館よりは増築分という百八十五平米少なくなっております。今度、新しく建てかえるに当たりましては、その分をふやしまして他の小学校の体育館、屋内運動場と同じ大きさにする、そういう形のものでございます。

次の民生費、これにつきましては、シルバー人材センターに対する補助金でございますが、いままでは都と市であったものが、今回からは国からの補助が入る、そういう形のものでございます。

次のページは、一応シルバー人材センターに対します、国分に合わせた都の補助分でございます。下段の落川地区センターにつきましては、五十五年出来高の差額分を、五十六年度へ回した分が計上されておるわけでございます。

次に十一、十二ページをお開き願いたいと思います。ここから歳出に入ります。歳出のうちの主な点だけを御説明いたしたいと思います。十二ページにつきましては、企画調整費の中の八、報償費、交通体系対策協議会（仮称）準備委員謝礼という項目が掲げてございます。これは日野市内の交通体系について、交通業務従事者の方々等からの委員会をつくりまして、それらの方々の専門的な意見、あるいはそういう立場からの意見等を徴して、答申あるいは参考意見等を得たいという、そういう配慮のもとに協議会を設定いたしたいということでございます。

報償費、旅費、需用費等にそれらのものが計上されてございます。

次の支所費の中の委託料でございますが、これは多摩平支所が警備委託になっておりますが、この多摩平支所に住んでいました職員がやめて出たということのために、無人化警備ということで、計上させていただいております。

なお、その下の工事請負費につきましては、その職員の出た後を含めて内部改修工事をいたしたい、そういう予算の計上でございます。

次に、主なものといたしましては、二十一、二十二ページをお開き願いたいと思います。これは民生費でございますが、一番上段にございます委託料につきましては、その説明欄に書いてありますとおり、国際障害者年記念行事としての計上でございます。中間答申に基づく事業ということでございます。

次に、中段にあります千四百七十二万六千円補助金、これは先ほど歳入で御説明しましたシルバー人材センター歳入見合いによるものでございます。

次の、下の段の需用費、修繕料、湯沢福祉センター汚水槽排水ポンプ取りかえ、以下、そこに記載されてます項目によります修繕でございます。

なお、その下段の工事請負費につきましては、高幡福祉センター移転開設という説明が書いてございます。これは高幡不動の境内にあります福祉センターを移転して、現在、高幡保育園仮園舎として使っている屋舎に移しかえる、という計画のものでございます。当然、その下にあります公有財産購入費も、それに関連する、プレハブを購入するための予算計上でございます。

次に、二十七、二十八ページにございます、一番上段の旅費、費用弁償、特別旅費の説明が書かれてございます。これは厚生委員会、ごみ対策委員会、議員の皆さま方の参加によりますところのごみ施設見学の費用の計上でございます。

それから三十ページ、説明欄の最上段、労政問題協議会（仮称）準備委員会謝礼というのがございます。これにつきましては、勤労者互助会等の発足に当たりまして、今後、労働者等のいろいろな問題点等の検討、あるいは対応、それらについての答申あるいは参考意見等を徴するための準備委員会を設定いたしたい、という構想のもとに、計上されております予算でございます。

次に三十七、三十八ページをお開き願いたいと思います。最上段にございます報償費の中の説明欄に、浅川環境整備促進協議会（仮称）となっております。これは浅川環境整備についての答申は、得られております。その得られました答申に基づいて、それを今度は実施段階に移すためのシンポジウムを開いていきたい、そういう考えのもとに計上されました予算でござい

ます。

次に三十九、四十ページ、その中で御説明いたす分といたしましては下水道費、上から二段目でございます。目の五、下水道費、二十八の繰出金六千九百十四万七千円がございますが、これは多摩平の汚水処理場の脱水機の新設でございます。先ほどの五十五年度専決予算説明の中で、都市整備部長の方から説明がありました脱水機、五十五年度に計上されておりましたものをここに、五十六年度に計上させ直していただいた、そういうことでございます。

次に、飛びまして四十五、四十六ページをお開き願いたいと思います。中段にございます工事請負費でございます。旭が丘小学校増築、これはすでに増築分の予算は計上されてございますが、先ほど説明しました六月一日付による建築基準法耐震構造強度という部分の法律編入によりまして、法の規制に適合するような耐震構造にするために、不足する予算をここに計上させていただいたわけでございます。その下段につきましては、第一小学校仮設教室移設あるいは屋内運動場撤去——屋内運動場撤去につきましては、第一小学校の屋内運動場の建てかえに伴うものでございます。それの歳入に見合います歳出の工事費の計上と、そういうことでございます。その下に三沢台小学校校庭改造、これは水の引きが悪い三沢台小学校の校庭を改造したい、という予算でございます。それから高置水槽設置といいますのは、これはすでに高置水槽が設置されてございますが、老朽化によって四小、平山小等は傷みが激しい、そういうことから老朽化による設置し直しのための予算でございます。公有財産購入費、十七のこれにつきましては、百草台小学校の分でございますが、第三期造築工事分の二十年分割の初年度分でございます。

次に五十三、五十四ページをお開き願いたいと思います。減額で十万円、報償費、成人式会場設営謝礼という欄がございます。ここを減額いたしまして、需用費、委託料に、それぞれ別の予算を計上させていただいております。これは先般、三月の予算委員会等で、成人式のありようを、というようなお言葉が、多々ございました。それらに対しまして、南平体育館で今度はしたい。成人式の方法、模様がえ等の変更によるものの予算を、ここに計上させていただいております。

最後に、一番最終ページの予備費でございます。このうち二億六千二百九十九万三千円は、本予算に対する財源充当として減額いたしたものでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○二十番（市川資信君）　この三月の議会においても私、一般質問で当初予算のことについてお聞きしているわけですけれども、当初二百四億円、今回二百五億円になっておるわけで

ございますが、いわゆる留保財源三億を今後使って、それを使い方によっては二十億とか三十億とかに使えると、企画部長の答弁をいただいたわけですけれども、これは日にちが六月議会ということで恐らくなかったんだろうということで、この留保財源の運用については、今回ほとんど載ってない状態です。しかし、五十五年度のいわゆる決算の九号を見ましても二百二十四億、それで五十五年度の教育費が六十八億になっているわけです。今年度が四十六億、これらを通してみますと、明らかに人口動態というものが横ばいになっておる、こういうことが、はっきり数字の上で出ているわけです。したがいまして、本来学校教育予算というものに多く割愛されていた、この一般会計予算の中で、当然、日野市の予算の使途というか、方向づけというものが大きく変わっていく時期だということも、当初、申し上げてあります。しかし、今回それに該当するような補正予算が、何ら、せっかくの、大変優秀な成績で当選された市長のビジョンというものが、今回、示されてない。

そういう中にあって、私は一般質問でも申し上げたとおり、いわゆる社会資本の充実というんでしょうか、社会教育センターであるとか、あるいは体育館であるとか、婦人会館等もその中に含まれるだろうと思うんですが、そういったものは含まれてない。そういうものに対する基本姿勢というものを、今後九月議会にもって向けていくのかどうか。あるいは、ほかの面でこの留保財源というものを使用しているのかどうか。その点の基本的な問題について、お聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

確かに御指摘のとおりのニュアンスが、この補正予算で感じられるかと思います。ただ、私たちとしましては、三月予算を編成するときに想定されておりましたのは、二十小という問題がございました。これは参考までに申し上げますと、学校を一校つくる総予算の中で、一般財源の占める率というのは、約十分の一ぐらいになっているわけです。たとえば、平山中学校を例にとりますと、一般財源は五千八百万ですが、二十数億の学校建設費というものが計上されてきているわけです。当然、私たちも三月、予算のときには二十小を想定して、そのような御答弁を申し上げたところでございます。ただ、何分にも用地交渉等の見返りの部分がございますので、あるいは新規事業という分野に入るという、その両面から、計上は差し控えさせていただいたわけでございます。

今後、いま御指摘のような公共事業、いわゆる社会資本の充実の施策の中で、当然、九月議会に向けてそれらの施策を展開するための予算配分ということは、十分にいまのところ考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　企画部長のいまの答弁で、おおむね理解いたしました。ぜひそういう方向で、特に教育問題や、特にむずかしい点、含んでいるだろうと思います。地域格差、人口増に伴うところで学校が足りない、あるいはドーナツ現象になっているところでは、教室が余りかけているという大変むずかしい同じ日野市内にある行政の中で、その辺をコントロールしながら運営するということは、大変だろうと思うんですが、三多摩各市においても、日野と同じような現象が生じているわけです。したがって、各市では、もう今年度予算で、当初からそういった社会資本充実という面に向かって、もうスタートしているわけです。私どもは、市長選があるために、こういったものを遠慮したんだろうと思って、三月議会では、それほど追及しなかったんですが、ぜひそういう方向にこの日野市でも向かっていっていただきたい。

最後に、一点だけちょっとお聞きしておきます。二十二ページの高幡の福祉センターの問題ですが、これは期限切れのために、こういうふうにならざるを得なかったのか。あるいは地主の方からこういう要請があって、こうならざるを得なかったのか。そして、この予算づけについての、地域と住民との話し合いはどうなっているのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。最初の、期限切れかどうかという御質問でございますけれど、この高幡福祉センターにつきましては、前々から地主の方から返還を求められておりました。これは更新の際に、その都度求められていた状況がございます。そういう中で、たまたま今回、高幡保育園の問題等がございまして、一応さらに強く求められた、ということでございますので、この際、やはり返還せざるを得ない、ということでございます。

それから地域住民との話し合いにつきましては、まだそういう状況に至っておりません。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　十二ページの下の方の、多摩平支所内部の改修という説明があったが、ただ改修で、どういうふうに改修するんだか、そうした目的とか、そういう点を詳細に説明願いたい。

それから、ただいま市川議員から質問があった、この福祉センターの移転の件ですけれど、場所とかそうした点について、なお詳細な説明を願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答え申し上げます。ただいまの御質問の、十二ページの十五、工事請負費の二百二十七万円の工事内容いかん、という御質問でございます。

まず、先ほど企画財政部長が説明申し上げましたように、あの多摩平支所には、職員が、あすこに常駐といいましょうか、おりました。この職員が、他に転出をいたしました関係から、その転出した場所を、倉庫並びに書庫、それから更衣室とか職員休憩室に改めたい、こういう内容の工事でございます。それで、当初予算に二百七十万円のお認めをいただきまして、今回二百二十七万円でございますから、合わせまして四百九十七万円でその工事をいたしたい、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　福祉センターの場所でございますけれど、これにつきましては、高幡の市営住宅がございますが、その隣りでございます。そこには、現在、高幡保育園の仮園舎がございます。今回ここでお願いいたしますのは、その約半分を高幡福祉センターの代替としてお願いしたいということで、購入費、それからそれに対する改造、こういったものをお願いするわけでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほどの多摩平の件ですが、今度は無人になるというんですが、今度は無人警備というような話ですけれど、そういうことについて不安はないかどうか、そういう点。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答え申し上げます。先ほどもこのことにつきましては、企画財政部長の方から説明がございました。十二ページの下から二番目の、十三の委託料の関係でございます。「日本警備保障協会」といいましょうか、そこへ警備委託をいたしておるわけでございます。それで、他の部署におきましても、その委託経験はございますし、その不安はないと信じております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　説明書の二十二ページ、需用費の修繕料、湯沢会館の汚水槽排水ポンプの取りかえと空調の取りかえ、廊下及び脱衣のところの取りかえ、こういうことの第一点で、当初予算のときには、こういう修繕費がわからなかったかどうかということが一点。

二点目として、こういう恐らく役所では償却をしていくと思うんですが、償却の年数に達したのかどうか。

それからいわゆる床の張りかえ等なんかを見ると、そうでなくとも湯沢会館をやった業者に対しては、いろんな風聞が飛んだ中で、そういう検査や、いわゆる工事上に触れない、遺漏がなかったのかどうか、その三点をお聞きします。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　湯沢福祉センターの修繕費の関係でございますけれど、当初にわからなかったのか、と

いう御質問でございますけれど、それぞれ内容がございます。確かに、当初にわからなかったということが言えると思いますが、最初の汚水槽への排水ポンプの件でございますけれど、これは二台ございますけれど、このうちの一つが完全不良である。それから空調関係については、これがやはり老朽、まあ、年数がたってないわけですけれど、一応老朽してしまった。それから廊下の張りかえでございますが、これは白アリの発生で、こういうお願いをせざるを得ない、こういうことでございます。

したがいまして、年数の問題をおっしゃられますと、償却年数に対しましては、まだこれに達してない状況であると、このようにお答え申し上げます。

遺漏の問題につきましては、そのようなことはないと、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま十分、もちろんポンプにしても、汚水槽の排水ポンプにしても、空調の方の循環ポンプにしても、こういうような耐用年数というのは、役所で五年とか、三年とか、十年とかあると思うんですね。それから工事上に何かあった場合には、何年間のいわゆる保証というふうな問題が、当然、まあ工事に不正があったのかないかって、あの業者が云々ということは、何というか、あと責任を、たとえば田中組に取らせたというような経緯を知ってるんで、私が当選してきてからでも、まだ丸八年を経過しない中でできた経緯から見れば、私もそういう耐用年数とか、償却のことは多少は知っているつもりなんですが、その辺をやむを得なかったというような解釈でいいのか。特に床の張りかえなんていうのは、そうなると管理上、いわゆる使用上の問題にも何か欠陥があるのか。聞いてみると、いま白アリの発生だというけれど、白アリの発生というのは、木造の部分に恐らく床板ということの張りかえだから出たんだろうと思うんですが、その辺の耐用年数は、何が何年でどうだ、というようなことを、いま少しお答え願いたいと思うんですが。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　耐用年数といいますと、ここの建物につきましては、鉄筋でございますので、大変、普通の木造よりも長いわけでございます。それが、鉄筋が何年であるとか、木造が何年であるとかいうようなことを、ちょっと私も具体的に、耐用年数のことはわかりませんので、これにつきましては、後ほど技術者の方から伺いまして、御返事申し上げたいと思います。

それから、先ほどの白アリの件でございますけれど、ここは、お風呂の近くで、水が下の方へ回りまして、白アリが発生した、このように私も伺っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　成人式の、南平体育館ということですが、最近すばらしい体育館をつくっていただいた、という市民からの声なんですが、どうも入り口が一カ所で出口がない、ということで、市民の皆さんは、できれば一番橋から、京王線を渡ったらすぐ左へ、ひとつ道路を何とか市で確保していただけないか、というのが、これは大きな声でございますので、これまだ成人式は来年のことでございますので、できれば早急に地主さんとの交渉をいただいて、まず成人式には、新しい年のスタートからひとつ道路が使えるような形でお願いしたい、と思うんですが、その辺いかがでございましょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南側の都道から、直接入る道のことも考えられるわけでありますが、本来は京王線に並行をして、そして踏切のところまで道を延ばす、というのが一番必要だ、というふうに考えております。ただ、地主の協力が得られなかったもんですから、そのあたりが完成しておりませんけれど、できれば京王線に並行する道を先につくって、どちらからも入れるというふうにいたしたいと、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま、湯沢会館にまつわる修繕費の問題で、総務委員会でいろんな、慎重に御審査していただいていると思うので、あえてほかは申し上げませんが、私、考えてみると、市のりっぱな技術人もいられるし、検査官もいられる中で、しかも恐らく役所のことですから、契約上の問題があって、やっぱり契約に違反するものは、必ず責任をとらせる、というようなことがなければならないんではないか。ただ、市長、非常によく綱紀の問題とか、職員の何か、まあ市民対話というようなことを持っても、やっぱり根本をなすものは、そういう業者に対しても、職員に対しても、そういうことが的確に行われているかどうかということを、私は非常に懸念しておるんですけれど、この湯沢会館なんかの問題も、つくったときの完成時にいろんな東洋鋼管の問題に対しては、議会からもいろんな問題も提起されているし、後の保証の問題、保証期間の中にどうするというような問題の後見になった会社もあるだろうから、その辺のこともやっぱり――何か、そのときだけ過ぎてしまえば、まあ役所のことだからいいんだ、何か一面だけを厳密にやるというような感があるんで、そういうことのないように強く自分は意見で申し上げておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四九号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費、第二表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、土木費を都市整備産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第五〇号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第五〇号につきまして、提案の理由を御説明いたします。

本議案は、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出それぞれふえませんが、ただ目の組みかえをするもので、歳入歳出の予算総額は、二十三億五百五十万七千円と変わりありません。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　議案第五〇号の国民健康保険特別会計補正予算につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

まず二ページ、三ページをお開きいただきたいと思います。ただいま提案理由の中でございましたように、補正数値につきましては、増減ございません。内容の補正のみでございます。本年の三月の第一回定例市議会の際、予算特別委員会の席に御説明を申し上げた旨、私も引き継いだわけでございますが、東京都の方で支出の方向が変更がございます。いずれ次の議会に補正予算で提案を申し上げます、という御説明をさせていただいたわけでございますが、それに基づきまして、この五〇号の提案をいたすわけでございます。

つまり、五目の結核云々という項目でございます。補助金関係でございます。これは前の給付費補助金に入っておりますし、それから今回の高額療養費につきましては、前回の調整補助金の中に入っております。それから入所老人補助金につきましても、前回の調整補助金の中に包含されておったものでございます。ここに改めまして、東京都の補助要綱に合わせ、補正をいたすものでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五〇号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第五一号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第五一号につきまして、提案の理由を説明いたします。

本議案は、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ六千九百十四万七千円追加し、歳入歳出の予算総額を十二億八千四百四十八万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から昭和五十六年度の日野市下水道事業特別会計補正予算第一号につきまして、御説明申し上げます。

まず、予算説明書の二、三ページをお開き願いたいと思います。歳入予算でございますが、この補正予算につきましては、歳出予算に見合う額を一般会計繰入金として受けるために補正いたすものでございます。

次に、四ページ以降の歳出予算でございますが、一の下水道総務費でございます。これと次ページの二の維持管理費に計上してございます役務費につきましては、排水などの水質検査を都立衛生研究所にお願いして分析を行っておりますが、都の手数料条例の改正に伴いまして、本年四月一日から手数料がアップいたしましたことに伴います不足分を補正いたすものでございます。

次は、その下の十五の工事請負費でございますが、先ほど一般会計の補正予算で、企画財政部長の方から御説明を申し上げました、脱水機の取りかえでございます。これは老朽化に伴いまして、脱水効率が非常に低下してまいりました関係上、新たな機種を選定いたしまして、設置するものでございます。

次に八ページの都市下水路費につきましては、黒川都市下水路の施工に伴う公共用地の確定測量を実施する請負費を補正するものであり、また、次の十ページの公債費につきましては、下水道事業を進めるに当たりまして、費用の一部を東京都の共済資金から借り入れ、事業を実施しておるわけでございますが、これの償還及び借り入れの額が確定したことに伴いまして、手数料を補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五一号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第五二号、市道路線の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第五二号につきまして、提案の理由を説明いたします。

本議案は、平山十九号線、平山二十号線及び高幡六号線を、道路法第八条の規定に基づき、市道認定するものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御説明申し上げます。議案第五二号、市道路線の認定でございます。平山十九号線につきましては、市道を整備したもの、平山二十号線につきましては、開発行為によるもの、高幡六号線につきましては、高幡駅前の通りでございます。いずれも道路の移管事務が完了したために、認定をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五二号、市道路線の

認定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第五三号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでありまして、地方税法第四百二十三条第三項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

恐縮でございますが、お手元の議案の部分に対しまして、上段から現住所、日野市大字日野七七七三番地、氏名、大塚和郎さん、生年月日は昭和五年七月二十九日生まれと御記入くださいますように、お願いをいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　詳細説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　ちょっと質問いたしますが、いままでこうした委員が任期満了になった場合は、その付近の、近所なり、そうした会派に連絡をして、そうして適当な方を選定してもらいたい、というようなことでいったわけですが、古谷市長のときはそういうことだったんですが、森田市長も一期はそうだったと思うんですが、二期から三期になったら、だんだんそういうことでなくなって、そうして自分の方で決めて、私はこの方が悪いというわけではないけれど、自分の方できめつけて、それでこの人をどうということだけれど、これはいままで古谷市長がやったようなやり方は、非常に民主的だったと思うんですが、森田市長は、憲法を市政に生かそうといいながら、こういうやり方はちょっとおかしいではないかと思うのだけれど、そういう点について、御回答願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人事に関係することでございますが、提案の責任は理事者にございますので、そういう意味で責任を尊重し、憲法に沿っておる、というふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　今度の方を見ますと、私は人物をどうというわけじゃないですが、地域関係とかそういうことを、市長は考えたかどうか。やはり今回のなにからいくと、そういうことを言ってはまずいんだけれど、浅川の南から

は、だれも一人もいなくなるというわけですが、そういうことを全然無視してやったということは、やはり会派等について、いままでのようにそういうことであれば、そういう地域のバランスとかそういうのを考えてやるわけだけれど、そういうことをやらないということが、任免権は市長にあって責任はあると思うんだけれど、そういう点が、私は、いままで古谷市長がやったような穏やかなやり方でないと思うんだけれど、そういう点についてどう考えているか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後も、なるべく御了解の得られる方法で進めていくのが当然であると、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　私は、こういう人事案件で、しかも代表者で、この代表者会議に出ておるんで、この大塚和郎さんのことについてでなく、いわゆる固定資産評価審査委員会のことについて一点、それから要望として一点を、会派の代表という立場でお聞きしたいと思います。

第一点は、市長に伺いたいんですが、固定資産評価審査委員会というのは、三名と承っておるんですが、これは条例を見ると、条例には定数が三名ということが載ってないんですが、ほかにどこに載っているのか、ちょっと承りたい。第一点。

第二点目としては、いま、うちの方の会派の会員である高橋議員からも出ているんですが、いわゆる地域性と、しかも同じ主権者であっても立場の異なった、たとえば農業者なら農業者というようなものを出すことの方が、ベターではないか、こういうことを二点目は、要望で申し上げておきます。一点目だけお答え願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方税法でございますが、条項につきましては、担当からお答えをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。ただいま提案理由にもございましたように、地方税法の四百二十三条第二項の規定によりまして、「固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人とする」そういう一つの決めがございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　それは市町村を意味しますか、都道府県のどちらですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答え申し上げます。市町村でございます。市町村に三人を置く、です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五三号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件は原案のとおり同意されました。

これより議案第五四号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第五四号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、衛生処理場の焼却炉の二十四時間稼動に伴い、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の五四号につきまして、私の方から詳細な説明を申し上げたいと思います。

職員の定数を十三名増加したいと、こういう提案でございます。一枚めくっていただきまして、水道、病院を除く市長の行政部門において、七百十九名を七百三十二名にする。これは清掃課で十名、それから都市整備で三名、こういう内容になっておるわけでございます。それで最後へ参りまして、日野市の職員の定数の総計でございますけれども、千三百三十二名と、こういうふうになるわけでございます。新旧対照の表の方も御参考賜りたいと思います。

まず、十名の職員の増でございますけれども、生活環境部の清掃課の中で十名ふやしたいと、こういうことでございます。ごみが毎年四％ずつ累増してきているという現状でございますので、現在のごみの焼却体制といいますのは、七時三十分から夜の十時までの焼却体制でございます。これでやっていけない、要するにしょっちゅう野積みのごみが出るというふうな現状でございますので、御提案申し上げる職員の増等をお願い申し上げまして、八月一日から二十四時間体制で、ごみ焼却を通しで燃やしていきたいと、このように考えておるわけでございます。現在十二名で当たっている第二係の焼却の職員を、十二名を十名ふやしまして二十二名の四班編成にしまして、昼夜兼行で日勤、夜勤の二十四時間体制で焼却をする、こういうものでございます。市の方としましては、市の職員の協力が得られ、過大な要求が持ち込まれない、というふうな状況ならば、直営でや

っていきたいということで、種々努力をしてきたわけでございます。ごみの野積みの現状を見ては、最大限の努力をするという職員の意欲でございます。職員数におきましても、十名と非常に過少な状態、というふうに認識しておるわけでございます。手当等につきましても、職員の協力が得られた状況でございますので、市の直営ということで、今後の二十四時間体制をやっていきたい。それの十名のお願いでございます。

それから三名でございますけれども、下水道で土木技術者二名、それから区画整理で土木技術者一名、この両事業とも事業拡大の時期に来ておりますので、三名の土木技術者の追加をお願いするものでございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五四号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第五五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第五五号についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、夜間のじんかい焼却作業に従事する職員の手当を新たに加えるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の五五号でございます。これにつきましては、特殊勤務手当の改正でございます。別表の三、九部といいますのは、新旧対照表の一番上に、第九部清掃手当となっているものでございます。この中に日額五百円とございますのは、三月の議会で議決を賜ったものでございますけれども、今回は夜間勤務についての手当としまして、ただし書きを入れていただくわけでございます。ただし、夜勤者については、一勤務について二千円を、要するにじんかい焼却の特殊勤務手当として支給するんだと。

それで、この一勤務でございますけれども、夜間でございますので、午後四時四十五分から翌日の午前九時までございます。特殊勤務手当でございますので、不快な、要するに不健康な状態についての手当でございます。それに、非常に長い時間の抱束でございますので、病院の看護婦の特殊勤務手当は、一勤務について三千円でございますけれども、看護婦については、看護婦としてのいろんな、看護婦をなかなか募集しても集まらないというふうな状況等とか、あるいは他の病院との見合いで、三千円というものが決まっておるわけでございますけれども、このじんかい焼却につきましては、他市見合いもございますので、二千円ということで、長時間抱束あるいは不快、不健康というふうな状態での特殊勤務手当として、二千円を新たにつけ加えていただきたい、とこういう内容のものでございまして、五四号のごみ焼却と連動するものでございますので、よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第五五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより報告第一号、昭和五十六年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第一号について、報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、昭和五十六年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　報告の第一号は、昭和五十六年度の日野市土地開発公社の事業計画の報告でございます。五十六年度の土地開発公社の事業計画としましては、別紙として御報告申し上げてあるものを、ごらんになっていただきたいと思います。

まず、五十六年度の計画としては、四万八千三百五十三平米の買収計画を持っておるわけでございまして、金額としましては、五十三億三千五百四十五万七千円と、こういうものでございます。

まず公共用地の取得でございますけれども、これにつきましては、四万二千三百五十三平米ということで二小、それから二十小、二十二小の買収を計画しておるわけでございます。五十五年度につきましては、非常に報告すべきものがなかったわけでございますけれども、五十五年度から継続して交渉しているという状況の中で、五十六年度には結実、実らせていきたいと、こう考えているわけでございます。

万願寺の土地区画整理事業の公共用地につきましては、二千平米を計画しておるわけでございます。五十五年度につきましては千平米程度の買収というふうな状況でございますけれども、五十六年度は、その倍の用地を確保していきたい。

それから公有地の拡大推進でございますけれども、これは四千平米でございます。五十五年度実績でも、三千八百でございますので、大体同じ計画、こういうことでございます。

それから学校用地の造成、これにつきましては、公共用地の取得の二小、二十小、二十二小にかかわるものでございます。

測量設計等につきましても、同様のものでございます。

それで、計画としましては、五十三億三千五百四十五万七千円でございますけれども、公社の全体の予算としましては、六十八億二千万円という規模でございます。こういうふうなことで、五十六年度の計画を報告申し上げる次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第一号、昭和五十六年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第二号、昭和五十五年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第二号について、報告申し上げます。

本報告は、高幡保育園改築事業外三事業にかかる一般会計繰越明許費の繰越額を、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により、報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　報告第二号について、御説明申し上げます。議案書の一番最終ページでございますが、ここに掲げられてあります事業につきましては、まず第一番目

の高幡保育園、十二月の議会で予算審議の経過の中で御承認いただいた事業でございます。なお、繰り越しについても、そのとき御承認いただいているわけでございます。

土木費の滝合橋、これは三月議会、根川改修工事も三月議会、都市計画道路二・二・五にかかわる分につきましては、同じく三月の議会で、それぞれ予算審議の中で御承認いただいております。ただ、年度終了により繰越額が決定いたしましたので、ここに計算書をもって御報告いたすわけでございます。それぞれの額につきましては、その表に掲げられておるとおりでございます。

なお、一番上の保育園につきましては、工期は八月三十一日までになっております。滝合橋については、四月三十日までということですでに終わっております。それから根川につきましては、五月十日という工期になっております。それから都市計画道路につきましては、六月三十日までの工期ということで御承認をすでにいただいております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第二号、昭和五十五年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議案二件の提出がありましたので、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。議案第五六号、日野市一般職の職員の昭和五十六年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定、議案第五七号、昭和五十六年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　議案第五六号及び議案第五七号についての提案理由を申し上げます。

まず、議案第五六号についてでございます。本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第十六条に定める期末手当

百分の百四十を、昭和五十六年六月期に限り、百分の百六十二・五とする特例条例であります。この支給率については、五月二十九日職員組合と交渉の結果、妥結したものであります。

次に、議案第五七号について申し上げます。本議案は、昭和五十六年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例を制定するもので、今期の支給率を百分の二百二十二・五とするものであります。

両議案の詳細につきまして、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の五六号でございます。理事者から御提案がありました内容のとおりでございまして、昨年の支給は二・二カ月のプラス六千円というアルファがついたものでございますけれども、ことしにつきましては、アルファについてはいろいろ批判がある、というふうな状況の中から、率のみの支給というふうな、精力的な交渉を行ったものでございます。その結果、二・二二五カ月分と、こうなったわけでございます。職員につきましての平均の支給額は、三十七歳の平均年齢でございまして、四十九万九千四百九十五円と、このようになるわけでございます。

それで、この率につきましては、各市ほとんど立川を除いて、同一の率をもって妥結しておる次第でございます。概要でございますが、そのような形での率でございます。

五七号につきましても、同様でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本二件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本二件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五六号、日野市一般職の職員の昭和五十六年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定、議案第五七号、昭和五十六年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特

例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま報告一件の提出がありましたので、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより報告第三号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計継続費繰り越しの報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　報告第三号について、報告申し上げます。

本報告は、日野市立総合病院増改築事業にかかわる継続費の繰越額を、地方公営企業法施行令第十八条の二第一項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　それでは報告第三号の内容につきまして、説明をいたします。

本報告は、昭和五十五年度、昭和五十六年度の二カ年間の継続事業で、日野市立総合病院の増改築工事を実施しておりますけれども、昭和五十五年度の資本的支出予算で、継続費予算計上額二億九千八百九十九万一千円のうち、二億九千八百六十九万四千六百十円につきましては、支払義務が発生いたしましたので支出をいたしたわけでございますけれども、印刷製本費等事務費に二十九万六千三百九十円の残額が生じましたので、地方公営企業法施行令第十八条の二の第一項の規定によりまして、翌年度に繰り越しをすることになりましたので、議会に報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第三号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計継続費繰り越しの報告の件を終わります。

これより請願第五六－一六号、給水本管の口径変更に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六－一六号、給水本管の口径変更に関する請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより請願第五六ー一七号、市立婦人センター建設に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五六ー一七号、市立婦人センター建設に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時一分散会

六月九日　火曜日（第三日）

昭和五十六年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十一号

六月九日　火曜日　（第三日）

出席議員（二十六名）

一番	黒川重憲君		十五番	板垣正男君	
二番	市川芳太郎君		十六番	奥住芳雄君	
三番	秦正一君		十七番	石坂勝雄君	
四番	飯山茂君		十九番	林重義君	
五番	川嶋博君		二十番	市川資信君	
六番	中山基昭君		二十一番	島村孝志君	
七番	大柄保君		二十二番	大越久雄君	
八番	古賀俊昭君		二十三番	一ノ瀬隆君	
九番	藤林理一郎君		二十四番	竹ノ上武俊君	
十番	谷長一君		二十五番	米沢照男君	
十二番	本間久君		二十七番	高橋通夫君	
十三番	橋本文子君		二十八番	佐々木昭雄君	
十四番	鈴木美奈子君		二十九番	正国務君	

欠席議員（四名）

十一番	名古屋史郎君		二十六番	杉山寅三郎君	
十八番	滝瀬敏朗君		三十番	三浦重春君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子君

議事日程

昭和五十六年六月九日（火）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十時二十分開議

○副議長（島村孝志君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十名であります。

本日、議長所用のため休んでおりますので、副議長の私、島村がかわりまして本日の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは日程第一、一般質問を行います。

一の一、日野都市計画道路二・一・一について――立川基地と関連して――についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（板垣正男君）　先般議会で立川基地の新しい滑走路の建設に伴う自衛隊の使用問題を論議されました。私は今回、立川基地と関連させつつ、幹線道路の問題を質問を行いたいと思います。そこで、直接関係があるのではないかと思われます日野都市計画道路二・一・一について質問項目をしぼったわけでございますが、御承知のように、この二・一・一の計画道路というのは国鉄中央線の西側を立川から日野に入ってくる計画道路であります。まだ市当局からわれわれは直接この道路計画の今後の建設方針を伺ったわけではないのでありますけれど、私が聞いたりあるいは調べた範囲内で質問を行っていきたいと思います。

最近鈴木都知事のマイタウン構想なるものがマスコミその他で取り上げられまして、今後十年間、あるいは二十年間の東京の町づくりの構想なるものが発表されております。都民に向けておりますこのマイタウン構想の内容は、確かなものはわれわれにはまだ理解できないのでありますけれど、しかし都政のねらいというのが本当に一千二百万都民の住みよい町づくりを進めるマイタウン構想になっているかということを考えるならば、きわめて疑問にならざるを得ないわけであります。たとえばマイタウン構想の重要な行政内容の一つの公共投資計画を取り上げてみますと、これまで革新都政が進めてまいりました福祉施策などを中心とした行政内容から、幹線道路をつくるという方向に転換されていると言われているわけであります。そして鈴木知事は就任早々計画道路の建設を確認する発言を行い、関係者を驚かせたということはまだ記憶に新しいところであります。このマイタウン構想における計画道路の推進ということが行われますならば、二十三区だけでも学校は百七十八校転校しなければならないとか、保育所や幼稚園は三十一ヵ所、病院は十一、公園や緑地は二十六ヵ所、国指定文化財六ヵ所を分断すると言われておりますし、十数万戸の一般住宅を分断あるいは移転等等が行われる計画になっているわけであります。これらの幹線道路の建設には莫大な公共投資資金が必要になるわけでありますが、これは現在東京都が進めております財政再建計画の中で

生み出そうとしているわけであります。私は多く申し上げるまでもなく、この財政再建計画も都民の負担によるところが大部分であることはもう明らかであります。

そこで、こうした東京の全体の幹線道路計画網の建設確認が行われる中で、三多摩の道路づくりも現在見直し作業が行われていると伝えられております。立川基地の本格的な滑走路の建設工事が現在進んでおります。防衛庁はことしの十一月一日をもって使用開始を行いたいとの方針を打ち出しております。それと並行して、基地内に六十メーター幅の道路がつくられることになっております。一体この道路はどういう方向に延びていこうとするのか。立川市民だけではなくて、立川に隣接する日野市など、強い関心の的にならざるを得ないわけであります。私は先般立川基地の滑走路建設現場を調査してまいりました。調査当日強い風が吹いておりまして、先が見えないくらい砂じんが舞い上がっておりましたが、着々と進められているその先が一体どうなるのか、この砂じんのようにわれわれには全くわからないままに計画が進められているというのが現状ではないかと思います。

そこで私は市側に質問を行いたいと思います。東京都のマイタウン構想の中で、幹線道路づくりが一つの中心をなしているわけでありますが、立川基地の六十メーター幹線道路の南側の延長が当然日野市に入ってくることが予想されます。どういう方向に進んでいくのか、たとえば、計画道路二・二・一に接続するものなのかどうかという点を一点お伺いしたいと思います。

二点目は、多くの都民や市民に関係するこうした幹線道路の建設でありますから、当然民主的な手続や十分なる地元の協議を経なければならないと思うわけであります。こうしたことで日野市に協議が行われているのかどうか、あるいは全く連絡もなく、あるいは協議の話もなく進められようとしているのかどうか、その辺をお伺いしたいわけであります。もし仮に協議があるとするなら、議会にこの話はまだ報告されておりませんので、これも問題点の一つになると思うわけでありますが、その辺はどのような経過をたどっているのか明らかにしていただきたいと思います。とりあえず以上二点、質問を行います。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。ただいま二点の御質問でございますが、まず第一点目の都の幹線道路の計画の中で、立川基地跡内に設けられます六十メーター、これの南側の延伸につきましてどうなのかといった点でございますが、現在立川市におきましては、昭和五十四年、立川基地跡地の利用計画につきまして一応利用の大綱が決定されております。この内容は大規模公園、それから広域防災基地、それと一部の業務地域をいまから建設していく、そういった内容

になっているわけでありますが、この中で最も大きくスペースをとります昭和記念公園という公園が百八十ヘクタールばかり計画されております。この計画の公園の中に、御質問の幹線道路といたしましての六十メーター道路が入ってくるわけでございます。この計画につきましては、都市計画決定をとるために、立川市、国等で準備を進めているように私どもは聞いております。この内容といたしましては、立川市、それと昭島市、国の関係では建設省の関東地方建設局、これらが共同いたしまして立川・昭島地域交通施設等整備計画調査委員会という委員会を設けてございます。この会長は東大教授の八十島教授でございまして、通称八十島委員会と言われている調査委員会でございます。この調査委員会では五十四年、五十五年度にわたりまして検討を進めてきているように私どもは聞いておりますが、内容といたしましては、六十メーターが公園内を貫通いたしまして、南側を申し上げますと、基地外に出たところで四十メーターの幅員になるようでございます。この四十メーターは立川市内を中央線に沿いまして奥多摩街道まで四十メーターにするということで、都市計画の変更手続を行う予定のように聞いております。その先、さらに南側にまいりますと、先生から御指摘のありました中央線の上流に橋をかけまして、そして日野市に入ってくるわけでございます。日野市の都市計画決定の内容は、ここは日野都市計画二・一・一街路というふうになっておりますが、この道路は現在計画されておりますのは、幅員二十メーターでございます。この道路は甲州街道、これは日野駅の西側の方にぶつかってまいるわけでございます。この道路計画につきましては、日野市としては日野都市計画の決定を三十六年に――これは立川の方も同じでございますが、計画決定をとってございまして、まだこの橋をかける、そして日野市のこの二・一・一の道路整備の具体的な計画はございません。この道路につきましては当然二市にまたがるものでございますのでゆくゆくは都道として東京都が施行管理を行うことになろうかと思います。その計画についても東京都では現在すぐどうのこうのといった問題は現在検討が行われていないようでございますが、立川市の方といたしましては、基地の整備にあわせて幹線道路を整備をしていこうということで、先ほど申し上げました調査委員会で検討はされておるわけでございます。

それと、二点目でございますが、こういった立川市の、または国の調査検討の内容について日野市に協議がされているかどうかといった点でございますが、こういう内容につきましては、私どもは正式な行政ルートを通じては一切聞いておりません。立川市並びに国の方で検討をされているようでございます。また東京都もこのメンバーにはオブザーバー的な立場で調査会には出席されているようでございますけれども、正式な形での参画はしておりません。したがいまして、私ども東京都の方にも

十分その内容についてお聞きをしておるんでございますけれども、都の方もまだ固まった計画というものは定めておらないようでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　立川区域内の計画道路のことについての説明はあったわけでありますけれど、日野市には全然話はない。したがっていまの部長の説明ですと、従来の都市計画道路の説明の範囲を出なかったわけであります。話がなければ当然そういうことの説明になるかもしれませんけれど、話がないから計画は進んでないということにもまたならないわけであります。いつもこういう計画というのは民主的な手続がとられていないということが多いわけでありますけれど、三十六年当時、都市計画道路が決定された際、関係住民は何も知らずに、この計画を後になって知らされる、こういう経過をたどっていたわけであります。そういう過去の例から見るならば、今日、日野市に協議がないからといって、それでは計画の変更や新たな計画の立案がなされていないかということにはならないわけであります。私はここに一枚の地図を手に入れることができたわけでありますけれど、これは立川基地を中心とする幹線道路網の南北への延びを示している地図であります。これによりますと、六十メーター幹線道路の南への延長が従来の二十メーター幅から四十メーター幅に変更されて、中央線の西側、日野駅の西側を通って東豊田三丁目で中央線を横断する計画になっております。これは立川市内だけの道路計画ではなくて、日野市や、あるいはさらに北側へ延びる方向を示しております。こういうりっぱな計画図ができているわけでありますから、日野市に話がないからといって見過ごすわけにはいかないものと思います。ですからこそ、私があえて立川基地の新滑走路の建設計画とあわせて進められているこの幹線計画道路の問題を取り上げたわけであります。この計画道路が従来の計画道路のように、いわば平地を道路が走るというだけではなさそうであります。中央高速道にインターで接続できるようになっております。そういたしますと、多摩川から中央高速まで恐らく高架になるのではないかと予想されます。現在工事を進めております日野駅の西側の広場は四十メーター幅の道路によって貫通されるということになりかねない計画になっております。御存じのように、中央高速道は高架になっております。インターでこの中央高速道に進入するには二本、三本の取りつけ道路が必要になります。これらはいずれも高架になり、住宅の上を道路が走るということにもなっていくわけであります。しかも中央高速道を突き抜けまして、さらに南へと道路が進んでいるわけであります。ちょうど中央線の沿線に沿って四十メーター幅の道路が走るわけでありますから、関係する地域や住民の今後の生活は一体どうなるのか、深刻な問題をはらんでいると思うわけで

あります。市長にこの地図を渡しておきたいと思います。ですから私は、こうした道路計画が初めてこの議会で明らかにしたということを契機に、市側も関係官庁に問い合わせを行うなど、真剣にこの問題を取り上げていく必要があると思うわけであります。もしこの道路が図面に示されるように計画どおりつくられるということになりますと、二重の意味で日野市への影響が大きいわけであります。一つは新しい航空路の滑走路に伴う自衛隊のC1ジェット機、輸送機の発着陸が、通常すべて日野市側から発着されるという計画になっていることであります。その進入区域は日野市の行政区域までまたがっております。図面をここで示すことはできませんが、立川から多摩川を渡りまして、ちょうど第一中学校を滑走路の中心として延長されて、ほぼ甲州街道まで進入区域に指定されております。これは日野市ももっと真剣になって立川基地の問題を取り上げ、どのような影響を及ぼすかを具体的に、わかりやすく市民の前に示すことが必要だと思います。

もう一つは、いま取り上げております四十メーターの幹線道路の計画であります。従来の二十メーター幅の計画道路は多摩川を渡って甲州街道に接続するまでの計画であります。しかし今度は二倍の幅員をもって中央線沿いに中央高速道に接続し、さらにそれが延長されるという、これまでの計画より数倍の影響の範囲を広げるわけであります。一体このことが日野市に何の話もない、あるいは協議もないということで見過ごすことはできないと思います。立川基地の滑走路の建設に伴う飛行のことについても日野市が問い合わせなければ防衛施設庁から何の話もなかったという説明ではなかったでしょうか。こうしたことを考えるならば、もっともっとこうした問題に真剣に取り組んで、日野市側からの働きかけを行う必要があろうかと思います。

再質問を市長に行います。私はこの幹線計画の実行が日野市に一体何の効果があるだろうかと疑っております。一体四十メーター幅の道路がつくられることによって効果があるのか、住民に利益になるようなことが生じるであろうか、きわめて疑問であります。その点について市長、どのように考えておられますか。

二点目は、再三指摘しておりますように、秘密裏にこれらの計画が進められているという点であります。自衛隊の立川基地跡地利用問題に関しまして、日野市議会もかつては平和利用を望む意見書を決議いたしました。十五万日野市民すべてが立川基地跡地の平和利用を望んだものと確信しております。しかし自衛隊の使用によって、新しい、従来よりもさらに延長された滑走路の建設によって、日野市内に爆音の被害をもたらそうとする計画も、われわれには事前には知らされておりませんでした。こういうことを見てまいりますと、国やあるいは鈴木都政

のもとでの計画推進が、肝心の地元には何の事前の協議もないというままに進められる可能性が多分にあるわけであります。行政の本来の姿である住民の福祉や利益を守る、民主的な町づくりを進めるという観点から、私は大変重要な問題を含んでいると思うわけであります。この点について市長、どのように考えておられるか、そして明らかにされました計画道路問題で、今後どういう姿勢で関係当局に臨まれようとするのか、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの御質問の趣旨に、あるいはその拡張に次元が合うかどうかちょっとわかりませんが、お答えをいたします。鈴木都政のマイタウン構想というのはわれわれにもパンフレット等で示されておりますけれど、まだ三多摩にどういう計画があるという具体性はないようであります。そして立川市が特に基地跡地利用の機会に合わせまして、多分に首都の副々都心と言いますか、それを指向しているという状況はうかがわれます。そしていま御承知のとおり、基地跡は三分割の利用という方向で、一つには大きな公園がつくられつつあるわけであります。またもう一つには自衛隊の広域防災基地と言われております任務に伴います滑走路の移転決定、それから立川駅の新しい駅舎の改築、これらすべて立川市が目指しております将来の三多摩地域、あるいはそのもっとも広い地域でのターミナル都市を目指していく、こういうことがうかがえるようであります。そしてどちらかと言いますと、東京都抜きで――抜きでという感じでこの道路計画、あるいは基地跡にできます公園――これは建設省の直轄だということでありますが、伴いましての道路構想だと思いますが、まだとうてい計画などということにはいっていないと思いますけれど、そのようなことが進められつつあるようであります。そのことを多少うわさとして聞かないわけではありませんが、まだ試案の試案と申しましょうか、そういうつまり、何々調査会が調査検討を行っているという、そういう域でありますから、もちろん向こうも公表しないでありましょうし、われわれも監視はしておりますけれど、そう危機感を持って、あるいは必要以上の関心を持って見ておるというつもりではありません。特に立川あるいは多摩川、そして南多摩にいまできております ニュータウン、あるいは多摩弾薬庫の跡の利用、このようなことがおそらく東京都下におきます大きな将来展望の中の課題でありますから、その公園を中心といたしました、多摩弾薬庫の跡もやはり公園が構想されているようでありますが、俗に二眼レフ構想というようなことが言われておりまして、それをつなぐ新交通システムをつくろう、それには多分モノレールを運行させよう、このような、ちょっとわれわれも現実問題としてはとらえられない、そういう状況があるようでありますから、まあ日野市抜きに事ができ

るはずはありませんから、いずれ正規な協議があるに違いない、このように考えております。したがいまして、確かに情報はなるべく早くキャッチして、そして日野市の主張も当然行うべきだとは思っておりますけれど、構想相手にそうまたどうするかということも具体的に成り立ちませんので、多少待ちの姿勢ではありますが、確かに御心配の、日野市民に何の利益があるか、こういう観点は特に大切であります。新しい立川基地の滑走路と日野市民生活との関連、あるいは新しい交通システムの日野市に及ぼす影響、こういうことを十分、中間の構想であってもなるべく情報として取りつけつつ、議会にも御相談をし、市民の御意見も伺っていくという形で今後取り組んでまいりたい、このように思っております。秘密裏に行われているというふうには取っているわけではありません。どの計画におきましても、ある段階では事前の素案をつくる、そのことが一々市民に問われるということはないわけでありますので、ただし、できた結果が突然ある日権力的な形で示されるということでは困りますので、その間の調整は十分図っていきたい、このように考えております。正確にお答えになっているかどうかわかりませんが、大体そのようにいま考えております。

○副議長（島村孝志君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　行政として構想段階のものについてなかなかとらえにくいとか、あるいは関係当局への意思表示をするむずかしさは一面あろうかと思います。しかしいま市長が答弁されたように、ある日突然計画を示されたということでは、なかなかその計画を変更するということは過去の例から見てもむずかしいことになってくるわけであります。むしろ構想段階でいろいろと地元の意見を述べることによって、その構想の変更というのは比較的やりやすいということもあるわけであります。従来、計画道路等、大きな問題が建設省あるいは東京都から日野市に示された場合、それを覆すとか、あるいは地元の意見を入れて変更させるというような例はほとんどないわけであります。東京都や建設省が計画をつくって日野市に示してしまったんだからやむを得ないというようなことであってはならないわけであります。構想の段階でも、こうした構想が練られているという情報を得るならば、必要な問い合わせや、あるいはその構想を明らかにさせるという姿勢が大切かと思います。なお一層、市長の今後の行政に期待したいわけでございます。

　実はきのうわが党が東京都に行きまして、この道路計画の進行状況をただしました。ただす予定でありました。しかし、事前に東京都側に通告してあったにもかかわらず、担当者は出席せずに、この問題を明らかにさせることはできませんでした。これが現在の東京都の町づくりの一つの姿を示しているのではないでしょうか。地元にも計画を知らせない。あるいは地元の

問い合わせにも答えようともしない、こういうことであっては困るわけであります。日野市から問い合わせるならばたちどころに明らかにするものと私は期待を持っているだけに、市長に要望しておくわけであります。きょう初めて構想を、私もついに最近知ったわけでありますし、市側もこれまで何の話もなかったという説明でございますので、本格的な検討やあるいは論議はきょう以降に持ち越されていくものと思いますので、いま市長の答弁になった姿勢を堅持して、日野市の利益、あるいは住民の利益、そして民主的な計画道路問題での検討が行われるよう要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって一の一、日野都市計画道路二・一・一について――立川基地と関連して――に関する質問を終わります。

続きまして二の一、教育行政への市民参加と教育委員の準公選について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（橋本文子君）　教育行政の市民参加と教育委員の準公選について問うということで質問をさせていただきます。まず初めにお断りを申し上げておきたいのですが、今回私が教育委員の準公選を取り上げましたのは、決して現在の教育委員の方々に対して格別の不満があるとか、あるいはまた何か問題があったからということではございません。むしろ私の不勉強のせいかもしれませんが、大変教育委員の方々と縁がなさすぎまして、余りにも遠い存在であるということで、もっと身近な存在であってほしい、そういう願いを込めまして本日の一般質問のテーマにさせていただきました。

いまここに、あるアンケートの結果がございます。質問に入る前に、参考資料としてお知らせをしておきたいのですが、アンケートに協力してくださったのは八十三名のお母さんでございます。対象は小学生の子供を持っている母親がほとんどでございます。地域的にお話しいたしますと、旭が丘、多摩平、百草、南平などが主になっております。質問の中身、そしてそのアンケートの回答を少しここでお知らせいたしますと、まず最初に、「教育委員の存在を知っていますか」、こんな単純な質問をしておきました。「はい」というのが八十一名、「いいえ」というのが二名です。この辺は皆さん教育委員がいるんだということは御存じのようです。二点目といたしまして、「教育委員はどんな方法で選ばれているのでしょうか」という質問をいたしました。それにつきましては、「知らない」というのが三十六名、「市長が選ぶのであろう」というのが九名です。市の職員が選ぶんじゃないかというのが十七名です。だれだか知らないけれど、推薦されて出てくるのだろうというのが一名ございました。そのほか回答のないのが二十名です。これは知らな

いというのと同じですね。それから三番目の質問といたしまして、「日野市の教育委員は何名いるのでしょうか」ということをお聞きいたしました。「十名ぐらい」と答えた方が二十一名です。それから「八名だろう」というのが一人おりました。「七名ではないか」というのが二人です。「五人」と正解を出された方、二人でした。あとは全くわからないというので五十七名の方が答えていらっしゃいます。なお、「教育委員はどんな仕事をする人か」ということに触れてみました。大変多岐にわたってお答えが出ておりまして、これは前もってこちらが言葉を出しておりませんので、質問に答える方々が自分でつくられた文章ですが、「教育にかかわるすべての問題の審議」という言われ方で二十名の方が答えていらっしゃいます。教育相談する方だろうというのが十五名です。教師や児童の問題を何か考えてくださるんじゃないかというのが九名でした。文部省の下部機関ではないかというのが一名です。学校建設、設備、学区割りなどについて具体的にかかわる方だろうというのが十一名いらっしゃいました。それから学校の事務的なことではないかという方が一名、あと学校の管理指導、給食の管理及び学区の線引きではないかというのが一名、教育全般の監視をする人だろうというのが一名、全くわかりませんという方が二十四名ございました。最後に、これは一つの地域だけでやってくださった質問ですが、ずばり、「教育委員の準公選についてあなたはどう思われますか」ということに対しては、二十名中十一人の方は、やってほしいということでした。一般には教育委員の制度がよくわかっていないから、よくわからせてからやってほしいというのが二名です。いい人が出るとは限らないから、準公選しなくてもいいんじゃないかという人が四名おりました。最後におもしろいのは、選挙は騒々しいから、煩わしいからいやだという方が五名いらっしゃいました。五名の教育委員の方がいま日野市にはいらっしゃるわけですが、そのうちの一人でも知っている方がいるかなということでお聞きいたしましたら、四名の方が一人なら知っているというお答えでした。それぞれ違う方を指していらっしゃるようでしたが。全く知らないというのが七十九名です。以上が私のとりましたごく大ざっぱなアンケートの答えでございますが、今日、心ある人々は口を開けば教育の荒廃を嘆きます。子供たちの将来に不安を感じていることは皆様御承知のとおりだと思います。多くの人々が子供の教育について語るときに、家庭と学校と地域社会の三者が協力し合いながら責任を持つべきだとよく言われていますが、私もそのとおりだと思います。とりわけ地域社会の果たす役割りについては最近とても重要視されるようになりました。ところがこれら家庭も学校も地域社会も何となく子育てについての自信を失い、お互いに連携が保ちにくくなっているというのが今日の状況ではないでしょうか。学校教育の一つをとってみましても、

盛りだくさんの教科内容に加えて受験地獄、新幹線教育、これではとても子供たちに友だちとともに学び合う喜びを味わいなさいとか、生きていくことのすばらしさや将来に対する希望など期待をしなさいという方が無理というものではないでしょうか。ただひたすら大企業本位の高度経済成長を追い求め続けてきた国の政治のありようが、一握りのエリートを育てるためにのみ教育行政を押し進めてきた結果、机に向かって知識を詰め込むことだけが勉強であるような錯覚、あるいはまた画一的な価値観に振り回されて、一人一人の個性を無視するような育て方など、これらが今日の子供たちを無気力、無感動な意欲のない人間に育ててしまっていると言っても過言ではないと思います。その結果が将来のある子供たちを非行に走らせ、自殺に追いやってしまっているのです。このような現状はわが日野市におきましても決して例外ではないと思います。行政のサイドから積極的にかつ早急に取り組んでいく必要があるのではないかと思われます。

そこで市の教育委員会の役割りが大変重要になってくるわけでございますが、まず質問の第一点目といたしまして、初歩的な質問で大変恐縮でございますが、何分にも未熟な新米議員でございますのでそこのところは御寛容いただくことといたしまして、教育委員の役割りと言いますか、権限の範囲と申し上げる方が適切でしょうか、そこのところをお聞かせいただきたいと思います。そして実際問題といたしまして、いま、日野市の教育委員はどんな活動をなさっていらっしゃるのか、あわせて御答弁をお願いいたします。これが質問の第二点目でございます。一人一人の子供たちの持っている能力をできるだけ伸ばしてやるのが教育であり、その能力を伸ばすということは、つまり自立に向けて踏ん張っている子供たちが、少しでもいい形で自立できるように手助けをしてやるのが教育であるという観点からいたしますと、子供を取り巻いている学校、家庭、地域社会の三者が手をつなぐための要として、教育委員に課せられている責任は重大です。それには市民の持っている教育行政に対する要求をできるだけ丁寧にくみ上げることが大切になってくるのではないかと思われます。しかし現状では、冒頭のアンケートでも見られますように、教育委員が何名おられるのか、どんな方が教育委員をなさっておられるのか、それすら一般市民には知られていないというのが実態なのではないでしょうか。

そこで質問の第三点目といたしまして、教育委員が参加する会議、どういう名前で呼ばれているのか私は知りませんが、その会議が一カ月のうちに何回ぐらい行われているのか、あるいはまた、その会議があることがその都度市民に知らされているのかどうか、また、もし知らされているとしたら、どんな方法で行われているのか。これらの点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

私はこの五年来、婦人の学習グループの一つでございます芦の会という会の仲間たちと子供の教育について、あるいはまた母親たち自身の生きざまについて学び合ってまいりました。昨年度の学習テーマも大ざっぱですが思いおこしてみますと、一、学校教育のあり方について、二、母親としての成長とは、三、子供を取り巻く地域のかかわり方について、四、塾の実態についてなど、など、まさに学校、家庭、地域社会が子供たちにどんなに大きな力で影響を与えているのかということを仲間同士で、あるいは講師を取り囲む形で熱心に話し合ってきたわけでございます。しかしどんなに母親たちが熱心に話し合い、自分自身の生きざまを問いかけながら実践をしてみても、しょせん小さなグループだけではどうにもならないという非力さも残念ながらいやというほど味わってまいりました。そこで、これら教育に関する諸問題も、教育委員の準公選を実施することによって教育行政への市民参加を求め、市民自治の大きなうねりの中から解決を図る、そうすることが、いま教育の中で抱えている子供の非行問題、暴力の問題、あるいはまた子供の自殺の問題など、受験戦争に起因するもろもろの悪現象解決のために、町ぐるみで積極的な取り組みを行うことができると考えているのですが、この点についての市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。このことを質問の第四点目として御答弁をお願いいたします。

以上四点の質問、もう一度要約いたしますと、一、教育委員の役割り及び権限について、二、日野市の教育委員の活動の実態について、三、教育委員の参加する会議について、四、教育委員の準公選についての市長の見解、以上、四点よろしくお願いをいたします。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいまの御質問、教育委員会に関する問題でございますが、それについての答弁をさせていただきます。まず第一番目に、教育委員会の役割りと権限、こういうことでございますけれども、教育委員会はもちろん都とそれから市町村とそれぞれ別がございますけれども、日野市の市というものを一つ中心にして申し上げますと、まず、日野市で言えば、日野市の教育に関する行政のいろいろなことについて、その振興を図って内容の充実を図るということを目的としていつも動いているものでございます。それで具体的に言えば、たとえば学校の建設、それからあるいは学区の制定、あるいは子供たちの就学、あるいはその学校において行われる教育活動そのものについての指導助言、あるいは社会教育における内容の充実というような、あるいは施設についての検討というようなことを行っているわけでございます。しかしそういうようなものは教育委員会が独自でそういうものを計画したからそ

れを実施できるかということになるといろいろ問題がありまして、特に学校の建設とかそういうようなものについては、計画はつくりますけれども、それを実施、実現するためには市長部局と十分な連絡をとりながら進めていくというのが現状でございます。

それから活動の実態ということでございますけれども、これにつきましては教育委員の委員会というものを定例的に月一回開いております。それは、そこに起こってくるいろいろな問題を処理すると同時に、日野市の教育をどんなふうに進めたらいいかというようなことについての連絡、協議をしながらいろいろ計画を立て、それの仕事をやっているということでございます。それからもう一つは、教育委員会のそういうようなことの活動などを市民にどういうふうに知らせているかということでございますが、これにつきましては、月一回そういうことを開くことになっておりますが、それについては一週間前に公示しております。それぞれの場所に公示しまして、そして市民の理解を得るという形で開いているわけですが、これ以外、教育委員会の、こんなふうにして開きますということの一般PRというようなものは現在のところは行っておりません。そういう意味で市民の方々が、教育委員会がいつ開かれているかというようなことについて十分の理解を深めておられないことも無理はないと思いますけれども、いま言ったような公示によるというのが、一般のどこの市の教育委員会においても行われている一つの形式でございますので、それにのっとってやっているということが現在の形でございます。一応そういうことでお答えさせていただきます。以上。

○副議長（島村孝志君）　四点目の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。戦後といいますか、日本国憲法の制定と、それに伴います教育基本法の制定、そして新しい制度といたしまして教育委員会という制度が国、それから自治体、それぞれのレベルに設けられた過去の一連の経過があるわけであります。その趣旨は、教育を政治性の中から中立の位置に保ちたい、こういうことがねらいであったというふうに、いまでも事実なっておるわけであります。そしてその教育委員を選ぶ方法といたしまして、公選制というのがある期間施行されていました。私も正確な年次はここに資料を持っておりませんが、それが制度の改正によりまして、そうしていまの任命制といいますか選任制といいますか、そういう方向に変わったわけであります。したがって私も日野市で、あるいは当時日野町で、教育委員が公選をされた、立候補され、また投票によってそれが決められた、こういうことをまだはっきりと記憶をいたしております。そのまた何期かお務めになった方が現在も存命でありますし、社会活動もされております。

そうしていま現実には市長が議会の同意を得て選任をするという、いわゆる選任制の形になっておるわけでありまして、そのことと直接関係があるかないか、まだわれわれの言うべきところではないと思っておりますけれど、教育の課題、教育の問題は常にその時代、時代なりにあるわけでありますが、今日多少残念な傾向も現実にあるわけであります。そこで教育に息吹を与えるにはどうすればいいかということがむしろ今日の教育の課題であろう、このように思います。その息吹を起こすこういうきっかけが、たまたま中野区民の大きな教育に関する関心のきっかけによりまして準公選制という方法が制定をされ、行われた。準公選につきましてはそういうことであります。したがって、準公選がベストであるとかあるいはベターであるとかいうことはまだ一概には言えないかもしれませんが、とにかく教育に大きい息吹を当てなきゃいけない、地域社会の問題として、あるいはもっと大きい、人間を育てる問題として、常に大きく、また新しい課題であるということを絶えず続けていくべきことである、このように考えるわけであります。われわれも行政というサイドからは、なるべく教育の場を、いま申し上げましたようなことに適合するように、特に近ごろゆとりある教育、あるいは人間性をつくる、そういう教育ということが当然の目標であるわけでありますから、なるべくそのことを教育委員会に仕事がしいしいように、教育委員会がまた生き生きと活動できるように、そのように願い、かつそのような条件づくりをして差し上げておる、このように思っております。たとえばいま問われております、質問の中にありますいかにその教育委員会の情報が市民に知られていないか、これはわれわれにも多少責任があるのではなかろうかと思います。教育委員会の、たとえば広報のようなものを予算もつけて発行できるようにしたらどうだろうかというようなことも当然考えられるわけであります。また準公選という方法は、一つの地域教育に対しまして大きくみんなで考える、あるいは一つの息吹を与える、こういうことに必ずつながると思いますからして、市民要求がそういうことに結集するものであるならば、日野市としても試みることに私もやぶさかではない、このように考えております。これは一に市民側の、市民運動と相呼応すべき性質のものでありますし、またそのことが特に政治的に混乱をするというようなことであってももちろんなりません。純粋の教育という観点から、大きな、少なくもわれわれの担当いたします地域の青少年、あるいは幼児を含めて教育の問題について新しい発展のための息吹に何かを考えなければならない、このように思っております。当面のお答えにさせていただきます。

○副議長（島村孝志君）　橋本文子君。

○十三番（橋本文子君）　市長も大変建設的に考えておられるようで、この中野の準公選につきましては皆さんももう

いろいろとニュースなどで御存じと思いますけれども、先般、あれは六月の三日の朝のテレビで、ＮＨＫの番組だったと思います。八時前でしょうか、その番組の中で、例の中野の準公選のその後について教育評論家の村松　剛　先生のレポートが放映されておりました。ごらんになられた方思い起こしていただきたいのですが、この中で、積極的にこの準公選の制度をつくるために、文字どおり先頭に立ってがんばってこられた青山区長初め、教育委員としてトップで当選された俵　朋子さん、あるいはまた一般の区民の方々が口々に語られた内容を要約してみますと、まだ三カ月なので早急に結論は出せないが、方向としては大変よかったのではないか、従来は住民との接点が大変少なかった、しかしこの準公選を皮切りにして、教育委員自身が住民の中に立とうとする意識が大変強まってきた。そして住民が考えている生の声を代弁しよう、そういう姿勢が大変強く出てきて、本当に市民参加の行政がここで一つ確立されたのではないか。大変区民のために身近に教育委員の方々がいらっしゃるということがわかって、この教育行政を皮切りに、ほかの行政にもこんな形でやれる仕事があると思うので、これをもとに未来図を求めていきたいんだ、あるいはまた、地方の時代と言われる今日、地方自治についての再確認ができたんだ等々、それぞれの立場の方々が教育委員の準公選をやってみて本当によかった、明るい表情でそう話されるのを聞いて、この日野市でもぜひ取り組んでいただきたいと強く心に感じた次第でございます。先ほども市長の御答弁の中で、広報などでもっと市民の方に知らせる方法があるのではないか、市側もいままでは少しそういう情報を皆さんに与えるということで欠けていたんではないかというふうなことを話していらっしゃいましたが、全くそのとおりだと思います。これがベストだとかベターだとか一概には言えないとも言われました。まだ中野の場合も三カ月しか経過しておりませんが、少なくとも積極的にみんなが教育にかかわっていこう、子供たちの将来をみんなで考えてやろう、それがつまりは次の時代をつくる一番大事なことなんだ、そういう認識ができることが私はいまのこの混迷する世の中を最も手っ取り早くつくり直せる、やり直せるというふうに考えております。

なお、今回このアンケートに協力してくださった一人のお母さんが話された言葉がございます。このことを皆さんにぜひお知らせしたいと思います。それは、私たちは決して日野の教育委員がだめだからといって準公選を希望しているのではありません。私たちは民主主義に基づいて、市民自治というその制度を求めたいのです。私たちは子供を育てている母親として、教育行政という一番身近な行政から行政へ参加していきたいんだということを話されると同時に、子供を少しでもいい方向に伸ばしてやりたいからだ、だからこそ教育側としっかりと手をつ

ないでやっていきたいんです。本当にこれはお母さんたちの本音だろうと思います。このアンケートに協力してくださったほとんどのお母さんが教育委員について望んでいらっしゃることは、もっともっと身近にいて親しく相談相手になってほしい、そして内容を公開してもらって教育行政への市民参加を確立してほしい、その二つのことをとても強くおっしゃっておられました。教育長、市長、お二人から御答弁をいただきましたが、私はこの日野市の中で、いますぐとは申しません。やはりいろんな経過が必要だと思います。アンケートの中でもございましたように、私たちはまだ教育委員について余りよく知らない、そして教育についてももっともっとみんなで話し合っていきたい、それをやった上で教育委員の準公選ということに取り組むのが本当に妥当なのではないかというふうな、大変建設的な意見を私は伺っておりますので、ぜひ市長及び教育長には強力にお力を出していただいて、この私たち母親の願いを、皆さんの願いを早期に実現をしていただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって二の一、教育行政への市民参加と教育委員の準公選について問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

午後　一時二十二分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三の一、中央線豊田駅都道（百五十五号線）踏切道安全対策についての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（大越久雄君）　中央線の豊田駅都道百五十五号線の踏切道安全対策についての通告質問をいたします。

この踏切は御承知のとおり都道でございまして、中央線を豊田地区では二・二・六陸橋ができましたけれども、あと黒川の踏切道以外には南北へ通ずる道路というのは駅構内に一本ある、これを含めましてほとんどが豊田南口の方へ来る方はどうしてもこの踏切道を通らざるを得ない状況でございます。しかしこの踏切を通過する電車、列車の数は一分間、あるいは三十秒間、あるいは五分間と昼間帯においては若干の間隔がございまするけれども、非常に道幅も狭く、危険な状態でございます。ましてこの踏切については踏切保安要員がおりません。第一種連動踏切という遮断機がついておりまして、列車が近づくにしたが

って、速度の速さによって踏切の閉まる時間というものは調整をされておるのが第一種連動踏切遮断機でございます。そのために電車が通る時間が多くなりますと遮断機が長く閉まっております。豊田の方向から来る自動車、あるいは立正佼成会あるいは自動車教習所の方から来る自動車が、あるいはバイク、自転車、歩行者が踏切道にたまってしまいます。たまってしまうと今度あきますと一斉に動き出すのはどうしても自転車、あるいは歩行者でございます。この歩行者の道路がございませんために、どうしても車道を往来をしなければならない。こういう危険な踏切でございますので、これに対して歩道をつけていただくように。当然歩道と車道を分離をすることによってある程度の危険を防げるのじゃないかと思いまして御提案を申し上げる次第でございます。また南口方面については、都道がT字路になっておるんです。坂の方から、立正佼成会の方から渡ってきますと右折は禁止になっておりますけれども、左折車と、豊田の駅の方から浅川の方に向かって踏切を横断しようとすれば右折になります。踏切が非常に狭いために、場合によっては先ほど言いましたように三十秒か一分間で電車が近づいてまいりますと、いまあいたと思っているうちに警報機が鳴り出します。ドライバーはあわてふためいておるような状況をたびたび私は見受けられる。付近の商店街の方々からも、ぜひあのT字路関係に踏切警報機と連動にした信号機をつけて安全対策を講じてくれないかという御要望がございます。これは国鉄並びに公安委員会等に折衝しなければ、当然踏切の拡幅あるいはすみ切り、こういうものの工事はできませんので、これらについてどのようにお考えになっておりますか、お伺いをいたします。事故が起きてから具体的に問題が提起されては困るので、それ以前に、備えあれば憂いなしで、ひとつ対策を講じるお考えがありや否やをお伺い申し上げます。

○副議長（島村孝志君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。御指摘の豊田駅西側の踏切道は都道百五十五号線で、踏切の南側でT字路になっております。都道の幅員が五メートルと非常に狭いために、車両の通行の困難な場所となっておりますが、この安全対策については幾つかの方法を考えておりますが、その第一点といたしましては、都道の幅員の拡幅が考えられますが、ここは住宅の密集地でありますので拡幅は困難と思われます。二番目としては車の流れを一方通行とすることですが、これも周辺住民に与える影響が大きく、むずかしいのではないかと考えております。三番目としては信号機の設置でありますが、遮断機の設置されている踏切でありますので、踏切横断について運転者が交通規則を遵守していれば問題ないわけですが、信号機の設置も同じ結果となる可能性が考えられます。そこで信号

機を設置する方法ではなく、踏切道の安全施設として障害物探知装置の設置が望ましいと考えられますので、この踏切の拡幅とあわせて国鉄と折衝してみたいと思っております。なお非常用の信号ボタンについてはすでに設置されているということでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　踏切の拡幅困難ということでなくて、踏切の拡幅はできるわけですよね。歩道をつけてくれというんです。歩道と車道の分離をして、車道とあれを分離をしないために自転車も歩行者も、歩行者は自転車が来たり自動車が来た場合にはよけますから、左側か右側に。ところが自転車が両方から入ってくる場合に、自転車同士がよけようがなくてたまったりなんかしてしまうということが起き得るわけですから、それについては歩道をつくって、もう一つはすみ切りをしてもらえばね、T字路になっている方にすみ切りを大きくしてもらうことによってそれらの危険は幾分救えるだろうと思うんです。信号機をつけてくれというのは、いま言ったように、障害物探知機というけれども、障害物探知機では……。電車が近づいてるということが、運転者にはっきり遠くからもわかるように、赤だったら赤だと。遠くにとめておくような方法をとれば右折車があそこで、左折と右折と、交互に入れるような方法をとることによって踏切も安全に通過できるわけですよね。そのための信号機をつけてくれということを言ってるわけです。障害物探知機をつけても、障害物が入った場合にはそれは作動しますけれども、それは国鉄側の電車側に知らせるための一つの方法で、障害物探知機をつけることもそれはいいでしょう。それは信号と連動で場内信号機が赤になったり、出発信号機が赤になったりしますから、進行定位信号機というんです。青になっているのはいつも定位ですから、その場合には赤になってしまうということで、障害物の信号機をつければ信号機が赤になるわけですからね。国鉄の信号機の方が赤になるわけで、障害物探知機。そういうことでわかっておりますけれども、障害物探知機でなくて、はっきり言いまして、それは電車に対しての問題で、そういうお願いをしてみることも一つの方法だと思いますが、運転者に対してわかるように信号機をつけてくれというわけです。それからすみ切り、もう一つは歩行者を歩くように踏切を拡幅して、歩行者専用の踏切道をつくってもらいたい。拡幅しなければ踏切歩行者専用できませんからね。それはなかなかむずかしい面もありますけれども、やる気があるかどうかをお伺いいたします。もう一回お願いします。

○副議長（島村孝志君）　答弁願います。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御指摘のとおり非常に危険な場所と考えておりますので、警察の交通とも協議いたしまして、可能な限り国鉄に折衝してみたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　大越久雄君。
○二十二番（大越久雄君）　可能な限りというけれど、しようがないね。実際危険だということは建設部長も承知の上ですから、いっときも早くやはり折衝して、提案しているように踏切の拡幅をし、車道を広げろということでなくて、歩行者専用ぐらいの踏切を広げてもらって、そこを歩行者が歩くようにするということと、もう一つは信号機の問題については公安委員会等もあるでしょうし、国鉄もあることですから、それらと十分協議をしていただいて、ドライバーあるいは住民の要望に、あるいはこれを歩く方々の要望にこたえるようにひとつ努力していただきたいことをお願いしておきます。以上をもって一の項は終わります。
○副議長（島村孝志君）　これをもって三の一、中央線豊田駅都道（百五十五号線）踏切道安全対策に関する質問を終わります。
　三の二、第二十小、二十二小学校建設と開校予定を明らかにされたいについての通告質問者、大越久雄君の質問を許します。
○二十二番（大越久雄君）　第二十小、二十二小学校の建設と開校予定を明らかにしていただきたいという通告質問についてのお答えを願いたいと思います。一つには、第二十小学校はすでに五十六年の四月開校を予定し、第一小学校並びに第四小学校の過大校解消のために用地買収等に入っておることは十分存じておる次第ですけれども、しかるに用地買収が非常に困難なために、本年四月開校予定がおくれておる状態でございます。第一小学校においてはここに報告されておるとおり一千五十四名、二十六教室で、四十名以上の学級が相当ございます。また第四小学校は二十三学級で九百名の児童を擁しております。これらについては当然二十小の用地買収ができなかったので、五十六年開校は不可能でございましたけれども、五十七年にはそれなら開校の予定があるのかどうか、ひとつお伺いをいたしたいと思います。またこの用地の取得の状況についてわかっておりましたら具体的にお答えを願いたい。
　次に第二十二小学校、これは五十八年の四月開校予定でございますが、この地域こそ大変な過密校でございます。第二小学校は五十五年度ですか、すでにプレハブ校舎を建設をしなければならないということで、これに対する予算化もされておりますするけれども、聞くところによりますと、幸いにして生徒の思ったより増加がなかったために、プレハブ校舎を今回建てなくても済むような状況であるということを伺っております。しかるに第二小学校は千三十八名でございます。二十五学級という学級でございます。それからこれに伴う過大校として滝合小学校はやはり千六十名、これも二十七学級でございます。これにまつわる旭が丘小学校、これらも九百三名、二十四学級。この地域はいかようにしても、この地域の通学区域の改定を行って

みたところで、なかなか過大校の解消は私は不可能と存ずる次第でございますので、二十二小学校の建設用地等につきましてはうわさ程度にしか聞いておりませんので、具体的にどの地域に五十八年四月に間に合うように建設をでき得るのかどうか、いま買収交渉等に入っておるのかどうか、具体的にお答えを願いたいと思う次第でございます。一つには過大校でございますと、特別教室あるいはプール、体育館にしろ、すべてクラスが多いために重なって、それぞれの教育にも大きな支障を来すことは言を待たない次第でございます。この点について具体的にひとつ、二十小並びに二十二小の開校予定、あるいは今後の進捗状況について御報告をお願いをいたす次第でございます。過日教育長に対していろいろと線引き等につきまして、学校によっては非常に少ない学校もあり、多いところによってはいま言うように千名を超しておる、こういう地域の改善等によってこれらの救済のできる道もあるんじゃないかと思うのですが、これらについてはひとつ教育長において、具体的にどのように見直していくかということについてお答えを願いたい。以上三点について質問いたします。

○副議長（島村孝志君）　大越久雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第一点及び第二点につきまして、二十小並びに二十二小の開校予定等の経過につきまして私の方から御説明申し上げたいと思います。三点につきましては教育長の方でよろしく御答弁願いたいと思います。それで二十小及び二十二小の学校の過密状況につきましては議員さんのおっしゃるとおりでございます。二十小につきましては学校区と交通事情等の問題等もございまして日野の一九八六番地、桑園の北側でございますけれども、ここに、当初の計画といいますと、五十四年の四月でございます。買収を開始しましたのは五十四年の四月でございます。民地一万二千七百八平米ということで、これに桑園の国有地を多少プラスするという計画で鋭意用地買収に着手したわけでございます。それで現在の用地買収の状況を申し上げますと、道路の拡幅等におきましては非常に地主の協力というものが素直な形で行うわけでございますけれども、現在の特別措置という税制の上では、三千万の優遇措置という限度の中では、道路の用地買収等においてはちょうど都合よく機能するわけでございますけれども、買収面積の大きくなる学校用地におきましては、どうしても代替地を要求される、こういうことになるわけでございます。買収にかかるとかえって課税される金額だけ財産が減る、こういうふうな特別措置の恨みが出てくるわけでございます。それで代替地が要求される、こういうふうな二重、三重の取得難に逢着するわけでございます。こういうままで鋭意努力しまして、昨年の秋までには九名の――松本　功さん外八名、合計九名でございますけれども、

あらかたの地主の協力を得たわけでございますけれども、最後の一番大きな地主さんとの話がなかなか進まず、断念せざるを得なかった、こういう状況にあるわけでございます。それで東側に地形を変えたわけでございまして、現在それで話を進めておるわけでございますけれども、これも思うように進まないという状況の中で、二十小の、大体学校の規模としましては十二から十三学級ということでございます。そのような学校でございますので、買収面積を約二分の一以下に縮小しまして、該当する地主は四名、こういうことでございます。そのように縮小しまして、国有地からの提供を多少協力してもらうというふうな状況と相なりまして現在交渉を進めているわけで、あらかたまとまっておる状況でございます。近く最後の全体の地主会を開きまして、多少買収単価の修正等、二年前にしたものを修正せざるを得ないのではないだろうか。ことしの三月の地価の状況を見ましても、一年前の三月と比べますと六大都市で一〇%、あるいは六大地方都市では一二%というふうな状況でございますので、多少の地価の変更等を最後の地主会で行いまして、二十小の用地買収につきましては大体合計しまして一万二千平米等の縮小された全体の面積になるようでございますけれども、これで近々まとまる。それでその後の経過でございますけれども、市の方の民有地の地形が固まりますと、それから国有地の地形をそれにしたがって固めていただくというふうな日取り等も必要でございますので、どうしても五十七年の開校というのはちょっと、いろいろ努力はこれからしていくわけでございますけれども、無理ではないだろうか。できるだけそうしたい。場合によっては五十八年の開校にずれ込まざるを得ない、このような現状の中でございます。

それから二十二小でございますけれども、二十二小につきましては、おっしゃるとおり滝合と二小を母体校にするところの新しい学校の新設でございますけれども、これにつきましても東豊田三丁目内の候補地をいろいろと、国鉄等の官舎が現在建っているところ、それから二・二・六ですかの道路沿いというふうなところ等種々交渉を進めてきておるわけでございますけれども、やはりそこへの学校のセットというのは、国鉄からの協力というのは官舎にかかるものでございますので、ちょっと無理なような状況の経過を経てきておるわけでございます。それ以外にも候補地というものをいろいろと努力はしてきておるわけでございますけれども、明らかな形で申し上げられませんけれども、大体東豊田三丁目地内の真ん中辺になろうかと思いますけれども、そこの地点を最終的な学校用地というふうに考えまして、現在庁内において権利者の調査、あるいは実際の地形等の調査等をしておるわけでございます。これにつきましては議員さんからのお話がございますように、早急にやはり取りまとめていきたい。非常に用地交渉につきましても大変なもの

があろうかと思いますけれども、いろいろと地元等の協力を最大限にお願いしながら、二十小の轍を踏まないつもりで鋭意努力していきたい、このように考えておるわけでございます。これの開校予定につきましては、まだこれからじかに各地主に当たるという段階でございますので、なるべく早く開校できるように、議員の要請に沿うよう努力していくという考え方でございます。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいまの学校区というようなものが必ずしも当を得ていないんじゃないか、それはそのとおりでございまして、したがって学校区をもう一回再検討するということについての何か腹案があるか、こういうことかと思います。これにつきましては言うまでもなく学校教育の一つの最も重要な場というのは学校でございますので、そこがいい条件のもとに置いていただけば一番いいわけでございまして、これについては教育委員会としていろいろ注文を申し上げまして、市当局の方にもいろいろ御協力いただいて、まあ、いまの時代としてはかなりいい線で学校というものが建設されているし、その中で教育が行われている、こういうふうに考えているわけでございます。それでいままではともすると人口が急増するわけでございますので、それに伴って児童もふえまして、それについては新設校という形で対応させていただいてきたわけですけれども、しかしこの前の表でもごらんのように、最近は児童数もかなり増加が沈静しております。あるところにおいてはむしろ減少してしまっている。こういうようなことがありますので、これについての学区などを考えることによって、児童の通学の便とか、あるいはさっき申しました学校の適正規模とか、こういうようなものを配慮しながら学校区の再検討をしていきたい。しかしこれはいままでの増設の場合に学校区をどうするかということについては、その年の四月、あるいは翌年の四月一日までに決めなきゃならんというような非常に差し迫まった問題がございますけれども、今度の場合はもう少しゆっくり学校区というようなものの検討をしていく時間があるんじゃないか、こう思います。そのためにはやはり父母とかあるいは市民の方々の参加をいただくような形で学校区というものをひとつ検討していくような一つの機会を持ちたい、こんなふうに思っております。いまのところここの学校が多過ぎるからこうしろ、ああしろというふうなことの腹案はいまのところは持っておりません。以上。

○副議長（島村孝志君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　総務部長、答えの中で、二十二小の東豊田三丁目は東平山三丁目だろうと思うんで、これ違っておるんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから二十小の問題で、先ほど一名の方がどうしても代替地とかいろいろ

ごねて云々という問題についてはわからないわけじゃないんです、その人についてはね。しかしその当時九名といったのが今度四名ということで、四名の方の協力を得て、若干学校用地も縮小をして、いままでの計画よりも縮小して、十二学級か十三学級程度にして二十小は建てたいんだというようなお話ですけれども、それならば桑園跡地は実際にはスポーツ公園的な要素も含んでいるわけですね。そうすれば一番学校で困るのは、確かに校舎を建設しプールも建設し体育館も建設するということで、そのほかに運動場という問題があるから、ある程度一定の、小学校におきましては少なくとも四千坪以上、中学校においては五千坪以上という基準で普通は買収の折衝を行っているわけですけれども、それならばこういう過大校があるんですから、グラウンド的な問題等を何らかの方法によって救済をすることによって、開校だけできるような方法として不可能なんですか。実際上見ますと、一小はもう千五十名もふえているんだし、片方は、東光寺小学校のごときは一番いい条件で五百七十五名ですから、こういう地域と教育の内容だってアンバランスが具体的には生ずることは間違いない事実ですから、これは不可能なんですか。先ほど、もし、大地主が半分以上も持っている方ですから、それをほかの九名のうち八名が協力なさっていただいて、それらを買ったことによって代替、交換分合かなんかすることによって地形はできないんですか、二十小の地形は。そういう方法も考えられると思うんですが、その点についてもう一回お伺いいたしたいと思うんですが。

それから二十二小学校については庁舎内でいま調査研究をなされる。立案は結構でしょうけれども、具体的に土地開発公社その他にあるんですから、それによって平山地区の用地を土地開発公社か何かで買収することによって、当然この二十二小学校地区の用地の売却についても多分やはり代替地等については要求をされるという前提条件があるだろうと思うんですよ。そういう方法も講じながら、そこに地主さんに協力を要請していかないと、やはり二十小の轍を踏まないように、五十八年の四月はできるだけ開校に持ち込みたい、その気持ちはわかりますけれども、具体的実行の面になってはっきりそういうことが、取り得るかどうかということがまた疑問視されるんじゃないかということを心配するわけでございます。この点についてもお伺いをいたしたいと思うんです。

それから教育長にもう一回再質問しますけれども、教育長、本当に千名の学校と五百名から六百名の学校、本当は教育基本法に従って八百名、小学校は。クラスは十八学級というのが基本として決まっておるんだけれども、これについて、それを超している地域と超さない学校との、これは教育のアンバランスが起きますよね、当然。あの学校はいいんだ、この学校はいいんだということがこういうところから必ず起きてきて、そのこ

とによって集中的に問題点が起きてくるんだろうと私は解釈するんです。午前中の質問で、わが党の一種の革新クラブの橋本議員が質問しておったとおり、こういうことこそが教育委員会が本当に熱心に取り組んでやるべきであって、前に決まった、教育をどうするだとか学校を建てるの——学校建てるには用地買ってもらわなければ実際建たないわけでしょう。建たない時点においてどうするかというのがこれは教育委員会の仕事であろうと思うんです。それを執行者の方から、市長の方から、行政の方から申し出てこなければ取り組まないということは、ぼくはその辺のことについて、教育のあり方についても少し考え直さなきゃならないんじゃないかと思うんですが、それらをいまからやってなかったら、学校をどんどん建てればいいんじゃないでしょう。やはり学校を建てるには用地の買収、財政的な問題、あらゆる面に影響してくるわけです。それを救済するというのが教育委員会のあり方じゃないですか。それが教育委員会の運営事項じゃないですか、そういう協議を。そういうことをやらないでいて、たなぼた式に、きたから、足りないからあそこへ学校をつくってくださいというんでしたら、教育委員会何も必要ないんじゃないかと思うんですよね。本当の話、そう言われてもやむを得ないんじゃないかと思うんですが、その辺のことをもう一回明確に答弁を願いたい。

○副議長（島村孝志君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　続けての御質問でございます。お答え申し上げたいと思います。二十小の十二学級から十三学級程度の学校といいますのは、買収面積が縮小したから学級を少なくする、こういうものじゃございません。もともと甲州街道北側というふうな校区編成でまいりますとこの程度の、もともと十二学級程度の学校というふうな規模のものでございます。それで民有地、現在確保しますところの五千平米未満の民有地の中に大体校舎がセットされる、それで桑園の方から、あとで地形を固めていただく部分につきましては運動場になるというふうなことになりますので、その点について建設を先行できるかどうかということについては、現在可能かどうか企画等と検討しているものでございます。それが可能ならば、おっしゃるように建設が早まる、あるいは開校が早まる、こういうふうなことでございます。先ほど申し上げました努力の一つのポイントとなっているわけでございます。それから地主が九名から四名になった、こういうことにつきましては、やはり値段の点において——値段が一番スタートでございます。スタートの点において並ばない問題について交換というのはなかなか、やはりものの上から、金の計算からいってもそうですし、それから心情の上からいってもお互いの地主間のしっくりしないものがあるわけでございまして、この点もいろいろと計画し進めてみたわけでございますけれども、不可能でございます。よう

かんを切るようなわけにはいかなかった、こういうふうなことでございます。

それから二十二小につきましては、さっき申し上げました東平山三丁目、これにつきましては三番目の候補地でございます。おっしゃるとおり、これから開発公社の方で買収を手がけるわけでございます。いろいろと御叱正をいただいておりますので、なるべく問題ないように、地域の方の協力を得ながら早期の用地取得ということに決意を固めておる次第でございます。三番目の候補地ということで、これから実際に買収を手がけるための事務的な準備をいま大体完了したということで、早速にでも買収に手をつける、こういう段階でございます。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　私が申しますと、どうも、学校区を再区分するということについて構想がまだできていないということなんですが、それについてどういう理由でというようなことになるとちょっと弁明がましくなりますが、一つはやはり、そんな学区というようなものに手をつけるということは大変な動揺をもたらしまして、いたずらな不安を招くというようなことになりかねないのは、いろいろな市の状況などでも御存じのとおりかと思います。したがって人口分布が、あるいは児童の一つの分布というようなものがある程度安定してきたときに、今度こういう理由でこういうふうにしてもらいたいというようなことを市民の方にもお願いすればある程度理解していただけるんじゃないか。そのためには時間的に半年でもって決めるとか一年で決めるというような、余り短い期間を決めなくて、少しゆっくり、じっくりやっていただけるというふうなことができるんじゃないか。そしてちょうどいま時期的にそういう時期にきたんじゃないかというふうに思っているということで、私たちいま事務局内では寄り寄りそのことについては話しておりますけれども、しかしまだその区画、どこのところをどういうふうにしようかというようなところまではまだいっていないというようなことでお答え申し上げたわけでございます。以上。

○副議長（島村孝志君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　市長に最後に質問したいんですけれども、実際私から言うまでもなく、市長も考えているとおり、第二小学校と滝合というものは千の上ですから、それから旭が丘地域は九百名ですから。あの二十小の地域では、第一小学校。教育長が考え方によっては、こういうことについての処置、なかなかむずかしいということはわかりますけれども、これは検討していく必要がある。二十小より先に建てなきゃならんくらいの生徒増になっているわけでしょう。順序だからといって、市長は五十八年開校できればいいんだという考えを持っているのか、それともうすでに千名超しているんですから、普通は

八百名が基本だといっていながら、この地域はもうどこへも持っていきようがないわけですね。こういう地域に五十八年だからといって五十八年まで待つという考えを持っているのかどうか。これから人口が、どう生徒がふえてくるかわかりませんけれども、これが足りなくなればプレハブ校舎を建てればいいんだということでは済まないんじゃないかという考えを持っているので、五十八年といっても五十七年にはもう建築して、来年の四月開校をもくろむべきだと思うのですが、その点について市長のお考え方をお伺いします。

それから教育長ね、言うけれども、この数字は見て知ってるんですから、どうあるべきかぐらいのことについては、基本的なことはね。ただ考えてるんだとか論議の俎上にはなりますというような程度では教育委員会のあり方ではないんじゃないか。教育委員会というのはこういう子供の教育を、どこへ、適材適所なら、教育が実施できるかということがみんな心配している問題になっているわけでしょう。それをつかさどっているのが教育長の任務でしょう。任務の問題でそれが市長の方から用地が買収できないから……。新しい学校ができた所が一番いいわけですよね、少なくなって。だけど新しい学校必ずしも開校したからといってそこの学校へ行きたいっていうばかりもないです。それは通学区域の問題でお悩みになっていることは十分わかっていますけれども、これらを勘案していかないと、機会均等の教育行政というものはできないんじゃないか。この点について教育長はどうお考えになっているか。それから、これからどうしようと、こういうものをね。全体を見渡しますよと、質問されればそういうことだけしか答えないんで、それじゃ教育委員会のあり方じゃないと思うんで、その辺のことをお答え願いたい。以上です。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。私の申しますのは、そういうことは十分理解していながら、今度はその一つの段階にきたんじゃないか、こういうふうに私は申し上げているんでして、手をつけるべき段階にきたんだ、こういうふうに申し上げているんでございますので、前からそういうもの全然考えないでただ成り行きにまかしていると、そういうふうに御理解していただかないで、そういう段階にきたという、日野のような人口急増地域の、都市の一つの性格というんですか、そういうものであるので、それにかこつける意味はございませんけれども、そういう状況の中でようやく今度は日野市も人口急増都市から外されるような状況になってきたんですね。そういう段階でひとつ学区の再制定というようなことをやるべき段階にきた、こういうふうに私は理解して、それで本気で——本気でといっても前から本気ですけれども、具体的に取り組んでいく、こういう気持ちを申し上げているわけです。よろしくひ

とつ御理解をいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで教育にかかわります特に学校建設には適正規模、適正配置ということを目指しつつ、かなりつくり進んできたわけであります。そうして当面、二十小の早期建設、あるいは二十二小の早期開校ということを、これまた担当部長が大変苦しく説明しておりますとおり、用地の確保に苦労してきておるわけであります。ちょうど日野市のいまの事情が、土地はますます適正な場所が狭くなり、なかなか探すことも困難である、地主も進んで手放したいという意思がなくなってきておるというようないろいろな困難さがあるわけでありまして、しかしこの二つの学校だけはどうしてもつくらないことには前に進まない、このように考えておりまして、何はさておき、用地の確保ということを前提とするわけであります。それの解決にもう最大限の努力を注いでおる、こういうふうに思っております。ちょうどこの期に当たりまして、いま教育長が申しましたとおり、人口急増地域からはずれる、財政負担が今後非常に大きくかかるように変わってくる、こういう情勢もあります。ですから一面には、ある時期にはやっぱり校区の再編成ということも当然真剣に考えなければなりませんし、また今後の人口の動向ということにも注目をして進めていかなければなりません。まあ学校によりましてはすでに十に近い余剰教室をつくり出しているというふうなことすらあるわけですから、これらのもう一遍総体的な考え直しもやっぱり必要かと、このように言わざるを得ません。一方にはいい意味で考えますならば、余剰教室があるということは、ゆとりある、そういう教育環境を保てるということにもなりますから、確かに日野市は人口の数、あるいは地域、土地の面積から言いまして、他の市と比較する場合にかなり数も多くなっておりますから、教育の場としてはきわめてすぐれておる、それだけにまたいい条件を価値高く教育の場で活用していただかなければならないし、成果も上がってこなきゃならない、こういうことがわれわれの行政の、教育委員会を含めて大きい責任である、このように思っております。今後も一層この二校、また中学校もう一校必要とする地域がありますが、これらをあわせて最大限にひとつ努力をする決意でおります。以上です。

○副議長（島村孝志君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　それでは総務部長も二十二小も用地も一生懸命買うように努力するということですから、具体的にはもう五十七年開校せざるを得ないような時期というものは十分知ってるでしょうけれど、買ってないから市長としても五十七年先やるとか、そっち先やるということにはお答えはできないだろうということは認識しておりますので、しかし二十小、二十二小については現在の機会均等の教育からすれば、

非常に過大校になっておるので、いずれにしましても二十二小のごときは建てなきゃいかんし、二十小にしても第一小学校は千名を超しておりますから、これも過大校で、市長としては五十六年にはどうしても建てたかったんだけれども、用地の買収が困難なためにこれが開校できない、これ十分わかりますけれども、努めて努力を払って、いっときも早く、やっぱり機会均等の学校づくりをしていただきたい。それから教育長においては決してやらないとは言わないというようなことでございますけれども、しかしそういう面は十分理解をして、新しい学校を建ててもらうことばかりでなくて、そういう時期にきてるんだったら、どんどんと、やはり執行者側と相談をして、それらの点については委員会でも十分検討をし、住民にPRしないで今度ここ変わりますなんていったって簡単に変えられるものでないことは十分に知ってる教育長だろうと思うんですよ。ですからその辺のことを十分肝に銘じて、ひとつねじりはち巻きで検討してやってもらいたいと思うんですよ。それを要望いたしましてこの質問を終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって三の二、第二十小、二十二小学校建設と開校予定を明らかにされたいに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時十五分休憩

午後三時十五分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

四の一、勤労者行政の充実と促進についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

〔六番議員登壇〕

○六番（中山基昭君）　勤労者行政の充実と促進につきまして、通告の内容に従いまして御質問をしてまいりたいというように思います。勤労者行政と施策のより充実、促進につきましては、すでに数回にわたり要請を重ねてまいりました。また多くの議員の方々からも指摘がなされ、一定の改善と努力が図られていることを理解と認識をしながらこれまでのフォローを含め、さらに充実への促進を要請してまいりたいというふうに思います。市民の大多数の生活が商業、工業、あるいはサービス業などに働く賃金収入によって生計を維持している勤労者であります。こうした地域の実情に即しての適切な施策の促進と、さらには社会や経済の変化と動向が毎日の市民生活につながる大切な問題として受けとめなくてはなりません。特に八〇

年代としての昨年からの経済や産業の動向を見ますときに、原油価格の引き上げや供給の不安、輸出環境の悪化、個人消費の冷え込みなど、内外両面にわたり低迷と停滞が続く大変厳しい情勢が言われております。中でも政府が経済の運営面から最も重点をかけ、努力をされてきたといわれる物価対策、消費者物価上昇率は、当初見込み設定されました六・四%を大幅に上回る、異常なまでの高騰となり、労働省の毎月の勤労統計調査等によっても、年間を通じて実質賃金、実質生活が目減りと低下をしてきていることが明らかにされております。特に最近の調査等を見ますと、ベースアップ等の関連の中で、実質賃金の伸び、あるいは好転、こういうものが言われておりますけれども、教育費やあるいは交通費、医療費などの公共料金の値上げとともに、さらには失業率は四十九年以来の高い率を示してきておる、こういうふうな実態の中にあるのではないかというふうに思います。こうした社会や経済的な諸条件によって、不安とあるいは苦しさが同居する中で、もはや個人の努力だけではどうにもならない、あるいは生活の安定ができない、こういうふうな情勢にあるのではないかと思います。そうしたときこそ、身近な地方自治体行政における勤労者施策のさらに充実を図ることが強く望まれ、期待をされてきております。市長のこれまでの答弁や見解を引用しますと、日野市は大変勤労者が多い町であるから、一つ一つの施策や行政の運営が、包括的には勤労者施策にもつながると言われております。私はこの認識と受けとめに理解を寄せながら、特に次の六項目の具体的な問題についてお尋ねをし、さらに努力を要請してまいりたいというふうに思います。

最初に市営住宅の建設促進と持ち家対策についてでございます。勤労者生活における住宅問題は医療や老後などとともに、個人の私的領域だけではなかなか不安を取り除くことのできない深刻な課題になってまいっております。各種の生活実態調査等におきましても、住宅問題が既婚者あるいは独身者にかかわらず圧倒的なウエートを示しております。このことは現在の居住環境に、さらには土地、建築費の高騰、家賃の値上がり、公共住宅の不備や不足など住宅難の解消を図り、居住水準の改善を図ることが強く求められているからであります。こうした勤労市民の住宅事情に対し、国はもちろんのこと、地方行政においても住宅施策の積極的な推進が図られなくてはなりません。これまで川原付住宅の三期にわたる建てかえやあるいは保留地の公売に抽せん方式の導入など、一定の努力については私も十分承知をしているところでございますが、昨年三月発行の市の住宅統計資料等を見ますと、市内には公共住宅が七千六百世帯ございます。民営の借り上げ住宅が一万二千百世帯になっております。そのほか官舎、社宅等の住宅が二千四百世帯、持ち家が一万九千世帯、こういうふうな居住分布といいますか、居住

環境、こういう中にあるわけでございます。特に公共住宅世帯の内訳を見ますと、市営あるいは都営の居住世帯が二千三百世帯ということでございますから、全体の一〇・六%、こういうふうなことになろうかと思います。この公共住宅の保有状況を近隣他市と比較してみますと、昭島市が二二・七%、八王子市が一八・五%、立川市が二〇・一%、府中市が一三・八%、多摩市が二六・八%であり、日野市におけるこうした都営あるいは市営等を含めた保有が大変少ないということがこの報告の中でも明らかにされているところでございます。そこでこうした観点からの御質問になるわけですけれども、一つは老朽化してきている住宅の居住水準の改善を図るために、建てかえと、さらには保有数、この増加をするためにこれからの市営住宅の運営についてどのような計画あるいは方針、こういうものを持たれているかどうかということが一点でございます。続いて二点目につきましては、これは従来からもいろいろと指摘してきたわけですけれども、入居に対する収入の基準が現在の住宅状況からして厳しい、そういうふうな指摘がいろいろございました。しかしその都度、国からの補助金との関連で、あるいは法令で決められると、こういうことで、ただ単に市で独自にそうした基準等を変えることが無理だ、こういう話でございますけれども、私は五十四年、五十五年、五十六年の場合の、これは第一種二人世帯の比較ですけれども、これをしてみました。特に五十四年と五十五年の入居の基準の収入額、これは変わっておりますけれども、これは法令等が改定されてなったのか、あるいは物価スライド式に年々基準が変わるのか、こういうふうな点が一点でございます。さらに三点目でございますけれど、少ない施設の公平な有効的な活用、こういう面から条例の中でも二十条、あるいは二十一条、こういうふうなところに、入居後三年が経過した場合の収入超過者の明け渡し、こういうものが設定してありますけれども、現在収入超過をしてなお入られてる方、こういう方が何名いるかどうかということと、あわせてこの場合、付加使用料が加算される、こういう条例ですけれども、こういう付加使用料が加算されている実態があるか、この点をお伺いしたいと思います。最後の四点目でございますけれども、これはこの議会の中にも一定の貸付額の引き上げ、こういうような内容の条例改定等もございますけれども、むしろ私は、単に住宅改良資金、こういうことでなくて、一つの持ち家政策、持ち家対策、こういう面からこの制度をいま少し抜本的に考え直すことができないか、あるいは検討を進められないか、こういうふうなことでございます。以上がこの第一項の住宅問題に対する四点の質問でございます。

次に二項目ですけれども、学童保育施設の整備と児童館行政の充実、こういう内容になるわけですけれども、学童の保育クラブについては年々整備が図られ、施設も十六カ所、あるいは

在籍園児も六百名以上、こういうふうな内容になり、児童の健全な育成の場として、あるいは集団的な交流の場として定着あるいは活用が図られてきているんではないかというふうに思います。しかし一方では未設置の学校区への設置や、あるいは既存の施設の整備、こういうふうな問題も一つ切迫しておる課題として受けとめなくてはならないというふうに思います。こうした認識の中で、これから、小学校の低学年児童、こういう対象ですから、学校区ごとに保育所の設置が望ましいし、また必要ではないかと思いますが、今後まだ設置されていない学校区、こういうところについて、具体的にどのように進められるかどうかということと、さらには七小学区の関係児は現在ふたばとさくらに分散をして在籍しておる、こういうことでございますけれども、かなりこの七小の児童もふえている。こういう面から、早期に単独施設が必要じゃないかというふうに思いますけれど、この点の対応についてもあわせてお聞きをしてまいりたい、こういうように思います。二つ目は、児童館との関連でございますけれども、保育クラブは分館と、こういうような位置づけになるわけですが、施設や機能においてかなり異なっているんじゃないかというふうな感じもいたしております。したがいまして保育所は特定児を、あるいは児童館は一般の児童をと、こういうふうなそれぞれの対象が違うわけですね。児童館の場合、非常に門戸の広い性格づけになるのではないかというふうな感じもいたしております。そうした問題から、特に現在のような生徒児童の問題行動や非行化、こういうことが社会問題にもなってきているわけですから、地域における集団指導、あるいは交流、こういう健全育成が非常に大事な役割りになってきておるのではないかと思いますので、児童館もさらに、現在三つということですけれども、少なくとも中学校区ごとぐらいに適正な配置、こういうものを考えていくことが必要じゃないかということでございます。次に三つ目でございますけれども、これは一つのこれからの課題あるいは素材、こういう受けとめ方で結構ですけれども、学童保育の対象児は現在小学校の三年生までということでございますが、さらに有効的な活用、効用、こういう面から、もっと年長児童まで在籍できるような検討ができないかどうか、あるいは検討することが必要ではないかということでございます。

三つ目は体育行政の充実と施設の整備促進でございます。スポーツ愛好者の広まりとその内容も大変幅広く多彩化してきております。利用者や関係者からも施設の不足とあるいは不備が指摘をされております。すでに五十四年でしたか、飯山議員の方からもこの一般質問を通じて積極的な整備促進等が要請をされてきております。したがいまして多くを触れる必要はありませんが、やはりスポーツを通じ健康の保持、あるいは青少年の育成、あるいは余暇の活用、さらに交流の場として大変重要な

施設になってきているのではないかと思います。その整備と環境づくりの促進がぜひ必要だ、こういう立場からの御質問でございます。今年度の予算におきましても、落川あるいは東光寺、こういうところの河川敷へのグラウンドをつくるための測量費、こういうものが計上されているわけですが、この計画を早く実現してほしい、こういうことを願うわけですけれども、測量から完成までの時期と、あるいは施設の内容、こういうものについて現在どのように計画をされているかどうかということでございます。あわせて多摩川グラウンドに新設されました少年野球場は、少なくとも固定的なバックネット、こういうふうなものとか、あるいは水飲み場、手洗い、こういう付帯設備ですね。こういうものも当然考えなきゃいかんじゃないかということですけれども、この点はどのように考えられているか。南平体育館につきましては、これも飯山議員の方からも指摘がございましたけれども、年々増加してきているようですが、当初計画されました京王線沿いの取りつけ道、こういうものがなかなか進んでない。そういう面では市長もこの間地主等の協力、こういうことに触れておられましたけれども、ぜひ完全に利用できるような、あるいは利用しやすいような形で取りつけ道等の整備も積極的に進めてもらいたい、こういうふうに思います。二つ目は桑園の跡地についてですけれども、これはスポーツ公園、こういう計画が進められているようですが、払い下げから完成までが大体年次的にどのくらいの計画になるのかどうかということですね。さらには移転後かなりの時間、年限がたつわけですけれども、周りをただ単に囲いをして草が生えている、こういうふうな状況ですから、ぜひこの辺を、もしこれからの見通しがかなりかかるようであれば、一時借用なり何なりというふうな便法の中で開業できるようなあるいは利用できるようなことが考えられないかどうか、こういうことでございます。三つ目は浅川の河川敷には児童の運動場、広場、こういうものがございますけれども、正式には現在二カ所しかありません。したがって実態的にはもっとたくさん、あるいは広い面積が利用されております。そうした面から、いますでに利用されている既存の利用場所、こういうものについても正式に利用ができるようにできないかどうか、あるいはしてもらいたい、こういうことでございます。四つ目は体育行政全般にかかわる問題ですけれども、それぞれの所管別に、現在、体育課ありあるいは社会課、児童課、公園緑政課と、こういうふうに非常に窓口が多く、分散しております。そのために、それぞれの努力や計画が体系的にならない、あるいは制約をされる、こういう面とあわせて、利用する側からも大変不便になってきております。その目的はやはり最初に申し上げましたように、健康の保持、あるいは青少年の育成、余暇の活用、こういうことでございますから、もっと集約、一元化を図るとともに、専門的な技術職員、こうい

うふうな配置の中で施設づくり、あるいは体育行政、こういうものをもっともっと充実をしてほしい。あるいは充実をしてもらいたい、こういうふうなことでございます。以上が四点目でございます。

次に四項目目の健康づくりという面から、緑は欠くことのできない大変重要な問題になるわけですけれども、市長もそれぞれ年々努力をされて、都市公園などはかなり整備が図られてきておりますが、残念ながら自然の緑は年々減少し、現有の樹林は丘陵とかあるいは神社とか、こういうふうなところが大変多くなってきております。しかしこれとてもこのままではさらに減少していく、こういうことは明らかではないかと思います。したがいまして、この現有の貴重な緑、こういうものの保全を図りながら、自然の景観の中で青少年が親しみ、あるいは情操を養い、さらには余暇や老人が憩いの場として楽しみ、あるいは健康づくりをできるように、市が現有の樹林等を、当面は借り上げでもやむを得ないと思います。そうした中で散策路、あるいはベンチ、こういう最小限の安全性を確保しながら、それぞれ市民の憩いの場として、あるいは自然の保全、こういうふうな両面を合わせた健康づくり、こういうことができないかどうかということでございます。また緑化の推進という面についても大変積極的に進められているわけですけれども、どうしても公共的な施設、こういうものが主体になってくるのはやむを得ないというようにも思いますけれども、もっと幅広い啓蒙あるいは実践、こういうふうな活動を図るために、新しくできる住宅あるいは施設、こういうところについてはできるだけブロック等にかわって樹木、こういうものを植えつけるような、あるいは奨励するような普及活動、こういうことを考えたらよろしいんじゃないかと思いますけれども、この点についてもひとつお考えを聞きたいというふうに思います。

五項目目は勤労者互助会の設立に向けてでございますけれども、勤労者同士の助け合い、あるいは事業の振興と発展、こういう観点からも設立が望まれ、いろいろと研究や努力がなされてきました。予算の面からの対応も大変具体化されて、この互助会制度が導入されるということになってきているわけですけれども、事業の内容においては共済活動、あるいは親睦と交流、生活資金の融資などが柱になると思いますけれども、そうした受けとめでよろしいかどうかということでございます。二つ目は当然比較的小規模の事業所等の従業員、あるいは事業主が主体になるものと思われますが、何名ぐらいまでの事業所を対象にしているか、また想定される会員数あるいは加入者数はどのくらいか。この場合、特に事業主の協力、こういうことについて、導入についての説明なり協力、こういうことが実施されているかどうかということが二点目です。三点目は、運営の事務処理などについては当然行政において事務局として担当することが必要ではないかというように思いますが、これらの対応に

ついては万全であるかどうかということでございます。四つ目は設立発足の目途をいつごろを予定しているかということでございます。

最後の六項目目でございますが、これは特に多目的な福祉会館、こういうふうな内容になるわけですけれども、これはやはり一つのつながりという面でお聞きしておかなきゃいかん点でございますけれども、勤労者福祉会館との関連ですね。これは長年にわたる一つの課題というふうなことが言えるかと思いますけれども、いっときは用地の選定やあるいは地区労におきましても備品の調達、こういうふうな面で資金等積み立てを実施してきたということから大変期待をされてきたということでございます。しかし残念ながらその後東京都の関連によって大きく後退をしてきております。こうした経過を踏まえながら、五十三年の九月の定例会だと思いました。島村議員の質問に対しまして助役の方から、東京都の期待はできないけれども、設立については自主的な対応を検討していきたい、こういう答弁がなされております。したがいましてこの答弁に期待と信頼を寄せているわけでございますけれども、すでにそれ以降かなりの日にちもたっております。どのような検討がされてきたか、現状はどうかということをまずお聞きしたいというふうに思います。

大体以上が最初申し上げました六項目にわたっての質問でございます。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいま御質問六項目ございますけれども、そのうち建設関係の一項目と四項目についてお答え申し上げます。まず市営住宅の建設でございますけれども、市営住宅の建設につきましては新規に宅地を取得して住宅を建設することは、用地難または用地費の高騰により取得がむずかしく、また付近住民との調整等で必ずしもスムーズに実施することができないのが状態でございます。既設の市営住宅については、老朽化の進んだもの、規模の狭いもの等があるので建てかえ事業を計画的に推進していきたいと思っております。建てかえ事業につきましては、住宅事情等、住環境の整備とあわせて、土地の合理的な利用が図れる利点がありますので、昭和五十三年度より三年計画で川原付住宅三棟六十七戸を建設し、さらに万願寺区画整理事業に伴う残る一棟、二十四戸を建設することになっております。向川原市営住宅につきましても現在建てかえ計画を検討中でございます。市営住宅につきましては以上でございます。次に民有地の緑地の活用ということでございますが、緑地が民有地である場合、借り受けるときの手続や条件、それに維持管理等、多くの難題を解決しなければなりませんが、所有者、専門家の方々の意見を聞きながら調査研

究して、積極的に対応策を考えていきたいというふうに思っております。二番目に民間施設でございますけれども、民間の垣根、万年べい等を緑化、木の垣根にする等については、御意見等を参考として総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　御質問の順序に従いまして、御質問の一のうちの二の市営住宅の収入基準の改正、及び市営住宅に入っている収入超過者に対するところの処置、あるいは明け渡し、こういうものについて御答弁申し上げたいと思います。第一点の収入基準の改正でございますけれども、御質問にございますように、公営住宅法の改正によって収入基準の改正が年々行われている、こういうふうな法律によるものでございます。もちろんおっしゃるように法律の背景の中には物価水準だとか、そういうものの物価の高騰等がしんしゃくされている、こういうものでございまして、公営住宅法によるものでございます。それから収入の超過者でございますけれども、これにつきましては市営住宅全体で四百二十戸ございますけれども、それの約三分の一程度が、四百二十のうち百四十八戸が収入超過といいますか、付加使用料を徴収している入居者になっておるわけでございます。その中で二色に分かれまして、付加使用料二〇％を徴収しているところの者と、それから四〇％を徴収している者とあるわけでございます。四〇％を徴収している者につきましては、収入の基準が月十二万六千円以上、このような収入超過者につきましては四〇％の付加使用料を徴収している。それから明け渡し基準対象者でございますけれども、全体の中で五十一戸あるわけでございます。明け渡し対象の収入基準といいますのは、月に二十三万八千円、こういう世帯が明け渡し基準対象者で五十一戸ということでございます。これに対しまして明け渡しを実施しているかどうかということにつきましては、あなたが明け渡し基準対象者であるということについては、月々の市営住宅使用料の納付の都度、これを告知はしておりますけれども、実際の明け渡し要求につきましては、二十六市、各市ともやっておらないという現状の中から、日野市におきましてもそういう強制的な明け渡しは実施しておらないというのが状況でございます。以上、大体御質問の中のものじゃないかと思います。

○副議長（島村孝志君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　二点目の学童保育施設の整備等の件につきましてお答え申し上げます。最初の一点目でございますけれども、未設置の学校区に対する対応ということで、例として七小の対応の問題が出たわけでございます。市といたしましては基本的には従来から一学校区一施設という基本的な設置の考え方で促進してまいっているわけでございますので、

この七小の問題につきましても私ども十分請願、要望等も受けておりますので承知しているわけでございますが、何といっても問題は用地難でございます。気持ちがありましてもなかなかそういった面で実現が進んでないというのがいま現状でございますけれども、さらに民地の借用、こういうようなことも含めまして現在考えておりますので、そういうような面で努力していきたいということでございます。それから二点目の児童館の設置の関係でございます。中学校区に配慮が必要ではないかということでございます。確かに現在三館ということで、市の全体の中から見ますと確かに少ないわけでございます。これにつきましても市といたしましても順次設置をしていきたいということでございます。当然この辺につきましても用地、財政問題、いろいろございますので、都の補助金等を受けまして、順次進めていきたいという考えでございます。それから学童クラブの対象年令の引き上げの問題でございますけれども、先ほど申し上げました現状、未設置の解消をしなければならない、こういう状況の中でございますので、いまのところは考えはございません。以上です。

○副議長（島村孝志君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　三点目の体育行政の推進と施設の整備をということについてのお答えを申し上げます。体育行政の推進のための基本姿勢としては、教育委員会では、一つは非常に高まってきたスポーツに対する市民の要望、あるいは勤労者の要望、こういうようなものへの対応をできるだけ満たしていかなきゃならん。そのためには何といっても施設の整備ということが大事だ、こういうふうに考えておりますが、そのためには、たとえばことしは七生中のナイター設備などもつくっていただくことになりましたし、それからさらに総合グラウンドとか、あるいは総合体育館というようなものも桑園跡地などを含んでかなり曙光が見えてきたというようなことで、大変ありがたいと思っております。それからさらに既設のものとしては、学校開放というようなものにつきましても、中学校につきましては体育館を夜間も開放するというような方向へ進めてきておりますし、それからさらに小学校も遊び場開放ということだけだったのを、さらにスポーツ人口の増加に対応するために、その一部分をスポーツ開放というようなものに対応して、できるだけ市民の要望にこたえたい、こう思っております。それから三つ目の、もう一つの基本的な考えとしては、施設の利用の便利をいかにして市民に図るかということ、それが私たちが常に心がけていかなければならんことだと思っております。それにはさっき、たとえば施設の利用で建設部とかあるいは福祉部とか、あるいは教育委員会というような縦割りの施設の管理が行われていてそれが非常に不便じゃないかというようなことは、この前も施設を回って見ていただいたときにも指摘され

ている問題でございまして、いままた中山議員からもそれが指摘されたんだと、こう思いますが、これにつきましてはそれぞれいままでのいわく来歴がありますけれども、しかし利用する人というのは全く同じわけで、窓口が幾つかに変わっているということについては非常に不便を感ずるだろう。こういうふうなことから、これについてはそれぞれの関係の方と協議しながら、たとえばそういう施設、設備の管理はどうするか、あるいはその貸し出しをどんなふうにするかというようなことについて、市民の利便を考えた方策というものをこれから検討していかなきゃならん、こんなふうに考えております。それから、たとえば落川、東光寺に対しては測量などの予算がついたわけですが、これ、いつまでにそれが完成するのかということですが、これは市当局の方とも相談してみることでございますけれども、測量とかそれからその他のことが調査が行われるということで、その中で教育委員会としてはまた教育委員会としての希望を申し込んで、できるだけ早くそういうものが実現していただけるようにお願いしたい、こんなふうに考えております。それからもう一つは多摩川のグラウンドの施設で、特に水飲み場だとかあるいはお手洗いとか、そういうようなものが非常に、いまでも四百メートルぐらい遠いところにしか設置されていないのでございますが、それからまたバックネットのような基礎的なものが置かれていないということについての御指摘はごもっともかと思いますが、これは河川敷を借りるということの約束の上で、そういうものをつくらないということでお借りしているというのが現状でございますので、いまのところ手の打ちようがないんですけれども、これをもう一歩何か進められないのかということについては、またそれぞれ関係の方と相談して、できるだけ市民の便利になる方への努力はしていかなきゃならん、こんなふうに考えております。それからもう一つ、浅川の河川敷の、たとえば児童スポーツ公園というようなものをもっと拡大できないかというようなことについても、同じような形で検討していかなければならん問題かと思いますが、いずれにしても浅川流域の総合利用計画というものがあるわけでございますから、その中でどういうふうにその線を生かしていくかということも考えていかなければならん問題だと、こんなふうに考えております。それから桑園跡地の利用のことでございますけれども、それも今後完全に市のものになるまでに何とかできないのかというようなことでございますが、そのことなどについてもまた関係方面といろいろ御相談してみたい、こう思っております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　勤労者互助会の設立に向けてと、こういう中の四点につきまして申し上げたいと思います。まず設立の関係でございますが、事業の内容でござい

ますが、事業の内容につきましては融資制度、共済、厚生、この三本柱で進んでまいりたい、かように考えております。それから二番目の事業者の対応、加入者数の見込み等についてでございますが、これらにつきましては五十四年の九月に事業所にアンケートを出しまして、福利厚生に関する実態調査をしたわけでございます。その時点では加入するということの回答が八六・七%ございました。それらを踏まえましてこれから担当が準備をしているわけでございますが、これらを煮詰めて、こういう形で入っていくようにこれから勧誘してまいりたい、かように考えております。それから三点目の行政の対応でございますが、確かに設立に伴いましていろいろ事務量がふえてまいります。こういう意味合いにおきまして、五月十八日付で一応労政担当が一名から二名になりまして、一名増員になったわけでございます。これらにつきましていろいろ準備をしているところでございます。それから四点目の設立の時期につきましては、一応十一月ごろを予定してございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　六項についての答弁を願います。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは六点目の多目的な福祉会館の設立の問題でお答え申し上げます。三月の議会のときに福祉センターの分室ということで議会の方でお認めいただきましたが、市といたしましてはさしあたりは、五十五年八月から開設いたしました日野図書館の二階を主として勤労者、青少年施設として開放したいということで、すでに広報等でもお知らせしたわけでございますけれど、当面そういう形でお願いしたいということでございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　何点かにわたって再度お聞きしてまいりたいというふうに思います。最初に市営住宅のあれですけれども、明け渡し期限の三年との関連ですけれども、強制的にはそうしたことを各市もしていないから、していない、こういうことですけれども、それはそれで私もやむを得ないし、まあ現状の住宅事情から仕方ないというふうな受けとめをするわけですけれども、そこで、いま三年を過ぎての明け渡しということが、現状そうした実態の中ではかなり歯車が合わないんじゃないかという感じがするわけですよね。したがって、これを四年なり五年なりと、こういう中に考えていかないと、実際に三年たってもなかなか出る先が見つからない、あるいは出られない、こういうようなことになるんじゃないかと思いますけれども、この点についてのお考えをさらにお聞きしておきたいというふうに思います。

それから学童保育、あるいは児童館等でございますけれども、福祉部長は用地問題等がなかなかむずかしいんだということでございますけれども、従来から第三桑園跡地ですか、市役所の

隣りの、そば屋さんがつくられる予定の隣接地ですね。ここにそうした計画の国有のあれがありますけれども、やはりいま見ても有刺鉄線でさくが張ってあるだけだ、こういう実態もありますからね。そうしたものも活用するような形で用地確保ということも含めてぜひ積極的にしていくということですから、御指摘をしたいということと、さらには児童館と学童保育クラブの性格といいますか、位置づけといいますか、こういうのが、条例的にはなるほど学童保育クラブは児童館の分館ですよと、こういうことですけれども、実態的には福祉あるいは社会教育、こういうふうなことになるかなというふうな気がいたしますけれども、この辺は特に条例との関連で解釈に問題がないかどうかということをひとつ聞いておきたいと思います。

あと、体育施設等についてはぜひ教育長、積極的な御答弁の中でございますから、ひとつそういう方向で進めていただきたい、こういうことを要請しておきたいと思います。

あと最後の勤労者福祉会館との関連で、いま総合的な、規模の大きい福祉会館をつくったら、あるいはつくるべきだ、こういう指摘でございますけれども、この辺は本間議員の方からも婦人会館の設立と、こういう一般質問等もなされておりますけれども、私はそうした面も含めて、婦人会館、あるいは青少年センター、あるいは障害者センター、こういうふうな多目的な施設、こういうものをつくったらどうでしょうかと、こういうことなんですけれども、特に高幡福祉会館等が移設されるというふうな、若干の必要経費も計上されておりますけれども、そうしたものの新築なり移築、こういう面も含めてそうした対応を考えると、なおやりやすいんじゃないかという気がいたしますけれども、少しこの辺の取り組みに甘さがあるんじゃないかという気もいたしますけれども、ひとつ再度この辺の見解をお聞きしてまいりたいというふうに思います。大体そういうことです。

○副議長（島村孝志君）　答弁を願います。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　追加の御質問の第一点でございます。市営住宅の明け渡しについての御質問でございますけれども、明け渡しというか、明け渡し基準の対象者が三年たっておる場合においては、市において明け渡すように、市自体が明け渡させるように、努めなければならない、こういうふうな条文になっておるわけでございます。条文でございますので、これを四年とか五年というふうな設定はむずかしいんではないだろうか、条文は条文として三年ということでございます。それから、努めると同時に、その明け渡し基準対象者が明け渡して移転する場合には、市に対して移転先を求めるというふうなこと等も条文にあるわけでございます。市自体がやはり明け渡しを、強制じゃなくて求めるとしましても、やはり合意の中で明け渡しを求めるにしましても、移転先のあっせん等の用意等

もしなきゃならんというふうな大家としての努力も必要なわけでございます。現在までのところは月々の、要するにあなたは明け渡し基準対象者でございますというふうな告知でもって、要するに明け渡しの状態にたな子がなるようなことを図ってまいってきておるわけでございますけれども、実態としてはなかなか明け渡しという実効はないようでございます。そういう面についての御質問、十分わかりますので、市営住宅管理上の一つのあるべき姿としまして、これらの、要するに明け渡しについての市側の努力ということについての一つの検討をさしていただきたい。要するに具体的に移転先等があるというふうなこと等の検討の中で明け渡しを勧めていくということ等も検討させていただきたい、こう思っております。

○副議長（島村孝志君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　七小の学童クラブの関係で、桑園の用地が近くにあるのではないかということでございます。これは国有地でございますが、現在の国有地の考え方なんですけれど、国の方では貸与は認めないという方向に出ております。したがいまして、これを求めるとすれば、これは買収せざるを得ないということでございます。そういうようなことで私どもの方もこの場所があることは承知しているわけでございますけれども、それが進められないというのが実態でございます。それから児童館と学童クラブの性格の問題でございますけれど、条例上問題はないかということでございますけれど、確かに地方におきましては教育サイドの中で行っているところも、児童館あるいは学童クラブですか、特にそういうのがあるわけでございますけれど、東京都の場合は一つの方向としては児童館の一環として位置づけるということで指導されております。したがいまして市の条例におきましてもこの学童クラブの運営に関することがこの条例の中にうたわれているわけでございます。そういう意味でこの分館は児童館と性格を同じものとするものであるということでございます。以上です。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま中山議員から勤労者政策という角度から、勤労者福祉に関する広範な質問、提言も含めた質問をいただいておるわけであります。住宅あるいは生活環境、交通あるいは教育、文化、スポーツを含めたそういう分野にわたるわけでありますが、いまそれぞれ所管課の部長からお答えをしたのが現状ということですが、いま別に今回の予算提案でもお願いをしている労政関係の検討委員会を設ける、そこの場でまたいろいろと勤労者関係の方々の御意見も伺える、そういう窓口をつくりたい、このように考えております。そして冒頭触れられましたように、日野市は大変勤労者の多い町でありますから、したがって行っておりますいろいろの施策、政策はほとんど勤労者の方々にも均てんをする、非常に近い関係に

あるということなのですけれど、なおいまお答えをいたしておりますような角度から、特に近ごろ求められております日常生活の中のスポーツ活動、あるいは文化活動、こういったことが施設として、つまりグラウンドであるいは勤福会館も含められます市民施設ということでありますので、それらの施設も国有地などを取得することとあわせて進めるというのが日ごろ公表いたしております私どもの仕事になっております。そこで財政サイドのことなどももちろん伴うわけでありますが、当面取り組んでおりますそれらの施策を一つ一つ確実なものとしていくということにおいて、御質問の提案ないし御意見にお答えをし得るものである、このように考えております。なかなか行き届かない不十分な面もありますけれど、提案の御趣旨を十分尊重いたしまして、一層努力をしたい、このように考えるわけであります。特に多目的施設としての勤福会館というのが一時東京都のそれぞれの市町村に対します施策になっておりましたが、今日はその施策はまあ退いた形で、島の青年をとどめるために勤福会館の政策は残されているそうでありますが、かねてわれわれが期待しておりましたものはいまのところ姿がないようであります。したがって今後東京都が提唱しておりますマイタウン計画のより密着した形で、各地域でわれわれもこれらの施設を東京都に対して求めていきたい、あるいは大きな助成を確保することによって仕事を促進をしていきたい、このようになるわけであります。そのようにまた考えるわけであります。近いうちにある部分の機構改革等も提案をし御意見を伺いたい、またこれまでの御意見を生かしていきたいというふうに考えておりますので、そういった今日の市民生活になるべく直面する、そういう簡素でわかりいい施策を、施策といいますか、組織をつくっていくことがまた市民要求にこたえる新しい時代の方向だろう、このように思っておりますので、お答えに加えておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　市長のただいまの基調的な一つの考え方で、大体取り組む姿勢あるいは熱意、こういうものについては理解を深めたわけでございます。したがいましてそうした認識と決意の中で、ぜひ、積極的な勤労者行政、あるいは施策の充実へのさらに特段の努力をお願いし、要請しまして、質問を終わりたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　これをもって四の一、勤労者行政の充実と促進についてに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十三分散会

六月十日

水曜日

（第四日）

昭和五十六年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十二号

六月十日　水曜日　（第四日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲君		十六番	奥住芳雄君			
二番	市川芳太郎君		十七番	石坂勝雄君			
三番	秦正一君		十八番	滝瀬敏朗君			
四番	飯山茂君		十九番	林重義君			
五番	川嶋博君		二十番	市川資信君			
六番	中山基昭君		二十一番	島村孝志君			
八番	古賀俊昭君		二十二番	大越久雄君			
九番	藤林理一郎君		二十三番	一ノ瀬隆君			
十番	谷長一君		二十四番	竹ノ上武俊君			
十一番	名古屋史郎君		二十五番	米沢照男君			
十二番	本間久君		二十七番	高橋通夫君			
十三番	橋本文子君		二十八番	佐々木昭雄君			
十四番	鈴木美奈子君		二十九番	正国務君			
十五番	板垣正男君						

欠席議員（三名）

七番	大柄保君	三十番	三浦重春君

二十六番　杉山寅三郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活擊境部長	伊藤正吉君	選挙管理委員会事務局長	小山光之君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和五十六年六月十日（水）

午前十時開議

本日の会議に付した事件

日程第一

一　一般質問

午前十時三十分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十七名であります。

一般質問を行います。

五の一、森田市長の市長選に際し、市職員に対し選挙資金カンパと市職員の職場異動についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君）　本年四月に行われた日野市長選挙の運動のさなか、四月十四日の毎日新聞の朝刊に一ノ瀬隆議員が森田喜美男候補応援のためと称して、管理職である市役所の部課長職員に対して資金カンパをしたということが報道されて、一般市民をおどろかしたわけでございますが、現職の市町村の長が立候補してその部下の職員に対し、しかも議員が選挙資金集めをしたという事例は、公職選挙法が施行されて三十数年になるが、その前後を通じて日野地区はもちろん三多摩二十六市五町一村において、いまだかつてそういう話を私は聞いたことがありません。全国的に見ても、珍しいケースではないでしょうか。

そこで、私は質問します。庁内で物品を販売したり、物を頒布したり、寄付、募金等の行為をするときは、理事者の許可がなければならないはずと思われますが、そうした届け出があったかどうか。

二として、資金カンパの届け出が市の選管に出されていたかどうか。

三として、集めた本人は党の指令でやったと称しているが、実は勝つために市長がひそかに頼んだのではないか。

四として、休み時間の間に集めたという話ではあるが、勤務時間中に行ったということがうわさされているが、その点はどうか。四つについて、市長に質問します。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　四点にわたるわけでございますけれども、第一点と第四点目について私の方からお答え申し上げたいと思います。

第一点でございますけれども、一点の御質問は庁舎管理規則の十条、許可を必要とする行為、庁内において許可を必要とする行為が十条でございます。これはおっしゃるとおり、庁舎内におきまして物品販売等をやる場合の届け出を規制しておるわけでございます。それで、この資金のカンパにつきましては、そういう届け出はございませんでしたし、この十条で規定する行為でないというふうに考えておるわけでございます。

四番目につきましては、休憩中にやられたというふうに、要するにわれわれの方としては受け取っておるわけでございます。

以上でございます。

二点目につきましては選挙管理委員会でございますので、選挙管理委員会の局長をお呼び願いたいと思います。

三点は、ひそかにというふうなことでございます。私の方でお答えすることじゃございませんと思いますので、よろしく。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御質問のことにつきまして、当時、私も新聞紙上でそのことの記事は読んだわけであります。その内容につきましては、私自身はちょっと関知しておりませんので、お答えをしかねるわけですが、私が指示をしたとかそういうことでは全くございません。恐らく政治団体として、当然正当な団体が正規な方法で行われたものであろうと、こう思っておりますが、当時、新聞社から自治省に問い合わせたという記事の中にも違法性はないと。こういうふうな声がありましたので、私はそれ以上のことは存じません。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　一の質問について、総務部長からはっきりした答えがないんだけれど、それでは届け出なくてもいいというわけですか。その点。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　明瞭を欠きまして……。十条でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように物品の販売とか勧誘、宣伝、こういうものについての外部利用者の規制でございます。それでさっき申し上げましたのは、はっきり申し上げますと日野市の市会議員さんの行為というふうな観点からいたしまして、その行為の規制を十条では予想しておりません。そういうことでございまして、十条の規制の対象ではございません。議員の行為でございますので、議員さんは庁内におきましていろんな活動をされますので、その一つでございますので、規制の対象にはならないというふうに考えておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　普通の活動ならばいいけれども、金を集めるということについて、議員は差し支えないというようなことが、どこにうたってあるか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　地方公務員法の三十六条を見ますと、「市の職員は寄付金とかその他金品の募集に関与してはいけない」と、こうなっております。関与ということは、市の職員自体が中心になって募金活動をするということを意味するわけでございます。カンパに応ずるということを意味するわけじゃございません。三十六条におきましては、要するにカンパに応じてはいいけれども、職員が中心になってカンパを計画し、カンパをする手先といいますか、中心的な人間になって

カンパをしちゃいけないと。これが関与でございます。

それで議員につきましては、それらも自由な政治行為として別に規制されておりませんので、さっき言った一点との関連で、規制の対象にならないんじゃないかと。職員の場合にはカンパに応じるのはいいけれども、カンパを企画してはいけないと。そういうふうな三十六条の二項の三号の規定でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　四の問いに対して、休憩時間以外に勤務中にも入ってやったということが新聞にも出ているけれど、その点、どうであるか。また、そういうこともうわさに聞いているんで……。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　さっき申し上げました、休憩中にカンパをやられたというふうにわれわれの方ではお聞きしておるわけでございます。さっき言いました一条との関連というふうなことで特別――時間中に多少わたったということにつきましても、庁内での議員の行為でございますので、特別どこかに触れるという性質のもんじゃないんじゃないかと。できたら、執務時間中でございますので、休憩時間中におさめていただきたかったというふうな考え方は持っておりますけれども、どこにどう触れてというふうなことには、議員さんの行為でございますので法規的な中からはそういう考え方は出てまいらないかと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　二番の、資金カンパの届けが選管に出されていたかどうか、その点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　お答えいたします。資金カンパの届け出というのは、選管に対しますものはございません。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　すると、届けをやらなくても差し支えないという解釈ですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　お答えいたします。資金カンパの届け出を選管に対してしなければならないといったような規定といいますか、制度的なものもございませんし、実際にそういったようなお届けもいただいておりません。ですから、いい、悪いというのは、これは別の問題だと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　これは常識的に考えて、どこかの都の選管なり市の選管に言わなきゃならないと思うんだけれど、そういう内容はないですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。
○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　先ほど申し上げましたとおり、そういったような特に制度的なものはございませんので、都の選管に対しますものも、市の選管に対しましても、そういったような届け出等の必要性といいますか、制度的なものはございませんので、やっておらないということでございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　それでは次の五として、本年行われた日野市長選挙は候補者が二人であったわけですが、候補者が甲乙二人の場合、甲のために資金を集めて甲に協力するかどうかを要求するということは、すなわち投票前において甲に投票するか、乙に投票するかを、これは聞くことになるわけです。思想の自由は、憲法で保障されています。自由主義なり社会主義なり。それにもかかわらず投票前に聞くということは、これは憲法に違反しているんではないか。宗教の自由と思想の自由が憲法で保障されているので、そうした選挙の前に、選挙が無記名投票で行われるということは、自由が許されてるからそうして行われるわけであるのに、資金カンパをして、袋に名前を書いて金額等を入れるということは、すなわちどちらへ投票するのかということを聞くと同じわけであって、これは憲法の精神に違反しているのではないかと思うんだけれど、どう考えているか。
○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。
○総務部長（赤松行雄君）　地方公務員法の三十六条でございますけれども、三十六条の五項では、このように申しております。「職員の政治的な中立性というものを保障するため、あるいは地方公共団体の行政というものが公正な立場で運営される」と。「こういうものを徹底するために、要するに職員の利益を保護するんだ」と、こう申しておるわけでございます。その中で、さっき言いました資金のカンパはいいけれども、中心者になってカンパ、募金を推進しちゃいけないんだと。こういうふうになっております。そのほか、いろんな投票だとか何かにつきましても、まあ、投票することは当然いいことなんですけれども、投票をさせる、あるいはさせないというふうな勧誘運動も市の職員、地方公務員というものはやっちゃいけないんだと、いろいろと政治的行為の制限がございます。この範囲内において、要するに職員の政治行為を規制すると。
それで、それをさらに規制しますと、市の職員といえどもやはり社会の構成員としての政治的な立場がございますので、中立性のための最低の制限処置として三十六条がございますので、おっしゃるような形での論議の展開ということになりますと、三十六条でいっておりますところの、要するに地方公務員というものが非常に閉鎖的な立場に追いやられるというふうなこと

に相なるんではないかと思います。そういうことで三十六条以内の、あるいは公職選挙法の百三十七条の地位利用の規定もございます。これらの範囲内において、市の職員というのは政治行為をしても、要するに制限に引っかからない場合におきましては当然の、社会の構成員としての行為として認められるものだというふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　選挙最中、森田市長の選挙事務所に市の職員が出入りして選挙事務を手伝ったということを聞いているが、そういうことは違反にならないかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　市の職員が特定の候補者のところで選挙事務を手伝ったと仮定いたしましても、それが単純な労務の提供というようなことで、これがまあ勤務時間内ということは別の問題ですけれども、単純労務の提供というようなことで自動車の運転をやるとか、そういうことでしたら何ら問題はないんじゃないかと。そういうふうに考えます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　自動車の運転でなく、選挙事務所へ行って手伝ったというんだから、内容はよくわからないけど何か事務的なことではないかと思うんだよ。何か書いたり、そうしたことじゃないかと思うんだけれども、そういうことは地方公務員として違反になるか、ならないか。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　お答えいたします。事務的なことでも、やはりはがきを書くとかそういった単純な労務の提供、これは何ら問題はないというふうに考えます。

なお、公務員法上の問題につきましては理事者側の方、部長の方から御答弁があると思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　いま、選管の局長がお答えしていると同様な考え方を持っておるわけでございます。単純な事務的な、要するに繰り返しの作業というふうなことでございます。三十六条を全体的に見ますと、やはりその中心者、あるいは推進者、企画者というものの政治的な行為の中でも積極的に主催者になる、あるいは企画者になる、あるいは推進者になると、そういうものを全部排除をしておるわけでございます。

それで、いま局長の申しました単純なそういうものにつきましては、この政治的行為の制限の外に置かれていると。それで制限をさらに拡大しますと、さっき言いましたように非常に閉鎖的な状態というものになるわけでございます。もちろん三十六条は昔のような猟官制度、要するに官職をあさる、そういう

ふうなことを非常に警戒しておりまして、そういうことになりますと地方公共団体の行政の公正な運営が期せられなくなると。こういうもの等を配慮しての制限でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　常識的に考えて、簡単な書くことでも何でも、やはりその候補者を当選させるように協力するということは一つの選挙運動と見るべきではないかと。そういう点についていま一度、選管の事務局長に。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　お答えいたします。選挙運動になるかどうかということなんですけれども、結局、投票の呼びかけをすると。「○○○○に投票してください」と、あるいは「○○○○を投票させないでください」と、そういう意思がはっきりと入って、そういったような行動をとると。これが運動でございます。ですから、先ほど申し上げました、はがきを書くとか、あるいは自動車の運転をするとか、そういったような単純な労務の提供、これは全然意思とは別の問題でございますので、ですから選挙運動に当たらないというふうに考えます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　意思と言われたけれど、そうした書類を書くとか、車を運転するとかいうことは、候補者を当選させようという意思が動いているんだから、選挙運動と見るべきではないか。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　お答えいたします。自動車の運転、それからはがきを書くにも意思が入っているか否かというふうな御質問と承るわけですけれども、これは、自動車の運転は営業車、タクシーの運転手が運転するのと同じことだというふうに思います。意思があるかないか、これは別問題でございます。はがきにつきましても、大学生のアルバイトを頼んでやるのと同じことだと考えます。

ですから純粋にはがきを書くとか、自動車の運転というようなことにつきましては、単純労務であるので、意思が入ってないと。したがって、選挙運動ではないというふうに考えます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　いま、局長は大学生のアルバイトと言ったけれど、私が聞いているのは職員が書いた場合のことを言っているわけですよ。だからその職員が書くときに、それじゃ、市長は落っこってもいいかというふうに思って書いている人はないと思います。当選させようという意思があってそれを書いたり、また、運転をやる場合は運転をしていると思うんですよ。それでなければ、よその町へ車を持っていっちゃったって構わないということなんで、勝たせるために市内をや

っぱり運転するんだと思うんです。やはりそうした意思がなくて動くことはないと思うんだね。人形ではないんだから。いま一度、局長の回答を求める。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　お答えいたします。これは主観の問題でございまして、意思が入ってると高橋議員さんは、そういうお考えに立っていらっしゃるようでございますけれども、一般的に運転業務あるいははがき書き、こういったようなものは単純労務であって、意思が入らないものだというふうに社会通念上、言われております。したがって、運動には当たらないということでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ちょっと納得しかねるわけですけれど、いつまでいっても同じようなことですから、これで終わります。

次に、五月十八日に発令になって行われた日野市役所職員の職場の人事異動のことでお尋ねしますが、去る五日の市政報告の際、黒川議員より質問があって、その際、総務部長から回答があったんですが、改めてお聞きしますが、過去または今回の人事異動がどういう基準で行われたか、この点について質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　いままで、年に二回ほど人事異動を行ってきておるわけでございます。四月、ことしは五月になりましたけれども、例年四月に行いますのは大体新卒の職員等が入ります、それの正式配属、それから三月三十一日付で勧奨でおやめになる方がいらっしゃる、あるいは年度末でおやめになる方がいらっしゃる、それらのやはり補充人事というふうなことで行ってきておるわけでございます。

基準でございますけれども、いままでと同じでございます。係長職につきましては、三年以上大体在職していると。それから係長以下の一般職につきましては、四年以上同じ職場にいると。こういうふうなことで、同じ職に五年六年とか、あるいは今度の場合ですと八年とか、十年以上とかあるわけでございますけれども、やはり同じ職場にあるということの多少の弊害もございます。それから士気の高揚と。職場内の空気の、要するに刷新とか、そういう意味合いから人事異動を行っておるわけでございます。これにつきましては、職員一人一人がどういう職種の仕事をやりたいと、こういう自己申告をやっている制度をとっております。その自己申告等も十分に配慮をし、参考にしておるわけでございます。自分は今度は福祉をやりたいと、こういうふうな自己申告が行われておる場合には、どんぴしゃりのところが空いていればあれですけれども、そうでない場合でも、要するに福祉部関係のところに向けるというふうなこと等で行っておるわけでございます。課長、部長につきましては、

年限の制限というものがないということじゃございません。やはり同じ職に二年とか、そういうふうな形で行っておるわけでございまして、目指すところは適材を適所に配置しようと、そういう考え方で行っておるわけでございます。

それで今度の場合には、二十四時間というごみの焼却問題等もございますので、技術職と事務職を対象に行いまして、作業員につきましては今後二十四時間の、いま議案としてお願いしてございます議決をいただきました後で、作業員の異動は行うということで、今度の場合には対象にはしておりません。後日に譲ったわけでございます。大体そういうことで、部長、課長が定年でやめられた後と、それから十六人の新任の職員の正式配属というものを踏まえまして、さっき言いましたように係長においては三年、一般職においては四年というスケールの中で、自己申告あるいは適材適所というものを踏まえて行ったわけでございます。以上でございます。御了解をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　職員の異動は、ただいま部長が言われたように適材適所でなければならないと思うんですが、これは事務の向上、仕事の能率の増進の道であり、また市民サービスへの向上につながっているからでありますが、しかし過去において、また、今回の職員の人事異動において、先ほど部長の言われた係長以上三年、あるいは以下の者は四年という基準と、適材適所の方針が全く間違いなく貫かれているかどうか、私は疑問に思わざるを得ないわけです。勤務年数、勤務状態等から見て、いままでのバランス――同輩、後輩、先輩、いろいろございますが、そうした状態を見て、まだちょっと早いなぁという人がどんどん同僚あるいは先輩を越して上がったり、また、当然課長、部長になるべきと思われる人が何年たっても一カ所にくぎづけにされて、昇格しない。それどころか中央から遠ざけられて、いわゆる昔の島流しに等しいような処遇を受けている場合も、しばしば見受けられるわけです。これは市長が、自分の権力の座を守るためにやると、ささやかれております。今回の職場の異動も、多分にそういうにおいが含まれると言っていることを聞いているわけですが、昔、足利の時代においては恐れ多くも天皇、上皇を隠岐とか、あるいは佐渡ヶ島へ流し奉ったり、あるいは徳川時代の武家政治において政治犯は遠島へ島流しにして重刑に処したというふうな記録があるわけですが、いまなお大島とか八丈島とかへ行きますと、そういう遺跡が残ってあるわけですが、八丈島へ行くとソテツの木があって、ソテツの木はなかなか花が咲かないと。たまに咲くことがあるけれど、ソテツの花が咲くときは罰が許されて幕府の船が迎えに来るといわれたんで、罰を赦免するというようなことで「赦免花」とかいわれているわけで、そうした赦免花の

咲くときを非常に流された人は喜んで船の来るのを待っているというような、そうした昔物語も残っているわけで、非常に島流しということは残酷なものであり、人生を悲惨にたたき入れるものではないかと思うんですが……。

市の職員は市長に任免権または監督権が付与されていると思いますが、地方公務員としてその身分が保障されており、市長個人の職員ではもちろんないわけですが、市の職員は市民の税金から報酬が支払われているわけでございまして、これは市の職員ということがはっきりしているわけでございますが、時によってこれが私用に使われているんではないかというわさが大分あるわけですが……。それでは勤務年限、あるいは勤務状態、勤務能力等から見て、まだ早いと思われる人が昇進する場合は、どういうわけで昇進しているのか。また、勤務年限とか勤務状態、あるいはその職員の能力から見て当然昇進しなければならない人が、くぎづけに長くされているのはどういうわけであるか、そういう点について部長に質問します。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　いままでの昇格昇任というものにつきましては、こういう地方公共団体あるいは官僚機構におきましては年功序列制というふうな一つの制度なりしきたりの中で、年齢だとか、あるいは入職した年月日を中心にしました経歴の中で課長になる、部長になる、係長になるというふうな一つのけじめがされてきておるわけでございます。ですけれども、今度の場合もやはり年功序列、従来踏襲してきた制度でございますので、最大限に踏まえております。

ですけれども、日野市の現状を見ますと急激に人口がふえ、急激に職員がふえたと。それから急激に事務の内容が社会保障的な、あるいは社会福祉的な仕事に変わりまして、職員が急激にふえたわけでございます。それで昭和四十年ごろ採用しました大学卒の職員が、一遍に一年間に八十五名も入った時期がございます。そういう職員が十五年、十六年たってもまだ係長にもなれないというふうな、非常に職員構成が逆三角形みたいな、頭と足は非常に小さいけれども、肩のところで急に職員構成がふえていると、こういう状態の時代を迎えてきておりますので、だんだん年功序列だけではやっていけない、あるいは職員の意欲をかきたて、要するに全体の奉仕者として生き生きとして市の仕事に携わるという生きがいを持たせるためには、もう年功序列制度だけではだめでございます。だんだんに変えていかなきゃならないと。それで黒川議員さんからもああいう御指摘を得たわけでございますけれども、やはりあれを私たちは一つの教訓としまして、制度を少しずつ変えていかなきゃならないじゃないかと。このように考えていますけれども、現状の中では年功序列制度と。いままで踏まえてきましたものを最大限に踏襲してございます。ですけれども、その中で多少でもやる気の

人をというふうな、多少のことは考えてやっただけでございまして、年功序列が基本になっておるわけでございます。先々の見通しとしては、やはり職員全体のコンセンサスというもので、いい制度をつくっていかなきゃならないんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。そういう時代にだんだん差しかかってきているということの認識が、これからは大切じゃないかなというふうに考えて対処をしたわけでございまして、年功序列に多少やる気のある人間をやったんで、一、二年の狂いはあるかと思いますけれども、年功序列が最大限の踏まえどころでございます。（「行政の停滞を招く原因だぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど部長は適材適所というようなことを言われているんですが、今回の人事異動によって実際の面を申しますと、たとえば水道部のことについて申し上げますと、課長以下の技術職員がいなくなっているような感じですが、今後、区画整理あるいはまた土地開発等の町づくりの点において、下水道事業とも密接な関係が深い水道部に技術職員がいないということは、今後の水道行政に非常な悪い影響があるんではないかと思うけれど、そういう点について市長はどう考えていられるか。市長の答弁を求めます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長がといわれますからお答えをいたしますが、まったくとんちんかんな質問だなというふうに思っております。なるべく誤解のないように、そしてみんなが理解し納得ができ、しかも士気が高揚するようにということは、もちろん人事配置の要諦であるというふうに思っております。

したがいまして、そういうことに沿ってやっておるわけでありますから、何か島流しだとか、職員を侮辱するようなことをよく言えたもんだと、私は内心、少々憤りをもって聞いております。そういうことは全くないわけでありまして、職員も一生懸命に結束して励もうと。こういうことですから、よけいなことをひとつ言わないようにしてください。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　じゃ、部長にお尋ねしますが、そうした人事は適材適所に行われているかどうか、そういう点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　やはりその人間の持っている才能というものにつきましてもそれぞれ向き不向きがございますし、出てきた学校だとか、市役所へ入ってからの経験の中での適材適所、向き不向きというものがございますので、そういうものを最大限にやはり活用するということが能率を上げ、

事務の成果、事業の成果を上げる中心でございますので、そう考えまして人事異動につきましては職員課の中で協議をし、上に上げていると。こういう状況でございます。

水道部につきましては、ここで欠員がございますので採用する計画にもなっておりますので……。そういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　技術職員の掌握とか、そういう範囲は非常に狭いわけですが、係長で十年、十五年の職員も多数いると聞いているわけですが、そうした職員の昇進の道をも開かなければならないというわけですが、そういう意味においてほかからの人事の輸入というようなことが前にも行われたことがあるわけですが、そういうことは除いて、やはりいままで古くからいた職員を優遇すべきだと思いますが、そういう点について市長はどうお考えになるか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　おっしゃるとおりでございます。一般職員もそうですけれども、技術職員につきましては大体一割程度のポストの数でございます。日野市の全体の係長にしろ課長にしましても、全体のポストの一割が技術職のポストでございます。ですから技術の職員も急激にふえました。下水道都市計画の事業を昔からやっているわけじゃございませんので都市整備関係の仕事も急にふえた事業部の一つでございます。なもんですから、みな若い、同じような年ごろ、それから課長さんもそれと幾つも違わない、余命が長い、そういうふうなことで、一般職以上に技術職員のことにつきましては配慮していかなきゃならんということについては、いろいろと助役等とも協議を重ね、解消策を考えていくということになっておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　次に質問しますが、過去において電気のことについて契約というか、工事のことについて問題が起きたとき、市長は責任をとって三カ月の減給、助役は三カ月まで減給、部長は一カ月かと思ったですが、そうしたわけですが、市長、助役、部長はその月が来ると、それで終わったということになって元のようになって、涼しい顔をしているようなわけなんだけれど、責任をとった課長は格下げされて係長になったと。それでもう四年もたつのに、そのままに冷や飯を食わされているというか、そういうことも聞いているんだけれど、やはり職員は愛さなければならないと思うんです。責任上そうしたということはですね。そういうことについて、今後、市長はどういう考えをしているか、その点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大切な職員ですから、一人と

いえどもいま言われたような侮辱するようなことがあってはならないというふうに考えております。それぞれがそれぞれの使命感に立って、自覚を持ってやっておりますので、職員の立場はもちろん、みんなで協力のできる体制をつくっていこうと、このように考えております。

したがいまして、不満の状況を放っとくというようなことはもちろんあってはならないわけであります。また、それなりの、それぞれ立場がありますからして、それをモラルということを中心にいたしましてやっていきたいと。また、市民に対しますサービス精神が旺盛でなきゃならないということが、特に今回感じておりまして、そのような指導をやる決意でおります。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　管理者として、職員の異動は公正でなければならないと思うわけですが、聞くところによると市長の身辺に重大問題が起こったようなときに、市長を弁護したり擁護したり、そうした職員を優遇してどんどん上げていったり、あるいは選挙に手伝ったような人を上げるというようなうわさも聞いているわけですけれど、こうしたことはやはり公正でなければならないと思うわけなんです。職員は市の職員であって、市長の職員ではない。こういうことをはっきり自覚してやらなければ私はならないと思うんですけれど。権力の座を守るため、多くの地方公務員を泣かせているというようなことは、文化国家とうたわれる日本の、都市のおひざ元の日野市でそういうことが行われているということは、非常に古い、封建的な考えで職員をということは非常に残念なことであって、私は憲法を市政に生かそうとするということは、憲法に定められてある精神をよく市政に生かして、そうして市政を公平に民主的に行うことであると思うんですが、今後、日野市政が不偏不党公平に行われて、市民の福祉が増進することを期待して、この質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって五の一、森田市長の市長選に際し、市職員に対し選挙資金カンパと市職員の職場異動についてに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午後　一　時　十五　分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

六の一、市行政の何点かについての通告質問者、大柄　保君

より質問取り下げの申し出がありましたので、取り下げます。

七の一、第三期革新日野市政が目指す施策の重点についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　第三期革新日野市政が目指す施策の重点について、質問をいたします。

先般行われました市長選挙の結果に示されておりますように、この八年間、森田市長のもとで進められてきた市民本位の民主的な施策、革新市政が目指す憲法を市政に生かすという基本的方向が、広範な市民によって評価をされ、大きな期待が寄せられております。社会的に弱い立場にある市民への福祉行政を初め、医療、教育、環境整備、さらには市民参加による行政の民主化など、さまざまな数多くの施策の前進がこれまで図られてきました。この八年間の革新日野市政と地方行財政を取り巻く情勢は、きわめて厳しいものがありました。六〇年代から七〇年代にかけて、自民党政府が推し進めてきた大企業本位の高度経済成長政策の破綻によって、深刻な財政危機がもたらされたことは周知のとおりであります。石油ショック、あるいは物価高騰による市民生活への圧迫も同時に進行したことは、言うまでもありません。その上、日野市の場合、御承知のように首都圏整備計画、近郊都市整備計画等による政策的な人口の急増、そして公共施設の需要増大など、こうしたさまざまな困難を乗り越えて、市民の要求と期待に応えて市民本位の民主的な施策が大きく前進してきました。そして革新日野市政を第三期目へと着実に推し進めてきたことは、高く評価できると思います。しかし、まだ手放しで礼賛できる、こういう状況には至っていないと私は考えております。第三期に向けてスタートした今日の市の行財政、市民生活を取り巻く情勢は、自民党政治のもとでより一層厳しさが増大されつつあることは言うまでもないと思います。

最近、ジュネーブのビジネスインターナショナルという調査機関が発表したところによりますと、世界主要都市の生計費を比較してみますと、ニューヨークを一〇〇として東京は一六〇・四％という数値が示されております。つまり、東京都民が世界中で一番物価高に苦しんでいる、こういうことが数字的に明らかにされております。

自民党政府の今年度における増税と公共料金の引き上げは、四人家族一世帯当たり年に十九万六千円にもその負担増が及んでおります。さらには東京都の公共料金の値上げと合わせますと、年に二十三万円もの負担増が見られております。この二年間の鈴木都政のもとで、都の公共料金だけでも五十数種類、値上げが実施をされました。それで都民へ年ざっと一千億円の負担がしわ寄せられてきております。さらに福祉では、御承知のように敬老パスの取り上げ、老人クラブ補助の削減、老人家庭

奉仕員設置費の補助基準の引き下げ、老人ホーム利用料の値上げ、さらにはまたゼロ歳保育、長時間保育に対する補助率の切り下げ等々、福祉の切り下げがこれまで進められてきております。

また、三多摩格差の問題で言えば、交通安全施設整備、これに対する補助率が四〇％から三四％に切り下げられてきておりますし、下水道事業に対する補助率も一九・二％から四・五％、大幅にダウンしてきております。そのほか調整交付金制度の導入によって、市民のための施策をやればやるほど、東京都からの支出金が削減をされる、こういう反動的な、しかも自治体の権限を規制する、こういう方向で実施がされてきております。

そこで一つ、市長にこの機会に改めて見解を伺っておきたいわけでありますけれども、こうした厳しい行財政を取り巻く情勢、市民の暮らしを守ろうとすればするほど自民党の悪政とや応なしに対決をせざるを得ない、言いかえれば、革新自治体として自民党の悪政から市民の暮らしを守るという防波堤の役割りを果たさなければならない、その役割りが一層大きくなってきていると私は痛感をしております。これからも第三期革新日野市政を力強く推し進め、市民のための民主的な施策を大きく前進をさせていく、こういう立場からすれば、革新自治体として自民党の悪政と対決をして、市民の暮らしを守るという基本的な使命が課せられていると私は理解をしております。この点について、市長の見解を一点、伺っておきたいと思います。

二点目は、市民の平和と安全を守る問題でありますけれども、先日、わが党の竹ノ上議員、そして板垣議員もこの問題に触れましたけれども、すでに御承知のように、横田基地には核兵器の空輸を任務とした部隊が常駐しております。核輸送機が一日平均十五回、発着をしております。この四年間で二千六百七十八回発着をしていると、平和委員会の調査では結果が示されております。基地が存在する限り、核攻撃の危険、核爆発の危険が常について回る、こういう状況に置かれております。ましてや日野市の上空を絶えず軍用機が飛び交う、こういう状況が現実にあるわけであります。第三期革新市政が緑と文化の市民都市づくりを目指して、これからさまざまな施策を実施をして、市民のための住みよい環境づくり、町づくりを進めていくわけでありますけれども、どんなに優れた行政を、そして住みよい町づくりを進めていったとしても、こうした危険な状態がこのまま残されている状態であっては、一瞬にして多くの市民の命、あるいは都市が灰じんに化してしまう。こういう状況を考えてみるとき、十五万市民の命と暮らしを守るというその最高責任者である市長として、この問題を軽視することはできないと思います。これまでにもすでに報告されましたように、森田市長は革新市長会を通じて横田基地への立入り調査、そして核兵器の撤去など市民の不安と、そして要求に応えて一定の行動をし

てきておりますけれども、とりわけ日野市が横田でも立川でも、航空機の発着コースに置かれている、こういうことからすれば、他の自治体と歩調を合わせてその範囲で行動していくということだけでは、不十分ではないかと私は考えております。もちろん他の自治体、三多摩多くの市民、都民と協力共同して運動を進めていくこともちろん重要でありますけれども、とりわけ日野市が危険な条件下に置かれているということからして、もう一歩進めた積極的な取り組みが必要ではないかと私は考えております。

とりあえず以上二点について、お伺いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　この間の議会の冒頭で、ごあいさつの中で申し述べましたとおり、職責を痛感いたしまして、日野市が当面しておりますいろいろな課題、また、市民生活を守る施策につきまして、議会の御指導や鞭撻をいただきながら全力でがんばっていきたいと、このように基本的に考えております。そして、国の政治の動向との関係において、市民生活が物価あるいは税、あるいは公共料金、それらにより負担が重なっていくという指摘の中で、どう取り組んでいくか、市民生活を守るということはどういうことかと、こういう意味だと思うんであります。

今日、いわゆる国の政治動向が、特に最近日米同盟関係ということの評価のもとに、軍事費の増大が強調され、予算配分が特別扱いをされると。しかも過去、相当の年月にわたりまして、いわゆる国際依存の予算が組まれてまいっておりますから、それに対する増税攻勢あるいは福祉の切り下げとか教育の切り下げとかいわれる、そういういわゆる国の福祉施策に対します後退ということも現実に、つまり伸びなしという予算の編成を指示しておるようであります。そういう意味で、地方自治体はますます市民生活を守る立場からの任務が増大をし、かつ期待をされるわけでありますから、一生懸命に何に重点を置くかということを真剣に考えなければならないわけであります。したがって、比較的弱い立場の方に重点を置くということにならざるを得ないわけでありまして、われわれの自治体財政にも一定の限界がありますから、それを十分やりくりをいたしまして、そうして市民の御理解、また、議会のいろいろな御指導をいただきながら、少なくも人権が侵されるというような状況は、生活の上で人権にまで影響するなんてことが一番大切なところだと思っております。したがいまして、一概にいま何をというふうには申し上げられませんけれど、考え方といたしましては、いわゆる憲法の精神を、平和と民主主義、そうして人権を大切にする、また、住民福祉を増大をするということで取り組んでまいりたい、まいらなければならないというふうに考えておりま

す。

それから第二番の、特に最近論議の対象になってまいりました核疑惑の問題に伴いまして、われわれの最も近隣の関係では横田基地のことが浮上してくるわけであります。前回、とりあえずわれわれの同僚であります近隣市の市長と、まず意見の一致できるところから一応の文章行動をやったわけでありますが、当然これはもっと広範な、そして内容のある、そういう取り組みになっていかなければならないと思います。恐らく今議会におかれましても、そのあたりの決議が行われるんでなかろうかというふうに考えておりますが、何といいましても市民とともにと申しましょうか、また、議会とともにそういうことが不安を解消する、そういう実効のある行動を行うべきであると、このように考えております。

さしあたりどうこうするということにつきましては、前回の国に対します意見の中で三項目、特に横田基地につきまして核を持ち込まない、あるいは調査を行って不安を解消する、また、あわせて非核三原則というものを日本国家として堅持をする、このような運動の達成に、地域社会として敢然と立ち向かわなければならない、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　次に、当面する施策について二、三伺っておきたいと思います。

一つは、国際障害者年日野市対策協議会から中間答申が出されております。ここに示されている記念行事を初め、教育の充実、医療の充実、福祉の充実等々、幾つかの具体的な施策の提言といいますか、あり方が示されておりますけれども、具体的には今後どのようにこれを施策に生かしていこうとされているのか。今日の時点でわかる範囲にお答えをいただきたいと思います。

それから二点目でありますけれども、浅川の自然公園計画の実現を目指す取り組みが、いよいよこれから始まるわけでありますけれども、今度の補正予算で若干それに関係した予算化が図られておりますけれども、実際に施策として事業が行われるまでの間、どういう具体的な段取りで準備がされていくのか。そしてまた、予定されている諮問機関の構成はどういう内容を考えておられるのか。この点について、二点目伺っておきたいと思います。

三点目は、森田市長の就任のあいさつで触れられておりますけれども、市民参加の行政を一層進めていくという基本的な政策が示されておりますけれども、市民本位の民主的な施策を進めていく上で、とりわけ市民参加は重要な今後の課題であろうと思います。このあいさつでは、具体的に市民参加百人委員会、あるいは各市の政策委員会の設置等々が示されております。これらの一つの方針が、今後どのように具体化されていくのか。

交通問題はすでに今回の補正予算で予算化されておりますけれども、その他の各種政策委員会、もちろんここに書かれている課題だけでなしに、必要に応じて設置していこうと、こういう方針だろうと思いますけれども、今日の時点で市長が考えられている各種政策委員会の設置は、どういうものがあるのか。

以上、三点お伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　御質問の中の第二点目の浅川自然公園計画の、これの事業に至るまでの準備、それと機関の構成、こういった点につきまして、お答え申し上げます。

御存じのとおり、浅川の河川敷、それからその周辺を含めまして、今後、浅川利用計画というものをつくっていくわけでございますが、この計画をつくるに当たりまして、まず浅川の利用をどのようなことで進めていったらよろしいのかといったことをテーマといたしまして、たまたま東急財団で多摩川の将来計画について調査研究を行っておりましたグループがあるわけでございます。これのグループにいろいろ御相談をいたしまして、「日野市の水環境計画グループ」といった調査会を、日野市といたしましても設置をいたしまして、その成果といたしまして五十五年の三月に「浅川利用計画調査報告書」という報告書が作成されております。これは、今後、浅川の利用を、自然を生かしながら市民に親しまれる憩いの場所ということで、計画が組み立てられておるわけでございます。

この内容を簡単に申し上げますと、浅川に親水公園をつくっていこうと。それと、その周辺の土地利用、これはやはり公園を配置した、そういった庭外、庭内を一体としたような自然公園を全体として計画をしていこうと。そのためには、まず基本ゾーンをつくり、親水計画ゾーン、この二つの導入を行っていこうといった報告の内容になっているわけでございます。そこで市といたしましては、この報告書に基づきまして、今後、具体化を進めていく運びになるわけでございますが、この計画を具体化するためには、どうしても建設省の京浜工事事務所と密接な関係を持ち、それで建設省の方で進めております浅川の将来の利用計画と整合させていかなければならないわけで、日野市といたしましても今後これらの事業を具体化するためには、京浜工事事務所と密接な連絡をとっていかなきゃならない段階にあるわけでございます。そのために京浜工事事務所も含めまして、前、申し上げました日野市の水環境研究グループ、それと日野市と、この三者で、これは仮称でございますけれども協議会をつくり、今後の浅川利用計画に基づいて三者で協議をしていきたいと。そしてその中で具体化できるもの、できないもの、できない場合の問題点等を整理していきたいというふうに考えておるわけでございます。そこで、この協議会の中で一つ

の方向づけをしていくわけでございますが、今後、事業化をするに当たりましてスムーズにこれらの事業が進行するよう、事前のそういった協議会の中で問題点等も洗い出し、整理を行っていく予定でございます。

これの構成メンバーでございますが、先ほど申し上げました建設省の京浜工事事務所所長、あるいは関係課長を含めたいとも考えております。それから学識経験者でございますが、東大工学部の高橋教授、またはＮＨＫのチーフディレクターでございます加藤　辿先生、あと、農大の講師の方だとか、法政大学の教授、こういった方々を今後これらに参画していただけるよう、働きかけをしていく予定でございます。それで、第一回の今年度の会合といたしましては、六月の下旬ないしは七月の中ごろまでには会議を一回持ちたいというふうに考えておるわけでございます。今後は引き続き年一、二回程度は浅川の問題につきまして、いろいろ検討を重ねていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それともう一つは、ことしの十月にシンポジウムを開きたいというふうに考えております。このシンポジウムは、先ほど申し上げました浅川利用計画調査報告書につきまして、まだ市民に発表をしておりませんので、その発表を兼ねまして市が浅川の自然公園利用計画、そういうものをどのように考えているのかということをテーマとしてシンポジウムを開いていき、この中には当然、市民の代表も参画していただきまして、パネルディスカッションを行っていく予定でございます。また、多くの市民の方々にも参画をしていただきまして、そういった中で今後の浅川利用計画というものを方向づけていきたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは第一点目の、国際障害者年に対する中間答申の件について、お答え申し上げます。

この中間答申につきましては、五十六年度、障害者年ということで、この事業等のあり方ということで答申がなされたわけでございます。大変広範にわたります関係部課におきまして、それぞれ検討を行ってきているわけでございますけれど、この中ですでに可能であるということにつきましては、六月の予算の中に計上をしたわけでございます。その他、計上されない中にも従来からの検討されていることもこの中にも入っておりますので、そういった面では当初予算の中に含まれている部分もあるわけでございます。それから、さらにその中で検討を要するものというような内容もございます。あるいは、困難であるというようなものもあるわけでございます。

そういうことで、市としての取り組みといたしましては一応進めているわけでございますので、基本的には出されたものは、この中間答申の中でできないものも、あるいは本答申の中へ含

めて実施すべきものもあるように考えられますので、そういう中で本答申の出た中で、さらに検討をしていくというふうに、また、できるものはその中でまた実施していくと、こういうようなことで現在、進めているというのが実態でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の国際障害者年のことはいま述べたところですが、国際障害者年だから何か特別、そのためだけの構想をということではないわけでありまして、本来的にこの国際障害者年を一つのきっかけとして身障者、障害者の人たちのための社会参加、あるいは私の言います福祉の風土づくり、これをやろうということであります。したがいまして、それにかなうものを、また具体的に行事となり効果の上がるものを早目に取り上げていきたいと、このように考えます。

それから浅川自然公園計画というのは、何か浅川を特別に土木的な工事を加えて、そうしていわゆる公園法に基づくような公園をしようということではないわけでありまして、日野市を今日考えます場合に、浅川が日野市の真ん中を流れている、つまり市民共有の自然空間である。これをなるべく大切にしながら、一番元はやっぱり水をきれいにすることだというふうでなければならないと思います。そして、その共有の自然空間に市民が足が向いてくるような、そういう誘導的な施策を行うと。なるべく自然は自然のままに大切にしながら、子供が特に遊びに出たい、あるいは堤防を散策をするとか、あるいはジョギングをするとか、あるいは水がきれいになれば、ちょっと河原におりて足を水に浸す、そういうことができるような状況をつくろうということでありまして、川の中ですから河川管理者がいろんな工作を許すはずもありませんし、われわれは工作をしない自然にむしろ自然公園の姿を求めたいと、このように考えております。

したがって、市民に理解されなければ何にもならないわけですから、なるべく寄りつきいいと言いましょうか、共有の自然空間だという、つまり自分たちのお互いのものである、こういう意識が生まれるふうな場にしたい、いわゆる自然に触れ合える場にしたいと、こういう考え方を持っておるわけでありまして、なるべくわれわれの願いを現実にはどうすればいいかということを、多少、先生方の御意見を採用したい。そうして、市民にPRをする手順をつくりたいと、こういうふうに考えておるわけであります。

したがって、この市民参加の行政ということが今日、自治体ではいかに重要であるか。まあ、自治というのは取りも直さず参加と連帯である、これが基本でありますから、私、書いておりますようなたとえば百人委員会というのは、教育委員会を初め農業委員会、いろいろな行政委員会があります。これらを皆さん出席してもらえば、たちまち百人程度の委員会は可能であ

ります。いろんな分野から御意見を聞くということが成り立つはずだというふうに思っております。したがいまして、ここに挙げております幾つかの政策委員会等は、またその委員会の中の小委員会といいますか、そういう形でいろんなパターンの市民参加の構造をつくりたいと、こういうことが考えの中にあるわけであります。これをいかに具現化するかということがこれからの課題でもありますし、むずかしい点でもあるわけであります。

また、日野市の場合、定住意識が高いですから、そしてまたよく話をしてみますと、そう日野市全体のことを御存じでないわけでありますから、せめて学校区単位程度のこと——自分たちの生活の範囲といいましょうか、行動の範囲といいましょうか、そういうことでもっと関心を持ってもらえる、そういう自治組織というものが、あの自治会を集めたような、そういうわれわれとしてもいわゆるコミュニティーという言葉に当たりますような、そういうことを願いたい。このように思っておりますので、一層の御助言をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　最後に一言、要望意見を申し上げて終わりたいと思います。

すでにこれまでに市長から示されております第三期へ向けての基本政策、それぞれが市民の要求に応えた積極的な施策、方向であるわけですけれども、いまのお答えにもあった幾つかの施策もあわせて、ひとつ積極的に取り組んでいっていただきたいと思いますし、特につけ加えれば、日野市の行政がかなりの行政分野で全国的にも誇れるような積極的な、そして優れた施策を一つでも多く実施していけるように取り組んでいただきたいと思いますし、私どもも市民とともにそういう立場から積極的に運動を進めていくということを付言して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって七の一、第三期革新日野市政が目指す施策の重点についてに関する質問を終わります。

八の一、児童館、学童クラブ建設と充実についての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　それではしばらくの間、お騒がせいたしますけれども、よろしくお願いいたします。児童館、学童クラブの建設と充実についてと題しまして、なるべく簡潔に質問をいたしたいと存じます。

これまで私も数回にわたりまして児童館・学童クラブの建設及び充実について携わり、かつまた触れてまいりましたけれども、今回もさらに世論も背景にしながら、含めまして市の考え方をお聞きしたいというふうに考えておるわけでございます。

現在の市内の児童館は、御承知のとおり日野児童館、これはふたば学童クラブを併設をいたしております一中区域に一つあると。それから平山児童館、つくし学童クラブがこれまた併設で、平山地域にあります。そのほか百草台児童館、百草学童クラブ併設で、百草団地の中にあります。この三館がありまして、この前にも中山議員がたしか触れておりましたけれども、非常に児童館建設がおくれているんではなかろうか、数えるほどしかないということであります。

一方、学童クラブは、いま述べました三つの児童館の併設のほかに、さくら第一、第二、あるいは旭が丘、日野台、滝合とかたんぽぽ、じゅんとく、高幡台、四小、八小と、現在十数カ所ございますけれども、これから第七小学校区の学童クラブもできるそうでありますから、こうして十九小学校中、大分学童クラブも年次計画で着々と建設が進んでいることは大変革新市政の中でも非常に前進した政策の一つであるというふうになっております。まさに政策とともに、その政策がもう制度化されてきていると、こういうふうに言っても過言でないし、それは森田革新市政の偉大な実績と成果が一つあるというふうに私は思います。

しかし、私がここで問題にしたいのは、かねてからの主張でありました学童クラブの建設と、いわゆる共かせぎ家庭の対策であって、しかも一年から三年生の学童の対策で入所基準があり、一般の子供さん方の触れ合う時間が、そのクラブに通っている子供たちとは少ないという立場から、管理社会化されているところに原因が若干あるんではなかろうかというふうに思っております。現在は、それでも学童クラブの果たす役割りは大きく、お母さんやお父さん方から大変喜ばれて、市政の取り組みには感謝の声も大分高まってきているというふうに思うわけであります。そして、私は学童クラブは、当面はそのような対策でよかろうというふうには思いますけれども、基本的にはいまや現在、かぎっ子対策としての学童クラブではなくなってきてしまっている。いわゆる限定された子供の対策と、あるいは共働き対策から脱皮して、やはり地域ごとの、私はかねて言ったことがありますけれども、いわゆる子供の城づくりにあるというふうに思っております。放課後の子供たちが自由にこの子供の城に行き、ともに遊んで、自由な触れ合いの中での伸び伸びとした社会教育ができることが正しかろうというふうに思うわけです。五時まで、いま学童クラブでは子供さんたちを預っておりますけれども、五時まで預かる子と、そうでない子がその中に一緒になって雑居してもいい。そしてあらかじめ、どうしても五時まで預からなきゃならないという子供さんたちには、登録制にしておけばいいんではなかろうかということで、学童クラブへ行っている子と行かない子は、やはり差がないような形をするためにはどうしても児童館の建設ということで、

いわゆる子供の城の建設ということが必要であるというふうに私は考えておるわけでありますけれども、この点について、現在市の方針が二つの小学校区に一つの児童館と、こういうふうな形で行われておりますけれども、なかなかそれが現在、あまり進行していないということなので、その辺の考え方がどういう考え方で臨もうとしているのかということが一つあります。それが一点です。

もう一つは、そうした状況の中で学童クラブそのものを、こうした学童を守る、あるいは子供の城づくり、こうした問題についてはむしろ福祉の関係ということよりかも、社会教育の一環として、私は教育委員会の中にあるべきじゃなかろうかと、今後はですね。そのような形も考えておりますけれども、それらについてどのように考えておられるのか、聞いておきたいと思います。それが二つ目です。

第三点目には、そこで働くいわば指導員の身分の問題でありまして、昭和四十九年から学童クラブの直営化を私は訴えてまいりましたけれども、日社協から離れて長期の臨時職員となったのは、ちょうど昭和五十年からでありました。当時の市側の対応は二カ月の更新ということで正職員化せずに、不安定な身分のままに現行の、あるいは現実には今日継続雇用を続けているのが実態であると。長期の臨時職員という名の下で、安上がり行政を続けているのが実態と言わざるを得ないというところに、問題が一つあるんじゃなかろうかというふうに思います。若干給与の改正、あるいはささやかなる労働条件の向上はあったものの、何年働いても退職金や恩給ももらえないと。一種の差別待遇であると言わざるを得ません。長期の臨時職員と言えば聞こえは多少いいかもしれませんが、いわば民間企業でいうパートタイマーと同じであるというふうに言えます。労働用語で言えば、搾取と差別による利潤追求とまさに同じ道をたどっていると言わざるを得ないところに、若干問題を感じざるを得ません。労働基準法の第十四条の契約期間という項では、こう書いてあります。――労働契約は期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な時期の定めるもののほかは、一年を超える期間について締結してはならない――とされております。

したがって、一定の事業の完了に必要な期間の定めのない指導員の労働については、継続して労働契約を自動的に行っているのが現在でありまして、学童クラブが一定の間の事業でない限り常用労働者であって、当然、長期の臨時職員という身分そのものが現状にそぐわず、労働の現在の質と、そして市の政策、制度と定着した一種の事業であるとするならば、これまでの慣行上とはいえない問題ではなかろうかというふうに思います。端的に言いますと、必要不可欠の制度とある以上、身分を本採用すなわち正職員化して、幼稚園の保母さんと同じ身分にすべきだということが原則であって、ちょうど時間的には午前、午

後の準備作業を含めた労働時間と等しい現状にあると解釈いたします。採用上の法的な制度としてではなくて市の制度とするならば、現業職員扱いとするのが私は当然のいわば市の責務ではなかろうかというふうに思います。

民間企業では、かつて臨時工制度が一、二年経過すると本採用となって、私もその一人でございましたけれども、労働者の闘いの歴史の中で解決をしてまいりました。したがって、私はこれまで一貫して主張して質問をしてまいりました。また、厚生委員会等でもこの問題を取り上げながら追求してきましたが、一向に検討委員会なるものができていないようにも見受けられるし、あるいは現場の方々に言わせますと、あるいは担当者に言わせますと、正職化した方がいいんだという声もよく聞きますけれども、その辺の市長と、いわゆる上は理事者側の中でと担当者側との間の話がどう煮詰まっているのかということが、まず一点あります。

また、正職化したら恐らく難点は、正職化した場合の賃金の基準と、勤続の年数の問題が私は端的にあるというふうに思いますけれども、これは最低条件として、あるいは社会通念上、賃金は女子の中途採用の基準、あるいは勤続は長期臨時の二分の一とするなどしながら、だれもが納得するような、反論的な根拠のないもので考えていけば、正職化を当然とされていくんじゃなかろうかというふうに思いまして、ほとんど他市ではもう正職化されておって、日野市の革新市政の中でこれが非常に問題とされているとこでありますので、その点につきましてまずお尋ねをしたいと存じます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。第一点目の児童館の関係でございますけれど、昨日の中山議員の御質問にもお答え申し上げたわけでございますけれど、確かに現在、日野市には三館ございますので、地域的に申し上げますと全体の中ではまだ不足しているということでございます。そういうことで、市といたしましても現在、市の全体的な公共施設整備計画、こういう中で担当といたしましてもお願いをいたしまして、三年計画の中では一館分ですか、これが見込まれているということでございます。そういうことでございますので、用地、財政問題を含めまして関係部課とも協議いたしまして、これの実現に向かって進めていきたいというふうに考えております。

二点目の、社会教育の一環ではないかという御質問でございますけれど、これにつきましてはいろいろな見方があるわけでございます。昨日もちょっとその性格等で、地方によっては教育採用をやっているとこもあるということでお答え申し上げたわけなんですが、この二十六市の中におきましても、現に教育

委員会の中で取り上げていると。これは現在、日野市の施設におきましても学校の空き教室等も利用している、そういうふうなところもあるわけでございます。そういうことからも教育とのつながりも多分にあるということで、そういう面で取り上げているところもあるわけでございますけれど、現在、日野市におきましてはそういう形はとってなく、いわゆる都の指導に従いまして行っているわけでございます。したがいまして、これは福祉の方でこれを取り上げて行っているというのが実態でございます。

それから指導員の身分の件につきましては、これはいろいろ組合の方に対しまして前進的なお答えも申し上げているということもございますので、総務部長の方からひとつお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第三点目の正職化の問題でございます。おっしゃるとおり二十六市の中で十五市程度が正職化をしていると、こういうふうな状況でございます。あとの十一市が日野と同じような長期臨時とか、あるいは社会福祉協議会の委託とか、いろんな形態をとっておるわけでございます。それで、労働基準法の問題等も議員さんはおっしゃっているわけでございますけれども、現状の認識というものは非常に正職化が困難な状況というのが、次々に生まれてきておるわけでございます。ですから、そういう一つの指導員側の条件だけで、あるいは要求だけで簡単に正職化というのは、はっきり申し上げて困難でございます。財政上の問題もございます。それから市の総定員をふやしていかないと、というふうな問題等もございますので、市の組織全体の中で不要不急なものを整理していくと。あるいは新しく必要な市民要望なり政策なりに培ったものならば、やはり新しく制度化し、そこの職員を正職化しているという広範な条件を踏まえた中での正職化でなければ、なかなか実現は困難であると、このような時代に来ているわけでございます。

ですから職員課とか児童課、福祉部を含めまして、つい二十日ぐらい前ですか、厚生省、東京都、こういうものについて、要するに学童保育についての国の制度化というものを強く訴える運動を繰り返し、二十日ばかり前にもそういう実施をやっておるわけでございます。都市近郊におけるところの学童クラブの必要性というのは、全国的な規模じゃございませんけれども、やはり切実なものがございますので、そういう運動を繰り返していると。それから、それが必要であると同時に、反面、市の中でもさっき申し上げましたいろんな指導員側だけの要求じゃなくて、市全体が抱えていますところの財政上の問題だとか組織上の問題、それを踏まえた中での解決でございますので、われわれの考え方としましては、やはり一般児を含めた、要する

に学童保育だとか、あるいは児童に対する福祉施策の充実というものの中において、どうしても職員がフルタイム勤務していかなければやっていけないという事業的な発展のときに、初めて正職化が実現するんだと。それで勤務状態をパートのままの状態において、それを正職化しようといいましても現状の中では無理なんだと。ですから、要するに児童館なら児童館というものの充実を図っていくと。それで学童の子供も一般児も、あるいは保育園だとか幼稚園に入る前の子供の、要するに幼児に対する地域における活動の中に児童館が溶け込んでいって、それで政策展開を図っていくというところに職員が必要なら、職員課の方としてはそれに正職として対応していくという考え方を持っておりますので、考え方としては福祉の方で、事務の方で、そういう事業展開を早くしていただくのがまず前提ではなかろうかと、そのように考えておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いま、加藤部長の方からは答弁されましたけれども、あまりいままでの様子から脱却をされていないというふうに、いわば前進が見られていないというふうに私は思わざるを得ないし、学童クラブそのものを何かちょっと別な角度でとらえているんではなかろうか、というふうに思えてならないわけであります。

それから赤松総務部長の方からも話がありましたけれども、指導員側だけの要求をのむわけにはいかないとか、そういう言葉が出てくるということ自体が、私は非常に不適当であるというふうに思っているわけです。少なくともこれは市の一つの政策であり、そしてまた制度であるわけですね、現実に。現実に多くの働く御家庭の子供を対象としまして、預かっているわけですね。その働いているお母さんやお父さん方は、それは身分の差はあるかもしれませんけれども、公務員の方が三分の一ぐらいだというふうな状況もある。いわば片っ方の預けている方は安心して預けて、預かっている方も労働者なわけですね。そういう意味では、非常にこの制度そのものがあること自体がいいんですけれども、もう昭和五十年から――いま五十六年ですね、六年間も全くそのままの状態で置かれているということは、これはちょっと許されないことだし、かつては確かに十二時以降指導員の皆さん方が来ればよかったのですけれども、いまは十一時前からもう行っていると。一方、幼稚園の方は一時ごろもう終わるんですね、ごはんを食べちゃえば。そうしますと、後は明くる日の準備時間ですね。ちょうど逆さまになるかっこうになりまして、全く同じじゃないかと。どこが悪いのかということで、市が市の制度としてやっている以上は、あれはもう行政に欠かせぬ一環としてこの事業をやっている以上は、そこで働く者は、確かに財政は少しかかるかもしれませんけれども、全く臨時のままでパートタイマーのままでおっぽっとくという

ことにはならないし、長期の臨時雇用契約ですね、こういう契約の仕方は私はないというふうに思うわけです。ですから長期の永続した仕事であれば、当然これは本採用として扱うべきではなかろうかということから、先ほど労基法の第十四条をいわゆる私たちの立場で解釈をしたわけですけれども、いわゆる使用者である市の方では、その制度を一回一回やめたらいいですよ。ばかっとつくってそこに臨時置いて、やめたらばかっとつくってまたどっかへ臨時を置いてと、そういうことじゃなくて、一つの制度をつくってずっとつながってる中に職員を使っているわけですから。したがって、名前も長期の臨時職員となっているわけですね。ですから長期の臨時職員ということで、少なくも職員であれは臨時工だと、任期切れれば。したがって、それをもう一年も二年も経過しているのにそのまま永続して、そのまま契約を自動的に更新されてるわけですから、これはもう本採用と同じというふうに見るのが、これは一般的には法の解釈ではなかろうかと私は思いますので、もちろん法律というのは逃げがあるかもしれませんけれども、革新市政の中で法律で逃げを使って、それで指導員の要求だからということは決してありません。働くお母さん方の方から、もちろんそれは指導員の中でも宣伝する人もいるかもしれませんけれども、そうじゃなくて、「あの人たちは市の職員じゃなかったの」という人たちもずいぶん出てきているんですね。市の職員じゃないのかと。保育園の先生や幼稚園の先生は、市の職員じゃないかと。同じ市の事業であって、市の職員でないと。こうなりますと、ちょっとおかしいんではなかろうかということでありますから、それについてもう一度ひとつ見解をただしてほしいというふうに思います。私たちが聞いている範囲だと少なくても担当課長あるいは担当部署におきましては、正職にした方がよりいいというような話も聞いております。そういうようなことですべきではなかろうかと私は思いますけれど、その辺についてどうでしょうかね。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　指導員側の理由だけでと申し上げたことについて、ちょっと誤解があるようでございます。指導員側の状態というものを否定するわけではございません。ですけれども、現状の中で正職に踏み切るときの障害ということも、やはり現状は現状として御認識していただきたいと。それらのものを踏み固めていきませんと、正職には容易にはならないではないだろうかと。

それで、市の職員じゃないといいますけれども、やはり身分安定した長期臨時ということで、身分安定を図るために五十年なり五十一年なりに、ちょうど私が福祉部長になりたてでございますけれども、前々からの経過の中で踏み切ったわけでございます。日野市職員には変わりないではないだろうかと。それ

で、日野市における現状と問題点というこの中を見ますと、やはりこの問題点と、日野市の要するに学童保育がいかにも民間委託されたような形で、現状と問題点というのがとらえられているわけなんですけれども、確かに民間委託の場合には運営委員会がそれを運営するとか、あるいは運営委員会が構成できなくなって首を切られたとかというふうな問題があるわけなんですけれども、日野市の場合にはやはり日野市職員に多少形態は違っても安定した形でなっておるわけでございますので、やはり問題のとらえ方が非常に学童指導員それ自体の、要するに市の正職員との余りにも比較にこだわり過ぎているんではないだろうかというふうに考えるわけでございます。ですけれども、さっき言いましたように指導員側の条件だけを前面に出されてもということは、それを否定するわけじゃございませんで、現在の困難な問題等もお互いにやはり一つの障害点、あるいは問題点、踏み固めるべき問題点としてわきまえるべきではないだろうかと。要するに職員の定数条例というものはそう安易に、もうこれ以上なかなかふやせないということになれば、内部における不要不急なものの淘太という中で、より必要な事業の方向に定員を向けていくと。職員は増員しないという現状の中でのいろんな行政機構だとか、あるいは財政上の要請からそうなっているわけでございまして、そういう要請についても知らないんだということではなしに、それらを踏まえた中で解決していくべきだというふうに、職員課としては考えていますし、その方向の中から正職化の方向を見い出していきたいという考え方には変わりございません。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いろいろと総務部長も弁が立ちますけれども、実際問題、いま総務部長が言われていること自体、何が障害なのかと。一体、じゃ何が障害なのかということを挙げていただきたいということが一つありますね。私は、その障害って何だろうと。やっぱり事務、財政、職員の定数と言いました。あるいは、いわゆる勤続、年齢ですか、そういうような、あるいはまた財政も含めましてすべて、そういう面からいって現状の形では一体、相当の出費がするんで財政的に困難なのか、それともこれをいわゆる臨時のまま、いつでもかえられるようにしていきたいのか、そういうところにあると思うんですけれども、これは私は決して労働組合の立場で物を言ったり、その職員の立場で物を言っているわけじゃないんですけれども、平等に見て当然のこととして言っているわけですけれども、少なくとも五十年から長期臨時制度と職員ということで出発しましたけれども、もう六年もたっているのにそのままで置かれているというようなところは、ほかの会社なんかでも初めからパートという、最近は逃げ道がありますけれども、こういうやり方での問題はないと思うんです。大概もう一年か二年

たちますと、あるいはいまでは何カ月ぐらいして試用期間を経ますと、本採用とするというのが実態ではなかろうかと。もう長い人は十年もやっているんじゃないですか、きっと、これ。こういうふうな状況で放っといていいのかと。やっている仕事は幼稚園の先生と、たいして変わんないんじゃないかしら。幼稚園もこういうふうにすればいいじゃないですか。ね、みんなそうなっちゃいますよ。市の職員は要らなくなっちゃう。やっぱり必要なことであれば当然、一時にちょっと何かやるために必要だということで臨時に、季節的に雇う労働者じゃないんですから。季節労働者あるいはその時間だけ雇う労働者という形ではもうなくなってきているというような状況なんですから、これは当然普通の常用労働者として、すなわち正職員として、あるいは現業職員という名になりましょうか、職員として扱うのが私は当然だろうと。一般行政職として扱えないとしたら、そういう現業職でも結構だから、扱うのは当然であろうというふうに思いますね。これはだれが見ても、もうすでに有給休暇はある、それから生理休暇はある、そういういろいろな問題がだんだん出て、もう認めているわけですね。それでいて、これはただ時間が足りないせいかどうかわかりませんけれども、足りなくさせているわけですね。幾らでもこれは、しようと思えばできるわけです。それをそういう理由でもってしないで、何かそこに一つ考え方の相違があるんではなかろうかというふうに、ちょっとがっかりするんですけれども。あるいはいまの職員をこのまま採用したくないもんだから、もう一回何かするためにとか何か頭の中にあって、そうしないのかどうかわかりませんけれども、疑えば切りがありませんけれども、少なくともいままでの状態で置いておくということについては、これはやっぱり問題があるんじゃなかろうかと。それはもう一般のお母さんやお父さん方が「市の職員ではないんですか」と、市の職員だと思っている方が大ぜいいますね、もう。ですからそういうふうなのが市の事業ですから、一つの大きな施策ですから、その中でやっぱり私は考えていかなければいけないんであって、いま三十五名ばかりいるそうでありますけれども、それは即座に、即刻職員にして、その問題はどういう方法、どういう賃金形態、あるいはどういう退職金を当てはめるか、どういう労働条件の分類に入れるか、これら細かなことについては十分検討されてもいいけれども、基本姿勢としては正職化していくというものがあって私はいいんじゃなかろうかと思いますね。その方がより安心して働けるし、そして子供を預ける方も安心して預けることができると。身分不安定な臨時工の、あるいは、病院でいえばまだお医者さんの資格をとってない人に預けてるとか、あるいは准看護婦さんに預けているというのとですね、正規に預けておくと、これは全然違うわけですね、預ける方も。やっぱりそれだけの身分保障をされて、市が認めている中での

学童クラブであるべきではなかろうかと私は思うんですけれども、そういう考えは検討されているのかと。検討委員会をつくっていきますということで、前にも厚生委員会で言ったわけですから。それ、全然開かれてないみたいですが、それは赤松部長でもいいし、加藤部長でもいいし、どなたでも結構ですからどうなっているのか。組合との話がありますなんて、どこの学童クラブへ行っても旗が立っていて、指導員の正職化をなどとやってありますけれども、やはり組合と話をしているから答弁できないんですか、これ、それとも。そうじゃなくていまの話のとおりだと、どうもほかに原因があるようであると。原因がもしあるんだったら、はっきりとその辺を指摘をしてほしいというふうに思います、納得のいく。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　先ほどから繰り返し御説明申し上げておるわけでございます。指導員だけが納得する問題じゃなくて、世間も議会の方にも御承認できる事業を、実質を伴った事業展開をし、その必要のための職員の正職化というならば、世間の方からも御納得いけるんじゃないかと。もう、そういう時代に来てるんだと。そういう御理解を得たいし、そのための事業展開等につきましては職員課と、それから福祉部の児童課とで検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○　長期臨時といいましても、五十年に市の職員としまして、きちんとした形で子供を預かっていこうということになっておるわけでございまして、何ら市の職員には変わりはございませんので、そういう形で意欲を持ってやっていただけばいいわけなんですけれども、いろいろと比べてみて、多少相違があるからというふうなことで正職化問題が起きているわけでございますけれども、やはりこれからの行政というのは、いろんな形での民間委託とか、あるいは第三セクターだとか、あるいは都市の中にございますところの要するに公共サービス部門、こういうものも利用しながら市の行政を簡素な形でやっていくという時代に突入するわけでございますので、それらの時代の要請に耐え得るような、やはり踏み固めも必要なんだということだけは理解願いたいと思いますし、そういうものを踏まえた中での正職化でございますので真剣な検討を進め、児童課、職員課で検討を進めていきたいと。その中での正職化を見出していきたいということは先ほどから申し上げておるわけでございますので、何か、急にならないような感じを抱かれていらっしゃるんで、歯がゆい御質問が出てくるんじゃないかと思いますけれども、そういう形で対応していきたいと思います。それが一つの時代の要請でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　あんまりやっても平行線だと

思いますけれども、私は少なくとも市がどこかに委託をして始めている事業では現在ないということがありますね。補助金を出している何々会社、何々託児所とか、そういう補助金を出しているとこであれば、そこの委託会社においてその指導員が正職化してほしいとか何とかと要求が出てくるのは、これはまだわかりますけれども、そうでない、市の現在直営化された状況の事業の中で、臨時雇用されている労働者が長年にわたっているということは、少なくとも私はこれはちょっとおかしいんではなかろうかと。そういう状況になってくるとするならば、いま市役所の本庁の中にだってそういうふうな個所だってあるんじゃなかろうかというふうにも思うわけです。そうすることによって、じゃ全部洗い直してやればいいと言いたくなるくらいですけれども、私は少なくともそういうような形でなくて、市が責任を持ってやっている事業については、市民に責任を持っていることであり、市民がそれを期待している事業であるからこそ、そこで働く労働者が市の職員であっても差し支えないと、こういうふうに言っているわけでありまして、当然これはすべき問題であって、少なくとも私がもしこれが労働者であるならば、私がもし女性であるならば、労働基準法違反として訴えたいわけですね。市長を告訴したいという問題があります、私は。もし私がその身分だったら、本人がやりたいと思うくらいの気持ちです。

というのも、私もこういう実は目に遭ってまいりました、会社でもって。だけれども、それも労働者の闘い、すなわちそういうことは違反なんだという数々の判例が出てますね。いまはもう試用期間だって解雇できないような状況ですね。そういうことまで出てきているわけです。それだけにこういう問題については、ただみんな職員がふえると、それはいま体裁が悪いとか、いま、こういう世論の中でむずかしいという形ではなくて、必要だからこれだけの職員が要るんだということを理解させればいいわけですよ。そうすれば、あるいはまだ職員がもっともっと足りないかもしれないしね。そういうようなことでやっていけばいいんだけれども、どうもちぐはぐな面がありますから、その点についていま私の方から質問しているわけですけれども、その辺について十分ひとつ考えていっていただかないと、非常に革新市政の中でもおくれをとっている政策で、どうも市長までの間で、何かまだ議論が一方ではしたい、一方ではこれはしない方がいいとか、何かその辺がぐしゃぐしゃしているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、一体、市長としては将来その方向でほんとに煮詰めていくという、ほんとに検討していって正職化をし、そして内容も充実したものにさせていくという考えがあるかないかということをお聞きしたいんですが。最後に、この辺、問題に対しまして。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学童クラブのことにつきましては、いままで何回も質問され、何回もお答えをして、終始一貫もう解明済みだというふうに思っていただいていいぐらいであります。ということは、今後児童館を逐次建設する事業の中で吸収をしていくと、そのようにお答えをしているとおりであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　人間は話し合っていけばわかることでしょうから、あまり議会の場で追求をしていっても仕方がありませんし、まだ部内――理事者側の方も一つの対策としての方向が定まっていないようでもありますので、その点についてはもう少し、もし自分がその立場だったらどうしたらいいのかということを考えながらひとつね。もう私は、もう少したてば定年だから恩給もらってやめればいいんだというふうな、自分は職員だからという考えのもとに発想されているんではいけませんから、もし自分がその立場だったら、あるいは自分の知ってる人がそういう立場だったらということを考えて、あるいは自分が労働組合の幹部なり、あるいはその職場の者であったとしたら、そういう人たちを見てどう思うか。あるいは、皆さん方恐らくお孫さんを持つ年齢だとは思いますけれども、そういう立場でなくて、もう少し変遷的な、新鮮な視野に立った立場から物を考えていってていただきたいと。このことを強く訴えまして、この児童館の建設の進捗状況というものもまだまだ、ちょっと言葉は悪いかもしれませんがぐうたらぐうたらしてていつまでかかるかわかりません。

それから充実についてもそういうことで、まさにとんちんかんであります。そのような形の中で学童クラブの問題につきましても、まさにこれまたとんちんかんと、こういうことでありますので、ひとつその辺は十分に詰めていただきたいと、このように思います。この問題について終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって八の一、児童館・学童クラブの建設と充実についてに関する質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十一分休憩

午後三時四十四分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

八の二、市立婦人文化会館（センター）の設立をについての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　それでは引き続きまして、市立婦人文化会館の建設をと題しまして、質問をしたいと思います。さきのおくれを取り戻すために若干早めますので、御協力願いたいと思います。

最近、国際婦人年を中心としまして、女性の地位向上が叫ばれ、戦後を通しまして今日徐々には差別がなくなってきつつありますけれども、実際問題としましてまだまだ主婦あるいは婦人ということで、完全には男女平等ということには至っていないのが現状であるというふうに思います。特に家庭の主婦として家事と子供の養育に追われたり、あるいはまた、婦人は家庭にいるものだときめつけている傾向も、一部あるのではなかろうかというふうに思います。多くの主婦がいまパートタイマーをして、安い賃金で働かされ、また、それを頼らないと生活できないという家庭が多くなっているのが現状であるというふうに思います。昔であれば、お父さんが退職金をもらえば大体家が建ったということでございますけれども、いまではお父さんの退職金では家が建たないというのが現状ではなかろうかというふうに思います。

そういうふうな状況の中で、女性が働くということは当然の権利でもあり、また憲法でも、あるいは労働基準法でも差別を受けることなくその身分は保障されていなければなりませんけれども、現実的にはそういう状況ではないと。絶えず女性の地位を低く抑え、よほどの有名人とか、あるいは活動家という名に属するような人でなければ、男性と対等に扱われないというような傾向も、しばしばあるようにも見受けられます。特殊な存在、あるいはそうした権利の主張ができる女性は、まあまあ何とか恵まれているというふうな声も聞かれている状況にありますが、それも一口に言えば、男性社会が主導権をとっているというところに一つの問題点があって、われわれも反省をしなければならないんじゃなかろうかというふうにも思います。そういう状況の中で、いま市内あるいは各地区にも、各市なんかにも見られますように、婦人の方々が集まる一つの場をつくるということが必要になってきたんではなかろうかと思います。

最近、地区センターなどを拝聴しますと、大体中年以降の女性がおけいこ事をやったり、踊りを習ったりなどをしながら、老人クラブ等も相まって一緒にやりながら、そういうような催し物もやったり、あるいは相談をしているようなところもありますけれども、あるいは一部ＰＴＡの中や、婦人会という組織の中での集まりもありますけれども、そういう中ではいま直面する問題等についてはあまり語られないような状況で、茶飲み話というような状況、あるいはほんとに気の合った仲間同士の集まりというふうな状況にちょっとすぎないんじゃなかろうかと思います。そうしたことも大変大切なことなんでありますけれども、やはりこういう婦人の地位向上ということから考えて

みますと、一つのそうした会館的な場を提供することによって、いま市内にはさまざまな消費者運動あり、あるいは身障者の問題を考える会があったり、あるいはその他の福祉問題を考える会があったり、種々雑多な、非常に率先して活動されている方方なんかも多いようであります。よく社会教育の方面から聞きますと、生涯教育だと言われておりますように、やはりそういうような形の中で問題をとらえれば、こうした婦人の、いわゆるいまの地位の向上を目指した一つの相談する場所、あるいは苦情を持ち込み、そしてそれを市へ反映しながら一つの婦人という立場から、あるいはいま、極論すれば私は昼間の人口は大体、市内においては恐らく市長の方にも訪ねてくる方々も、女性の方が大変多くなってきたということから見ても、非常に市政を動かす一つの原動力になっているということから考えれば、どうしてもこれが必要ではなかろうかというふうに思うわけであります。

女性すなわち婦人は子供、いわゆる幼児の教育から始まって小学校、あるいは中学校、高等学校、大学校、就職、あるいは老後の問題など数多くの問題を抱えておりまして、そのほかに台所や、あるいは御近所とのつき合いなどをしなければならず、むしろ男性よりかも多くいろいろ問題を直視されている方々も多いんじゃなかろうかと思いますけれども、そういうふうな問題点等をいろいろ新しいというか、老若男女といいましょうか、そういう方々を問わず、だれでも利用できる一つのセンターがあったらなという声もあるようでございます。そうした意味から、市民会館の建設も、たしかいま積立金が行われ、市民会館建設委員会もつくられて、積極的にやられているそうでございますけれども、そういうふうな建物を、すなわちそこでは大集会場とか、あるいは音楽会とか、そういうような目的で行事が専門の場では使われることがあったにしても、一口に言えばそういうちょっと集まって話し合うというような、そこでちょっとした活動ができるという場ではありませんので、一つのコミュニティーの場の設置が別に必要であるというふうに考えるわけであります。

そして、この私が質問で言いたいのは、通告にもしておきましたけれども、きょう質問したから、あるいはきょう市側の方が考えたからといって、すぐ建設できるものではございませんけれども、少なくとも旧庁舎の、あるいは遊休施設の一角を利用して、こうした場がつくれるんではなかろうかというふうに思います。そして目指すのは、将来は用途地域の変更等を行って、旧庁舎を取り壊して、そこに婦人文化会館あるいはセンターを組み込んで、そのほか婦人を問わず老人、若人、あるいは医療施設などを置きながら、市民参加による施設の建設ができたら非常によろしいんでなかろうかというふうに思います。また、各地域ごとにもこうした小規模な形の地区センターを、ま

あ一つの利用方法を考えればできるかもしれませんけれども、各地区におきましても地域格差のないような形で、こうした婦人の集まりの場をつくれたらというのが私どもの質問のねらいでございます。

そういう意味から、端的に言いまして市立の婦人文化会館という形での施策を、市長も選挙のときにもたしか掲げているはずですし、このようなことについて早急に取り組んでいただければと。そしてそれが一つと、先ほど言いましたように旧庁舎をどう今後利用していくのかと。旧庁舎の中にいま幾つかグループ団体があったり、あるいはシルバー人材センターがあったりなんかしますけれども、非常に老朽化をしておりますので、あそこを今後大規模に、いわゆる内装に金をかけたり、あるいはそうした手だてをして、あんまり二重投資にならないような形の場にしておいて、やはりしっかりとした用途地域の変更をもってビルを建てれば、四、五階のビルは建つんではなかろうかというふうにも思います。そうすることによって、たとえばこの婦人会館だけでなくて、いま非常に私たち気がつくんですけれども、シルバー人材センター高齢者事業団と、いわゆる日社協との、あるいは福祉センターにもありますけれども、あすこの連絡が非常に多いようですけれども、そういったことも考えまして、なるべく合理的に使えるような施設、これからはお金がかかることですし、用地を求めるといってもそうたくさんございませんので、複合施設というような中で考えていただければというふうにも、そうすることによって一時的には各地域にもそれぞれ要望があるでしょうけれども、そうして中央のひとつ何かをつくって、それを結ぶ循環バスはやがて通してもらうというふうな形で考えていければ、一つの大きなコミュニティーづくりができるんではなかろうかというふうに思うんですけれども、それについての考え方をお聞きをしたいというふうに思うわけであります。以上、質問でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御趣旨はよく理解できますし、だんだんそういう環境が日野市の場合にも求められつつありますので、今後、課題にしていきたいと、このように思っております。

旧庁舎部分はすでにお話をしておりますとおり、近々、準近隣商業地域という指定になりまして、市民施設をつくり得る場所になりますから、できるだけあの地域を活用したいと。ほかに土地を求めることは困難でありますので、福祉文化ゾーンとして活用したいと、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そうしますと近々ということでありますけれども、大体目安として、これは企画財政部長の

方がいいのかな、そうなると――いつごろ用途地域の変更というのがなされるか、大体の目安ですね。都市整備部長の方がいいのかな、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。旧庁舎部分の用途地域の変更につきましては、五月二十七日付をもちまして変更がなされております。都知事の告示がなされておりますので、もう現在では従来の第一種住専から近隣商業に変わっております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ひとつ教育長の方にあれなんですけれども、こうした社会教育の一つの立場から考えて、教育委員長おりませんので代行して、教育委員会を代表するようなひとつ御答弁を願いたいと思いますが。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　確かに、いま本間議員が言われましたように、婦人の地位の向上ということは、これは日本がいわゆる近代化の第一歩を踏み出したのが明治の初めだと思いますが、その中で婦人の、男尊女卑というんでございますか、こういうようなものがずっと長く続いてきていると。それで戦争が終わりまして、新しい憲法ができたと。しかし、その面については非常に大きく女性の地位の向上ということに重点が置かれた施策というものは、いろいろ進められてきていると思いますが、しかし、これが完全に平等の立場になったのかということになりますと、まだそれについては不十分な面が少なくないと。こんなふうに実態はあるんじゃないかと、こう思っております。

それで、教育委員会では社会教育の一環として、やはり婦人の地位の向上のための下地をつくるというような意味で、私たち婦人の方々ができるだけ学習に参加されたり、あるいはいろいろな活動に参加されることが必要なんじゃないかと。こういうことの施策を、十分じゃありませんが最大限の努力をしてやっているわけでございます。たとえば婦人学級とか、あるいは家庭教育学級とか、あるいはその他婦人講座とか、こういうようなものをいろいろ設けて、これは公民館を中心にしたり、あるいは委託というような形をとってそういうような活動をしています。そうすることが、結局婦人の地位の向上ということの力をつけていくと。そういうものに参加することによって、婦人の方々がやはり自分だけが参加して社会に対する目を開くということが一つありますけれども、同時に、そこの仲間の方々と一緒になって、いろいろ話し合いをしたり何かすることによって一つの婦人のグループとしての、そういう活動がだんだん広がっていくということができてくるんじゃないかと、こんなふうに考えております。

そういう立場から、いま言ったような形でいろいろ施策をしたり計画をしたり、あるいはそれを実施したりしてきたわけでございますが、いま本間議員の言われるように婦人センターというようなもの、これは一つは機能としてとらえるとらえ方もあると思うんですが、同時にその機能というものは、やはり施設というものと常に裏腹になる問題だと思いますので、もしそういうようなものが実現していけば、婦人のそういう教育活動などに対しても非常に大きな効果を持つ拠点となっていくんではないかと。そういう意味で、そういうことについては大変ありがたいことだと——もし、できればですね。そういうふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　これは、先ほど五月二十七日に用途地域の変更がなされたと。私はちょっと官報は最近見ておりませんし、官報にきっと載ったんだと思いますけれども、これは別に議会あるいは委員会なんかにはまだ知らされておりませんでしたね。こういう変更をいままで計画中だということも私、直接は耳にしておりませんでしたので尋ねたわけですけれども、実はこうした問題がいままでもずいぶん、旧庁舎の跡地をどうするんだとかいうのがあったわけですから、できれば知らせてほしかったというふうに思いますのでね。私の方もちょっと不勉強な点がありました点をあれしますけれども……。

そうしますと、先ほど市長が答弁しましたように、それらを含めながら将来的にはこの土地を利用して、いろいろ市民とも相談しながらそうした建物あるいは場をつくっていくということで理解して、市長、よろしゅうございますね。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回、市長選挙の際にもこれからの自治体の、特に日野市の当面する仕事は、文化や福祉関係の分野の整備、それからハードな面で都市基盤の整備、こういうことを重点施策として行うというふうに、市民に公表いたしております。したがって、その中にすでに提案済みのことでありますし、また、議会にも今回請願が出されておるそうですから、議会の御意見を聞いて実現を期したいと、こう思います。

ただ、原則的に、いわゆる中央センターの市民会館といわれるべきものは庁舎の周辺に予定をしておりますが、必ずしも地積が十分でありませんから、そこにすべてを集約するということも困難かと思います。そこで旧庁舎との関連で、先ほど申しましたように、すぐに旧庁舎部分にどう手をつけるということは簡単ではないと思っておりますけれど、まず市民会館の建設とあわせまして、旧庁舎部分にいま申しましたような福祉、文化にともに使える、そういう関連のある施設をつくり得ると、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　わかりました。そういうことで、終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって八の二、市立婦人文化会館（センター）の設立をに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時九分散会

六月十一日　木曜日（第五日）

昭和五十六年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十三号

六月十一日　木曜日　（第五日）

出席議員（二十六名）

一番	黒川重憲君		十六番	奥住芳雄君	
二番	市川芳太郎君		十七番	石坂勝雄君	
三番	秦正一君		十八番	滝瀬敏朗君	
四番	飯山茂君		十九番	林重義君	
五番	川嶋博君		二十番	市川資信君	
七番	大柄保君		二十一番	島村孝志君	
八番	古賀俊昭君		二十二番	大越久雄君	
九番	藤林理一郎君		二十三番	一ノ瀬隆君	
十番	谷長一君		二十四番	竹ノ上武俊君	
十二番	本間久君		二十五番	米沢照男君	
十三番	橋本文子君		二十七番	高橋通夫君	
十四番	鈴木美奈子君		二十八番	佐々木昭雄君	
十五番	板垣正男君		二十九番	正国務君	

欠席議員（四名）

六番	中山基昭君		二十六番	杉山寅三郎君	
十一番	名古屋史郎君		三十番	三浦重春君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　柿崎洋子君

議事日程

昭和五十六年六月十一日（木）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十時三十五分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十七名であります。

一般質問を行います。九の一、障害児（者）の歯科診療対策を積極的に進めよについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十四番議員登壇〕

○十四番（鈴木美奈子君）　一般質問を行わせていただきます。私は、今回障害者年の関連の中で、三つの柱を立て、一時間半という限られた時間の中でございますので、ぜひとも理事者側の御協力をお願いいたしまして、この時間の範囲内で充実ある質問を行ってまいりたいと思います。

まず最初に、障害者、児の歯科診療対策を積極的に進めよ、という内容でございます。ことしは、国際障害者年ということでございますけれども、総理府調査によりましても、五十六年の一月二十五日行った調査でも、このことを知っている人がきわめて少ない、また心身障害者の就職についても、半数近くは世間は理解を示していない、このような結果が出ております。そしてその結果、ことしが国際障害者年であることを知っているのは二三％、対象が二十歳以上の有識者三千五百八十二人を対象に行っておりましたけれども、わずか二三％が国際障害者年のことを知っている、こういうことが出ております。政府は記念切手の発行、また障害者のスポーツ対策など企画を呼びかけておりますけれども、本当にもっと充実した障害者年を迎えるようにしなければいけないと思います。

こういう中で、五月二十八日の衆議院の本会議でも採用されました障害者の完全参加と平等の実現を図る決議でも、政府に障害者対策の根本的改善を図るために、中央、地方を通じ、長期行動計画の策定、重度障害者の所得保障対策の確立など、障害者のための具体的施策を緊急に確立し、実施するよう求めているところであります。日野市でも、障害者年を進める市民の会が結成され、多くの人々がそれに参加し、また障害者団体の方々、個人、一般市民も参加する中で、いろんな場での行動が目立ち始めております。また行政と障害者団体が一緒になりまして、日野市対策協議会もでき、そして日野市の中でどのように障害者年を迎えるかという、そういう中間答申も発表されました。日野市内で障害者団体の方たちも、多くの集会の中で積極的に発言され、また生き生きとその集会に参加されているわけです。しかし、その中には胸を打つような悲痛な叫びとも言うべき声がお母様の中からあり、私は本当にそのとき、何を私たちがしてきたのか、またこれから行政としてどのようにそれにこたえていくべきか、そういう気持ちにとらわれるわけです。そういう中で、まず三本の柱ですけれども、最初の取り上げました障害者の歯の問題について、母親の声を代弁して理事者に

質問を行ってまいりたいと思います。

障害児、また障害者の歯の問題については、障害者自身の方からお聞きしましたけれども、脳性麻痺、このために手がふるえる、そして歯をよくみがくことができない、そのためにしょっちゅう歯が悪くなる、歯医者に行くにも首が揺れるとかまたつばきがたまるので、よほど理解のある歯医者さんでないと治療をしてくれない、またある障害者の方たち、車いすに乗って、一応見た目には首のふるえはないけれども、緊張を増すと体がふるえてお医者さんがなかなか治療してくれない、理解のあった歯医者さんがいて治療していただいたけれども、その歯医者さんが引っ越したために歯の治療ができない、歯が痛くなったときには薬を飲んでがまんする、こういうことも寄せられております。また小さな子供を抱えている、また中学生ぐらいの障害児を持っているお母さん、健康な子供であれば、歯が痛いといえばお母さんにそれを訴えることができます。しかし障害を持って、また口が十分きけない、そういう障害児の場合には、ふきげんになったり、奇声を上げたり、また血が出るほど自分の指をかんでしまう。またあるときには壁に自分の頭をぶつけてその痛さを訴えるという、そういう本当に私は、そういう点ではぜひともこれは皆さんと一緒にこの問題を解決していかなければならないと思います。また医師側でも、決してこれは非協力的でなくて、良心的な医師はこの障害者の歯の治療のことを考えております。しかし、狭い口をあけさせる、高速回転する器械を使って口をあけて、もしその器械が一歩外れてほおに刺さったならば、そこであの医者はだめだという、そういうことが市民の中から声が出されると、それがこれからの診療にも影響するということから、お医者さん自身も大変この問題では悩んでいるわけです。私はこういう点で、障害児がこれから本当に成長していくために、食べるものは必要です。いままで病院にかかっていて治療ができなかった、そういう障害児を持っているお母さんの声や、また障害者自身も歯の治療を行うことによってめきめきと健康を回復してきた事例も出されております。私はそういう意味でぜひともこの対策をお願いしたいと思います。

それでは質問に入りたいと思いますが、もう五十年のころでございますけれども、市立病院に歯科を設置するという請願も出されまして、採択されてきております。しかし、そのままになっておりますが、市立病院に歯科を設置する、その見通しがあるのか、その点が一点です。それから、もしその対策がないならば、市としてはどういうことを障害者の歯の問題で対策を考えているか、まずその二点についてお伺いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げま

す。ただいま御指摘がございました障害者の歯科の診療の件でございますが、確かにおっしゃられるとおり、特に脳性麻痺系統の障害者の方、首がすわらない、あるいは緊張のためにけいれんを起こすなどのために口をあけることが困難であり、治療に時間がかかる、危険である、そのためにお医者さんの方から敬遠されている、こういうことは事実でございます。このことは国際障害者年日野市対策協議会の中でも論議されました。そういう中で今回の中間答申の中におきましても、その対策として市立病院に早期に歯科診療の施設を設けてほしい、こういうことが答申の中に盛られているわけでございます。市といたしましても、前々からの生保の受給者の歯科診療の件もございます。この対策として、市立病院の方へ歯科を設置することを考えております。地元歯科医師会とも接触いたしまして、打診してまいりましたが、先ほど直接医師の派遣の協力はできませんが、特定対象者を治療する程度のことは了解する旨の回答はいただいておるわけでございます。そういうことでございますので、病院等ここで増築を行っているわけでございますけれど、最小限の施設の開設をしたいという考えで、病院側と協議も進めておりますが、現在、病院の方でそれにつきましても検討中でございます。今後お医者さんの確保などの問題点もございますけれど、これの実現をぜひお願いしたいというのが、私ども福祉部といたしましてはお願いをするところでございます。いずれにしても地元の医師会の協力を今後も得ながら、やはり進めないといけませんので、この辺の接触はなお続けていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　生保家庭の歯の問題でも、光の家のことでは非常に大きな問題となりました。朝日新聞やアサヒタウンズがこの問題を取り上げ、そして市に対しても、これをどうするのかということで対策も迫ったということもあります。また市議会の請願も採択されたのに、市はちっともこれにこたえてくれないではないか、という光の家の理事長のお話も新聞に載っておりました。私は、生保家庭の問題も、障害者の歯科と同時に行うべきだと考えておりますが、今回の市立病院の増設につきましては、これは増設したからすぐに歯科の診療ができる、という体制にはなっていないはずです。手術室と患者さんの待合室といいますか、それから入院する、それだけだというふうに聞いておりますが、病院事務長がいらっしゃいますので、いま市立病院の中で本当にそれができるかどうか、その体制が、いま話し合っているということでございますが、どの程度検討されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　ただいまの鈴木議員さん

の質問についてのお答えでございます。病院につきましては御存じのとおり、ただいま増改築工事の実施中でございます。これが完成につきましては、本年十月三十一日を予定しているわけでございますけれども、その中におけるいわゆる施設の問題でございますけれども、御指摘のとおり、現在の病院の増改築工事の中には、一応診察室を三室設けるという予定がございます。その診察室の内容を申し上げますと、産婦人科と皮膚科と泌尿器科と、この三つの部屋を設けるということでございます。しかし現在病院につきましては、従来ございました第二外科の方の関係が現在医師の退職等に伴いましてあいてるわけでございます。そういった中で、ただいま御質問がございました歯科のセットの問題につきまして、総合的に検討してまいりたいということでございます。いま鈴木議員さんがおっしゃいましたとおり、それに対する予算は現時点におきましては組んでございません。したがいまして、これにつきましては、将来の段階におきまして予算化いたしますとともに、ただいま福祉部長からもお話がございましたとおり、歯科医師の確保の問題、あるいはまた病院の経営上から申しますと、障害児だけを対象とするのか、あるいはまた一般市民を広く対象としたものにするのか、こういったような問題がございますけれども、とにかく市長の方からも、今回の増改築事業の中で、歯科部門の設置をするということについて、私どもの院長の方に対しましての指示もございますので、病院側としましては、この点につきまして積極的に今後の課題ということの中で、前向きの姿勢で検討してまいりたい、ということでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　ただいま市側としても積極的にこたえていく、その方向が出されました。私はぜひともこれを続けていただきたいと思いますが、革新自治体で障害者の歯科医療、これの進んでいる自治体がございますので、ぜひこれを参考にして、日野市でも十分検討していただきたいわけですが、いますぐには市立病院もなかなか確保できません。歯科診療までいかないと思いますので、それまでの暫定措置としても、一つ提案したいと思いますが、川崎市では歯科医師会館の中と、それから中原市民会館の中に歯科診療所を設置して障害者の診療を進めております。これは週一回、毎週火曜日の午後一時から、対象者は川崎市内の全障害者と障害児です。非常にたくさんの方々がこの診療に参加し、そして在宅の障害者の受診者が約九五％に達しているということです。本当に障害を持つ方々にとっては、歯の問題は深刻なんです。いままで東京都にもありましたけれども、都立の豊島病院でも三カ月、そして府中病院でも一カ年待たなければ歯の治療ができないという、こういう中では、本当に革新自治体が市民の、特に弱者の対策について力を入れてるということがおわかりになるかと思いま

す。また近くでは、世田谷でことしの九月に、区独自の事業として障害者の歯科医療が実施される。これは一般の新聞にも報道されておりましたので、御存じの方も多いかと思いますが、私はこういうことはぜひできると思うのです。予算はわずかです。五十六年度の予算が千九百四十一万円、そして区内の約一万人の全障害者を対象に週二回実施し、そしてその後は口の中の衛生の教育、このことがまた虫歯を予防するわけになるわけですから、ぜひこういうことも必要であるかと思います。また医師は二名、あと歯科衛生士が五名です。こういう中で、場所としても大きな病院でなくて、診療活動は歯科医師会に委託して、診療室、面積も百三十一平方メートルですから、こういう中で本当にやる気になれば歯科診療ができるわけです。そこで私はぜひとも市立総合病院の中で、緊急に必要でございますけれども、まだその準備段階の中では、いま日野市内にある休日準夜間診療、この施設の中で、それまで暫定的でも医師を派遣して、そこで歯科診療ができないか、その点についてお尋ねいたします。市長でも結構です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。歯科の治療の領域には大変、市民生活ともちろん密接ではありますが、また不十分な点がかなり多いわけであります。歯科医師会の方と話をしてみますと、理由がないということではありませんが、自分たちの医療営業のために余力がない、ということが特に言われます。しかしながら一つの例で言いますと、医師会は特に地域医療に責任を持つ、という態度がかなりはっきりしているわけですが、歯科医師会の場合は、まだそのような水準まで考えが到達していない、これが現実の事実であります。そこで受け身の形として、市立病院がその役をある程度担うということが一つの市民要求の形になってあらわれるわけであります。その際、これまでもいろいろ考えあぐねましたが、病院もいま増改築をやっておりますから、その際に入院患者の歯科の、ごく最小限な範囲をやっぱり持つべきだろうということ、それからあわせて、一番市民生活で困っておられる障害者歯科診療もその一部でありますが、そういう方を最小限受け持たなければならない、そういう一つの責任は感じております。

　本来ならばやっぱり地域の医療体制の中で、地域の医療機関、特に開業歯科医さんも合わせてそういう体制をつくらなきゃなりませんが、最小限に行政の受け持つ市立病院で受け持とうかということを、いま一つの責任として考えております。ただし、一般市民の方の歯科診療を受け持つというほどの体制は、設備の上、あるいは歯科医確保の上で困難だと思いますし、また歯科医自身もそのことは受け入れない、こういう態度は予想できます。

　したがいまして、歯科医師会と話を詰めまして、私は最小限

の施設をするから歯科医が当番でおいでください、時間給でもお払いしましょう、こういうことを基本にして交渉した結果、当面責任が持てないからして、病院が独自で歯科医を雇用することは認めよう、そこまで話がきております。病院側とこれからその施設、スペース等のこともあわせまして、これは病院にはすでに指示を行っておりますから、いま担当の方がお答えをしましたとおり、設備としては最小限にならざるを得ないと思っております。ただ問題はやっぱり歯科医の確保ということになってきますから、これから歯科医師の需要供給の関係も、かなり社会的に変わってくるようでありますから、そういうこともあわせて一つの困難を打開していく、熱意を貫いていこう、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　ただいま市長の方から、非常に歯のことでは市の医師会との協力のもとに、市立病院の中につくるという、そういう前向きな答えも出されましたので、私はぜひそれを、なるべく早目に実施していただきたいと思います。私が先ほど休日夜間診療の一部でもやれないかということにつきましては、いま医師会との間で市立病院のことが出されておりますので、このことはまあそのままにしておきまして、それまで、それでは障害児の虫歯予防とそして治療の相談、こういうことでぜひ、いま公立の保育園などに歯科衛生士が回って歯の指導をしているようでございますが、こういうことを障害者のところでやれないかどうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人の一生の健康のために、幼児期の歯科衛生といいましょうか、歯を大切にする訓練が大切だということで、幼児の歯科衛生指導という意味での歯科衛生士一名職員にいたしまして、いま保健衛生課に配属しておりますけれども、これはやっぱり幼児の範囲でありまして、余力はちょっと出ないというふうに思います。歯科医師側からは、幼児の歯科衛生指導でも数名職員を設置してほしいとか、いろいろ言われますけれど、まあ、いろいろなバランスもありますので、そこまでは一気にはまいりません。したがいまして、本来、地元のお医者さんが地元の患者には積極的に責任を持つ、ということがたてまえでなきゃなりませんから、いま、またそういう形で医療体制というものが成り立っているわけですから、その公的な意味も含めて、やっぱり責任を自覚してもらう、そういう対応ももっと強めなければならないと思っております。当面その中でないと、いまのところは不可能ではないかと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　それでは、今度の東京都の

五十六年度の当初予算の中にも、障害者に対する歯科医療体制の整備、向こう三年間に身体障害者用に十八の医療施設を確保して、精神障害者には二十五病院に運営費を助成する、そういうふうになっております。ぜひこの心身障害者、児は、十三万人も東京都内にいるわけです。そしてその中で全身麻酔をしなければ治療ができない、動くとかいろいろな点で、口をあけないとか、全身麻酔をしなければ治療ができないのが本当に障害者、児なんです。その方が三千六百人、そして緊急にどうしてもすぐ治療を必要とする人が九百人いるわけです。日野市内にもいるはずです。私も本当に障害児を持つお母さんから、歯のことでは切実に訴えられたわけです。歯以外のことでも訴えられましたけれども、歯の問題は、本当に子供の健康にも一番大きく影響するわけですから、ぜひこの市立病院の歯科の設置を医師会とも強力に話し合いながら、一層早くこれを進めていただきたいと思います。そしてまた、歯みがきの励行と食生活の改善、このことも虫歯の予防のかぎになるわけですが、特に障害児、障害者の場合は、歯ブラシを口の中に入れると口を閉じてしまったり、また吐き気を催すということで、いろいろな障害がその子供や大人によって、障害の違いによって、いろんな事態が出てきますので、ぜひこういう点で、そこの家族の方たちに対して、歯の、どういうふうにしたらいいかというそういうPRなどをぜひやっていただきたいと思います。またすぐに日野市立病院でできないわけですから、ぜひ歯の問題では障害者団体のお母様方を集めて、いろいろと歯についての衛生相談、さらには歯科衛生士をもっとふやしていただいて、小さな子供のうちから虫歯をなくする、そういう運動も一層進めていただきたいと思います。

今度、国の方でも、宮本賢治参議院議員が、一月三十日の参議院の代表質問で、日本の小児麻痺の歯科医療体制の確立を提案し、園田厚生大臣の方から五十六年度には脳性麻痺施設の入所者の歯科の治療を確保するために歯科医療機関と密接に充実した体制をつくる準備をするということで、大変これは、身体障害者の授産施設であるとか、いろんな市内、都内の方たちから喜ばれております。ぜひ脳性小児麻痺だけでなくて、いろんな障害を持つ方が生きるためにも、おいしいものを食べたいと思うんですね。それにぜひ積極的にこたえていただきますように要望いたしまして、この第一番目の質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって九の一、障害児（者）の歯科診療対策を積極的に進めよに関する質問を終わります。

九の二、弱視児に拡大活字教科書をつくれについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○十四番（鈴木美奈子君）　弱視児に拡大活字教科書をつくれについての質問を行います。

私はこの質問を始める前に、この本の中を少しの間紹介させていただきますが、これは「たとえこの目は見えぬとも」という視力障害者、また弱視の方が通っていらっしゃる都立の久我山盲学校の先生がまとめた本です。そしてこの木村　久さんという方は七年ほど前に、いまもいらっしゃるかどうか電話帳を調べたのですけれどもわからなかったのですが、日野市の新町にお住まいの方で、もう一人の深沢さんという方は、八王子にお住まいの方です。その方が、盲学校の教師をなさって、日野市でも四十一年ごろ青少年問題協議会の委員をなさった方なんで、この中学校二年生のＴＭ君という弱視の男の子の作文をちょっと読ませていただきます。

過去・現在・未来

ぼくの過去は余り思い出したくないことの積み重ね、生れつき目が悪く、お金を落として知らない子にからかわれたことも何度もある。そして泣きたくなったときもあった。小学校に入学してからもそうだ。目が悪いため体育も十分できなかった。それから少したって、目を治すために入院した。このときにぼくの勉強がおくれてしまったのです。退院してからも学校へ戻ったけれど、先生が、危ないからといって体育はできず、その時間に国語や算数をやって、幾らかでもおくれた分を取り戻そうと、先生も一生懸命やってくれた。しかし、みんなと一緒にできないということで、そのころから学校がきらいになった。そして勉強を取り戻すどころか、学校を休むようになっていった。そしていまの学校を知るまで、ずっとぶらぶらしていたことになる。いまの学校に入るときに、ぼくは迷った。確かにこのままぶらぶらしているわけにはいられないが、盲学校という名に抵抗があった。しかし、この学校に入らなければ、もうチャンスがないようにも思えたので入学を決意した。

そして現在に至った。いまでは友だちもでき、これらのことはみんな思い出として消すものもあり、大切にとっておきたいものもある。そう、いまはただ思い出になってしまった。ぼくはその思い出を、人間として善意のあることに利用していきたい。そして、いまを大事に生き、いまの友を大切にしていかなければならないということだ。ただ、いま後悔していることは、なぜ入学のときに迷ったか、もっと早くこの学校を知ることができなかったか、ということです。ぼくにも夢があります。車に乗ってどこか遠くへ一人で出かけて、野原に寝そべって、一日何も考えないで過ごしてみたいと。しかし、それにはまずどうやって働くかを考えなければならない。盲人というと、すぐマッサージと考えがちです。ぼくは前、コックになりたかったのですが、いまでは考えも変わり、中学校を卒業してすぐ働くか、やはりマッサージの勉強を二年くらいやって、それから何かをやろうかと迷っています。

いまこの作文に、自分が体験したことや、悩みを書いてきましたが、いま一番大切なことは、自分がきょうという一日をどう生きていくかということではないでしょうか。

こういう短い詩ですけれども、私は本当に、いま、この詩を読む中で、「いま一番大切なことは、自分がきょうという一日をどう生きていくか」、このことを本当に真剣に考えて生きていくこの青年が――もういまは二十二、三歳になっていると思うんですけれども、いまのこの見苦しい物価高で、そして親子心中や平和を脅かす核の問題や、たくさんの退廃文化がはんらんしていく中で、本当に障害を持つ子供が、きょう一日をどう生きていくかという、その生きていく力といいますか、そういうものに私たちも、私たちもというより、私は本当に学んでいかなければならないと思います。その意味でも、教育のおくれを、弱視であるというために、憲法に保障されている、また教育基本法にのせられているこの教育の権利を、弱視であるがために絶対に後退させてはならないと思うわけです。そういう点で、これから質問に入らせていただきます。

弱視のお子さんが日野市内でも第二小学校の二年生、旭が丘小学校の二年生、そして視力障害児といわれる方が十六人いらっしゃいます。本当にこの人たちが教育をきちっと、目の見える健康な子供たちと一緒に、教育のおくれを取り戻さないでやっていっているのかどうか、そういう点が私も大変心配なわけですが、この一番目の質問といたしまして、この弱視、また視力障害児の教育に対する日野市の方針また教育上どのような配慮がされているか、その点をまず一点。それから二番目といたしまして、拡大活字教科書をつくって教育のおくれを出さないように、そのために検討しているかどうか、その二点をお尋ねいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま鈴木議員がおっしゃったように、目が悪いからといって、教育の機会を奪ってはならないということについては、全く同感でございますし、そういうつもりで、これは視力障害者だけでなしに、身障者全体に対して、そういう形で日野市では教育に取り組んでいるわけでございます。

それで、この教育についてどういうふうにしているかということでございますが、さっきもお読みくだすった、「たとえこの目は見えぬとも」というところでおっしゃったように、こういう目の悪いお子さんが、一体盲学校に行った方がいいのか、普通の学校で教育を受けた方がいいのか、あるいは普通の一般の学校の中にある特殊学級でそういう教育を受けた方がいいのか、このことはなかなかむずかしい問題で、それから一人一人のお子さんにとって、それは非常に個性的なんでございますね。その程度によって、どうするかということは非常に重要な問題で

ございます。私たちこのお二人の、旭が丘小学校のお子さんとそれから第二小学校のお子さんについても、そのことについては就学指導委員会というので十分その子供を中心にして、御父兄やなんかとも御相談しまして、そしてこれならばむしろ普通学級でやった方がいいんじゃないかという形で、それぞれの学校へ入学させて、現在もその教育を行っているわけでございます。

二小の場合は、一人は目が白内障でもって失明しておられますけれども、片一方の目は〇・五ぐらいの視力がありますので、そう大きな障害なしに普通の学校で教育を受けております。ただ席を前の方に出すとか、そういうような配慮をしながら、普通の子供と一緒に教育をしておりまして、これについて、そう大きな支障がないというふうに考えております。

しかし旭が丘小学校のお子さんは、これはやっぱり白内障なんでございますけれども、この視力はコンタクトをはめてなお〇・一というような、非常に目の見えない方ですが、しかし、だんだんなれるにつれて、視力はそうであっても、いわゆるそういうものを視覚というんでございますか、そういうようなものは、だんだん訓練しているうちに身についていくんじゃないか、こういう判断の上で普通学級の方に入れて教育をしているわけでございますが、しかしいろいろな点で、さっき言いましたように、席を一番前につけるとか、それからまた文字やなんかが薄いと非常に見にくいんだそうですね。そのために、先生方は特別配慮して、文字をなすって濃くしてやるとか、あるいは板書などもその子供のいるクラスでは特に濃くして見やすいようにしてやる、というふうな配慮をしてやっているわけです。それから教科書を見る場合でございますけれども、幸いにして低学年の場合は、教科書の活字がかなり大きいんでございますね。そういうことで、かなり目を近寄せてやれば判断できる、というような状況でございます。しかし、これは上級になるに従って、教科書の文字なども小さくなっていきますので、これに果たして対応できるかどうか、ということはこれからの一つの課題だと思っております。

それにつきましては、たまたま図書館で、弱視者に対する対面朗読というものをやって、そのサービスに努めているわけでございますが、その中でも、やはり耳からだけ聞くよりは、目でもって確かめたい、という要望もおありの方もおられるわけで、そういうような方については、対面朗読をやってくださる方が、かなり大きい字に書きかえて、そしてそれを見ていただいて、理解を深めていただいてる、というようなことをやっております。したがって、そういう例がありますので、今度たまたま住まいの方も、中央図書館とそう遠いところにあるわけではございませんので、お母さんなどとも相談して、その対面朗読をやる、そういう方の経験を生かして、どの程度の大きさの

文字がその人にいいのか、というようなことなどについて、実際、実験というわけじゃなくて、そのお子さんに合うような態勢を整えるという意味で、そういう方法も今後考えていってみたい、こんなふうに考えております。

いずれにしましても、目の不自由な方は、大変知識を吸収したいという気持ちは非常に旺盛な方も少なくないわけでございますから、それに対応する方法を考えていきたい。そういうようないま言ったようなこととあわせて、当然教科書、普通のときに使う教科書というようなものを、一体どうすればいいのかということで、いま鈴木議員のおっしゃった拡大活字教科書というようなものも考えたらどうだ、こういうことでございますが、それもいま申しましたような形で、拡大活字、どの程度の大きさのものが必要なのか、ということも考えなきゃなりませんし、それから同時に、いま目の悪い方で使っている拡大鏡がございますね。ああいうようなものの使用でいった方が便利なのか、その辺のことなども十分考えていかないと、ただ文字だけが大きくなっていくと、視野が外へはみ出したりなんかしまして、読みにくいというようなこともありますので、その辺などをこれから十分検討していかなきゃならん一つの大きな研究課題だ、こういうふうに思っております。さらにそういうようなことについて、すでに先進的な事例がありましたら、そういうようなことについても、私たち研究させていただいて、そういうところの経験をひとつ私たちの研究の中にも生かしていきたい、こういうふうに考えております。いずれにしましても、何とかそういうことに対しての要望を満たすような最大の努力はしていかなきゃならない、こういうふうに思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　もう一回確認ですけれども、最終的には教科書をつくるということですね。その辺がはっきりしない。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それが一番いいものだとすれば、やっぱりつくるための努力をしなければならん、こういうふうに考えております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　全部で十八人の弱視者の方がいらっしゃるわけですけれども、机の一番前に座らせたから黒板の字がよく見えるとか、ただそれだけじゃないんですね、視力障害児の子供は。先生が目の開いている健康な子供に合わせて教育のスピードを進めておりますので、黒板に書いた字をさっと消してしまうと、その見るときの時間が遅いわけです、弱視者の方は。だからノートに書かないうちに黒板を消してしまうという、そういうこともあります。私も二十歳を過ぎた弱

視の方にお会いいたしましてお話を聞いて、あなたの教育のときはどうだったんですかと聞いたら、一番前にいてもやっぱり黒板の字はよく見えなかったし、そのために学校から帰ってきてからお友だちにノートを写させてもらって、そして勉強のおくれを取り戻すように努力した、でもやっぱり私は落ちこぼれました、というふうな答えが返ってきました。勉強の進め方も本当にスピードが速いと思うんです、いまの教育方針では。そしてこれは弱視の子供だけでなくて、肢体不自由児の子供にも当てはまる問題だと思うのです。手が不自由な子供も一般の学級の中に入ってお勉強している方も多いわけですが、なかなか字が書けないという、そういう中でさっさと授業を進められていっては、なかなか勉強に追いつかないのが、いま、現状ではないかと思います。ぜひともそういう点も配慮していただきたいと思います。

それから教科書をつくるということを前提にいたしまして、私はまた再度質問するわけですが、義務教育ということで、教科書は無料で子供たちに配られております。国の法律の中にも義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律、その中の第一条では、「義務教育諸学校の教科用図書は無償とする」となっておりますが、たとえば今度拡大写本であるとか、拡大活字教科書をつくった場合には、これはかなりお金がかかると思います。一般の雑誌――雑誌はまだそういうのないんですけれども、たとえばちょっと紹介いたしますが、こういう「大活字本」というのが図書館を通じてきておりますけれども、この本の定価を見て本当に驚くんですね。水上　勉の「くるま椅子の歌」上巻、これが四千七百円です。それからいま問題となってたくさんの方に読まれました高木敏子の「ガラスのうさぎ」これも四千六百円です。私は、これを見ますと、これはまだまだ国が本当に責任を持って、弱視者に対する対策がおくれているから、本当に社会福祉法人の方たちや身体障害者の方たちが自分たちの善意のもとでつくっているからこそ、こういう高いお金になると思うんですね。それで教科書をもしつくる場合には、この国の法律で定められたとおりに、拡大写本でも拡大活字教科書でも、無料でそのお子様に支給するのかどうか、その点を一点お聞きいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その辺のところまでは、十分いまのところ煮詰めてありません。ありませんけれども、しかし、さっき私が拡大活字教科書と言うのは、りっぱな教科書としての、いまの教科書がそのまま何かできると、そういうふうなイメージをお持ちになったとしたら、私が言ってるのは、やはり拡大写本というようなことで対応せざるを得ないだろう、こういうふうに考えているわけでございます。それについても、たとえば学校教育課で試算したところによりますと、ある会社

の拡大複写機を使ってやるとしても、B5をB4に拡大するために要する費用というのは大体一ページ百五十円くらいやはりかかるようでございますね。そうすると、百二十ページあるとすれば一冊やっぱり一万八千円ぐらいになってしまう。それは一教科でございますが、ほかの教科など入れると非常に膨大になりますし、それをすべてそういう拡大した写本にすることがいいのかどうか、ある部分的な対応の仕方というものも――これは本当は全部対応できればいいんでしょうけれども、やはり予算というようなものもございますので、そういう形が、部分的な拡大ということでスタートしなければならないんじゃないかな、というようなことを予想しております。しかし、その場合に、その費用を全部使用する人に負担させるということは、これはすべき問題じゃないと、こんなふうに思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　拡大写本というのは、ある教科書をボランティアの方が大きな字に写すというものです。拡大本というのは、それをカメラで写して、それを大きく字にするという、そういうことで、本当は拡大写本の方が望ましいわけです。ただ広げたのですとまだ字が細いということで、いろいろと障害がある。またそのお子さんによっても、いろいろな障害があるわけですから、いろいろと困難な点が出てくることは、私も承知しておりますが、日野市内で中学校八校、そして小学校が十九校で、小学校では一万五千八百三十二人、そのうち二人のお子さん――私この二人のお子さんのためにも、ぜひとも、特に日野市は革新自治体です。お金を使うことは私はいいんじゃないかと思うわけです。そしてボランティアの方も、これは協力するということを言っております。八王子の盲学校にいろいろと協力している点字グループがありますが、その方にも私はお聞きしました。その方も、私は点字を打ってる協力であるけれども、本当に写本をやるんだったらいろいろな方に呼びかけて協力をします、という声がかけられております。私は、本当にそういう意味では、行政もボランティアもみんな一緒になってこのことをやっていけば、二人のお子さんのためにも、また十六人の子供たちのためにも、教育のおくれのない、そういう教育ができるのではないか、というふうに考えますので、ぜひともこれは御協力をお願いしたいと思います。

　また図書館の件でございますが、いま視力障害者の方は、点字広報、議会だより、また点字図書館もありますし、都内に出れば、そういう本に触れる機会がある。また日野市内でも、図書館活動の中では、活発に対面朗読などを行っておりますので、そういう点では、まあ恵まれていると思いますが、弱視の子供、弱視者の大人、この方に対して、もう少し積極的にやっていただきたいわけです。日野図書館の方に行って、子供の本がどれくらい拡大写本でなっているか、ということを調べますと、写本はわずか一冊だったと思いますが、それを写すのも、大変な

んです。本当にボランティアが熱意を持って、子供にいい本を読ませたいということで写しておりましたけれども、本でもやはり限られた本で、限定本ということで、一冊子供の本でも千円です。「くまの子ウーフー」であるとか「こんなとき、お母さんはどうしたらよいか」とか「キツネのものがたり」という、本当に子供の本でも、限られた部数しかありませんし、また大人の本でも、このように図書館の方に贈られてきておりますけれども、近代文学八冊セットになって三万四千百円、児童書の七冊のセットでも三万円ということで、大変高いんですね。でも高くても私は本当に、小学校の中から弱視の教育をしていく中から、その目がやはり図書館の方にいって、本を読むことによって、自分の人間形成にも大きな影響を与えていくと思いますので、図書館の中にも積極的にこういう拡大活字の図書を購入して、予算のいろいろな枠の中で大変かと思いますけれども、日本一を誇る図書館活動です。そしてこれは弱視の方でなくても、高齢になればだんだん視力が落ちてきます。私なども、もう大分視力が落ちてきましたけれども、本当に高齢になれば必ず視力は落ちて、私たちがいつこういう拡大された本を読むようになるかもしれない。そういう意味では、ぜひとも図書館の活動をさらに充実するためにも、この本を積極的に活用していただきたいと思います。

それでは、市長の方にまとめて、いままでの私の質問に対する何か回答がございましたら、図書館の問題、また弱視の問題、ありましたらぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体的な事例を挙げての対策が必要だと思いますので、教育委員会の方で一定の見解が出ましたならば、しかるべき対応をしなければならない、このようにいま考えておるところであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　それでは、ぜひとも教育委員会並びに理事者、また図書館の方にもぜひこの要望を強くいたしまして、この質問は終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって九の二、弱視児に拡大活字教科書をつくれに関する質問を終わります。

九の三、視力・聴覚障害者及び車いすで安心して歩ける町を（多摩平を中心に）についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○十四番（鈴木美奈子君）　視力・聴覚障害者及び車いすで歩ける町をということで、私は今回多摩平を中心にして質問いたしますが、私は、やはり全地域で障害者と一緒に町を歩いて、どういう町をつくるのかということを、本当に理事者側も積極的に、このことはやっていかなければならない問題だと思います。きょうは多摩平を私は歩いてまいりましたので、そ

の点につきまして、質問させていただきます。

五月三十日の毎日新聞に、社会部の阿曽さんという記者が、車いすに乗って、社会教育センターの前から豊田の駅、ホームまでおりて、また西友だと思いますが、その百貨店に入って、実際に車いすで歩いていた報道がされておりました。また、つい先日も、聴覚や視力障害の方が、雨の降る中を社教センターの前から豊田の駅のホームまでおりて、本当に歩けるかどうかということで、歩いてまいりました。私もその方と一緒に歩きましたが、本当に毎日よくこれで、一般の方たちも歩けるかという、そういう思いにとらわれたわけです。特に日曜日午後でしたから、大変に人通りも多く、お年寄りやまた妊産婦の方、小さな赤ちゃんを乗せた乳母車、そしてその向こうからは、自転車に乗った子供や大人が来るという、特に高島屋前までの通りは、大変なものです。そして商店も御自分のお店の品物を道路のところに出している。私はこれは商店の方々の営業を圧迫するために質問しているわけではないですけれども、ぜひこの点についても、考慮をしていただきたいと思うわけです。視力障害者の方から出されたことでは、特に駅の問題では、私も一緒に視力障害者の方と歩きましたので、切符を買おうと思いましても、お金を、点字がついておりますから幾らというのは入れられるけれども、どこからどこまでが、豊田から東京駅までが幾らかというのが見えないわけです。そういう配慮が何もなされていないということ。それから階段が、おりたところには音が鳴りますので、ここが階段だなというのはわかるんですけれども、階段おりて、改札口を通ったら、豊田の駅から八王子に行くのは左側なのか右側なのかがわからない。東京駅に行くにはどちらですかと言うんで、駅 ホーム 出札したら右が東京行きですよ、というふうに教えましたけれども、そういうこともない。またトイレに入るにも、男の方のところ、女の方のところ、その点字もないということから、トイレに行きたいけれども、私はついて行くわけにまいりませんので、男の方に連れて行っていただきましたけれども、さわればここが男のトイレ、女のトイレというふうにわかるような、そういうのがない。また一番危険なのは、ホームに点字ブロックがないんです。そしてホームとホームとの間にすき間があるという、そういう駅もあることから、これでは視力障害者が国鉄にはとても乗れない、というふうに感じました。私は毎朝視力障害者の二十二、三歳の方が豊田の駅から電車に乗っていく姿を見ます。端の方をさわりながらおりていくわけですから、その手すりも途中までしかないんですね。毎日、光の家から通っていく視力障害者の女性の方もいらっしゃいますし、また光の家まで行く通勤の方もいらっしゃるわけです。こういう方たちが、本当に安心して町が歩けるかという、そういう点があります。特に自転車。タツミ屋洋服店のところから豊田の駅の前、私は二、三日前も午後

五時過ぎに歩きました。歩道の三分の二は自転車が占めているんです。自転車は二重、三重に置かれていて、歩道はわずか三分の一。そこをたくさんの方たちが、乳母車を押したお母さんも通りましたし、健康な人たちも通るわけです。とても健康な人でも通れないような、そういう町にいまなっております。もう自転車については、本当に市も苦労していることはわかっておりますし、国立がいま条例がつくられて開始されましたけれども、その苦労もわかりますけれども、その自転車、これを何とか解決の方法がないかという点が一点。

それから国鉄への要請としては、点字ブロックをぜひ早くつくることと、視力障害者がさわれば、これが豊田駅から東京行き、八王子というふうにわかるようなそういう方法、それから階段の手すりが途中で切れておりますので、それをぜひ要請していただきたいと思います。さらには、肢体不自由児の方から出された問題では、車いすが切符を切るところから入れないんです。改札口を通れるのは子供の車いすがやっとで、大人の車いすはとても通れないという、そういう中でぜひ改善していただき、障害者も町に出る、電車に乗るという、いまの要望の中で、この車いすが通れるような、そういう改札口をつくっていただくように、その点を国鉄に要請していただきたいと思います。

それから公園です。市立第一公園のあの広い公園の中に、車いすが入れないという点があります。これは、幼児が道路に出るための予防や、また自動車をそこに入れないために、あの入口にさくが何重にも、三重、四重になっていると思いますが、何とかこれを、車いすが通れるようなさくの検討をいただきたいわけです。これは、障害者の方からお話聞きますと、私が車いすで公園に行くことは、運動やるんでもなくて、いつも一人でいるから、公園に車いすに乗って行くと、子供たちが声をかけてくれる。「この車いすはなあに」「おばちゃんは何なの」という、そういう会話の中から、大人ともお友だちができて本当に楽しい。しかし、それをいま味わうことができないというわけです。四季の花々が本当に多摩平の公園の中ではたくさん咲いているわけですが、それを車いすであるために、中に入れない。そして友人をつくることが私は目的であるけれども、その友人もつくれない、そういう訴えも出されております。ぜひ第一公園の中、スポーツをやっていらっしゃる方が車いすに乗ってそれを見たり、そしてスポーツをやってる方が、車いすの方たちに対しての温かいいろんな気持ちが伝わってくると思うのです。そういう点では、公園の中に車いすが入れるような対策をお願いいたしたいと思います。社教センターの方からは階段があります。低い階段ですけれども、あの車いすでは、やはりおりられませんので、その辺の配慮をお願いいたします。

それから第一勧銀から西友に曲がる点字ブロックは、非常に

ブロック幅が広いので車いすの方が、そのみぞに車がはまってしまって動けない、そういうことも出されております。一たん町に出て自宅に戻ると、肩も手も胸も痛くて、私は幸いにして手が丈夫だから、その方は自分で運転ができる、そういう障害者でありますので、力があるので、何とか車いすで町に出るけれども、力の弱い人であったならば、もう車いすではとても通れない、そういうようなことも出されております。ぜひ私はその点も御検討いただきたいと思います。

それから市立総合病院、この正面入口、スロープが非常に急で車いすでは上れないんです。そして曲がっておりますし、そこには病人を運んだ車が正面入口に入るために、ここに車いすではとても上ろうと思ったけれども、途中で上り切れなくて後を押してもらった。やっと車いすからおりて、病院の中に入ったけれども、つかまる手すりがないので、わずか十センチぐらいのところをやっぱり障害者の方は上がれないんですね。そういう点で、そこに手すりが欲しいという要望も出されておりますし、私はその正面入口は車いすが無理であるならば、西側、救急車が出入りするあの入口はわりと段差の低い入口ですので、そこを車いすが入れるように工事をしていただきたいと思います。

いま、いろいろと要望申し上げましたが、まとめますと、国鉄への要望――点字ブロックをホームにつけること。それから方向、東京、八王子行、どちらかわかるような対策を立てること。手すりが途中までなので下まで手すりをつけること。それが国鉄です。それから商店への要望は、商売を妨害しない程度に――余りこれは妨害になったら、私、本当にいま小さな商店の方々は、購買力も落ちていますし、大手のスーパーの方にみんな買い物が取られているということから、営業の妨害になると大変ですので、その点を配慮しながら、余り道路をうんと占めるようなことのないような、そういう要請をしていただきたいと思います。それから市立総合病院の手すりをつけることと、西側入口に障害者用の、車いすが通れる、そういうスロープをつくっていただきたいということ。それからこれは社会教育センターなので市がタッチできない点もあるかと思いますが、社会教育センター、かなりたくさんの、最近は視力障害者もまたいろんな方たちがこれを利用いたしますが、階段が非常に多いわけです。いまの設備の中で、スロープをつけることは無理かとも思いますが、いろいろな公的なところでは、これからお年寄りの方たちも使う、そういうセンターでもございますので、その辺も配慮をお願いしたいと思います。

以上の点で、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問につきまして、所管する事項につきまして御説明申し上げます。まず第一点の豊田駅からタツミ屋への歩道に対する放置自転車でございますが、これにつきましては向こうばかりでなく、放置自転車についての対策を現在検討中でございます。住宅公団に緑地の一部を公開してくれないか、ということを申し入れてございます。まだ回答はございませんが、努力したいと思います。

それから第一公園に車いすが入れるようになっていないということでございますが、直ちにこれは入れるような施工を実施したいと思います。

それから国鉄への申し入れでございますが、点字ブロックの要請、電車の上り下りのわかるような標識、階段の手すりを下までつけるとか、あるいは車いすで改札口が通れるようにと、こうした問題につきましても国鉄に申し入れて、改善方を要請したいと思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　ただいま鈴木議員さんから病院の施設の問題につきましていろいろと御要望がございましたけれども、これにつきましては、現在増改築工事を実施中の段階でございますので、その中で改善すべき点は改善していきたいというふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　商品の歩道上の陳列の件につきましては、商工会等を通じまして自粛するように私どもの方で働きかけたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

社教センターについての御指摘でございます。確かにあの建物は階段が多い建物でございますが、何分にもつくったときの状況の中で身障者対策というものが余り考慮されておらなかったという点がございます。議員さんも御指摘のように、これからそれを直すというのは非常に困難な面もございますが、一応社教センターの方と連絡をとって何らかの方策がありやなしについて検討いたしていきたい、そのように思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　それではぜひともいま出された問題につきましてはそれぞれのところで煮詰めていただき、障害者が安心してこの日野で歩ける町、それをつくっていただきたいと思います。私たち本当にこの提案をするに当たり、実地調査をし、障害者、障害児とお会いしてお話をしてみますと、私も理解があったと思っておりましたけれども、まだまだ理解が足りないということをつくづく感じたわけです。机上プランではとてもいい町づくりはできないわけです。町田のように、ぜひとも行政も一緒になって歩いて、日野市内を全部歩い

て、障害者とともにつくる町を、これをつくり上げていただきたいと思います。ことしは国際障害者年で、本当に鳴り物入りで宣伝がされておりますけれども、それでも障害者に対する関心もまだまだのようです。私はぜひとも、もう一年目、その折り返し地点になっている今日、この日野市でも障害者年に対するいろいろと施策も行われ、また中間答申も出され、こういう中で、ぜひ障害者のための施策を一層前進させていただきたいと思います。政府の方では軍備を増強するけれども、福祉に一体どれぐらいのお金をつぎ込むかという、本当に大変なときです。軍事費を福祉費の方に回せというのは福祉団体の方々の、また福祉行政にかかわる人々、また一般の本当に一緒にそれを進めている方たちの願いでもあるわけです。私はぜひとも障害者年を迎える――もう迎えておりますが、すべての障害者に対する幼児教育から高校教育までの一貫した教育の保障、そして障害者が適切な仕事につくためのこういうことや、また企業がなかなか障害者を雇用しないという、その莫大なお金があるわけです。雇用しなければお金を納めればいいという、そういう観念のもとで、まだまだ障害者が就業できないという、こういう状況の中では、ただかけ声だけの障害者年だと思います。また障害者が自由に行動できる町づくりや、また生活できる所得、このことも必要であるかと思います。ぜひともこの日野市、革新自治体です。第三期の革新市政を実現させたそういう中で、一層障害者に対する施策を前進させて、向こう十カ年の日野市の障害者対策を行政と住民と一緒になって、早くそれをつくり上げ、そしてそれを町の中に皆さんとともにつくり上げていきたいというふうに思います。ぜひとも行政側の御協力をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって九の三、視力・聴覚障害者及び車いすで安心して歩ける町を（多摩平を中心に）に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後　一時二十一分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

十の一、丘陵地帯や造成地の防災対策についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　丘陵地帯や造成地の防災対

策について問うということで、質問をいたしたいと思います。程久保地域を中心にいたしまして、五十三年三月に一般質問を行い、またその前後にもしばしばこういう問題を取り上げてまいっております。そこで以前に提起いたしました問題などのその後の進行状況などについても、質問しながら進めさせていただきたいと思います。

防災対策という点については、水害、がけ崩れなどもございますが、今回の質問では、特に地震の際の第二次の災害に関係することを取り上げて質問したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。三年前の宮城県沖地震に続きまして、去年は東京でも予想されている直下型の地震がイタリアで起こりました。こういうことから、地震に対する市民の関心というのも非常に高まってきております。もともと私たちが住んでいる東京は地震の多いところで、江戸幕府ができて十二年後には、元和の大地震というのが起こったそうですが、その後十年おきに地震が起こっているけれども、ここを日本の首都に定めたということから、大変いろいろな点で不安な点が続いてきているわけです。現在の地震の問題については四つの地震が予想されて、それぞれ国、都などで一定の対策がとられてきております。一つは相模トラフ沿いの地震が起こるのではないかということが一つと、二つ目は東京都を中心にして直下型の地震がくるのではないかという予測がございます。三つ目は房総半島の沖合い、これを震源地として地震が起こるのではないかと言われております。四つ目は東海沖の地震が予定されているわけであります。私たちが住んでいる三多摩に直接被害が想定できているのは、東京の直下型の地震と、またもう一つは東海沖の地震ということが言われております。

直下型の地震の場合には、これはいままでも不規則にやってくるので、なかなか予測がされにくいと言われているわけですが、東海沖の地震については、いままで新聞紙面でもいろいろと発表されてまいりましたとおり、相当強い確率でこの地震が予想されているわけであります。東海沖におきましては、いままでの百二十六年間地震がないので、地震のエネルギーがたまったままになっていると言われております。東海沖では百年から百四十年おきに地震が繰り返されるということで、最もこの起こる確率が高い東海沖地震に対して、国もいろいろ法制化をしてきているわけであります。最近できました法律は、この東海沖の地震に備えてのさまざまな予防、あるいは災害時の救援対策、こういうものを決めた法律になっております。私はこのような地震が三多摩、私たちの日野市、こういうところで起こらないことを祈りますけれども、地震については必ずくるということが科学的に言われているわけですので、それに備えて、少しでも政治の力、行政の力で被害が少ないようにしていかなければならないと思うわけであります。

私が住んでいる団地におきましては、ここも大変危険な地域に指定されておりますが、二次災害の消防体制については、住民の運動によりまして、大型のはしご車が進入できるように抜本的に団地の中をつくり変えまして、道路をつくり、はしご車が停車できる場所をつくって、そこに再び芝生を植えて、いつでもそういう事態に備えるということにしてきております。また住民の皆さんが消防署とともに訓練を繰り返しまして、高層住宅の場合ははしご車を借りて訓練をし、また地震に備えては起震車によりましていろいろ体験して、いざというとき少しもあわてないようにする、こういう努力などをしている次第でございます。東京都が、先ほど発表いたしました東海沖地震が起こった際の震度の分布予想図というのがございます。これによりますと、三多摩の中でも特に日野市、多摩市付近が震度五という強さ、これは強震と言われておりますけれども、この震度五で被害が起こるという予想図となっております。日野市の中でも七生地域の丘陸地帯、ここが非常に危険な地域というふうに想定されて指定されているわけでございます。しかもこの七生の丘陵地帯は、東海沖地震が起こった場合には、震源地の方から地震が迫ってきまして、いま家が建ち並んでいるところが最も強く揺れるという構造になっているということが指摘されているわけでございます。そういうことについていろいろ新聞などもいままで報道をしてきておりますので、一般の市民の人も大変地震に対しては不安を抱いている、こういうことが大きな問題になってきております。

そこで私は、以前にも質問したこととも関連いたしまして、三点から四点ほどの質問をさせていただきたいと思います。第一点は日野市全域にかかわる問題でございますけれども、最近の宅地造成、開発行為に対しては、日野市としてはこういう地震の災害に関連しての開発行為者に対する指導というものはどういう点を行っているか、質問したいと思います。現在日野市内を回ってみますと、宅造されている地域で消防車が進入できないところにも家がどんどん分譲開発されております。また地震がきたとき最も危いと言われている丘陵地帯を開発して、土地の造成を行った地帯、こういうものが所々に見受けられます。こういう地域に対しては市ができる範囲においてどういう行政指導をされているか、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

第二番目の問題は、避難場所の問題について聞かせてもらいたいと思います。いま日野市の防災会議などで発表している避難地というものが約二十カ所設定をされております。これについて、すでに二十カ所ばかり設定しているから、大体これで避難は完全であろうという立場で進んでいるのか、あるいはまた実際に地震が起きた際に、そういう地点までどのくらいの時間をかけて避難できるかというような具体的な立場から、さらに改善方を研究しているかどうかという点をお聞かせ願いたいと

思うわけです。また避難場所によりましては、たとえば百草台小というのが百草団地近辺の避難場所になっております。ところが私ども日常経験している中で聞いているわけですけれども、百草台小の児童などに対しては、災害のときは自宅に帰るようにという、そういう指導や訓練をしておりまして、私どもも暴風雨のとき参加したこともございますが、そういう方向です。しかしまた一方、市の方では、災害が起きたときは小学校に住民が行くようにというような問題などはありますけれども、こういうことが方々にあると思います。こういう点などについては、どういうやり方で、安全な避難対策というものを調整していく考えであるかどうか、この点について聞かせてもらいたいと思います。

第三点目は、程久保地域を中心にして、若干の場所を指定いたしまして質問をいたします。消防車の進入ができないという場所が数カ所ございます。これは消防車によりましても、手押し車の場合、あるいははしご車の場合、あるいは化学車の場合、いろいろなものがございますが、消防署の消防車がなかなか進入できないという場所として下程久保の金久団地という地域があります。また消防車が上っていけますけれども、停車して消火活動することがきわめて危険であり、またなかなかやりにくいという場所として梅ヶ丘の団地がございます。また消防車が何とか通ることができるけれども、活動は恐らくできないだろうという地域といたしまして、警察署の通信基地を中心にいたしました西武住宅の上の、最近住宅が若干ふえてきました付近がございます。こういう三つの場所について市として対策をとってもらいたいわけですけれども、この辺についてはどういう手を最近打っておられるか、また計画があるか、聞かせてもらいたいと思います。特に下程久保の場合の、消防車の進入路として三本ほどあるわけですけれども、京王線多摩動物園線のガードのところは、消防署の消防車は通れない。消防団のものならば通れるものがあるということでございまして、これについては五十三年の三月の一般質問におきまして市側に検討をお願いし、約束もいただいているわけですけれども、その後あのガード下の拡幅などについて進行しているかどうか、お聞かせをいただきたいと思うわけです。三点目の中のもう一つは、明星前住宅の問題でございます。ここは避難の道路が一本しかないということがございますし、現在ある道路も明星大学の学生の駐車場などに路上がなっております関係で、消防活動が非常に危険であるということから、明星大学に至る通学路ということも含めまして、避難の道路ということについてたびたび取り上げてきたわけですけれども、この方の計画はいかが進行しているかという点でございます。また地震の際には、この多摩丘陵地帯はまず水道管などが壊れるという予測がされているわけですけれども、そういう点で貯水槽をつくってくれという住民の

要望が長年出ております。この貯水槽について明星前住宅やあるいは三井住宅、電建住宅、こういったところには一定の計画があるものかどうか、この辺についてお聞かせ願いたいと思います。

第四点目は消防力の問題や予知の体制といいますか、地震の全国的な予知体制の中で、こういうものが十分に日野の市民にも連絡が速やかになされるように体制がなっているかどうか、そういう点について伺います。現在日野市にははしご車は一台だけでございます。これは約三十五メートルまで伸びるはしご車でございまして、十一階以上になるともう届かないわけですけれども、このはしご車が一台と、それから日野消防署、高幡の出張所、多摩平の出張所合わせまして消防車が六台、化学車が一台、救急車が二台、こういうことで消防力というものを維持されておるわけです。そしてそのほかに消防団のポンプ車、手押しの積載車など含めまして、これが二十三台あると言われております。一たん大きな火災あるいは災害が起こった場合には、とてもこういう消防力では日野の市民の生命と財産を守ることはできない、こういう実情にございます。現在東京都が予測している三多摩の火災の際、あるいは地震のときの二次災害の際、大きな火災のときはどの程度消失してしまうかという点で、日野市なども二〇%前後消失してしまうというような見方がされております。日野市の場合は家屋数が二万一千百五十四で、以前の統計ですけれども、そのうち木造が一万七千九百三戸あるということになっているわけで、この消防力では大変まだまだ不十分であると思います。そういう点で、日野市として東京都に対し、あるいは政府に対して、消防力の強化という点でどういう努力をされているか、お聞かせを願いたいと思います。以上、大きく分けまして四点について御答弁をひとつお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。第一点の宅造などの開発に当たって、防災面からどのようにそれらの業者に対して指導しているのかといった御質問でございますが、昭和三十六年以前におきましては、宅地造成が行われるに当たりまして、その監督の主体だとか、工事の技術的な基準等については、何らの法的な措置というものが講ぜられていなかったことから、がけ崩れやあるいは土砂の流出、特に、震災時における災害が心配され、そういったものは現在においても発生をしてきておったわけでございます。そこで国は昭和三十七年、宅地造成等規制法を制定いたしまして、規制区域を指定いたしました。これは日野市に関係いたしますのは、川崎街道以南の地域全体がこの規制区域に当たるわけでございますが、都知事の許可をとらなければ宅地造成等ができなくなってきて

おります。規制の対象といたしましては、切り土の場合、これは高さが二メーター、盛り土の場合には一メーター、造成面積といたしましては五百平米以上の工事はすべて規制法の対象になっております。宅地造成が完了したところでも、相当の年月がたった後においても、安全性に問題があれば知事から改善勧告、あるいは改善命令を事業者に発するということができるわけでございます。市といたしましても、これらの宅地造成が行われるに当たりましては、当然その内容についてもチェックをいたしております。そして知事に意見を申し出ております。これは一件ごとに全部をチェックしております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　避難場所の見直しにつきましては、三月に日野市の防災会議が招集されたわけでございます。その席上、市長からも、その避難場所については、現在の避難場所については一応震災用ではない、そういうふうな御指摘もありまして、こういう形でいま再検討するように指示を受けております。現在事務段階でその案を作成中でございます。

それから三点目の消防車の進入できない道路云々につきましては、私どもの方としてもこれにつきましては、私ども担当部局としてはいかんともしがたいわけでございますが、とりわけ金久団地あるいは梅ヶ丘団地、百草団地の北側でございますが、これらにつきましては、住民の方々も非常にこれについては認識が高いものですから、いわゆる災害の予防、あるいはその他の訓練等につきましても消防署と密接な関連をもちまして、一応そういうことで災害が起きないような形でやっていこう、そういう隣保意識を高めているところでございます。それから明星前の道路の件につきましても、一応避難場所との関連で見直していきたい、かように考えております。

それから地震の予知体制につきましては、先般地震時における住民の緊急行動について、ということで消防委員会の方の答申もございました。それらと、それから国政、都政レベルの関係もございます。着々いま整備されているわけでございますが、日野市の対応といたしましては、防災無線車を現在年次計画で購入してございます。現在ではキー局が二台ございまして、それから車が二台、それから携帯が二台、こういう形で市内をパトロールしている、こういう実態でございます。

それから、その他の中で、一応水の問題もございます。これらにつきましても、水のろ過器を購入いたしまして、これも年次計画で整備していきたい。それから耐震貯水槽の設置につきましても、消防署の方で、一応、いわゆる消火設備の少ないところを重点に考えて、市でも計画を打ち出しておりまして、これらにつきましても年次計画を立てていま設置をしていきたい、

こういうことでございます。それからそのほかに、消火器の増設等につきましても三十カ所ぐらいを目途に、年次計画を立てて現在も実施してございますが、これからについても実施していきたい、かように考えてございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　第一点目の開発行為に対する指導、この点については都市整備関係の方で厳重なチェックをしているというお話でございますので、今後住む人のためにも、そういう点で、安全対策という点からのチェックもしていただきたいと思うわけです。この点について再質問したいんですけれども、下程久保の近辺の最近開発が盛んでございます。開発行為がストップした状態になっているのもありますけれども、多くはこの排水問題がその開発行為のチェックにひっかかっているところではないかというふうに思うわけです。それで私は防災対策という点から、特に地震のがけ崩れとか、消防車の進入あるいは停車、こういうことができないという点から問題になっている現在開発途上の地域、土地というようなものがもしあれば、それを教えてもらいたいと思います。そして具体例があればひとつそれを出してもらいたいと思うわけです。下程久保の場合には消防車が進入するところが三カ所あるということを申し上げたわけですが、一つは消防団が持っているちっちゃいものが下の方から上ってくる。それから消防署の方は老人ホームの方から一台入ってきますけれども、上がってきて、これは高幡台の方に抜けていくのはできますけれども、右に曲がって、下程久保の百二十世帯ほどある住宅の中にはちょっと入り込みづらいという状態です。また高幡台団地の方から、遠くから消火作業をするということも言われておりますけれども、これも非常に実際には困難であるという実態にあります。特に火災が、二次出動というようなことになりまして、高幡の出張所の消防車だけではなくて、多摩市その他からも来るということになりますと、結局実際働けるのは一台で、混乱が起こってる間にもうどうすることもできない、また消火栓も一カ所しかないということから、水圧も低いなど、いろんな問題がございまして、いざ火災になったときの住民の損失というものは非常に大きいものになると思うわけです。そういう点で、私は、いま国や都でつくっている開発行為の法律や条例、あるいは日野市の指導要綱、こういうものの範囲を越えて、やはり積極的な行政指導というのをしておかないと、後で大変な問題になるかと思うわけです。その辺についてもう少し積極的に家を建てる方にも教えておかないと、後で大変な問題になっていきますので、そういう点で何か努力される必要があるのではないかと思うわけですけれど、その点についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

第二点目の問題では、いま計画的にいろいろやっているとい

うお話でございました。また防災会議の席上、市長が、これは地震のための避難場所ではないという指摘をされたという答弁でございます。私もこの避難地というのを回ってみまして、実際地震のときはそんなに役に立たないし、これはみんなここまで逃げるのが大変であるというようなことを考えるわけで、相当抜本的な改善をしなければいけないと思います。そのためには広い場所の確保とともに、狭い場所も方々につくらなければいけない、また河川敷のあたりだけではいろいろとこれも現状では安全と見れない、こういう点などもありますので、河川敷などについては、特にいろいろ手入れもしなければいけないと思うわけです。避難地のほかに、水害その他のときの避難所というものがございますけれども、これは比較的多いわけでありますので、幾らかいままでも役に立ってきているわけですけれども、この避難地という点については急がなければいけないと思います。そういう点で見通しとかございましたら御答弁をいただきたいし、特に大きな場所を確保することになりますと、早目、早目と手を打たないと土地がなくなってしまいますので、その辺についての現実的な展望というものがあるのか、具体化できそうな場所もあるのであれば、抽象的な形ででも結構ですけれども、検討するだけではなく、具体的な答弁があればいただきたいと思います。

それから三点目の再質問をいたします。三点目の中で、貯水槽の問題ですけれども、これはどういう規模の大きさのものを何年計画で計画をされているか、その辺を具体的に教えていただきたいと思うわけです。また梅ヶ丘それから百草台小の上、西武住宅の上のあの地域ですが、こういうところは坂道が多いため、消防車が停車いたしましても車のオイルの循環とかいろいろなのが、坂道のまま活動いたしますと、消火活動ができなくなってしまうということになりますので、消防車が水平な形で停車できる場所というものも早目、早目と確保しておかなければいけないと思うわけですけれど、その辺について検討されているかどうか、この点お聞かせ願いたいと思います。道路問題についての御答弁は、その担当の部長の方からひとつお聞かせ願いたいと思うわけです。

それから最初にちょっと落としましたけれども、日野市の防災会議の文書などを見てみますと、日野市内の大工場その他で、特に工場名は挙げませんけれども、危険物を持っている工場、これは中小にもございます。こういう工場地域に対して、どういう災害時の、最小限にそれを市民に災害が及ぼさないような指導をしているかという点について、あわせてお聞かせいただきたいと思うわけです。また非常に危険なところについては、工場とか自治体等、国などと協力して、防災をする遮断帯といいますか、そういうものも住宅地と密接している場合には強めていく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺ま

で日野市の計画として考えていらっしゃるかどうか、この点もあわせてお聞かせを願いたいと思うわけです。

第四点目の消防力の点については、日野市としてどのくらいのはしご車、化学車などが必要というふうに市の防災関係では考えているのか、あと何台くらい不足なのか、その辺もおわかりであれば指摘していただきたい、答弁していただきたいと思うわけです。以上再質問について御答弁をお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。第一点目の開発に当たっての安全対策、こういった点をどのようにチェックしているのか、特に下程久保地区という地区についてはどうかという御質問でございますが、宅地造成等規制法は、これはまさにその構造の安全基準といった観点からチェックを行っているものでございます。これは擁壁の高さ、それから盛り土等の行われる土地、そういったところの土砂または擁壁等が崩れる心配がないかどうかといったことを厳重にチェックをしているわけでございます。この宅地造成法以外でも、都市計画法におきましては、千平米以上の宅地開発等のチェックは別の面から行っておりますし、また五百平米以上の土地の開発につきましては、市の指導要綱に基づきまして厳重なチェックが行われているわけでございます。先ほども申し上げましたように、この安全面におきまして非常な危険な個所が出てきた場合には、何年後におきましても、それを造成いたしました業者に対しまして改善を行わせる。またそういった面の勧告を行い、直ちに対応させるという手続が行われるわけでございます。

それと、開発に当たって、いろいろ車の進入ができないような狭い道路、そういったものが具体的にあるかどうかという点でございますが、現在われわれの方でチェックをいたしております宅地開発におきましては、車の出入りのできないような道路を設置するということは許可外の問題でございますので、必ずそういった道路、車が十分進入できるような道路があることが前提となっておりますので、現在のところでは、今後もそうでございますけれども、そういう宅地造成、または開発行為といったものは許可しない方針でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　避難場所の見直しにつきましては、現在事務段階で進めておりますので、なるべく早い時期にこれを実現化していきたい、かように考えております。

それから貯水槽の大きさその他でございますが、貯水槽につきましては一基当たり四十立米でございます。これが基準になってございます。年次計画でございますが、大体今年度は別ですけれども、来年以降につきましては、毎年五基程度つくっていきたい、かように考えてございます。

それから防災計画の中の危険物の関係につきましては、これはそれぞれの工場あるいはその他につきまして、責任者がおるわけでございます。それらに基づきまして、その設置基準を十分認識されて適正に管理されているか、かように考えております。

それから消防力の基準の考え方につきましては、ちょっと私どもの手元に資料がございませんので、宿題とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　あと一、二質問したいわけです。先ほど回答がなかったんですけれども、たとえば百草台小の場合を挙げましたけれども、児童は自宅に帰す指導、住民は小学校に行くというのがある場合、大変混乱しますけれど、その辺の防災の調整といいますか、そういうものを住民参加でやっぱり正確にしておかないと混乱が起こるわけですので、その辺についてはぜひ今後対策をとってもらいたいと思うんですけれども、これについて一言御答弁をいただきたいと思います。

それからもう一点は、四十立米の貯水槽ということでございます。四十立米といいますと、いま消防署は消防車というものが火災のときは二台まいりまして、ホースを都合四本ぐらい、多いときは八本ぐらいを使いましてやるわけで、四十立米ですと約これが十数分しか持たないわけですよね。そういう点で私は、大きな火災に備えるには、やっぱり百トン規模の貯水槽というものをふやしていくということをしないといけないというふうに思うわけです。したがいまして、四十トンの基準ということになれば個所をふやすということになりますし、いま東京都が都心部で計画しているのは百トン規模だそうですので、その辺を相当今後考えて、貯水槽も地震ということなども考えて、大量の火災発生ということも考えていろいろ御研究いただきたいと思うわけです。この点についてもお考えあればお聞かせいただきたいと思います。

それから下程久保の関連ですけれども、私が言っているのは、建築基準などに照らしては当然道路がないとつくれませんから、消防車進入できますけれども、坂道というのが多いわけですね。そうすると車は入ってこられるけれど、消防車が消火活動ができないというような傾斜といいますか、そういうところがあるわけですよね。ですから開発に際しては、消防車、まあ、ああいうところは高い建物はできないことになっておりますが、消防活動などができるような点も配慮した指導というものをやっぱり、指導基準などにはなくてもすべきであるということを言っているわけで、その点ちょっと研究いただきたいというわけであります。

そしてもう一点は、下程久保の場合は、先ほどから申し上げ

ておりますように、多摩動物園線の下のガードを拡幅しないと、上から入ってくる、あるいは老人ホームから入ってきても中まで消防車が入っていけないわけですね、くねくねしまして、坂道が多いため。こういう点がございますので、あのガードの拡幅ということを前に一般質問で約束していただいているわけですけれども、その後その取り組みが進んでいるのかどうか。進んでいなければ進めてもらいたいわけですけれど、その進行状況をお聞かせいただきたいと思います。以上お答えをお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　避難場所の件につきましては、一応大震災を前提にいたしますと、一応これは学校ということが基本的に考えられるわけでございます。これらにつきましては教育委員会等とも十分話し合いを進めまして、避難場所については考えていきたい、かように考えております。

それから防火貯水槽の四十トンの件でございますが、基準が四十トンでございます。それからこのほかに消火栓あるいは学校のプール等も代替として考えておりますので、四十トンで当座は進めてまいりたい、かように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。下程久保地域の坂道などで消火車が入れるような指導をされたいということでございますので、今後こういった点につきましても、われわれ検討の中で十分配慮をいたしまして指導をしていくということをお約束いたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　金久団地入口の京王線ガードの拡幅でございますけれども、その後拡幅についての協議が進んでおりません。と言うのは、あの団地の道路につきましては、まだ市が、私の方の管理下ではございませんので、防災上ということでの拡幅についての話は進めておりません。今後防災上ということで関係署と協議の上、検討してみたいと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは若干の要望を述べまして、この件に関する質問を終わりたいと思います。

第一点は、いまの下程久保の京王線ガード下の拡幅問題です。この部分だけは道路が公道として一本だけは認定されているはずだと私は思っております。そういう点でまだあの中のごちゃごちゃした問題があるということは存じておりますけれども、一本だけは公道として認定されているというふうに私伺っておりますので、一刻も早く、拡幅あるいは高さを何とか調整するとか、そういう点でその事業を進めていただきたいと思います。また、いま住民から、去年からことしにかけまして請願なども

出ておりますので、水道の力を強くして、消火栓などもふやす、こういう点にも意を注いでいただきたいと思うわけです。私がいままで例を挙げました地域の消火ができるような道路の改善、あるいは広場の確保ということについてはまだ具体化した問題が少ないようですけれども、一刻も早く体制をとって事業を進めていただきたいと思います。

現在東京都の方針を見てみますと、マイタウン計画というのが発表されております。しかし、この中の六番目にこういう防災都市の問題が出ておりますけれども見てみますと、革新都政のときに比べまして、大幅な予算のダウンで、消防車なども革新都政のころは毎年購入していたものが、今後はほとんどもう買わないに等しいというような状態にございますので、こういう点をよく市としても御承知だと思いますので、ぜひ東京都に対して、防災関係の予算をもっともっとふやすようにひとつ働きかけをしていただきたいと思うわけです。われわれ市民としてもそういう点はがんばっていきたいと考えております。

三点目の要望といたしましては、第一点はいま地震の予知ということが国と都道府県によって進められておりますので、先ほど答弁もございましたけれども、この予知が三多摩にも大きく効果を上げるような努力を、ぜひ上部と連絡をとって進めていただきたいと思うわけです。特にこの直下型地震というのは予知が困難である、また観測体制も三多摩についてはほとんどまだ強化されていない、ほとんどないという状態でございますので、そういう点についてはぜひ都や国に意見を挙げていただいて、予知の点でも日野市住民が安心するような態勢をとっていただきたいと思います。

また今後宅地の開発あるいは工場の建設などに当たっては、先ほども答弁がございましたけれども より一層耐震、防火、危険物の問題、防災遮断対策 こういうものを強めた観点を入れたひとつ指導をしていただくようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君） これをもって十の一、丘陵地帯や造成地の防災対策について問うに関する質問を終わります。

十の二、中小業者の振興策と融資制度について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十四番（竹ノ上武俊君） 第二問目に中小業者の振興策と融資制度について質問をいたします。御承知のように、いま中小業者、特に零細業者の場合には、仕事がなくなるという事態が大変顕著になってきております。日野市の業者の皆さんもその中にいろいろと苦しみ、また模索をされている状況にございます。こういう現状に対して、政府の方の対策が非常にまた、なかなか乏しいというのが現状になっております。国の本年度の予算を見ましても、中小業者の方の予算というのは、全体の予算の、いままでは大体〇・六%ぐらいあったものが、

非常に減ってまいりまして、金額的には去年の二・六％ふえておりますけれども、全体の予算の中ではわずか〇・五三％という実態にあります。特に小売業になりますと、その中のまた〇・三三％が中小小売商店に対する政府の施策ということになってまいりますので、なかなか政府の政策に中小零細業者は期待ができないというのが現実の実態であるし、またそういう方々の声ではないかというふうに思うわけです。最近私がお会いしましたいろんな業者の方の話を聞いてみますと、たとえば、これは日野市ではございませんけれど、ダイエーという大きなスーパーが出てきたために、八百屋さんの売り上げが減りまして、御主人はとうとう夕刊、朝刊の新聞配達をしながら八百屋を維持する、それもひどくなってきて、奥さんの方も店を閉めて、皮肉な話ですけれど、スーパーのレジにパートで働きに行かなきゃいけないような実態になってしまうというようなところまでなってきている三多摩のある市もございます。日野市もいろいろ住民の方、零細業者の方が運動されまして、スーパーの進出については一定の規制をしてきておりますけれども、だんだんと日野にもひどい状態が押し寄せてくるという状況にあります。また建築業者の方々を見てみますと、最近の、これも政策が不十分なために、住宅の建設戸数というものが年々減少してきております。たとえば去年の四月は住宅建設戸数が百三十九万戸という統計が出ておりますけれども、去年の十二月は九十九万戸ということで、毎月二万戸ぐらい建築戸数が減ってくるという状態にあります。毎月二万戸ですから、まあ建築の関係の労働者数にしますと毎月二十万人ぐらいが仕事が一切なくなってしまうというような厳しい状態にあるわけです。そういうことで、われわれ日野市としても、こういう中小業者、零細業者の皆さんに対する仕事面の振興策ということと、経営が苦しくなった場合の融資制度の改善ということを絶えず力を入れていかなければ、市民の営業と生活を守り切れない、こういう事態になってきていると思います。そういう実態の中で、四点ほど私は日野市に望みたいというふうに思うわけです。

そこで質問の第一点といたしましては、いま日野市においては、年々倒産する業者の数、こういうものはどういう実態にあるかつかんでいるかどうか、この点を質問いたします。全国的には大変ないま倒産がふえまして、去年は一万七千八百件というような倒産件数で、史上一番目、二番目というような事態になってきておりますので、これが日野市にどういうふうにあらわれているか、市として調査しているかどうかお聞かせ願いたいと思います。

第二点目は、最近住民の運動や、市や市議会などの努力で、日野市も旭が丘などが防音工事が防衛施設庁関係でできるようになってまいっております。この防音工事に対して、私どもも地元の零細な業者の方もこの仕事に参加することができるよう

に運動を続けておりますけれども、さらに一層この点で改善されたかどうか、お聞かせ願いたいと思います。あわせて、スーパーがさらにこの市役所近辺にも出てくるという情報、それに反対する運動などもございますし、日野市全域ではそういう動きが方々にあると思います。そういうわけで、日野市として最近はスーパーの進出に対してはどういう点でチェックして、地元業者の繁栄という点、このつり合いを考えているか、お聞かせをいただきたいと思います。さらに、数カ月といいますか、最近市民の間で商店街に買い物公園とかモール街とか、こういう市としていろんなアイデアあるいは資金的な援助を与えて、地元商店街の発展という対策をとろうという声などが出ていたわけですけれども、こういう点について手を打ち始めているかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

三点目は日野市の官公需と申しますか、日野市役所の仕事について、零細な業者の方に対して、地元業者――地元業者でも大中小とありますけれど、特に零細な業者の方に対して市役所の仕事、こういうものをやっていただくという点での改善をしていただきたいと思っておりますが、どういう努力をされているかという点でございます。

第四点は融資制度でございます。融資制度についても、しばしば取り上げてまいりましたけれども、特にこの融資制度の中で、緊急融資制度、これが借りにくいという業者の方の声が多いわけでございます。この緊急融資制度が最近市民の利用率が高まっているか低まっているか、こういう点についてお聞かせを願いたいと思います。そして最後に市のこういう中小業者振興策に対しての窓口について、まだまだ不十分だと思うわけですけれども、こういう窓口を強化していこうという考えがおありかどうか、この点を最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一点目の倒産件数の件でございますけれども、私どもの方でいま握っておりますのは一社ございます。その関連の商店がたしか四店舗あろうと思います。その程度しかつかんでございません。

それから防衛施設庁の方の防音工事のことにつきましては、防衛施設庁の方で一応一定の基準が決められているわけでございます。といいますのは、設計とか施工その他について、ある程度のやはり施工側の立場に立ったいろいろ制約がございます。それらについて元請の場合には非常にむずかしいかと思いますけれども、その次の段階でというような形の判断ができると思いますので、その辺につきましては、今後その協会に入っております業者を指導していきたいと、かように考えております。

それからスーパーの動きでございますが、これは五十四年十一月ですか、東京都の方の要綱が変わりまして、東京都の小売

商業調査に関する要綱というものができてございます。これらは一応地元に出店する場合には六ヵ月前にいろいろ話し合いをしなさい、その写しについては市役所の方に連絡をする、そういうことで、一応地元商店会との話し合いの中でスムーズに出店を許可するような形で、という指導が書いてあるわけでございます。それらにのっとりまして今後も指導してまいりたい、かように考えます。

それから融資制度の件でございますけれども、これにつきましては、現在の融資制度の、緊急融資につきましては、非常に五十三年以降激ってございます。五十三年が六件でございますが、本年度はすでに二件あるわけでございます。これらにつきましては、前回の条例では、一応運転資金ですか、これについて百六十万、設備については三百万というような形で、非常に額が近かったという形の中で、いろいろ緊急的なものが出てきた、今度条例を改正いたしまして、一応運転資金につきましては三百万、設備につきましては六百万と、こういうふうに大幅に額を増額したわけでございます。それとの関連の中で、窓口で一応こういう内容を聞きますと、やはり緊急以外に対応する大幅な、大きな額の融資制度がある、こういう形である程度指導しているわけでございます。そういった面で緊急の資金が多少減っておる、こういうことで、その見返りといたしまして運転資金、あるいは設備資金がふえている、かようにお答えいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　窓口を強化するという問題もそちらで何かありますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　市の窓口は現在一人が担当しているわけでございますけれども、その事務の内容等につきましても、産業経済課を中心にしまして、今後どういう形でいくか、その辺も検討しまして、それらを理事者の方に一応実態を訴えて、振興策というような形で打ち出していくようにお願いしてみたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　官公需といいますか、市役所の中での仕事というものにつきましては、御存じのとおり、ある程度市役所の中での建築とか土木、あるいは物品の購入、いろんな面にわたるわけでございますけれども、参加願いというふうな業者の制度をとっているものでございますので、そういう中での協力関係というものの余地が十分あるなら、その中での協力関係を打ち立てていきたいというふうに考えているわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　一点目の日野市内の倒産

件数についての実態調査という点については、もっと大変な事態にあると思いますので、ぜひ市役所の体制も強化していただいて、絶えずそういう実態をつかむようにお願いをしたいと思います。

第二点目の方に移って再質問をさせていただきたいと思います。第二点目の中の防音工事ですけれども、住民団体、業者団体の方々とともに運動などがありまして、市役所の方で努力されて、防音工事について、施行者の方からといいますか、改築、増築する方から業者を指定した場合、防衛庁の方で幅を持たして、地元の業者にその工事をやらせるというような努力をしよう、という意向が見られたという動きがあったわけです。この点をさらに私は強めていただいて、やはり日野市内の零細な業者の方でもできる工事でありますので、この点のいろいろ援助を今後とも日野市でしていただきたいと思います。それからもう一点は、日野市では業者の方にそういう準備ができておりませんけれども、民家の防音工事協力会などというものを小さい業者の方がつくって、それをしっかりしたものにして、仕事を分担して防衛施設庁に認めさせて、この民防工事といいますか、これをたくさん受注しているという動きが全国的にはあるということを聞いております。そういう点も市の力で援助できるなら、やはり業者の人にいろいろ知恵を授け、あるいは話し合いを進めて、そういう点の助力もだんだんと市としても力を入れていくべきではないかというふうに思うわけです。この点について、特に前段の、いろいろ届け出実務とか設計、さまざまな点で厳しい問題がございますけれども、この民防工事の場合にはちゃんと人件費その他がよく見られておりますので、こういう仕事を受注すれば、大変日野市の中で毎日仕事がないと言われているそういう業者の方も助かると思いますので、この点で一段の私の努力をすべきではないかと思いますので、さらにお願いを申し上げたいと思うわけです。

それから第三点目の市役所の仕事の問題です。これについてもしばしば市内の業者の方が市の窓口といろいろ話し合い交渉を進めておられます。ほかの市を調べてみますと、すでに八王子や町田を含め、日野市を除く全市的に三多摩では三十万円以下ぐらいの、出先その他での判断でできる仕事でございますとか、あるいは指名参加願いの登録の問題などがいろいろございますけれども、その辺を零細業者の営業を守るという立場から、いろいろ基準をやわらげて、地元の業者にそういう仕事を回すということが、本年度あたりからも、ほとんど二十六市全市的に実現してきているというふうに聞いております。そして八王子や町田などでは、この三十万以下の仕事に対しては二カ月にわたってるとか、二カ所にわたってのものを一人の業者に回すといいますか、そういうような努力などもして、大変ないま業者の方は事態にありますので、仕事をしないで消化するという

ことが実現してきているわけです。そういう点も早速調査していただいて実現してもらいたいと思いますので、この点についてひとつ御答弁いただきたいと思います。またそれに当たっては、日野市内に業者の組合、その他いろいろと種類ございますので、そういう団体とも話し合いを重ねていただいて、地元の零細業者の意見を十分積極的にくみ取る方向で解決をしていただきたいと思います。この点について御答弁いただきたいと思います。

また四点目に申し上げました緊急融資制度でございます。確かに設備資金は六百万まで枠を広げまして返済期間七年間、それから運転資金は三百万まで広げて返済期間五年間ということで改善がされてきております。この点は大いに認めますし、また今議会で審議される生活つなぎ資金を八万円まで引き上げるという点なども零細業者にとっては大変切実な要求でございますので、この点も私は高く評価している者でございます。しかし、このせっかく日野市でつくり上げました緊急融資制度が年間二件しか利用者がないということは、どう考えてもやっぱり問題があると思わざるを得ないわけです。前にはこの緊急融資制度については保証人の税金の支払い能力が低くても保証人になるとかいうことがございました。しかし、返済し切れない事例などが出たというようなことで、保証人の納税の資格を高く引き上げていったというような問題なんかもございます。いま零細業者の方で、業者と名のつく方で、一般的に考えても五十万のお金がどこに行っても借りられない、市にでも相談しなければ借りられないという業者の実態というものを考えますと、きわめて大変な事態にあるということを思わざるを得ないわけです。そういう点で、こういう業者の場合には非常に展望がなくて、営業と生活、非常に暗い方向に考え込むということで、生活もいろいろ厳しい状態になっている方もいらっしゃると思います。そういう場合であるからこそ、やはり日野市がせっかくそういう零細業者に対して緊急の融資を五十万即刻貸してやる、という制度をつくったわけでございます。先ほど申し上げましたように、国の方のこういう零細業者に対する施策というのが、若干地元商工会に対する制度などが今回改善されておりますけれども、それでもきわめて劣悪な政府の制度です。こういう中でございますので、日野市で保証人の問題、あるいはそういう業者との話し合いの問題、接触の仕方、あるいはこの利用についての宣伝、市役所の職員の皆さん、大変親切に応対されているということではございますけれども、より一層零細業者の、いま申し上げました、ここでは申し上げられないぐらい大変な実態にございますので、そういう点をくみ取った融資制度の改善というものをして、少なくとも、たとえば先ほど産業経済の方でつかんでいる倒産が四店舗あったということですけれども、こういう実態にならないように、年間十件とか二十件

はそういう方々が利用できるようなところまで、この制度の改善を研究していただきたいと思うわけです。この点についてもお考えがあればひとつお聞かせいただきたいと思います。担当部長からの答弁とともに、三十万以下の仕事といいますか、こういう問題についてと、それから融資制度については、市長の方でも御見解があれば、最後にお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　市内の業者の育成ということにつきましては、前々から市の心がけておるところの問題でございますけれども、最近の問題としましては、やはりジョイントの問題だとか、あるいは資材の高騰というふうな状態の中から、前渡し金とか、こういうふうな問題等が投げかけられまして、それらに対応してきているところでございます。いまいろいろ御説明のあった経済状態ということについては、全く同じような認識を持っておるものでございます。これに対する市の官公需の発注というものについては、御承知のような一つの制度的なものはございますので、その中に乗っていただいた中での要するに協力ということに相なろうかと思います。これにつきましては各市のやはり状態等も調査していきたいし、それからおっしゃるとおり、市内の業者のこれらの方々の窓口とも話し合いを進めながら、実態の要するに日野市の中の、市の方の対応をどうしていくかということ等も現実に即して図っていきたい、このように考えているわけでございます。よろしく。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一点目の防音工事の件でございますが、これらにつきましては防衛施設庁とそれから私どもの各市の周辺の各市町村、これらの担当課長会議があるようでございますので、それらを通じまして防衛施設庁の方にもそういう趣旨を申し入れたい、かように考えております。

それから緊急融資の件につきましては、先ほど一年ということを申し上げましたけれども、これは五十六年、ことしの四月から五月までで二件ございます。私も前回からそういう緊急融資について一応議会の皆さん方の御指摘も受けましたので、一応担当の方にもどういうことなんだということで事情をただしたわけでございますが、担当も非常にそういうことで熱心にやって、その資金のあれが、非常に緊急になじまないで準備運転資金になじむと、こういうような形で親切心から出ているわけでございます。そういうことで、緊急融資を断っている、そういうことではございませんので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野という地域社会のことを考えましても、商工業者が営業あるいは産業経済活動の中で活

況を呈しながらそれぞれの仕事の発展を願うという気持ちに異論はないわけですが、われわれの日野市という新しい町の経済行政というのは、おのずからまだ限度がありまして、そう目覚ましい援助体制はとりにくいという実態もあります。したがいまして、なるべく都県行政が大きくこの分野を受け持っていただきたい、このように考えております。それを補う補完的手段が自治体であるという程度にしか能力はないわけであります。したがって、対象とするのはなるべく零細とか困窮とか、そういうところが対象になるべきだという順序はあると思っておりますけれど、日野市の場合、特に商工団体などで必ずしもいい組織が整っているというふうには思えない面もあるわけであります。十分行政と相談のできる、そういう組織体制をつくることが、また業界の大切な仕事だと、こういうふうに言わざるを得ないと思っております。そのような考えの中から、指摘されるような任務にも取り組んでいきたい、またいかなければならない使命もある、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　建設業者の例など挙げて質問をしたわけですけれども、私の近くに日本信販という分譲地がございます。ここはいま五千万以上、七千万前後の家が一定のスピードで建設されていっておりますが、日野市の零細業者は、何百世帯とできるこの工事のうち、一軒も受注することができないというような状況下にございますので、さらに一層市の担当部局の方で、こういう実態を見詰めて、ひとつ対策を強めていただきたいと思うわけです。現在建設業の例などを挙げましても、さっき言いましたような大変な実態ですけれども、今後の状況を見ましても、実質所得がなかなかふえないから家を建てる人が減る、地価も上がる、建築費も上がる、ローン金利もなかなか改善されない、そして一方公共住宅はどんどん建設のスピードが鈍るということで、ますます一層困難な状態が予測されます。こういう住宅産業といいますか、住宅を建設するというのは、もちろん国民にとっても、家を求める人にとってもプラスになりますけれども、産業全体を救う意味で非常にいろいろ幅が広がっていくわけでございますので、公共住宅なども含めてですけれども、そういう意味で日野市としても三多摩二十六市の中で先鞭をつけるようないろいろな解決の糸口というものを私は見つけていくという、そういう熱意をひとつ発揮して、今後より一層前進をしていただきたいというふうに思うわけです。三十万以下というような例を出しましたけれども、こういう市の仕事については努力されるということですので、これを強く期待します。

　融資制度の方は、なかなかいまの答弁では改善ということが聞かれないわけです。運転資金、設備資金の方を紹介するというような方向が強いようであります。しかし私は、現に、自分

の努力にもかかわらず、こういう経済情勢の中で仕事がなくなっていく、厳しいという人にとっては、やはり緊急融資というのは一定の営業の救済になっていくと思いますので、これはあくまでももっとそういう方々の実態をよく調べていただいて、実際の救済に役に立つように、しかも考え方もこの幅を広げて、この融資制度の改善については特にお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十の二、中小業者の振興策と融資制度について問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

午後三時十　三　分再会

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十一の一、都市計画税と基幹的都市施設の整備についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔十七番議員登壇〕

○十七番（石坂勝雄君）　通告をいたしておきました表題の質問をいたしたいと思いますが、その前に、過日、四月に市長選挙が行われて、第二回の定例会の冒頭に市長のあいさつを受けたのでございますが、そのときに、「就任のあいさつ」という市長の文書が配られましたので、それに私基づいて、都市計画税と基幹的都市施設の整備についてということに対して御質問したいと思います。

市長の「就任のあいさつ」の文書の中で、基本方針が五項目掲げられております。その五項目の中に、特に四、五の点を読んでみますと、「地方自治の本旨を目指し、一層市財政の確立と行政サービスの向上に努める」それから五に「市政の運営には市民本位であることはもちろんのこと、特定団体に偏重せず、清潔、公正、民主的な政治姿勢を貫き、中央と地方に通じる権力の政治に反対し、新しい住民自治を創造し発展させる」こういう文書で、あいさつで、われわれ議員に配られたので、私も多少市長選を通して、われわれの支持した候補が残念ではあるがいまの市長に市長の座をゆだねたということの中で、選挙中にもいろいろな文書が盛んに出ております。それで今回の市長の就任のあいさつの中のこの文書を見て、市長が非常にりっぱな姿勢を持たれている中で、今後の問題に対して伺っていきたいと思うんです。そういう点を踏まえまして、まず一番先に、私は、その市長の基本政策の中で、非常に、これも何項目かおっしゃられているわけですね。これも五項目申されているので

すが、その中で市長は、いろんな選挙中に配られた施策のことのものをここに述べられたと私は理解しております。りっぱなことを申されております。その中で私が市長に一番伺いたいという問題は、市長は道路関係、一つの例をとれば、市内循環バスを通す、こういう中で、市内循環バスという市長の考えておられるのは生活道路だという、まあ、都市計画道路も生活道路もそう考え方によっては変わらないんでありますが、市長が言うのは、恐らく市民本位の政治の中では、過日、共産党の坂垣議員が申されたように、国の施策になるような道路というものは、反対をされるという意味なのか、さもなければ、大きな、たとえば一つの例を挙げれば、一・三・二なり、一・三・一というようなこういう道路は都なり国がおやりなさい、こういう姿勢だというようにも解されるわけであります。しかし市内循環のバスを通すにしても、都市計画道路が整備されなければ循環バスは通せないんではないか。ましてこの庁舎をつくったときの経緯を見ても、この庁舎をつくるからには最低でも二・二・五の路線と一・三・二の路線はつくってもらうということが、私もこの通告質問、いろんな形の中でしばしば市長に申し上げております。まあ、こういう問題が当然市長の基本政策の中で、拡大解釈すれば生活道路という中で、区画整理という中で言ってるんではないか、こういうふうに解せますが、いま少しこういう問題にも自分は取り上げてもらうべきであるし、取り上げなかったのはどういう理由があるのかということを、まずお尋ねしたいと思います。

それから本題の都市計画税というのは、当然固定資産税と併設されて、納付書の形で五月なり七月なり、一年に四期の中で、いわゆる権利者に対し納めてもらう税金であります。この都市計画税がどういう形の中でするのかという前に、私、まず市長にお聞きしたいことは、国定資産税の評価を決定するのは、どういう経路の中でまた決定されるのかということをお尋ねしたいと思います。まず一番先に、いわゆる地方自治法の中で、市に評価員を置く。この間のは評価審査員でございますが、固定資産評価員を置くということになっております。たまたまその点では日野は市長が評価員になられております。他市を見た場合に、地方自治法の中で、必ずしも市長でなければならないということでもないし、あの本文の文章を見ると、むしろ評価員というのは、議会の同意を得て、地方税法の三百八十八条には固定資産の評価及び価格の決定ということがございまして、地方税法の四百四条の四項に、「市町村には固定資産税を課せられる。固定資産は評価員を……」とあるのですが、むしろ本文では市長以外の者に選任すべきだというふうにうたってあるわけですね。ところが日野ではずっと慣例できているのか、また地方税法の中に、もちろん固定資産を評価する、物件が少ないところの地帯は市長でもよろしい。裏を読みかえれば、日野ぐ

らいの人口になれば評価員というのは単独に、いわゆる市長以外の人で置くべきで、もちろんその評価員が決めたものに対して最高責任者がどう決定するというのは、市長が日ごろ言う憲法を市政に生かすという姿勢ではないか。その点についても他市の例なり、現実に日野のいままできた経緯の中で、こういうことがベターなのかどうなのかという点を伺いたいと思います。

その中で、先般来いろんな争点になった、特にわれわれが支持した候補者は、都市計画税の、いわゆる減税と申されたんですが、私はむしろ、都市計画税をどう地帯に還元するかという点から見て、都市計画税というのは評価課税価格の〇・三をかけるのが税率になっております。ただし〇・三より越えてはいけないという条項の中で、実際に税率を一・五なら一・五に下げてもいいのかどうか。また下げた場合に、国が基準財政需要額を見る場合に、そういうものを、低ければ低いなりの査定をしてくるのかどうなのか。特に日野は不交付団体なので、そういうボーダーラインにいる場合には、市長の権限、特に日野はさっきも言ったように、評価員が市長であって、最高責任者でもあり、評価員であるということからいけば、やる気になればできるという中で、そういう下げたことができるのか。さもなければ、そうした場合には交付税の対象が基準財政需要額に見られなくなるのかどうか。また見られても日野の場合には交付税がボーダーラインにいるので、そういうふうにした方がいいというような考え方を市長が判断を持たれるのかどうか。なぜ私がそういうことをいま申し上げるのかと言いますと、特に日野の地帯のようなところは、いわゆる開発行為によってできている地帯が多いわけでございます。たとえば私が住んでいる百草団地を見ても、高幡団地、特に民間の事業者がやった西武団地なり日本信販を見ても、ある基盤がもう完全に整備されている地帯が、同じような形の中で都市計画税をかけられてくる。また都市計画税として納めたものが市民全体の中でいわゆる還元されているかどうか。また有効適切に都市計画税という性格の中で使われているかどうか。また都市計画税というのは読んでみると、市長の権限によれば、目的税ではあるが何に使ってもかまわないというような解釈もできるので、いままでのいろいろなわれわれのやり取りの中でも、市長は決して都市計画にまつわる問題でなくてもかまわないんだ、という解釈で、私もそういうような理解を持っております。しかし現実のものになった場合に、これほど土地が高くなったり、先ほども竹ノ上議員も言ったように、日本信販の中で土地と家屋で五千万以上だ。こういうふうになってくると、それはいかに都市計画税が課されてきても、現実には、いわゆる前の協定というのは業者と市が、いわゆる開発要綱に、いまでいえば住みよい町づくりに対する問題で協定の中でつくられたんですが、裏を返せば、やはりその取得した者が公園なり道路なりそういうものを全部負担

している。こういう形になると、自分は都市計画税というのは一律にかけていった場合には不合理ではないか。また七生地区の場合には、都市計画法に基づくものは、ある一定の量の市街化をなされていないと、都市計画法というものの中で都市計画街路というものはできなかったという経緯の中でいけば、旧七生地区には都道以外は都市計画街路はないわけですね。計画路線というものはないわけです。そういう中で、いまの私が申し上げたいのは、都市計画税というのは一律の中でかけてもいいのかどうなのか。かけるとするならばどういう形の中で地域住民なりに還元すべきではないか。こういうことで、まず一番先にこの問題から入る点で、先ほど申し上げたように、固定資産の評価の審査員という制度の中で、固定資産と都市計画税というのは自分は全く一体的なものだという解釈をする中で、こういう評価をするのを市長がやっていられるのが適切かどうか。

それからいま一つは、繰り返しますが、都市計画税というのは、いわゆる民間、特に公団、公社というのももちろんありますが、民間のデベロッパーがやった地帯の人が、高い土地なり高い家屋を取得されて、しかもその地帯は公園なり下水道なり道路なりが完備していても、同じ形、税率で納めることが妥当なのかどうなのか、またいわゆる税率を下げる場合にどうなのか、こういうことでまずこの二点をお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　ただいまの御質問につきましてお答えをいたします。まず大変たくさんにわたります御質問でございますので、私、市民部長としてのお答えの範囲をお答えをさせていただきまして、他の面は企画財政部等に譲りたいと思います。

まず第一点の御質問の、固定資産評価員の問題が第一点に取り上げられたと思うのでございますが、おっしゃるとおり、地方税法のいわゆる四百四条にその規定がございます。つまり市町村長のいわゆる補助といたしまして評価員を設置するんだ、というのが四百四条第一項の規定でございます。それから四百四条の第四項の規定を見ますと、市町村長にその補助員を、評価員を兼務させることができるんだという規定がございます。私もまだ就任早々で各市の状況をつかんでおりませんけれども、市町村長が評価員を兼ねる団体、それからそれ以外の方に評価員をさせていく団体、それぞれあるようでございます。たとえばお隣りの八王子等は他の方が評価員をされているというふうに伺っております。しかし、どっちにいたしましても決して誤り、違法性はない、そういうふうに私は判断をいたします。

それから都市計画税の問題でございます。おっしゃられるとおり、地方税法の七百二条の三の条文を見ますと、「都市計画税の税率は百分の三をこえることができない」という規定がございます。この都市計画税はおっしゃられるとおり、いわゆる目

的税でございます。したがいまして、その目的に従いましてその都市計画税を使用いたすわけでございますが、いわゆる都市計画法の中をいろいろ見ますと、いわゆる都市施設という表現がございます。都市施設というのは、しからばどういうものかといいますと、非常に幅広い範囲に規定をされてございます。都市計画法第十一条の規定を見ますといろいろ書いてございます。まず道路とか公園とか学校とか橋とか、いろいろな、あらゆるものに都市計画税を使いなさい、使うことができるんだという一つの規定がございます。これは私の方の市民部長としての分野を若干出るかもしれませんが、そういうような規定があるようでございます。つまり都市計画税はそういうことで付加徴収をいたしておるわけでございます。

あとは、地方交付税との絡み、その他につきましては、企画財政部長の方で答えていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

都市計画税が、つまり市の行政の中で財源配分として事業的にどのように配分されているかということが一つの問題になるかと思います。参考までにその数値を申し上げますと、五十四年度の決算見込みでは、法律に規定されました都市計画事業として厳密に規定されている事業に充当されています金額は、パーセンテージで申しますと七三・一％しか必要額に対して都市計画税全額で及んでないわけです。つまり二六・九％を一般財源を充当している、これが五十五年の決算見込みの中でとらえられている数字でございます。これは自治省等にも交付税算定基礎として報告する書類の中の数字でございます。五十五年につきましては、同じく一般財源充当パーセンテージが二三・五％を充当している、そのような状態になっております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いまの市民部長なり企画財政部長の答えを聞きますと、市長が兼務している固定資産評価員ですね。これは市長がやっても違法ではない。違法でないということであれば、別にその先に私がそのほかのものをつくったらいいんではないかということも、そう追及する必要も私ないから、その点は今後の課題にしたいと思います。

それから通告の質問に追って質問してまいりたいと思うのですが、都市計画税というのは、先ほど市民部長の説明によると、かなり広範囲に使ってもよろしいと。特に都市計画法を見ると、都市計画法の精神からいけば私は思うんですが、先ほどもちょっと申し上げた都市計画道路なんかをつくる場合に、住民が反対するとか怠るとかというようなことは、国なり都なり市がやるところの事業に対しては、地域住民というのは、これに、早く言えば添うんだ、というような文章が、「国及び地方公共団

体……住民の責務」ということが都市計画法の三条にはうたわれているわけですね。そういう点でいけば、そういうものを推進する、しないということになって、市が、市長が責任を持って道路とか下水道とかこういう公共施設を、都市計画法に基づくそういうものを推し進めていくのは国なり都なり市の自治体の責任だ、またまたこれに協力することも地域住民の責任だ。もちろん私有権なり、そういうものの中の協力なり理解をしてもらうという努力が必要ではあるが、ということを私も考えておるから、無条件に国なり都なり市がやることに協力するということでは、私の言ってるのはないんです。そういう点から考えると、特に都市計画税と、都市計画路線というものが引かれている中でいけば、特に一番、この日野の庁舎で、市長も盛んに市民に約束されている市内循環バスというようなものを通すという形の中ではどこを通ってくるか私はわかりませんが、私が考えるには、高幡の駅から出発すればいわゆる都道を通っていって、七生中学から二・二・五の路線を通って吹上団地を入ってきて、一面では豊田の駅から出てきたものが一・三・二を中央線を通って、こういう形の道路が最低でもできなければ、市内循環バスというのは円滑な運行はできないんではないか。こういうことを一番先に推し進めてこそ、日野の町づくりの基本というものはできていくんじゃないか、こういうふうに私は、一つの意見になるかもしれませんが申し上げておきます。

特に都市計画税の使い方というのは、多種多様でという中で、今度は質問に移りたいと思うんですが、先ほど申し上げたように、特に民間で市との協定法に基づいて開発した処理場、集中浄化処理場というですか処理施設というんですか、この問題というのは、たとえば例を挙げれば、日本信販なり西武というのは、住んでいる住民の共益費というか、処理場の管理費というような形の中で支弁がされております。個々一戸の住民がお払いになっているのは、京王の平山分譲地にしても、小さい、五十世帯なり百世帯の集中処理場になれば多少割り高になっていますが、大体月額二千円のようですね。そういう中で多摩平の下水道の使用料は千百円、約半分だ。かなり処理場の使用料も上がってまいっても半分だ。しかも先ほど私が申し上げたように、特に民間の日本信販なり西武団地なり京王の分譲地を買われているような人は、そういう処理施設のあれも含んだ、しかもまたその上に公園なり道路なりの負担を含んだものを——恐らく民間の業者が安くしているとは考えられません。これに入っている。だから二重に、何というか、一面では土地を取得するなり家屋を取得する中で負担をして、また一面では公営の下水道ができないために、下水道の料金なら千円で済むものを二千円払っている。こういうものの中で市はこういう人に対し、都市計画税というものを、先ほど私が申し上げたように、公平な分配地域に還元という立場の中でどういうふうに考えていら

れるのか。この点をまず一点お聞きしたいと思います。早く言えば私の言うのは、集中浄化を持っている処理場も、もう周りのように下水道ができるまでは、市営の管理下に置いてもいいんではないか、さもなければ全額負担してやるべきではないか、こういうこともつけ加えておきます。

それからその次に、通告質問に申し上げております五十六年度の市長の一般会計の予算の中に、留保財源が三億ある。過日市川議員からも出ているので、また今後の中で市長からもそういう事業計画が出るやもしれないので……。ただ三月の議会に三億の留保財源を盛ったということは、裏を返せば、それを基本にして十倍なり二十倍にできるんだ、こういうことを申されている。ただ私は、日野はたまたま自己財源が七〇%近いものを持っている中で、留保財源が三億あるから、三億をもとにして、十倍にしても三十億、二十倍にすれば六十億の事業を計画されるのはいいんですが、やはり恐らくそうなった場合には、国の起債を仰ぐなり、借金をするというか、そういうような形をとらなければ、いわゆる市長が言われたことにはならないんではないか、こういうふうに考えるんですね。そういうときに、昭和五十年度から見ると、日野の財政指数というのは年々、五十年度が〇・九一%であったものが五十四年度には〇・九六%に財政指数も上がってきている。公債比率の場合には逆に五十年が七・五だったものが五十四年度には一一・九になっている。こういう中で、実際にそういう事業計画が、まあ組めないということを申し上げると非常に失礼なので、現実に九月にどういう形で、りっぱな事業計画が出されてくるんではないかと私は思うんですが、そういう留保財源の三億をもとに十倍なり二十倍のものができるのかどうなのかということを、その次にお聞きしたいと思います。

その次に、繰越明許費についてなのですが、ほかの繰越明許費については、ほとんど事業形態が継続されている事業なので、きょうお聞きすることはないんですが、都市計画道路の二・二・五号線の用地幅、いわゆる測量ですか、外、百六十五万円というのが期日が六月末に繰越明許になって、実際にできるのか。この測量することに——これは基本測量だと私は思いますが、一つの見通しが、二・二・五の路線が用地買収なりいろいろな所有権者と話し合いがついて、六月三十日にこういう測量的な、くいが入って工事着工の一つの目途がつくのか、問題がなくて済むのか、その辺のことをお答えしていただきたいと思います。

それから最後になるんですが、三沢台小学校の問題の校庭整備なんですが、この問題は別に今度の補正予算に一千八百万がのっております。この一千八百万の校庭整備も、私父兄の立場なり学校の先生方の立場からいけば当然だと思うし、むしろこういうことで、いままで使いにくかった生徒なり先生方には本当に申しわけない、こういうふうに考えるのですが、ただ校庭

ができ上がって一年そこそこで、この前も外さく、外構工事で——分類別はなかなかむずかしいですが、外構校庭の整備費用で約六千六十万かけてあったわけですね。恐らく校庭の整備費用に二千万ぐらいの費用は最低でもかかっているんではないか。それにまた、しかも同額の予算をここで導入するというのは、工事上に、工事施工業者に欠陥があったのか。三沢台小学校というのは位置的において、周りの住民からも砂じんの問題とか騒音の問題とか、こういう問題で強くいろんな意見が出ていたということも、私自分で近くにいるから知っております。しかしまあ、日本の土木事業なり建築の技術というのは世界に冠たるものの力を持っているものが、実際にやってみなければわからなかったということであると私も非常に納得ができかねるわけです。しかも子供たちは雨が降れば三日も校庭が使えなかった。こういうマイナス面を考えると、実際、市の、これは理事者の責任なのか、担当の責任なのか、施工業者の責任なのか、そういう責任分野をはっきりすべきだと私は思うんですね。ただ直せばいいんだ。確かに父兄から見れば直してもらえばいいと思うんです。私、しかしいつの時代でも、市長が憲法を市政に生かすという意味は、少なくてもおのれの分野をしっかり守っていくということが、それこそ憲法を市政に生かすということの精神ではないかと思うんですね。そういう点で、間違っちゃったり結果がまずくできたことは改めればいいんだ。その改めるにやぶさかではないが、そのやっぱり責任ということもはっきりさせる必要があるんではないか。そういう点で私三沢台小学校の件で聞きたいのは、工事業者の設計上に間違いがあったのか、さもなければ、市の恐らく監督者がいると思うのですが、監督者が見方によれば気がつかなかったのか。現実に私はずいぶん話を聞いてみると、あそこの稲城砂層というか、土壌が特殊な土壌だからああいうふうになったとか、一番先にあそこの造成工事は森本建設がやっておると思います。森本組なんていう業者は、これも日本でも大手に部類する会社だと思うんですね。しかもああいう特殊な事情だということで、普通なら造成と本体の校舎とは分離発注するのが当然なのに、いわゆる第八小学校の過密を早く解消すると、こういう意味の中で、造成と建築を森本組がやって、しかもその上に体育館も森本組がやった。そういう点でいけば少なくともあそこの造成工事から校舎なり体育館なりプールなり校庭の整備なりというものは、全部、まあこれはいろいろな、中小企業の育成とかいろいろな問題からいけば私はわかるのですが、あそこの置かれる特殊性と、工事の完璧を期すという意味からいけば、その辺に、森本組にやらせたとしたのなら、最後まで全部——いわゆる土地の買収費を含めれば二十億を超える金額でございますが、その土地の買収費を除いたもの全部、森本組にやらせるんではないか、私は近所でそういうふうな見方をしておったわけですね。しかし現実には造

成と本体の工事と体育館は森本組がやって、そうしないと出入口が一方づけられているとか……。いわゆる位置が、運動場が一番高くて、次に校舎があってその下にプールがある特殊な配置の学校でできないんだということを聞いているために、恐らくプールにしても外さくにしても校庭の整備にしても同一業者で行われるんではないか、そう思っていたら、まあ、私はその業者がいけないとかいいとかいう問題ではないわけなんですね。そういう点では外さく工事は青木建設がやってプールは増倉建設ですか、こういう業者がやったという。そういう面でいけば、一面恐らく、どういう形でやったか、公入札だか私知りませんが、市内業者なり、いわゆるそういう工事というのは、なるたけ、いま公共事業が少ない中で公平な分配をしたとか、公平な事業をやってもらったと、こういう点では理解します。しかし現実にそれで何にもなければよかったんですが、結果的にたとえば工事上に誤りがあったのか、先ほども繰り返すようなんですが、監督上に誤りがあったんだか。日本の最高の土木水準なんというういわゆる技術陣が、地質がわからなかった、その設計上に誤りがあったとは理解し得ないんですが、その辺を見た場合に、その辺のところを踏まえて後の再質問をしたいと思うんですが、お答え願いたいと思うんです。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　一応集中処理場の関連の御質問でございます。これにつきましては私どもの方の事務用語といたしましては合併処理施設、こういうことで言ってるわけでございます。これにつきましては、五十五年度の実績ですと二十四施設ございます。そもそもの発足の原因は、これは要綱にうたわれているわけでございますが、家庭のくみ取り便所の手数料廃止並びに公共下水道が普及されるまで、単独処理方式、屎尿浄化槽清掃経費の一部軽減措置、こういうことで合併処理方式についての補助金の制度がここで、五十年の四月一日から実施されているわけでございます。これらに基づきまして、一応一言にコミニティプラントと言っておりますけれども、これらにつきましては一応五十年からこういう施設につきまして補助をしているわけでございます。ただこれの補助につきましても、いろいろ、五千人以下とかそれから五百人以下とか、いろいろな施設があるわけでございますが、これらにつきましてはやはり管理者を置かなければいけないというようなこともあるわけでございます。それと、それにつきまして一応告示という内容がいろいろありまして、告示の中に年間の一人当たりの汚泥量が算出されてございます。その標準汚泥に対しまして、一応東京都の標準料金を参考にいたしますと、一立米当たり二千三百九十円ですか、これに標準汚泥量と人数倍をかけまして、それに相当するものを補助金として出しているところでございます。ただこの合併処理施設につきましては再三議会の方でも

御指摘をいただいている中では、一応合併処理施設の中でもまた違った不均衡が生じているということでございます。これらにつきましては、現在の市の施設がいわゆる浄化槽で全部を処理できない、こういうことで、別な形で処理している。それにつきましては、その団地の方々については負担が不均衡を生じているということで、前々回の議会でも御指摘をいただいているところでございますが、これらにつきましては、これからの問題でございますが、当分の間こういう形の制度で進めていきたい、かように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　次の点の五十六年度予算の留保財源の御質問にお答えいたします。先般も市川議員さんの御質問に答える際に少々触れたわけですけれども、五十六年度予算編成当時、事務局といたしましては、新規事業、学校建設というものを予測しております。二十一小、二十二小とあるわけでございます。その財源留保をするために必要な財源をとったという事情もございます。そしてその学校建設の場合ですと、確かにいま議員さん御指摘のように、当然起債というものを、あるいは補助金というものを考えなければ、三億を十倍あるいは二十倍の事業費として使うことはできないわけでございますが、これも財政制度上の一つの決まりでございまして、補助金のつく事業につきましては起債をとらざるを得ないという事情が一方にございます。当然起債をとらなければできないんでありますが、また、とらなければならないという決めもございます。そのような決めに従って計算いたしますと、一番身近な例で平山中学校の例を申しました。土地代から建設費を含めまして二十七億かかってる中で、一般財源は六千万でございます。この場合ですと約二十七倍程度になるわけですけれども、そういうような事例から判断いたしまして、そのような十倍、二十倍というような……。それともう一つは、学校二校つくらざるを得ないだろうという予測の上に立っての御回答でございます。なお、いずれにいたしましても、先ほど来御質問のございます新規政策的な内容のものがございます。それらにつきましては、九月に向けて十倍、二十倍という倍率に関係なく事業化を図っていく所存でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　第三点目の繰越明許につきまして御説明申し上げます。この繰越明許につきましては御指摘のとおり二・二・五号線の測量関係におきます事業の経費を繰越明許にいたしたものでございます。当初私ども予算の執行に当たりましては、地元権利者にも測量の了解をとるという作業を積極的に進めてきたところでございますが、了承を得るのは非常に時間を要しまして、着工は著しくおくれてきた関係上、年度内に完了できる測量の範囲内で、これは縦断測

量とそれから境界査定の一部でございますが、それを五十六年の一月に委託いたしたわけでございます。委託を進めてまいって作業を進めてきたわけでございますけれども、本年の三月に、一部の住民の方から測量に関して態度の変化があらわれてまいりまして、またこれに調整の日時を要したことから、年度内の完了が非常に危なくなってきたということで、繰越明許の手続を取らせていただきまして、御指摘のように百六十五万円を五十六年度に繰り越しいたしたものでございます。これは工期は六月の三十日を予定しておりますが、これの見通し、それから測量が終わった後の工事の着工、用地買収、そういったものができるかどうか、または問題点はあるのかどうかといった御質問でございますが、一応測量関係につきましては一部の方の反対がございまして、縦断では一部の地域は立ち入りができなかった事実がございます。しかし、そこも外側から測量を行いまして実施をいたしておりますので、一応成果としては六月三十日までには完了することになっております。ただ、この点将来に問題が一部ございます。実際に立ち入って測量したわけではございませんので、そこの部分につきましては、全体の工事の着工を行う以前に、改めてまたその部分だけを立ち入って測量をしなければならないと、こういう見残しの測量が行われなければならないようになっております。そういう問題点を残してはおりますが、一応測量工事といたしましては完了をするように現在なっております。用地買収それから着工という運びに将来はなってくるわけでございますけれども、現在の段階ではあくまでも測量の範囲内にとどめておりまして、今後、住民の方々と補償の問題だとか、あとは移転の問題、用地の単価の問題、環境整備の問題、そういう問題点について十分話し合いを進めていくということで、いままでも測量をお願いしております経緯がございます。したがいまして、直ちには着工という段階には至らないで、これから住民の方々、特に権利者の方々とそういった点について十分お話し合いをしていきたいというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　三沢台小学校の校庭の整地につきましてお答え申し上げます。御指摘のように、三沢台小学校校庭は降雨後、排水が悪く、三日も四日も運動場に入れないという状態でございますが、この原因は、非常に細かい山砂という土質で、この山砂は水を含んでしまうという性質でございますが、校庭造成の際、盲排水を十メートル間隔で施工してございますが、この盲排水が十分機能を果たさないという結果が出てまいりました。したがいまして、今回の補正で、さらにこの間に一本排水を施工し、五メートル間隔にすべく今回の補正をお願いしているところでございますけれども、さらに、それではなぜこの排水が機能を果たさないかということにつき

まして、実際に堀り起こして検査をしてみたところが、この盲排水が全く機能を果たさないということは、盲排水をした上にさらに工事用の資材を搬入した車が校庭を通らなければ工事ができなかったという、非常に特殊な事情のために、この排水の施工が十分機能を果たせなかったというために、排水がうまくいかないということでございます。したがいまして、全くこれと同じ排水の設計で一本試験的に、四月の学校の休みのときに施工いたしまして試験してみたところが、この施工につきましては十分水のはけがよいということでございますので、今回この補正をして、さらに施工しようということでございます。さらにそれでは、工事用の車両が校庭を通らなければならなかったという一因もございますけれども、まずこの場所が丘陵の頂上であって、三段階という造成工事であり、道路の切り回し等造成に一年も工期を要し、造成工事に並行して校舎を建築発注しなければならなかったことでございます。

二番目に、造成工事とそれから排水工事を含めて発注したということでございます。造成と同時に当然下の排水は、通常的には施工することが作業的にも順当だということで発注したわけでございますが、結果的にはこれが若干まずかったということでございます。

それから三番目に、外構工事と校庭整地工事を一体として造成工事あるいは校舎の建築と分離して発注したということでございます。校舎建築用資材搬入あるいは外構工事のための車両の進入は、排水工事を完了した校庭を通らなければならなかったということでございます。校庭の地形が三段階になっているために、校舎を建てる出入口は校舎のところだけでは困難でございますので、その上から搬入しなければならなかった。また住民の校舎、学校の建築の上の条件といたしましては、西側の住宅の方からは、工事用の車両は一切通ってはいけないという条件が付されておりましたので、そちらの方の道路は通行できなかった。したがいまして、校庭が唯一の資材搬入路であったということでございます。それと、用地交渉がまとまり、開校時期設定は、特別な地形上、建設のための十分な工期とは言えず、学校という特殊性に若干の無理があったというふうに考えております。もしこれが、学校の造成が建築一年前にできておって、その建築は建築で新しい年度で建設に始まれば、そして建築が終わった後に校庭を整備しておけば、建築用資材搬入のための車両も通らないために、その排水も十分機能を果たし得たのではないかというふうに、いまとなっては思われるところでございますが、いずれにいたしましても、結果的にはあらわれた現象に対し謙虚にこれを受けとめ、今後の参考として深く反省しているところでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　再質問したいと思います。

集中処理場の点に若干の、まあ用量に応じて補助金が出ているようなんですが、私は少なくとも、先ほど述べたように、一戸当たりで二千円というような金額が出されておって、多摩平のように下水道ができている地帯は千百円だ。それから簡易浄化というんですか、簡易浄化装置というのは非常に急激に伸びてきていて、この人に対しても一年に一万五千円かかるものならば、大体三割ぐらい、三千円から五千円ぐらいの補助金が出ておる。それからくみ取り式の場合には全額市費というような形で支弁されている。こういう中からいけば、当然、特に自分は民間の処理場のようなところの人には、出ている補助金も若干わかるんですが、もっと増額するなり、私の考えとしては、少なくとも下水道ができるまで全額持ってやる、それで下水道ができたときに、もう設備はできているんだから本管と接続する、こういうことを強く要望しておきます。この問題に対しては九月の議会でも、もっと私もいろいろな面から調べてきて、住民の側に立った質問に入りたいと思います。意見としては、少なくとも市に移管しなさい。端的に言えば、市に移管しなさい、最低でも全額持ってやりなさいということを要望しておきます。

それから五十六年度の予算の企画財政部長の考えというのは、自分がひがむわけではない、能力がないから学校建設なら六千万で二十億なり三十億、自分も言われると、数的に鈍いから言われる……。私が言うのは、学校建設という性格上から、起債がどうして補助金がどうして、そのくらいのことは、概念的なことは私も知ってるつもりであります。私が少なくとも聞いてるのは、三億円の、市長があの、あのときに言ったのは、学校建設を指したというふうに議員で理解している人が全部だとすれば、少なくともわが方の会派では、そういう理解——学校建設のための三億円が使い方によれば十倍になって二十倍になる、こういうふうに理解した者はないというんで、まあ九月のこともあるんで、大きな事業計画を期待しておきます。企画財政部長も、自分は答弁が前向きの答弁だとは認めません。そういうことを私は聞いてるんではないということをあえて申し上げておきます。

次に繰越明許費の中で二・二・五の縦断測量というんですか、位置の設定というんですか、これはいま確認なんですが、スムーズに、いわゆる軌道に、用地買収はすぐできるというようなことではないけれども、一つの所期の目的は達せられた、また達せられるというような理解をしていいかどうか、その点再度お答え願いたいと思います。

それから最後に三沢台小学校の問題なんですが、建設部長は非常に何というか、意を鮮明にしてかなり克明な弁明とつくやら、さもなければいわゆる答弁をされているんですが、私の聞いているのは、その十メーターずつにやっておった、いわゆる基本的な、最初恐らく森本組だと思うんですが、大荒な造成工

事をしたときの十メートルずつの盲暗渠が、上を入ってくる車のためにつぶれた、それだから機能を果たせなかったからどうと……。ちょっと私はね。その辺の部分では業者の一連的な発注がどうだったとか、その前に私がるる言っているんだから、まあ何というか、謙虚に、こういう問題は二度と繰り返さない場合にはどうするんだとか、こういうところに欠陥があったんだとか、こうすれば防げたんだとか、いま少し何か……。新宿行くのに甲府を回って名古屋を回って新宿へ回ってきたような話でなくて、簡明に、この辺のところがこうだったんだと、こういうようなお答えを——まあ、建設部長の人柄から見て余り自分も申し上げるのはあれなんですけれども、こういう問題というのはやっぱりはっきりしておかないといけないと思うんですね、そういう点で再度、簡明に。こういうことがあれば、いわゆる市の建築陣なり監督の立場からは防げたんだ、そういうことのえ答え、最後に自分が言うのは、市長が恐らく最終的にはいろいろな断を出されたんだろうから、市長に何かあったらお答えを……。特に私は今回の場合には市長に答弁をいただくという考え方がないんですね。担当にやっぱり、責任を持って市長の補助職がやれなければならんじゃないかと、こういう問題で聞いておるんで、再度ひとつお答えを願いたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。二・二・五の測量関係について所期の目的は達せられたのかという御質問でございますが、私ども一応成果として測量があがってまいりますので、一〇〇％ではございませんけれども、一部問題点はありますけれども、ほぼ所期の目的は達成したものというふうに解釈をしております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　結果的にはこうした現状になってしまったわけですが、反省したところによりますと、校庭は造成が終わり、校舎ができ上がった後に盲排水及び表層の工事を一体として発注すればよかったというふうに思うわけですが、開校と同時に校庭も早く使わなければならないという特殊性から、出会い帳場等もありまして、やむを得ず結果的にはこうした現象になってしまったということで、まことに申しわけなく思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　余り自分はしつこいのは好きでない性格なんですが、（笑）どうなんですか、少なくとも素人である私が、あそこのそばに住んでおるからよけい気がついておって、通りながら見ておったらば、こういう形の中で造成のときに盲暗渠をしているのも私見ております。農地上からいえば、いわゆる湿田を盲暗渠をする場合にはどうするのか、

どういうつき方をするんだということも、私も素人ではあるが自分の経験もあるし、やった推移もあります。そういう中で建設部長が、何か、上を自動車が走ったからどうだという、こういうことで――。役所の監督者もいるだろうし検査官もいるだろうし、少なくとも大荒な造成をやったときの森本組の技術陣も、少なくとも体育館ができ上がるまではみんないたんではないか。造成屋さんはいっちゃって建築屋さんだけだったから全然知らないでみんな教えなかったと言えばそれまでかもしれませんが、この辺のところどうなんですか。もっと率直に何というか、こういうことはもう繰り返さないためにはこういうことをすれば繰り返さないんだということが出ていなければならないと思うんですね。私がなんでこの問題をしつこく言うのかというのは、第三中学がもう過密になっているわけですよね。市長も恐らくお考えになっているんですが、第三中学をあの周辺につくらなきゃならん。こうなるとまた教育委員会でも、私は余りああいう三段階の学校、管理上からいっても好ましいんではないんじゃないかと思ったけれど、教育委員会では教育的なサイドから見てもいいんだというような見解が出たんで、私は少なくとも平な中でやったらいいなという感じを持っていたし、しかも校庭のアンツーカー形式のときでも、少し金はかかるかもしらんが、いわゆる人工芝なら人工芝にいくとか、そういう、いま考えれば技術的なものは十分あるんではないか。素人なりにもまあ話的には市長なり担当者には言った経緯が、また住民の父母にも話したことがあると思いますね。それを役所の最高の技術陣にいる人が、何か言いわけがましいことで、結果論から言えば言いわけせざるを得ないということだけれども、こういうことをすれば防げたんだ、こういうことだったからできなかったんだと、こういうことをはっきりして、今後のことはこうなんだと、こういうことの答えが返ってくることが、自分は前向きな答弁ではないかと、こう思うので、その辺を、まあ、場合によればやむを得ませんので、市長がそういう見解を持っておれば、今後こういうことの防止というんですか、こういうことを再度繰り返さない市長の考えがあるんなら、建設部長はもういま言ったのが精いっぱいだとするならば、市長からお答え願いたい、こう思うんですが。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　非常に広範なことを御質問されましたので、私は総括答弁をするつもりでありましたけれど、まあ九月にということもあるそうですから、いま直接問われていることについてのみお答えをしたいと思います。

三沢台小学校の校庭の造成につきましては、いま建設部長がそれぞれ理由を言っておりましたが、理由はあるけれど、結果的には特に土に対する感覚が甘かったというふうに思っております。したがって、未経験ということではないんですが、それ

らのことについて足りなかったということも感じておりました。これからそういうことのないように、とうとい経験として今後に処していきたい、こういうように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　いま三沢台小学校の問題はこれで質問終わりたいと思うのですが、一日も早く、今度は校庭を整備して、さんざ、二年間もおくれて、しかも校庭をつくったが使えない、こういうことのないためにも、今度こそ一千八百万かけたら、日野にはあれだけのりっぱな校庭はないんだと、こういうようなことにしてもらいたいことを要望して終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十一の一、都市計画税と基幹的都市施設の整備についてに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十七分散会

六月十二日　金曜日（第六日）

昭和五十六年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十四号

六月十二日　金曜日　（第六日）

出席議員（二十四名）

一番	黒川重憲君		十七番	石坂勝雄君	
二番	市川芳太郎君		十八番	滝瀬敏朗君	
三番	秦正一君		十九番	林重義君	
四番	飯山茂君		二十番	市川資信君	
五番	川嶋博君		二十一番	島村孝志君	
八番	古賀俊昭君		二十二番	大越久雄君	
九番	藤林理一郎君		二十三番	一ノ瀬隆君	
十番	谷長一君		二十四番	竹ノ上武俊君	
十三番	橋本文子君		二十五番	米沢照男君	
十四番	鈴木美奈子君		二十七番	高橋通夫君	
十五番	板垣正男君		二十八番	佐々木昭雄君	
十六番	奥住芳雄君		二十九番	正国務君	

欠席議員（六名）

六番	中山基昭君		十二番	本間久君	
七番	大柄保君		二十六番	杉山寅三郎君	
十一番	名古屋史郎君		三十番	三浦重春君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君	選挙管理委員会事務局長	小山光之君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　小野口純子君

議事日程

昭和五十六年六月十二日（金）
午前十時開議

一　一般質問

（請願上程）

二　請願第五六―一八号　新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願

三　請願第五六―一九号　町名設定に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第一から第三まで

午前十時二十四分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十名であります。

日程第一、一般質問を行います。

十二の一、文化財（歴史の証）を大切にするために美術館・郷土館をつくれについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（谷　長一君）　文化財（歴史の証）を大切に、郷土館・美術館をつくれについて、質問をいたします。

かけがえのないこの文化財を後世に間違いなく伝承するために、これは申すまでもなく国民に課せられた義務であるということは、よく皆様も御存じのとおりと思います。これらの文化財を活用して新しい文化の創造、発展を図る、これが最も大切ではないかと私は考えております。文化財を国民が正しく理解し、愛してこそ文化財保護法の精神が生かされ、これに沿った行政が行われるのではないかと私は考えます。一般には文化財に対する証、これは非常に低いといわれておるのでございます。ただ行政に携わる者、または学術研究、これに関係する者のみでこれらの文化財に関して大きな関心を持っている、これだけではだめではないかと私は考えております。これはどうしてかと申しますと、案外私たちが忘れられているこの言語――私たちが日常使っている言葉、これはいわゆる私は、私たちの祖先が残してくださった偉大なる文化的遺産ではないかと考えております。そのとおりではないかと思うんです。また、私たちが新しい言語――言葉を新しく創造する、これが日常生活に、また学術上においては使われることが多々ありますけれども、日常生活まで波及するということは非常に少ないのではないかと私は考えております。

そのようなことを考えると、この長い日本列島は一つの民族で形成され、しかも言語は一つでございます。また、北から南まで非常に長い日本でございますけれども、風俗等を見ますると南から北まで、まず同じような生活様式、または着るものも同じ、これらのことを考えてみましても、私たちの祖先が残してくださったこの偉大なる文化的遺産を、どのようにして後世に伝えるか。または、現在、大事にするか。そして、この行政の上からもどのようにしてこれを大切に愛護し、また、行政指導の上から国民の皆様、市民の皆様に普及していくかということが、私は非常に大切ではないかと考えておるゆえんでございます。このようなことを考えてみますると、人一人一人がすなわち非常に尊厳なるものであり、その集団、一人、二人、三人、これが固まって初めて一つの民族または一国をなしておるのでございます。そのようなことを基調に考えてみますると、いかに人が大切であるかということがわかるのでございます。国を

大切にする、人を大切にする、これは、すなわち私は文化の創造、発展、これにつながることであると思っております。そのように一国と個人とを比較いたしましても、重要さには変わりがないのでございます。二度と戻ってこない、この大切な文化財が日野市にはどのくらいあるであろうか。私は伝承された文化、さらには埋蔵された文化、これらは数限りないほどあると考えております。

そのような中にありまして、私はまず日野市の指定文化財、これがどのくらいあるのか。また、都の指定文化財、国の指定文化財がどのくらいあるのかというようなことをお聞きいたすわけでございます。これらを保護して継承する、そのためには非常に多くの行政上の努力、さらには皆様方の市民の努力を必要とするわけでございます。日野市が提唱しておる、タイトルとしておる健康と文化の町、これをいかにして強く推し進めるか、これが日野市の、また特に行政上の責務ではないかと考えております。単に言っておる、掲げておるだけでは、だめでないかと思うのでございます。芸術、文化の継承、この普及に関しましては社会教育と、この前配付されました冊子にもあるとおり「芸術文化の継承と普及及び文化的遺産の保護に努め、市民生活の向上を目指している日野市である」というふうに書いてあります。普及活動については調査報告書、調査月報を刊行して市民に周知徹底をする。保護については普及活動を中心に、市民文化保護思想を啓蒙するというふうになっておるのでございます。

そこで、日野市の文化財について私は質問をさせていただくのでございますけれども、先ほど申しましたように国、都、市の指定文化財は日野市の中にどのくらいあるか。また、それらの指定文化財の管理の状況、保護の状態、それらの文化財がどのようにして、ただいま申しましたような形で最良の状態で保存されているか。それと、その文化財が場所等の場合、いわゆる高幡の黒松群または百草八幡の椎木群のような場合は公益法人でございますから、税金はかかっていないと思うのでございますけれども、一里塚または文永の板碑等については個人の所有地の中にあるのではないかと考えております。そのほかにもございますけれども、それらについて課税がされているかどうかということをお尋ねいたします。

二点といたしましては、ただいま申しましたように文化財保護の精神に沿う行政指導が行われているかどうか、ということでございます。

それから第三点でございます。伝承文化の愛護並びに現在の芸術文化の普及活動、それを今後どう展開していくかという将来展望でございます。

その次は第四点でございます。これは第三点に関連があるからあわせて答弁してもらっても結構ですけれども、芸術文化の

育成、発展させるため、特に力を入れる分野でございます。

それで、どうしてこのような質問をするかと申しますと、五番にこれは関係がございます。市内在住の作家、すなわち絵画、書、彫刻、その他工芸品、あらゆる芸術文化に携わっておる、発展のために貢献しておる方々がたくさんおります。それらの方々の作品を市が条例化して、制度をつくってぜひ買い上げてもらうような方にひとつもっていってもらいたいということで、お願いするわけでございます。

第六点といたしましては、市指定の文化財の指定追加をしていただきたいということでございます。さらに将来、風致上、緑地として保護していただきたいというところもあるのでございます。

それから第七点、これらの行政がスムースに行われた場合、郷土館・美術館をつくってください。

以上、七点について質問をさせていただきます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。まず、日野市にある国、都、あるいは日野市が指定している文化財、これの内容などについて申し上げます。

国の指定文化財は、これ、重要文化財として建造物が二、金剛寺の不動尊とか、あるいは仁王門という建造物、それから工芸品が一、やはり金剛寺に保存されております。それから彫刻一、合計して四つ、これが国の指定文化財でございます。

都の指定文化財としては、建造物一です。これは金剛寺の権現社殿。それから彫刻が一、これは大昌寺の説法色薬師というものだそうです。それから典籍が一、これは大昌寺の説法色葉集でございます。それから都の指定の旧跡が一つございまして、それは宗印寺の平山季重の墓でございます。計四つでございます。

それから市の指定文化財でございますが、市重宝として十五、建造物が三、絵画が一、彫刻が八、工芸品が一、古文書類が二、それから市の史跡として十六、歴史資料が四、史跡が十二、それから天然記念物としては五ヵ所、計三十六。国、都、市、合計しますと四十四の指定重要文化財を持っています。

そういう文化財の中で、たとえば史跡とか遺跡とか建造物所在地、あるいは天然記念物等に対して、これはある一つの地域の指定に関係しているわけでございます。これに対しまして課税がなされているかどうかということでございますけれども、これについては、日野市においてはまだ地域を設定しておりません。場所は一応指定しておりますけれども、地域を設定してはおりません。したがって、地積図というようなものもつくってないわけでございますが、これは条例によりますと、そういうものを必要とした場合にはそういうものをつくるということ

で、これが指定された当時においては、土地に対しても所有権とか課税の問題というようなものは、それほど問題でなかったので、それほど切実な問題でなかったために指定だけをしたということになっております。しかし、最近のように土地利用の問題、あるいは課税の問題などが非常に切実な問題になってくると、必要に応じてはそういうようなものも考えていかなければならんのではないだろうか。これにつきましては、他市の状況なども含んで考えてみたいと思います。

なお、法規的に言えば、国のそういう問題についてはこれは無税になっております。あるいは社寺、仏閣、こういうふうなことについても、これは無税ということになっております。ただ、私有地については、したがってそういう指定をされていても、その地域については恐らく課税が行われているんじゃないかと。そういうふうに考えていますが、これは今後の検討の課題としておかなければならん問題だと、こんなふうに考えております。

その次に、文化財についての保護の精神、特に文化財保護法の精神にのっとって、果たしてどういうような行政指導をやっているかと、こういう御質問かと思います。これは大変むずかしい問題でもありますけれども、私たちがやっていることについての考え方を少し申させていただきたい、こう思います。

それで、文化財保護法では、文化財についての定義はいろいろありますけれども、それは文化的、学術的、芸術的に価値の高いものを指しているわけです。しかし、それを守るという根底の中には、谷議員が質問の表題に掲げられておられるように文化財、歴史の証として保護し、保存しようという精神が、考えていることは言うまでもありません。そういう意味で、なぜそういうようなものを大事にするかということについては言うまでもありませんが、人類の歴史を最も端的、具体的に示すものは、このような資料だというふうに認識されているからだと思います。

しかし、文化財というのは時代の経過の中で消滅していく可能性が非常に強いものでございます。そして一たん消滅してしまうと、これは再生するということはなかなか困難、ほとんど不可能である場合が少なくありません。そういうような状況ですからこれを保護し、守っていくということは当然の、その時代時代の義務であると、こういうふうに考えております。特に人口が増加し、生活様式が変わったり、あるいは開発が進む時代においては、文化財の保護や関心というようなものが薄られると、消滅の速度が非常に高まっていくだろうということは言うまでもありません。そして、そのような状態に日野市がいま、やはり直面しているということも否定できないと思います。したがって、以上のような認識の上で、私たち文化財行政というものに取り組んでいる具体的な問題を少し申し上げます。

その第一は、いまの時期というのは文化財の保護と散逸を防ぐという一つの時代じゃないかと。ほんとは力があれば、もっと大いに調査したり、あるいは博物館や資料館をつくるということが一つの大きな仕事であるかと思いますが、しかし現在直面しているところでは、やはりそういうようなものの保護と、散逸の防止ということが一番大事なんじゃないかと、こういうふうに考えて、完全とは言えませんけれども収蔵庫をつくって、それに対応する努力をしているようなわけです。その間において、たとえばヒスイがなくなったとか、あるいは道具がなくなったとか、あるいはカメ型の土器がなくなったというようなことについては、管理者として大変申しわけない、というのは前の議会などでも申し上げているとおりでございますが、しかし、より安全な収蔵庫というものをやはりつくっていく必要があるんじゃないかと。それで市の協力などをいただきまして、三小の空き教室を改造してそれに充てるというのも、それへの努力であるというふうにお考えいただきたいと。

もう一つは、旧家の改築などによって廃棄の運命にあるような生産器具とか、民具などというようなものをできるだけ譲り受けて、そしてそういうものを保存し、過日の展示に備えたいというふうに考えて、そういう仕事もいま文化財専門委員などを通して進めているわけでございます。

第二は、文化財に対する市民の理解と愛護の精神を、どういうふうにして育成していくかということをやはり考えていかなければならん、これは谷議員も指摘されているとおりでございます。そのためには、文化財に対するＰＲというようなものが大切じゃないか。そのためには、郷土資料館などによる常時の展示が最も有効とは思いますけれども、いまのところはそういうものはありませんので、それにかわるものとして幾つかの努力をしているわけでございます。その一つは、文化祭における展示とか史跡めぐりとか、あるいは今度中央公園などにつくっていただく住居址の復元、こういうようなものもそういうことに役立てようということで、努力しているものでございます。

それからもう一つ大事なことは、文化財を指定してありますが、それについての掲示をいま、年次を追って掲示板をつくらせていただきますが、この辺もＰＲの一つの仕事じゃないか。こんなふうに考えております。

それから市民が住宅を建設するというような場合に、埋蔵文化財等の調査が必要となり、ときどきその間でトラブルを起こしていることは、皆さん御承知のとおりであります。これに対しては、やはり調査をしないでというわけにはなかなかわれわれとしては認めるわけにはいかないというのが、法のたてまえでございます。そのためには調査期間の短縮とか、あるいは国庫補助等による調査費用の解消などによって市民の理解と協力を得るような努力、その体制というものをつくるべく、いま最

大限の努力をしているところでございます。

第三には、文化財専門委員の活動というものをもう少し活発にして、いままではともすると文化財のうちでも埋蔵文化財のことで、やや右往左往させられた面もなきにしもあらずでございますので、この辺についての態勢をいま立て直しながら、もっと市民の中にいろいろ入っていくような形の文化財専門委員の活動というものも、お願いしていかなければならないと、こんなふうに考えているわけでございます。

そんなようなつもりで文化財保護の指導というようなものを私たち、努力をしているわけでございます。

それから無形文化財のことでございますけれども、これは法律が決まったのも非常に新しいことで、日野市においてそういう無形文化財、たとえば芸能とか、あるいはその他いろいろな民族的なもの、それに値するようなものが、私まだ不勉強で十分知らない面がずいぶんあるわけでございますが、そういう立場でいろいろ御指摘をいただきながら、そういうものがあればひとつ大いに推薦していただいて、それを文化財専門委員などと図って、やはり残すべき価値のあるものについては残していかなければならない。こんなふうに考えております。

その他いろいろな、たとえばいままでまだ指定されていないものについて、指定すべきものがあるんじゃないかと。たとえば、天然記念物というんですかね、そういうようなことについてもあるでしょうし、あるいはいままでまだ指定されていない重要なそういう文化財が残っているとすれば、そういうようなことについてももっと目を広げて検討していかなければならない。これも教育委員会、特に文化財専門委員会を通しての大きな仕事だと、こんなふうに、まあ教えていただきまして……。

その他、郷土館の建設とか、あるいは買い上げ等につきましては、これはどのようにするかということは基本にかかわる問題でございますので、ひとつ企画財政の方でお答えをいただければありがたいと、こんなふうに思っております。大体、大ざっぱに以上のようなお答えをいたします。失礼しました。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　買い上げと、資料館・郷土館の建設についてお答えいたします。

市内在住の作家の絵等の買い上げにつきましては、五十五年度予算から些少でございますが、計上しております。ただ、議員さんの御質問の趣旨は、条例化というようなお言葉がございました。買い上げ制度を一つの制度として定着させるためには、確かに条例化というような手続が必要かと思いますが、それに至るまでに当分、いわゆる作家団体等の関連から、いまのような制度の中で踏み固めを続けていきたい、このように考えております。

七番目の郷土館あるいは美術館の建設につきましては、いわ

ゆる部門別の施設の建設という形の中でとらえるか、複合施設の中でとらえるか、その辺は市民の方々や何かのコンセンサスに負うところによって決められる問題かと思います。ただ、日野市としましては目下、市長等の発案によりまして、いわゆる地域を文化ゾーンあるいは健康ゾーンというような、いまはやりの言葉でいいますと、ゾーニング設定というような企画がございます。それらの中にくるめて、一応このような施設をセットする計画は持っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　ただいま答弁をいただいたわけですけれども、やはりこの　一点につきましては、条例にもあります関係上、やはり区域を設定したならば、必要性があればやるということではなくして、やはり境界確定をして表示板、何なりを立てておかないと、どこまでどうなんだかと、境界がなければわからないわけです。そこいらをこれから明確にしていただきたいということと、あと一つは、指定してあるけれどもただそれのみで終わっているような傾向があるようでございます。大切な文化財ですから、ぜひその保護、その保管の状態がどうなっているのかと、状況がどうなっているのかということだけは、行政の上からも把握しておく必要があるんじゃないかと思いますけれども、その点について再質問をいたします。

その次に、確かに愛護の精神、これは普及等は非常にむずかしいのでございますけれども、文化財の指定個所等ははっきりいたしておりますので、表示板はまだ全部立っていないようにも聞いております。また、私も見て歩きましたけれども、まだ立っていないところがあるようです。それはぜひ建設していただきたい、それができるかどうかということです、全部ね。

その次に、新しく文化財を指定してもらいたいという追加の件ですけれども、非常に大切な天然記念物等があるわけでございます。これは南平の八丁目の六番地にあるわけでございます。それは多摩丘陵を形成する地層でございますけれども、この八丁目六番地にある地層は、地質学会等におきまして非常に大切なところであるということなんです。どうしてかと申しますと、東京大学を初め各大学の地質学者、または地質学の卵の方が模式地、すなわち模範のところとして来る場所なんです。それで非常にいま周囲が破壊され、さらに将来破壊されることは、もう目に見えていると思うのでございます。この平山砂層、これは多摩丘陵を形成している三浦層群の一部でございます。この規模は先ほども少し議員控え室で話をしたんですけれども、多摩動物公園へ南平から抜ける道ですね、南平。それから百草園の入り口ぐらいのところまでは、ちょっと東ですかね、そこいらまではあると思うんです。それですから、その中でやはり一つの山をなしているところが、南平の八丁目の六番地にあるわけでございます。この土地がすなわち模式地でございます。地

質学的にも非常に重要なところであるということで、ぜひ指定をしてもらいたいことをお願いいたします。

それから滝合橋の上に、中込のたんぼへ入る用水があるんです。この用水は昔、約十八町歩のたんぼに引く用水でございますけれども、浅川から中込の段丘、それと下が河原になるわけですけれども、そのなめの一部をくりぬいて用水として使っているわけなんですけれども、このような形式を残している用水というのは関東でも少ないのでございます。それと同時に、そこにサイカチという木があるのでございます。このサイカチの木は、やはり非常に珍しいといわれておる関係も——群生しているわけですね。だからそこいらもひとつ考えてもらいたいということです。

それと、浅川利用計画が五十五年に発表されておりますけれども、それと相まって今度はことし一月の七日ですか、八日ですか、万願寺の区画整理が認可になったわけでございます。その中に「大木島」という緑地があります。これを、やはり区画整理の上からいきましても非常にむずかしいと私は思いますけれども、浅川利用計画とあわせて将来この緑地を、何とか所有者、権利者の方々と話し合いをしまして、残してもらいたいと思うのです。どうしてかと申しますと、浅川の堤防に接していて大きな緑地というと、日野市におきましては、ほかのは小さいけれどもあそこぐらいのものだと思いますので、どうかその点の配慮をお願いしたいと思います。

それから百草園の八幡様から仁王塚にかけての一帯でございます。これはどうしてかと申しますと、八幡様に、先ほど教育長から国指定の阿弥陀如来像があるということを発表されておりますけれども、この阿弥陀如来像に由来して考えてみますると、文治二年二月に武蔵国真慈悲寺におきまして、後鳥羽上皇の四十九日の法要が行われております。この法要たるものは、武蔵国におきましては現在の浅草あたりにあった浅草寺と、多西の真慈悲寺の二つだけでございます。そのようなことを考えてみますると、非常に大切な場所ではないかと思うのでございます。当時の真滋悲寺は、元弘三年新田義貞の鎌倉攻めのときの分倍河原の合戦におきまして、焼失したとも伝えられております。そのような関係もあり、非常に大切な場所である。その後、三回建てかえが行われたとも言われております。それで、この阿弥陀如来像の光背等を見ましても、これは高さが約三尺六寸ということになっておりますけれども、その光背にこの由来が記されておるのでございます。その年代は建長二年の銘を持っており、「東鏡」「武蔵名所図絵」、それから「武蔵風土紀行」にも詳しく記載されておるのでございます。

それで、このそばに仁王塚というのが現在残っております。これが慶長十五年の九月に記された「松連寺由来記」、これらを見ますると、天正、年中賢恵上人松連寺住持になっておりま

す。それで、十六世紀後半においては百草八幡宮の別当はこの松連寺であったというようなことも記されておりますけれども、これらのことをここで言っても長くなってしまいますので簡単に申し上げますけれども、重要さにおきましては元禄十三年三月、百草の小名の仁王塚より古い鏡や香合古いつぼ、それから三筒の経筒等が持ち出されている。それら一帯を、どうしても私は風致地区ということで指定していただきたいということを、強くお願いしたいのでございます。

それらのことを考え合わせて、ぜひこの市文化財の指定追加ということに関しましてお願いしたいことを、ここで教育長、市長にお願いいたします。再質問ということと、注釈を加えてありましたけれども、再質問についてお答えをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　まず、現在ある重要文化財についての保護の問題でございますが、この現況を十分把握しているかということでございますが、これにつきましては、これを保護、保存をしてくださる責任というのは、それを所有していただいてる方にお願いしているというのが筋なんでございますので、その方にお願いして、そこでもって非常に傷んだというふうな申し出がありますと、たとえば八坂神社の場合などがそうでございましたけれども、そういうような場合には、これはその費用の全部を持つというわけにはいかないですけれども、そういう修理、補修などについて補助をすると。そういうような体制をとって対応しているわけでございますが、これは定期的にもわれわれはそれを見せていただきながら回るということも、これから定期的に考えていくのが一つの方法じゃないかと、こんなふうに考えております。

それから表示板を全部つくるかと。これは当然、市が指定しているものについては全部これをつくる予定でおりますが、ただ年次計画でもってもう二年か三年ぐらいかかるんじゃないかと思いますが、そういう形で予算をお願いしてそういう掲示板をつくっているというのが実情でございます。

あと、指定追加ということでございますが、これにつきましてはいろいろな、特に天然記念物というようなことになりますと、その土地の所有者との関係などがいろいろあるわけでございますが、しかし果たしてそういうようなものを絶対に残さなきゃならぬというようなことであるかどうかということについての検討は、やはり文化財専門委員などでもひとつ十分検討さしていただきたいと。それからそういうようなことについての博学な知識をお持ちの方は、ぜひそういうようなことについてのお知恵を拝借させていただければ大変ありがたいと、こういうふうに思っています。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　文化財を所有している方が、壊れているというような申し出を受けて、市が見まして補助をするというようなことではなくして、私は積極的にどうしても保護をしていただきたいと思うのでございます。

それはどうしてかと申しますと、前に教育長が「文化財は直接には物を言わない。粗末に扱われれば黙って傷ついてゆく。そしてその傷は永遠に回復できないし、一たん失えば永遠に戻ってこない。この意味で文化財を受け継いだそれぞれの地域や世代は、それを大切に守っていく義務がある」というふうに言っております。それらのことをもう一回思い直していただいて、ぜひともこの文化財、これらをもっと前向きの姿勢で保護、すなわち愛護の精神を発揮していただいて、やってもらいたいということです。

それから追加指定については検討するということですから、重ねてお願いしておきます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十二の一、文化財（歴史の証）を大切にするために美術館・郷土館をつくれに関する質問を終わります。

十三の一、ヘルパー制度の一層の充実をについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　国際障害者年にちなむものと考え、ヘルパー制度の一層の充実をと題しまして、質問させていただきます。

市の福祉部、福祉事務所保護第二条に、ホームヘルパーと呼ばれる職員がいます。広報「ひの」によりますと、職員募集の際には「家庭奉仕員」とありました。この障害者や老人の家庭に奉仕する、いわゆるホームヘルパーの仕事を従来より幅広く考え、これをさらに充実していただきたいと考えての質問であります。

現在、六人の女性職員によって障害者十八世帯、老人十七世帯の家庭に奉仕していると聞きます。ホームヘルパーと呼ばれる職員は直接その家庭に入り、主に家事を手伝うのですから、一般の職員と違ってその家の人々とは密接な関係とならざるを得ません。数年前、「ホームヘルパー実はどろぼう」などとショッキングな新聞記事が載っていました。こんな人は全くの例外として、仕事の性質上、人格豊かな職員の範たる人たちがこの職場に選ばれているものと、確信しています。このホームヘルパーの皆さんの援助、ヘルプによって、対象となっている老人や障害者は多くの恩恵を受けています。生活する上で、いまやなくてはならない制度であるのが、このヘルパー制度であります。しかし、ヘルパーを派遣されている老人や障害者には、まだまだ多くの要望や不満があります。さらにこの制度が充実されることが望まれているのであります。

現在、ヘルパーが来てもらえるのが一週に一回だけ、これでは少ないというのです。夫婦とも視力障害者の家庭では、手紙を読むのはヘルパーが頼りなのです。これが一週間に一遍だと、緊急な連絡などすでに用済みになってしまう手紙が、ときどきあるのです。短時間でもいいから、週二回来ていただきたいと願っているところです。一週間に二回なら、どんな手紙でもほとんどの場合「間に合わない、遅かった」ということはないと思うのです。回数をふやしてほしいという要望は、寝たきりの一人暮らしの老人を対象としている老人ヘルパーにもあります。もう少し回数をふやして、多く来ていただきたいという切なる願いなのであります。聞くところによりますと、三多摩でも半数以上の市が家事援助という制度で、家政婦の派遣がなされているということです。これらの制度を日野市でもぜひ実現して、ホームヘルパーにこれらを並行して要望に応えることはできないのでしょうか。

現在は週に一日、それも半日のようです。半日といっても朝は九時半ごろから二時間ぐらいで、人によっては十時から十一時まで一時間ちょっとしかやってくれない人もいるということです。もう少し長い時間やっていただきたいという希望があります。こんな状態を福祉事務所へ連絡し、その改善をお願いすると、ヘルパーの六人に任せてあるというのだそうです。係長や所長の指導性はどうなっているのでしょうかと、疑問を持っています。同じ家庭の中で身近に接触する市の職員であるヘルパーと障害者、親密の度合いが濃くなる一方、多くの葛藤もあるのも仕方のないところだと思います。ヘルパーと、福祉事務所の所長などの職員と、ヘルパーに来てもらっている障害者の三者による話し合いを持ってほしいという要望が出されていました。特に視力障害者の家庭から視力障害者協会を通じて出されていましたが、最近はこれが持たれていないようです。ぜひこの三者による話し合いを持ち、この制度の充実に役立てたいのだと考えています。現行の週二時間足らずのヘルパーの派遣では、買い物などへは連れていってもらえる余裕は、なかなかありません。しかし買い物には何とか連れていってほしいし、日野市だけでなく、たまには八王子や立川へも行ってみたいのです。日野だけでは買い物は間に合わないのです。このために、ぜひガイドヘルパーの制度を実現させていただきたいと、視力障害者は願っています。

「地方自治通信」の五月号に、国際障害者年に当たって全国の革新市での新たな福祉施策が掲載されています。この中で、仙台市は百二十万円の予算を組んでガイドヘルパーを派遣するとありました。重度の視力障害者が市役所、福祉事務所、医療機関や学校へ出かけるとき付添人が得られない場合、ガイドヘルパーを派遣するということです。また、大阪府門真市でも、視覚障害者には法的機関及び各種行事等の参加ができるよう、

ガイドヘルパー制度を実施することになったとあります。武蔵野市では、以前より視力障害者の団体が旅行するときボランティアの付き添いを派遣し、この人たちに市から補助金を出しているということです。

日野市においても、社会福祉協議会のボランティアセンターで、このような付き添いを受け入れる体制はあるようです。そして、ごく一部の視力障害者も利用したこともあると聞いています。しかし、現状ではなかなか利用しにくい。ガイドヘルパーなる制度を確立していただくことが、どうしても必要であると考えます。現状のホームヘルパーのように、必ずしも職員でなくてよい。ボランティアでもいいと思います。しかし、全くの無料での奉仕では、付き添ってもらう方が心苦しいと言うのです。また、視力障害者に付き添うのにはある程度の熟練が必要です。急になれない人を持ってきても、障害者は気軽に一緒に歩行できないのであります。これらを兼ね合わせ、ぜひガイドヘルパーの制度を実現していただきたい。完全参加と平等を実現するための、一つの有力な施策になると思います。以上を申し上げ、質問いたします。

質問一として、ホームヘルパーの訪問回数を現状の週一回を増加させることはできないのか。

質問二、家政婦などの派遣についてはどう考えているか。

質問三、一回の訪問の時間が短い点について、改善することはできないか。

質問四、ヘルパー、非奉仕家庭、それと福祉事務所の幹部との三者による話し合い、対話を持っていく考えは。

質問五、ヘルパーへの指導は、いかになされているか。

そして質問六、ガイドヘルパーの制度化についてどう考えるか。

以上を質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。質問の第一点目でございますけれど、訪問回数を増加させることはできないのかという御質問でございます。

現行のホームヘルパーの派遣は、原則として半日単位で週二回でございますけれど、対象者の希望で週一回、午前午後にわたって奉仕しているケースもあるわけでございます。したがいまして、緊急の対応は内部調整で対応をいたしますけれど、定例的に回数をふやすということは現状では無理ではないかと、このように思っているわけでございます。この件につきましては、五十四年の十月十八日に、先ほど不祥事件もございましたことで何かお話がございましたけれど、この際に市の対応につきましてお答え申し上げているわけでございます。緊急時の対応は、内部調整で対応していると。これが現在の状況でござい

ます。

二点目の、家政婦などの派遣についての考えはどうかということでございますけれど、現行の制度では障害者福祉都市の指定を受けております三鷹市と小平市が、試験的にシルバー人材センターへ委託いたしまして週一、二回派遣いたしまして、行っているケースがございます。これにつきまして、ホームヘルパーとの併給は行っていないわけでございますけれど、こういう事例もございますので、今後検討をしていきたいということでございます。なお、老人関係につきましては、東京都におきまして十月からこの制度を、従来からございましたけれど、これを拡充していくということで進める予定でございます。二十六市がほとんどこれを採用するということを伺っておりますので、当市におきましてもこの制度を採用していきたいというふうに考えております。

それから質問の三、一回の訪問時間が短い点について、改善することはできないかという御質問でございますけれど、これにつきましては派遣の対象者が市内全域に散らばっております。市内の交通機関の関係等もございます。現状ではいっぱいでございますが、多少でも長くできるよう内部的には検討していきたいというふうに考えております。

四点目でございますけれど、いわゆる三者との対話を持つ考え方はということでございます。先ほど一ノ瀬議員の方からもお話がございましたけれど、人との密接な関係が必要であるということをおっしゃられましたけれど、確かにヘルプをするということは、人間関係ということが大変重要な問題でございます。したがいまして、私どもといたしましては、要望がございますればこれは拒むということはいたしません。ただ、内容が要望事項になってしまうというようなことになりますと、これはヘルパーを加えることにつきましては、少し遠慮させていただきたいというふうに考えております。

五点目の、ヘルパーへの指導はいかにされているかという御質問でございますけれど、ヘルパーの業務内容あるいは心構えにつきましては、先ほどちょっと触れましたが、不祥事があって以来、大変市といたしましても神経を使っております。当然これにつきましては文章をつくりまして指示をしており、また、毎日ヘルパー全員で業務の打ち合わせの中で、反省を含めまして打ち合わせも行っているわけでございます。こういったことで、指導は行っているわけでございます。そういう際に所長なり係長が出席いたしまして指導しているわけでございますけれど、二十六市の中におきましても下部組織、いわゆる担当係長会の下部組織というものがございますので、この中にヘルパーの部会も設置されております。こういうような中でも研修等が行われて、ヘルパーの資質の向上には努めているということでございます。

六点目の、ガイドヘルパーの制度化についての問題でございます。確かに市の社教のセンターにおきまして、特に視力障害者の方に対しまして、介助要請に対しましては付き添い等、行っているわけです。現在、三、四名の方が定期的な申し出がございまして、利用されているわけでございます。これにつきまして、これを制度化ということでございますけれど、いろいろ諸種の問題もございますので、今後、検討をしていきたいということでございます。なお、こういう制度を社教の方で行っておりますので、引き続いてこの利用は社教の方と連絡を十分にされまして、御利用はいただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ヘルパーが対象としている障害者十八世帯のうちの約半数は、視力障害者です。私はこの質問のためにこの人たちの家庭にお邪魔をし、ヘルパー制度についての不満、要望などを聞いて回りました。参上できない場合には電話で失礼し、視力障害の家庭の全体の意見を把握することができました。その主なものは、先ほど申し上げました質問であります。

これらのお宅は、そのほとんどが御夫婦とも視力障害者でありました。すべての家庭で、ホームヘルパー制度に感謝しています。特にある家庭では、ホームヘルパーについて何一つ不足はないと言っています。そして市内、市外へ連れていってもらうには、この六人の人がいい。ほかの人では、なれていないからいやだ、とも言っていました。一方、現行のヘルパー制度ないしヘルパーに不満を持っている人も何人かいます。これらの不満の中でまず言えることは、ホームヘルパーがどこまでやってくれるのか、どこまでやってもらえるのか、もらっていいのかということに疑問を持っています。この辺のお互いの意思疎通が不十分であると思いました。特に、障害者とデスクとの疎通が必要だと考えます。お勝手の仕事までよくやってくれるヘルパーと、お勝手の仕事はやらなくてもいいのだと全くやってくれない人と、いろいろなのだそうです。よくやってくれる人は、それをほかの人に言わないでくれ、わかるといじめられるのだと言うのです。自分でできることは、できる限りやります。でも、目の見えない者にとって、これ以上は無理だという限界があります。限界を超えるものについて、やっていただきたいのです。光の家から出て自活しているのだから何でもできるはずだ、勝手なことは言えないはずだといっているそうですが、実は、日野市にはホームヘルパーという制度があるから、施設を出ていっても大丈夫だと、光の家から独立してきたのだというのです。国立市では、ホームヘルパーのチームワークがすばらしいということです。ヘルパーの場合にも、このチームワークが大切だと考えます。ヘルパーの中には、非常によくやって

くれる人がいます。あの人なら一年じゅう来てほしい。よくやってくれる人には、仕事をいっぱいやってもらってしまう。三カ月でかわらずに、もっと長くやってほしい、などの発言がありました。

このホームヘルパーは職員として特殊な仕事なので、非常にむずかしい。しかし反面、それだけにやりがいもあり、女性としてりっぱな仕事であると思います。ガイドヘルパー制度の実現も含めて、このヘルパー制度をさらに充実させることについて、市長の考えをお聞かせ願えれば幸いです。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ホームヘルパーという制度が、一人住まいで寝ておられる、あるいはいま伺います障害者の家庭、訪問いたしまして、そしてお手伝いをするということですが、日野市としては六人をいま持っておりまして、今後、これになお一層能力を高めるということになりますと、やっぱり地域社会のボランティアの方々の協力を得るということが、きわめて重要だというふうに思います。

そこで、ボランティアの方にも交通費でありますとか、あるいは何か実費的な経費の負担は、これは支給というのがいいのか、その用語は別といたしまして、やっぱりそういう背景がないと長続きはしないということもあろうと思っておりますので、ボランティアセンターあるいは社会福祉協議会、あるいは活動なさっておられる方々の意見を十分伺いまして、効果があり、かつ長期的に成功する方法をこれから探していきたいと。御質問につきまして、そのように感じております。

それで、帰するところは、やはり地域社会に思いやりのある、そういう社会をつくるということに帰するだろうと思っていますので、一層そういったことでこの問題の、求める方々に対するサービスを高めていかなきゃならない。このように考えておるところでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

完全参加と平等を目指す国際障害者年を契機に、このヘルパー制度の一層の充実を望んで、簡単でありますけれども私の質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十三の一、ヘルパー制度の一層の充実をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

十前十一時三十四分休憩

午後一時二十六分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十四の一、基本市政を問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔九番議員登壇〕

○九番（藤林理一郎君）　基本市政を問うという題名で、質問させていただきます。

過日、日野市長選において三選をされ、まずお祝いを申し上げます。質問させていただく前に、就任のあいさつの中で非常に煩わしいことを書き上げてあることを一つ、先に問いをいたしまして、それから私の質問に入らせていただきます。

「中央と地方に通じる権力政治に反対し」、この意味をどういうような意味であるかを一つ、先に質問いたしまして、これを答弁をしていただきたいと思います。できましたら市長にお願いいたします。（「そりゃそうだよ、市長だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　憲法の理念というものを、われわれは最も尊重しておるわけであります。したがって、その理念に沿わないものといいましょうか、たとえば、われわれは地方自治ということと国政ということにつきまして、上の関係とか下の関係ということは本来ないと。特に中央集権的な動向があるとするならば、それはやはり地方自治法の立場から対抗していくということが憲法の理念であるというふうに、基本的に考えております。具体的に言えば、いろいろ今日的な問題があると思っておりますけれど、それによって御理解をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　これは、最後にまた聞きただしたいと思います。

市行政と政策行政の能率的効果的な施策、運営かつ完全な財政経過、その目的を遂行し、特に市行政の指導の立場にある国政、都政の指導のもとに、市行政の健全化及び近代化政策を図る上、行政施政を行わなければならないというふうになっております。最近、地方自治体において財政の悪化が目立つ現状であります。現在、国等の財政とともに市政に深刻な影響を与えておる現状でございます。一方、急激な日野市において人口増に伴い、都市計画、生活環境、施設整備、教育文化、社会福祉、道路交通、産業道経済等の優先に行政を進めて行わなければならないというふうに、義務づけられております。人間が住み、在住する場合、速やかに在住者に各分野の義務を要求し、さらに市民に行政サービスを行い、公正民主的に市民要求に応える義務と、なされております。なおかつ行政側といたしまして、義務、任務を保ちながら勇気と決断を持って十五万市民のため、

市民より期待されるよう努力しなければならない、というふうになっております。

そこで私は、市長選に市長そのものが基本政策を訴えております重点公約について質問いたします。

健康センター設立及び医療体制、どのように今後進めて行われるか、具体的に説明をお願いいたしたいと思います。

次に婦人センター会館の建設について、建設の所在地、いつごろの予定か具体的に説明を願いたい。

高校の誘致について、所在地、いつ開校予定、知らせていただけたら、具体的に知らせていただきたい。

総合スポーツ公園建設について、所在地と、いつごろ、建設の予定が決まっておりましたら、知らせていただきたい。

次に、循環バス運行についての行政でございますけれども、運行道路と路線の具体的に説明ができれば、いつごろ決定をできるかを知らせていただきたい。

次に、地元零細企業優先発注について、今後は地元事業所及び商業者に発注なされる考えを、具体的にどのようになされるか、説明をお伺いいたしたい。

次に加えておきますけれども、地元の商業者に発注なされた商店名または金額等を、五十四年度、五十五年度、二年の間に地元業者に発注なされた品目、商店名を、できましたら報告していただきたい。

通信関係にお尋ねいたします。庁舎内または支所、あらゆる公共のところに設置されている電話通話料について、お尋ねいたします。市当局で昭和五十六年度一月～五月までの間、通話料金の額の請求、領収証を見せていただけるなら、提出をお願いいたしたい。

次に、通信に伴うことでございますけれども、庁内また関係のところに使用なされている封筒、またはがき、一カ月の数ですね、どのぐらいの使用をなされているか。また、一枚の封筒の値段、郵送料をできましたらお知らせ願いたいと。こういうふうに質問いたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま藤林議員から御質問のありました、私の市長選に臨みましての政策ビジョンという中から幾つか、いつできるか、そういうことの具体的な回答を聞きたいと、こういうことであります。それで総括的に申し上げますと、それぞれ一応の考え方は持っておりますが、いわゆる政策ビジョンということでありまして、これから具体的に予算化、年次的に行いつつ、議会の御意見、御指導をいただくと、こういうことになるわけであります。したがいまして、いまそれをいつ、どこにというふうなことは申し上げるべきではないんでなかろうかと、このように思います。しかし、ぜひこの仕

事を、日野市民の生活を豊かにするために実現をしていきたい、こういう考え方は熾烈に持っておるものであります。

なお、細かい消耗品関係のことにつきましての御質問については、担当からお答えをさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第二点目でございますけれども、地元零細商工業とか、あるいは地元に対しての発注ということについての資料でございますけれども、まとまっておりませんので、まとめた上で御回答申し上げたいと、このように思っておるわけでございますけれども、いままでの市の中でのいろんな用品の発注の大部分につきましては、市内業者を対象にしました指名制度というふうなことで、地元への還元といいますか、そういうものを基本に考えておるわけでございます。

それから建築とか建設関係、土木関係、これにつきましては、これらの業者からのいろいろな要望等もございます。業界の要するに育成というふうなことで、昨日もお答え申し上げましたけれども、ジョイント方式の定着という問題もございます。それから非常に資材が高騰しておりますので、前払い金という制度の実施というものにつきましては、従来、学校建設で一部実施しておったというふうな形の中で、とだえた形でおったわけでございますけれども、今後は学校建築のみならず全般的に、要するに前払い金三百万円以上と、あるいは三カ月以上の工期のものというふうな、全体を対象にしました前払い金制度の実施をしまして、資材の高騰だとかあるいはインフレとか、そういうものに対応すると同時に、請け負った業者の金融負担を軽くしていこうというふうな考え方を実施しようということになっておるわけでございます。それ以外、御要望に沿った手だてにつきましては実施していきたいというふうに考えておりますし、先ほどお話のございました発注の件数につきましては、至急取りまとめますので、その上でお答え申し上げたいと。御猶予を賜りたいと思います。

それから電話の関係でございますけれども、電話の関係につきましては一月から五月までございます。各部別のというふうなこととか、各一階、二階とか三階というふうなフロア別の集計は困難なようでございます。トータルでございます。五月までの総計が五百三十四万九千円でございます。一月が九十五万六千円、二月が百八万九千円というふうに、大体月百万前後の電話料と、このようになっているようでございます。これは本庁だけでございます。御指摘のございました多摩平とか、七生支所とか、図書館だとか、そういう出先につきましては、まだ取りそろえておりません。これにつきましても取りそろえた上でお答え申し上げておきたいと思います。いま申し上げましたのは、本庁だけでございます。

それから封筒とか、はがきでございます。両方合わせまして、

一月が四万五千通でございます。二月が三万七千通、三月へ入りますと年度末、七万通で、四月が十六万九千通、五月が五万一千通、こういうふうなことで、大体、料金にしますと別納で多少割安になっておるわけですけれども、一月が二百二十五万七千円、二月が三万七千八百通で、百九十七万七千円、このような形で推移しておるわけでございます。これにつきましては非常に詳細なものでございますので、いま御報告申し上げましたものにつきましても、資料として御提出申し上げたいと思います。非常に、本庁だけの数字で申しわけございませんけれども、取りまとまったものとしては、以上のとおりでございます。不備でございますけれども、よろしくお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　再度お聞かせいただきます。いま市長は、何かはっきりとまだ計画はなされてないというような答弁で、まあ、いつかはやるんだというふうに私は取れたように思います。一応この四年間、担当する責任があるわけでございますので、一たん公表を皆さんにした以上は、何らかの自分なりに構想が持たれて皆さんに公約したことだと、これは十五万市民がそういうふうに考えておるんじゃなかろうかと思います。

そこでもう少し、できましたら学校ですね、これは昨年からも大体五万の人口に対して高校は一つ必要だということを市長も再三、議会の中ででも言われて、私も聞いております。そういう意味からして、高校はどうしてもいま必要になっているということでございますので、旧七生地区というふうに指しておりましたですね、だから旧七生というふうにおっしゃるぐらいですから、大体のところの所在地がわかっているんじゃなかろうかと、こういうふうに私は考えまして、質問させていただいたわけでございます。

次に、昨日も先輩の先生方が総合スポーツ公園ということで浅川公園、こういうようなことで答弁なされておりましたけれども、これはただ単に、こういうふうな考え方だというぐらいのことでおっしゃってましたですけれども、これも市長が具体的に言えるんじゃないかというふうに考えております。これももう一度、くどいようですけれども、わかりやすくひとつお願いしたいと思います。

それから循環バスの運行についてでございますけれども、これも昨日ちょっと先輩が触れてましたですけれども、この運行路線とかいうのは、これも大体市長が頭の中に構想を持っておられるというふうに私は考えております。そこで質問をしたわけでございますので、これもできましたらわかりやすくひとつ答えていただきたいというふうに思います。

次に通信関係でございますけれども、これ、いろいろと金額が担当部長の方から申し上げてなにしましたですけれども、本

庁外は掌握してないということでございますので、これ以上私の方で申し上げても結論が出ないというふうに考えますので、これは後日また質問させていただきます。

そこで、この封筒、はがきでございますけれども、私の方から実態を一回、ここで再質問しながら私の考え方もひとつ、皆さんもおんなじことじゃなかろうかと、こういうふうに思いますので、もう一度質問させていただきます。

固定資産税の納付書、それから市民税、国民健康保険、法人、軽自動車、こういうふうに本庁ないし支所内で通達しているはがき、はがきは大体催促状ですね。こういうのもいろいろとこれ、ダブって出しているような形でございます。それは何でこういうことを私が申し上げるかというと、私のところに大体納税期間が迫ってまいりますと、どのくらいの封筒が藤林理一郎ということで入ってくるかということで、私はこれはひとつ改めなきゃいけないんじゃないかと。おんなじ日に、おんなじようにあて先に出してくる。これが五つも六つもダブって入ってくると。こういうものを一つの部署にまとめまして、それを一つの封筒で発送するというふうに考えていただければ、節約に対してもずいぶん私は節約できるんじゃないかと。ただ単に名前書いて出せばいいということだけじゃなしに、この封筒に金が幾らか私、かかっていることだと思います。その値段をひとつ……。はがきの方の値段は、これは四十円ということで決まっていますね。封筒の値段でございますけれども、これは大体市の方で別納というような形で発送しているように思います。そこで、一般に使われている料金よりも多少なりと安いんじゃないかと、こういうふうに思っておりますけれども、これもどうなんでしょうか、金額的にいって、これをひとつ、御答弁をしていただきたいと思います。

小さなことを聞いて申しわけございませんけれども、これもやっぱり一つの節約につながってくるというふうに私は考えますし、また、一般の受け取った方、納税義務者もそういうふうに私は考えていると思います。そういうようなところから改められるか、改められないものか。理由があって改めないものでございましたら、その理由をひとつ答弁を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の政策ビジョンにかかわります範囲の大きい事業といいましょうか、そういう展望につきましては先ほども申し上げましたとおり、それぞれに一応の考え方は持っておるというふうに申し上げました。それで、具体的に一々それぞれにということではなくて、その中でも高校誘致の場所はどこを考えているかと。あるいは総合グラウンドはどこを目指しておるかと。こういうことでございましたら、もうすでにあちこちでも申し上げていることだというふうに思

っております。

高校は、第一の予定地といたしましては、まだ他人の土地であることはもちろんですけれど、南平の独歩が所有をしておる土地を充てたいということで、いろいろと用地上の検討、交渉も行っております。それから総合グラウンドは、申すまでもなく桑園跡地が第一予定地であります。それとあわせまして河川敷グラウドも東光寺あるいは落川、どちらが先ということはいますぐには言えませんけれど、もうすでにいま既定方針だというふうに申し上げてよろしいかと思っております。

それから循環バスの運行は、多年の懸案でございました。これを可能にする条件といたしまして、一つには一・三・二の中央線架橋の部分、それからいま施工されつつあります平山橋通り、二・二・六の北野街道への取りつけが完成すれば、大きくそのルートの可能性ができてまいります。したがってその時点に、循環バスに相応するものが運行できるということで、すでに具体的な案は練っております。交渉もそろそろ開始しようかと、こういうふうにも考えられております。

市民センターあるいはそのほかの御質問も関係するものがあったかと思っておりますけれど、ある程度はこれまですでに申し上げ済みのことが多いわけでありまして、下水道ごときも大きなプロジェクトでございますが、これもだんだん具体化しつつあるというふうに御理解をいただきたいと、こう思っております。

もっと具体的にということでございますならば、ひとつ折を見ましてわれわれの話をお聞きいただければ幸いだと、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議員さんのお宅のお手元に、場合によっては五通も六通もダブってというふうな納付書の状況のようでございます。税目がいろいろ分かれています。そういうことから幾つにもというふうなこと、それでこれが解消できるだろうかということなんですけれども、各税目ごとの電算委託先が三菱だとか、あるいは協栄だとか、いろいろ分かれてますので、市民部長の方で御答弁を補充していただければ結構だと思うんですけれども、そういう面にもあろうかと思います。それから納付期限がいろいろ違うというふうなことで、現状の中ではなかなか統一化はむずかしいんじゃないだろうかというふうに考えておるわけでございます。電算が市で一本に計画される段階で改善できるものかどうかということについても、問題点がいろいろあるようでございますので、ひとつ懸案にしていただきたいと思います。市民部長の方で、補充でお答え願えれば幸いかと思います。

それから料金の方でございますけれども、三月三十一日までの料金表でお答え申し上げますと、封書の場合ですと八十円の

ものが別納料金ということで六十円になっておりますし、はがきの場合は四十円が三十円というふうな取り扱いを郵便局で受けておるわけでございます。簡単でございますけれども……。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　いま市長の方からも計画立てているようだということで、なかなかうまいぐあいに答弁が出てまいりませんけれども……。

そこで、もう一つお聞きいたします。この就任のあいさつの中で「市民参加百人委員会」というのが、明記されております。その中で、各政策委員会の設置というふうにも書き上げてありますけれども、これは市長の基本政策の重点公約について、これからこういうような委員会を設置しながら煮詰めていくというようなことになるわけでしょうか。その辺はどうなんですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　基本的な考え方といいましょうか、あるいは基本政策という形で五つばかりの項目に分けて、その中のいま御質問の部分は「市民が主役の参画連帯の町」と、こういう一つの標語的な言い方であります。すでに、たとえば下水道事業は下水道調査会からスタートいたしまして、いろいろな都市計画上の審議も経まして、計画を縦覧をし、意見を聞き、そういう形で固まって今日実施ないしは実施段階の直前にあると、こういうことでありました。したがって、いま、じゃあ政策委員会をつくってこれから物事を考えるのかという御質問なんですが、政策委員会はむしろそういう運営等について問いたいこともちろんあると思っておりますけれど、要するに市民参加の手法でありますんで、百人委員会というような言い方、あるいは千人市民会議ということも言ってもいいと思っておりますが、きのうもちょっと言いましたが、行政委員会がたくさんありますから、その行政委員会のそれぞれの方々にお集まりいただければ百人程度の委員会は、委員会と称しますか、何といいましょうか、そういう市民参加の手法は比較的容易に成り立つということ。

それから、これから新しい市民要求に基づきます政策あるいは施策の傾向につきまして、常に市民の意見を聞くということは、これは市民参加の大きな柱でありますので、そういうやり方でいきたいと。こういうことの表明であります。これから新しく、たとえば文化委員会をつくって文化センターのことはそこで考えるのかということでは、必ずしもありません。もちろん意見は聞きたいと思いますが、すでにある程度の抱いております構想をより市民に理解をしていただくという面もありましょうし、御意見を聞くということももちろんなければいけないわけであります。そういうことでありまして、ビジョンとして挙げておりますからには、市民要求に応えるという姿勢を具体的な事業として考えておると。こういうことであります。した

がって、雲かかすみかというような状況のものを挙げておるわけではございません。きわめて具体性のある、また市民要求に直結したものであると、このように御理解をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　いま市長の方から答弁が、市民参加によってこれからなにしていくと。そして場合によってはまた、もう委員会もできておるしするから、こういうものは逐次おやりになっていく、考え方を伸ばしていくというような考え方の答弁のように、私はとりました。できましたら、これを一日も早く生かしていただきながら、行政について市民に向けサービスを徹底しておやりになっていただくというふうに、お願いいたします。

最後に、先ほどお尋ねいたしました、どうもこういうことをお聞きしてどうかと思うんですけれども、この「中央と地方に通じる権力政治に反対……」ですね、これはどういう意味なんでしょうか、権力というのは。この権力というのは国会を意味してこういうふうにお書きになったものか、それとも憲法に対しての圧力団体ですね、これに反対していくというようなことなのか、その辺がどうなんでしょうかな、もう一度これをわかりやすいようにひとつ、全員にわかりやすいようにひとつ、お願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　憲法の前文に、その権力は国民に由来をし、その福利はまた国民が得るんだと、こういうふうに掲げられております。したがって、そのことを文字どおり、つまりこれが民主主義の地方政治の原理でありますから、そのようにぜひ守っていきたいといいますかね、国民として守っていきたい。こういうことであります。したがって、いま言われておりますような憲法の改悪論議でありますとか、教育の中立に対します一部勢力の圧力的発言でありますとか、こういうことはわれわれとしては敢然と地方自治の立場から反対をしていく、こういう気持ちでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）　一般にこういう文章を通じて出す場合には、市長として権力ということはできるだけ避けていただきたいと、こういうふうに私は考えます。そうでなければ、やっぱり十五万市民の長という市長で、権力政治に反対するというようなことをお使いになると、やっぱり何かと差しさわりがこれから出てくるんじゃないか、こういうふうに考えます。できましたらこういうような言葉、または文書に出す場合に、改めていただきたいと。こういうふうに考えます。これ以上どうこうと言っても、ニワトリか卵かというような形でなかなかはっきりと出てこないようでございますので、これはこの

ぐらいでやめさせていただきます。

もう一つ、はがきと封筒の件でございますけれども、ここにおられる先輩の議員さんたちの手元にでもずいぶん封筒がまいってると思います。できましたらこれをひとつ、大きな封筒に一つにしてでも改めていただくようにお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十四の一、基本市政を問うに関する質問を終わります。

十五の一、程久保及びその周辺地域の環境整備についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔二十番議員登壇〕

○二十番（市川資信君）　ただいま議長から申されましたように、程久保及びその周辺地域の環境整備というテーマで、一般質問をさせていただきます。

戦後の、いわゆる東京へ東京へと、抑えることのできない人の流れが全国各地から起こりましたことは周知の事実でございますが、昭和三十年代の前半には七百万人台であった東京都の人口も、五十年に入って一千万、そして現在一千百万と、当時から四百万人以上の人口がふくれ上がったわけであります。当日野市にとりましても、その現象は例外ではなく、とりわけ私が今回取り上げましたこの程久保地域の問題が、特に日野市内においても、いま申したような点について、とりわけ大きな問題を抱えておるのではないかということで取り上げたわけでございます。特に私ども子供のころには、あの程久保地域というのは二十数軒の山村で、山紫水明の全く南画を連想させるような風光明媚な美しい地域であったわけでございます。ところが、戦後食糧危機の中にあって田畑の宅地供給がほとんどできないという厳しい条件下に、いわゆる宅造会社が目をつけたのが無法地帯にあった山林であったわけであります。当時は市街化調整区域とか、あるいは現在のような宅地造成法、また、市の指導要綱等の不備の時代であるがゆえに、監督官庁の厳しいチェック機関もなく、言いかえれば大変甘い造成が許可されていたわけでございます。それゆえに震災、火災、あるいは水害等に幾つかの憂慮すべき点があの地域一体にあり、また、環境整備の立ちおくれが目につくわけでございます。

当時二十数軒だった家が、現在、世帯数で三千三百六十七世帯、人口にして九千七百九十八人、また、多摩動物公園の駅の一日の乗降客も、御存じのように明星大学、中央大学等の学生の通学のためにふだんの日で二万八千人から三万人、また、日曜祭日ともなればシーズン中で少し多い日は五万五千人前後が乗りおりしてると。また、多摩動物公園の年間の入園者数が二百万人をちょっと切るぐらい、多摩テックが約百万人、そのほかに御存じのようにあの日祭日の車の洪水、このように数字だけをとらえてみましても、私どもが知る当時と全く隔世の感を

覚えるのでございます。しかしそれにもかかわらず、今日まで行政面であの地域に一体どのような手が施されたか。私はまことに心もとないといわざるを得ないのでございます。それらに基づきまして、幾つかの点についてこの地域の問題を含め、質問をしてまいりたいと存じます。

まず質問の第一点は、従来より請願も出され、また地域住民からも要望されておりました町名地番整理は、一体、現在どのような推移をたどっておるか。これが一点目でございます。

それから二点目は、三中が現在千百四十四名、大変中学の定員としてはるかに理想定員をオーバーしておる。この現状を、将来新設中学を見込むのか、あるいはどういう解決方法をとるのかという点を、二点目の質問といたします。

三点目は、水道の一元化の見通しについて。これはどういう現在、見通しを持っておるのかということです。

四点目、中程久保川の現在工事が進んでおりますが、それから以遠の工事の完工の大体時期と、それからその程久保川の工事とあわせて進んでおる管理道路の利用方法等があれば、お答えをいただきたい。

五点目が、これは何もこの地域だけではございませんけれども、下水道事業の程久保地域の見通し。

六点目が、前からこれも請願あるいは要望等が多く出されております中程久保の交差点の通学路の、あの危険なところの完成はいつごろかと。それで、設計はもうできてるのかどうか。

七点目が、中程久保旧道の道路管理ということについてできれば、下程久保には狭い道路でありながらも側溝が整備されておる。それが中程久保の一部に、そういったものはできてない個所がある。その点についてお答えいただきたい。

八点目、旧七生支所跡地を、現在公民館の七生支所を移転した後、公園にされたわけですけれども、ここを自転車置き場にされたらどうかと。

九点目が、先ほど藤林議員も質問の中にございましたが、市内の循環バス運行、いわゆる市長も答弁されておりましたが、二・二・六、一・三・二等の問題とかけ合わせて、これを目安はあるのか。あるとしたらいつごろなのか。

十点目が、災害時の造成の危険、もし、現在震災がこの程度起きた場合、先ほど言ったような現在のような宅地造成法に基づいた住宅地でないがゆえに、水害、震災等が起きた場合のあの地域で危険個所があるのかどうか。あるとすれば、何点ぐらいあるのか。

最後の十一点目が、私は山村の中のあの世帯数の中で投票所が一カ所というのも、選挙の投票所です、おかしいんではないかというこの十一点について質問し、回答に応じてまた再質問をさせていただきたいと存じます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君の質問についての答

弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。第一点目の町名地番整理の推移、現況でございます。この点について、まずお答えを申し上げます。

程久保地域の町名地番整理につきましては、かつて五十三年前後にこれを整備すべく準備を進めておったところでございますけれども、下程久保自治会のこの地域は、宅地造成業者の事務処理が非常にずさんであったことから、土地登記簿公図が現地と不整合であるために、所有権関係が非常に混乱を生じてくる恐れがあるということで、所轄の東京法務局、八王子支局におきまして、公図の閲覧禁止の措置は、現在とられております。また、程久保地域の町割りをする上で、高幡地域との区画線が現在まだ未確定でございますので、このような問題点が解決すれば、直ちに私どもといたしましては神明上区画整理に続きまして、実施をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから第四点目でございますが、程久保川の管理道路の活用の問題でございますが、程久保川は五十六年度いっぱいで東京都が工事を完了する予定となっております。その際、この程久保川の両側に幅四メートルの側道が取りつけられることになっております。この側道につきましては管理用の通路でございますので、構築物または植栽、そういったものが制約されてまいりますけれども、河川を改修することによりまして、従来河川であったところが廃河川敷となってまいりますので、その関係ではこれらの廃河川敷を利用して管理道路と合わせまして、一体的に緑道、緑地、そういった形態で市の方で活用していきたいというふうに考えておるわけでございます。

第五点の下水道の関係でございますけれども、日野市の流域下水道につきましては、すでに都市計画並びに事業の認可がとられておりまして、現在、東京都の方で処理場関係の用地等につきましての接触が行われている段階でございますけれども、市が施工いたしますところの流俵関連公共下水道の都市計画決定につきましては、五十六年の五月二十五日に東京都の都市計画審議会で承認されまして、六月六日に決定の措置がなされております。事業の認可につきましては、昭和五十六年度中に申請をいたしまして認可をとり、五十七年度から第一期工事といたしまして、五カ年間でこれは五十七年度から六十一年度までにまたがりますが、南多摩処理区と浅川処理区の一部を実施する予定となっております。御質問の程久保地域につきましては第一期工事に入っておりますので、その中で整理をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　三中が非常に過大校であると

いうことは、御指摘のとおりであります。今後、この過大校がどんなふうに推移していくだろうかということでございますが、この団地の人口の推移というのは、かなりつかみにくいんでございます。

たとえば、私たち五十五年の四月一日に、五十六年はどのくらいになるんだろうかということを想定してみましたときに、千二百十三人で学級数も二十九になるんじゃないかと、こう思っていたところが、実際は千百四十四の二十七ということでございますが、しかしずっとふえていっていることだけは事実なんでございまして、われわれの想定によりますと、五十七年ですと千三百七十九人の三十二学級、五十八年はさらに三十四学級というふうに大きく伸びていくことは否定できないと思います。それで、いま持っているクラスルームというのは二十八学級でございますので、やがてはどうしても学校ができなければプレハブなどによって対応するか、あるいは一部で上がっている声でございますけれども、学区の分割をすることによって、何かこれに対応していかなければならないんじゃないか、というふうなことをいまのところは考えているわけですけれども、できればやはり新しい学校が一つできるということが、この学校の大きくなり過ぎたことに対応する一番いい方法だというふうに考えて、市長部局にもお願いしているわけでございます。過大校のいろいろな問題点というのは、いまさら言うまでもなくいろいろな点で教育上、支障な点が少なくないと思いますので、そうしていただければと。こんなふうに考えております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長、通学路の問題答えてください、六番目の。　水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　それでは第三点目の御質問につきまして、お答え申し上げたいと思います。水道の一元化というお尋ねでございますけれども、恐らく程久保あるいは南平地域に、現在、三恵設備工業が経営しております専用の水道がございますけれども、これの都への一元化ということのお尋ねだろうと存じますけれども……。

御存じのように、この地域は大変広い地域でございまして、この広い丘陵地域の中に排水管を整備いたしまして、家庭に給水できるというふうな状態へまで持っていくためには、かなりの年月と、かなりの高額な予算措置が必要になってまいるわけでございます。そこで、現在、東京都と協議を進めておりますけれども、一応の現在の目標といたしましては六十年ごろを目標にいたしまして、全地域の関係について都水道に切りかえられるような準備をいたしております。地元の機運も高まっておりますので、それぞれの地域から要望書などもすでに提出がなされておるところもございますし、去る三月の定例市議会におきましても、五十六年度予算の中ですでに一部排水本管の布設

工事につきまして、議決をいただいておるわけでございます。今後は逐次東京都との協議を進めていきながら、毎年時の予算編成の中で計画的に取り組みまして、早期実現に努力していきたいというふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　六番目の中程久保の通学路と申しますのは、中程久保にただいま設置を予定しております歩道のことだと思いますけれども、この歩道の設置につきましては地元の要望に沿って設置を計画し、過去数回地元説明会を開催し、協力方を要請しておりますが、地元から設置反対、あるいは条件つき賛成等の意見が分かれておりますので、地元としての意見の統一が出るまで待っている状態でございます。国庫補助事業として実施する関係から、あまり期限がおくれますと今年度の実施は、あるいは困難ではないかというふうに思っておりますけれども、地元の結論待ちという状態でございます。

それから七番目の、中程久保旧道の管理及び側溝の設置でございますが、程久保の旧都道は民地との境界がはっきりしないところが多く、ために市に移管したいにも移管する事務の手続がおくれていると聞いております。したがいまして都の管理下にあるわけでありますが、施工設置等については、御要望があれば調査の上、都に実施方を要請したいと思っております。

次に八番目の、旧七生支所跡を自転車置き場にということでございますが、高幡駅周辺の放置自転車対策の一案といたしまして、旧七生支所跡地を自転車置き場にという検討はいたしておりました。しかし、日野警察署とも協議いたしましたところ、安全対策面から交通量が非常に多く、交通渋滞する交差点のわきのため、非常に危険である。自転車置き場としては適当でないとの意見でありましたので、現在は交通に支障のないよう低木による緑化奉仕、ゲートボール等のできる休養施設として、ベンチ等を配置したわけでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　一番最後の投票所に関する御質問にお答えいたします。程久保地区につきましては第十投票区、投票所ということで、現在のところ投票所は程久保小学校ということでお願いしております。投票所の区域につきましては、いままでも何回か御説明の機会があったと思うんですけれども、投票区につきましては基本的に小学校通学区域で線引きをしていくと、そういう考え方で進めさせていただいております。申し上げるまでもなく現在の投票区は全部で二十三ございまして、投票所は二十三カ所でございます。その第十投票区の程久保小学校の投票所につきましても、全体の投票区の中で考えていくということでございまして、若干程久保地区につきましては面積の面では多いようでございますけ

れども、有権者数は全体で約四千三百人でございます。有権者数、それから面積、そういったようなものを勘案いたしまして、現状では程久保地区につきましては投票所一カ所という御指摘なんですけれども、程久保小学校一カ所で当分の間お願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　震災害の危険個所につきまして、お答えをしたいと思います。これにつきましては五十五年の七月に多摩地区の危険度の測定結果が公表されてございます。その結果によりますと、一応多摩丘陵地帯を重点的に見ているわけでございますが、五百平米のメッシュ方式によりますと、非常に丘陵地帯におきましては危険度が高いと、こういう報告が来てございます。

それでその内容は、五つの要素に分かれているわけでございます。一は、地盤地形密集度、二番としまして交通量、人口密度、空地率、三番目といたしまして油類貯蔵量、こういったものですね。それから四番目といたしまして空地率、建物の形態、延焼危険度、五番目といたしまして、避難地区への距離から見た避難面の危険度と、こういうような五要素をもとにしまして、それで分析されているものがございます。先ほど申し上げましたように日野市の場合には、丘陵地帯につきましては相当ございます。それで先ほども申し上げました五段階の要素を申し上げますと、一応日野市のを申しますと市内区域の浅川南部、浅川のがけ、擁壁及び自然斜面の崩壊危険度を調査したわけでございますが、その危険度のランクづけをゼロから五とするわけでございます。ゼロは危険なし、一はあまりない、二が二、三カ所、三は数カ所、四は十カ所から十四カ所、五は十五カ所以上と、このような基準でやってまいりますと、浅川南部の京王線以内の半分の区域が危険度の三から五になっているわけでございます。これは非常にまだ東京都の調査段階で、大ざっぱなものでございますので、これらについてはいずれ市の方で調査が必要ではないかと考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　循環バスの件についてお答えいたします。市内循環バスの開通の目安について、わかったらという御質問でございます。

市内循環バスにつきましては、先ほどの藤林議員の御質問にも市長の方から答えているところでございますが、その答えの中に一・三・二、二・二・六という路線の名が挙がっていたと思います。一・三・二につきましては、架橋予算が五十六、五十七年度に分けてついております。このことを取り上げましても、五十七年架橋工事が終わらないと、ルートとしての一部分といいますか、主要な部分が通らないというような形が出てまいります。目安としましては五十七年以降になると、このよう

にお答えいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　どうもお答えありがとうございました。それでは、また順を追ってただいまの質問からさらに再質問に移らしていただきたいと思います。

一点目の町名地番は、あの地域にずさんな造成があったために法務局だろうと思うんですが、はっきりした公図の、いわゆる地番のつけかえがしっかりできてない、そのために町名変更するのに大変ネックになっておる、こういうような答弁だろうと思います。それは私も大体わかっておるんですけれども、じゃ、その問題をどういうふうに解決しようとする姿勢があるのかどうか。市でですね、あるかどうか。それがあったらお答えいただきたいと思います。

二点目でございます。これはやはり大切な問題ですのでちょっとお聞きしたいんですけれども、教育長の答弁ですと、団地の人口の推移がつかみにくいということで現在二十七学級で千百四十四名、私いま日野市内の各中学八校の全部定員を見ているんですけれども、多くて八百ぐらいですね。大体六百から七百という中にあって、二十七学級の千百四十四名、大変これは一つの学校の中の規模としては、ある意味で飽和状態だろうと思うんです。それがさらに五十七年、五十八年と積み重ねると三十二学級、三十四学級と入っていくということです。学校教育、私はＰＴＡをやっていた関係で、千名以上の学校の状態というものはある意味ではわかるんですけれども、特に職員室における先生のストレスの発生率が非常に高くなってきている。それが学校教育にも私は少なくとも及ぼしてくるだろうと。それから児童個々の活発な運動が低下してくる。これは恐らく中学にも通ずる問題ではないかと、こう思うわけです。それで、プレハブで解決するか、あるいは新校舎をつくるかということですけれども、私は一点、これは市長にちょっとお尋ねしたいと思うんですが、市長は御存じのように程久保小学校を建設するときに、現在の用地を買収する前に多摩動物公園の西側のあの用地を買収しようという計画で進んでおった。ところが急遽現在地に変更されたわけです。ところがその用地が、当時市長も将来のためにあそこはいわゆる学校の林間学園にするとか、あるいは子供のアーチェリー等に使用するとか、また、キャンプ場に使用するとかというような、まあ、それは当時は空想に近い物の考え方でおっしゃられたんだろうとは思うんですけれど、ところが私は最近聞き及ぶところによると、中央大学が都内のグラウンドを売り払ってあの用地の買収に取りかかっておるということを聞いております。もし、私はあの大変恵まれた地域でもありますので、できることならばそういうものに利用してもいいですし、あるいは中学の新建設用地にしても結構だと思いますし、もしくはそれでもできないんだったら高校でもい

いんじゃないかと、こういうふうにも思うんですけれども、その辺についての基本的な考えがあればお聞きしたいと、これが二点目でございます。

それから三番目の水道の一元化の点について、お聞きいたします。水道部長のおっしゃられたとおり、三恵設備が現在千八百世帯を給水しております。先ほど申し上げましたように、あの地域には三千三百世帯ぐらいですから、半分以上の住民がまだ都の水道一元化の利益に浴してない状態です。現在、順調に給水は運ばれておるようですけれども、やはりこれも同じ市民であるならば同じかまの飯じゃなくて、同じ水を飲めるような方策もとれるように配慮してあげて、よろしいんじゃないかと。そしてそれを移管する場合には無償なのか、有料なのか。工事をやり直すのか、やり直さないのか——各家庭においてですね。その点についてもお答えいただければありがたいと思います。

四点目は、五十六年度完成ということですので、いいですね。

五点目の下水道事業と、これもまた後でもし時間があれば私、質問いたします。

六点目の、いま建設部長の答弁はちょっとこれ、私の質問と狂っているんですよ。私が言っているのは、建設部長も知っているだろうと思うんですが、程久保川の工事と同時にあの三井団地、武蔵野台からおりてくる、あの交差点の危険な道路を、車道と歩道を別々にしてつくるということを再三要望、あるいは請願も出ているわけです。そのことを私は言っているわけです。そしてそれに関連して、いま部長の答弁の、その道路が完成すれば高幡橋から動物園に一直線に道路が抜けるんで、道路の交通の渋滞あるいは頻度も激しくなる。そういうときにどういう想定をしているかというふうに私は言ったわけです。ですから答弁は、何か地元と反対とか何かという、あの問題については反対はだれも出てないわけですから、もう一度答弁をその点についてお願いいたします。

七番目の中程久保旧道の道路管理ですけれども、これがまあほんとに、まことに、細い道路のところにもってきて道路整備がされてないわけです。特に曲がりくねっておりますので出会い頭の衝突の問題であるとか、いわゆるそういったものについてカーブミラーを設置してくださいということを、私も言いました。しかし現在まで何らそういった問題が解決されておりませんし、特に日曜、祭日になりますと多摩動物園が込むもんですから、あの旧道を利用して駐車したり、スピードを出して帰ったり行ったりという現象が起きております。そのためにあの付近に住む住民が大変迷惑しているわけですけれども、それらに対してもいま少し真剣に考えてあげていいんじゃないかということで、もう一度その点についても答弁願います。

八点目の七生支所跡地自転車置き場は、何か警察と相談したところがそこは交差点でもあるし交通が危ないので、自転車置

き場としては好ましくないんじゃないかという答弁なんですけれど、私はまことに、ほんとに警察がそういうことを言ってるのかどうかわかりませんけれども、じゃあ何のためにあすこに交差点の信号があるのかどうか。子供ですらあすこを通学路で渡ってきているんですし、特に高幡の現在の自転車置き場の現状というものを認識しておったならば、高幡の人は一人も乗ってきてないんですから周辺地域から乗ってきているわけなんですから、当然あの周辺に自転車置き場を設置してあげれば、あのような厳しい――これは日野市だけじゃないんですけれども――自転車置き場、もうとにかく現状の、いわゆる容認度というんでしょうか、絶えられないところまできているんじゃないか。何かこの間も街路灯会の私、総会へ行きましたら、「私は道路管理ができてないんだから市にその売り上げ減少に伴う補償を、訴訟を起こす」と、これは実際やるかどうか知りませんけれども、そこまで言っている商店主が何人かいらっしゃるわけです。そういう現状を認識したならば、少なくとも一遍の警察との打ち合わせでなくて、私も何カ所もこういったとこをつくったらどうだろう、こういった問題、ここへつくってあげたらどうだろうということを再三相談しているわけですから、市もいま少し積極的にそういう問題について真剣に取り組んでいただきたいと思うんです。再度その問題について、考えがあるのかどうかお答えいただきたいと思います。

十番目は、三から五だと。私の大体想像するように危険な個所です。これはまた、時間がありましたら後で再質問します。

十一点目の投票所の件について、選管の方にもう一度お聞きします。いわゆる従来は地区センターが投票所だったわけです。程久保小学校ができたために、今度新しく初めて程久保小学校が投票区になったわけですが、選管にも私、前にも申し上げましたね。あの地域は、いわゆる普通の地域と違うんだと。四方が山だと想定してもいいわけですね。冬、雪が降って凍ってしまえば車もスリップして上がれない状態ですね。通学路すらも使えないような状態です。そういう中にあって、特に地域選挙になりますと寒い時期ですし、投票所に行くのもお年寄りがあの凍った道路を、あのがけ道を下がっていったり上ったりするということが私は危ないから、そういう地域については細かく分けてあげてもいいんじゃないかと。当時は七生公会堂ができたらその辺を一つの考慮をしてもいいんじゃないかと申し上げておいたわけでございます。それが地区センターが程久保小になったという意味で言ったんで、いまの選挙管理委員会のお答えですと、全体の中で考えるんだということですね。いわゆる地域性というものは勘案されてない、この辺に　これはこの地域だけじゃないと思います。恐らくほかにもそういう発生する地域は、あの丘陵地帯ですからあると思うんですけれども、再度お聞きいたしまして、お答えをいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。
○都市整備部長（結城邦夫君）　第一点目の町名地番整理にかかわりますところの登記簿閉鎖が現在されておりますが、これについての解決の方法がないかといった御質問でございますが、各地域には当然土地に基準点が設置してございます。その基準点からそこの地域を割り出していくということは可能であるわけでございます。したがいまして、ここの地域の公図等を整理するに当たりましては、そういった方法がとられることが妥当であろうかと思いますが、これにつきましてはその整理方法、それから費用の負担の問題、そういった点がございますので、法務局並びに地域住民の方々とも十分話し合いをして解決していきたいというふうに考えております。以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　御質問の、第三中学校の過大化に対する解決策ですが、新しい中学校を近隣に新設するということも積極的な方法だというふうに、いろいろと検討はいたしております。杉野学園を買収したらどうかとか、あるいはもっと東に解決方法を考えるべきではないかとか、いろいろあるわけでありますが、西の方の、日野市の最後に残る調整区域に学校を建ててということは、いまのところ考えておりません。最後の残っておる調整区域であり、かつ緑地でありますから、もっと自然を保存する方法でなるべくそのまま残したい。これが原則的に考えられるところであります。民地でありますから、いろいろな働きかけはあるということも知っております。しかし、市の行政指導抜きにどうこうもできるはずがありませんから、なるべく保存をしたいと。したがって中学校の解決にはまだ考えていないと。こういうふうに現状を御理解をいただきたいと思います。
○議長（滝瀬敏朗君）　水道部長。
○水道部長（中村亮助君）　再質問の第三点の問題でございますけれども、専用水道の施設、現在使われておりますのは、深井戸による水源とか、あるいは家庭まで持ってまいります道路上に布設される排水管とか、あるいは排水管から各家庭に引き込まれております給水管などがあるわけですけれども、これらの施設につきましては移管の場合に、東京都としては原則的には一切施設は引き継がないというふうな方針がございます。それで水源の問題につきましては、現在、東京都が計画しております新しくできます利根川水系の水源池ができますので、これを利用するという形になる手はずでございますので、深井戸に依存した水源というのは必要がなくなってまいります。排水管あるいは給水管の装置につきましては、これは調査をしてみませんとわかりませんけれども、東京都は一定の基準を持っておりますので、その基準の関係を検査いたしまして、この基

準に適合するものについては使えるということになります。
したがいまして、具体的に作業が進んだ段階で調査をさせていただいて、給水装置あるいは現在使われております排水管の使用につきましては、決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　中程久保の歩道ということで、私、別なとこを勘違いしておりました。程久保川の改修に伴い、橋も拡幅された橋になるわけですが、その際の程久保川の橋と都道までの拡幅と認識するわけですが、この点につきましては、地主とも一応わかっておりますので、下話はやっております。程久保川の橋の拡幅に合わせて今後さらに検討したいと思っております。

それから中程久保の旧都道の管理でございますが、これはただいま申し上げましたように都の管理下でございますので、地元の要望につきましては都に要望して改善してもらうという順序になるわけですが、地元の要望をさらに調査いたしまして都の方に強く要請したいというふうに思います。

それから七生支所跡地の自転車置き場ですけれども、一応交通安全対策面としては警察署の交通と連絡をとりながらやっておりますので、危険だというところに無理につくって、もし事故でも起きればという考えもございます。それで、他にこうした自転車置き場をつくらなければということで、現在、駅の北側の用水路の上に工事を進めるべく、もう予算も通っておりますので実施したいというふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）　程久保地区の投票所の問題でございますけれども、御質問の中にありましたとおり、一昨年、五十四年十月の衆議院議員の選挙までは、程久保地区センターを投票所としてまいりました。昨年の五十五年六月の衆参両議員のダブル選挙から程久保小学校に、程久保地区につきましては投票所を変更したわけでございます。

それで、程久保地区センターにつきましては、投票所として約六回ばかり選挙をやったわけですけれども、非常に狭いということ。特に五十四年の知事選、衆議院選が二回ともかなりの雨に降られたというようなことから、狭くて道が悪いというようなこと、それから地区センターへ行くのに上り坂でかなりあるというようなこと、そういったようなことから苦情がございまして、思い切って昨年五十五年六月の選挙から小学校の方に移したわけでございますけれども、選管としては程久保地区につきましては適当な施設がないと。投票所として利用するのに適当な施設がないということで非常に苦慮したわけでございますけれども、一応程久保小学校ということで現在は落ち着いております。それで懸念されましたのがかなりの上り坂があると

いうようなこと、そういったようなことから投票日当日は交通整理の職員をつけましたり、あるいは投票所の従事者の方にも言っておきまして、特に苦情等があったらよく聞いておいていただきたいと。そういうようなことで、いままでも二つの選挙でいろいろ、何か選挙人の方から御意見があったかどうか、苦情を言われたかと、そういったようなことを伺ってきたわけですけれども、前の地区センターよりはいいと。これが投票事務従事者の受けとめ方でございます。

そんなわけで、先ほど全市域の投票区の線引きの中から考えていくというようなことを申し上げたわけですけれども、選管としましてはここ数年来、投票区、投票所につきましては、全体的に考えて区域変更もかなり思い切って進めてきたわけでございまして、大体もう全市域にわたって一応区域の編成がえといいますか、区域変更は終わっていると、そんなふうに考えております。前の投票区の図面を比較していただけば明瞭なんですけれども、それぞれの投票区の線引きが、おのおのの投票区が丸く正しいといいますか、いい形になってきております。自分で言うのはおかしいんですけれども、いい形になってきております。というのは、やはり有権者が投票所へ通うのに便利になってきていると。全体的にですね。そういうふうに受けとめております。

程久保地区につきましては、現状でお願いしたいというふうに申し上げておるわけですけれども、そういうことで御理解をいただきまして、当分の間程久保小学校ということでお願いしたいというふうに考えます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　大分丁寧に、意味はあんまりよくわからないんですけれども長い時間かけていただいて……。石坂議員じゃないんですが、あんまり私もしつこく言うのはいやな方ですから。

市長、二番目の三中の問題なんですが、これは現在中央大学が買収にかかっておるということで、私どもはできれば市長と同じように、あのところは緑として残しておきたいという気持ちは全く共通でございます。しかし、いかに指導要綱があろうとも、これは学校公共施設となれば地主も日野市のものじゃありませんし、個人の地権者がいるわけですから売り買いもできるし、その中でグラウンドとなれば、市の指導要綱の素地の限界というものも私は生ずるんじゃないかと思うんですけれども、その点の見解、市長いかがなんですか。あれはやっぱり現在のまま、あのまま置くということができる可能性、あるんでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　保ちたいという念願でございます。これまでも帝京高校がぜひグラウンドに使いたいといっ

て、執拗に地主に工作をしたことも知っておりますけれど、総長が来てお話がありましたが、日野市の方針を申し述べまして退いていただきました。それから地主さんのお気持ちということも尊重しなきゃなりませんから、もし地主さんに手放したいお気持ちがあるならば、いつでも買っていこうと、このような姿勢を一応述べておきました。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　ありがとうございます。市長のその積極的な発言は私は了といたします。

四番目の中程久保の以遠の工事の見通しの件で、現在の程久保川はとにかく諸悪の根源というんでしょうか、悪臭、草はぼうぼう、消毒もたまにはされているようですけれども、あれは恐らく管理は東京都だとは思うんですけれども、そういった問題に対して市も、迷惑受けているのは市民――周辺地域住民なんですから、その辺に関しても、もし東京都が清掃されているんならば、都にもう少し管理というものを厳しく要請していいんじゃないかと、かように思うんですけれど、その点についていかがですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　程久保川の両側に設置されてあります管理道路……。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　かわりましてお答え申し上げます。程久保川の管理は、御指摘のとおり東京都が行っております。それで、それに基づきまして現在、河川の改修を進めてきておりますが、この河川の改修は多摩動物園の入り口よりちょっと下流のところで、一応とまる計画になっております。それ以上の工事については、まだ都としても計画がないようでございます。したがいまして、それ以上のところの上流部分については、同じくその管理は都が行っていくということになっておりますが、建設部の方とも協議いたしまして、ひどいところがあれば東京都にも当然申し上げますけれども、私どもといたしましてもできるだけ清掃等に手がけていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　了解しました。それでは最後に一点、七生支所の跡地は、私は自転車置き場は一番最適ではないかと思っておったところが、先ほどの答弁のようなんですけれど、私、一番最初考えたときに、恐らく都の主要道路の交差点ですから、美観を恐らく望んであああいうものにしたのか、あるいは高幡若草幼稚園が五年の契約期限が切れてなくなってしまったんで、とりあえず代替としてあすこをつくっておこうじゃないかと、こういうふうに考えたわけです。しかし、現在のようなそういう問題であるならば、むしろ現在市が進めよう

としている、いわゆる高幡の線路の北側のところの方が、現在何人かの地主が反対している理由は、交通事故が危ないからだと、こういうふうな理由なんですね。そういう面では、あすこは信号も一時ストップの標識もないんですし、あのところでしたらはっきりした信号もあるんですから、危険頻度があるように思うんですけれども、むしろ酔っぱらってなければ、それほど危険と私は思えない。むしろあの周辺地域の環境整備を、市長も公約の中で図ってるんですから、地域商店振興等も、いま少し現状認識というんでしょうか、苦しい地域の住民の置かれた立場というものを認識しながら行政を進めていただきたいと、かように思うわけです。これは改善の余地があるんでしょうか。そういったものを、さらに推し進めていけば。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの御意見は、われわれも市段階、これも執拗に指示をして実現を願ったわけであります。しかしながら、この支所跡地は、いずれは東西線、南北線、それぞれの都市計画道路の拡幅によって、いま三百二十坪である土地が百三十坪ぐらいになるわけであります。ですからその間まで自転車置き場なんていうのは、当然発想できるわけですが、ともかく警察が絶対だめだという、つまり交通安全上の判断でありますから、（「署長、呼んでこい」と呼ぶ者あり）やむを得なくそれに沿いました。

なお申しますと、御承知のとおり高幡駅周辺、区画整理をやろうということで立体交差も含めまして、いま検討をいたしております。その際にもまた、あの土地は将来の市の施策のために必要な土地であると、このように考えております。したがって、いまのような使い方が当面のところではベターだということの状況です。これからよりよい方法があれば、また現実に合わせた考え方もしなきゃなりませんが、そういう経過は確実にだめ押しをしながらやったということだけをお答えをしておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　了解いたしました。ぜひひとつ、行政というものは口で言ったからあしたすぐ実現できるというものでないことも、よく認識しております。しかし一歩、一歩、その目標に向かって努力しないことには、いつまでたっても地域環境というものは整備されないわけです。特に私が今回、程久保地域というふうに限定した理由は、あの程久保という地名は中世からもう呼ばれていたと聞いております。文献にも載っておると。「程」というのはいまの言葉で言うと「倉」だと。倉というのは、いわゆる地域周辺の穀倉地帯のとれた収穫物を外敵から侵入を防いで、地域住民、いわゆる農民の生活の倉にしておったところから発生したんではないかという、まあ一説ですけれども、そういうふうに言われております。それ

がいわゆる三方が山で囲まれていたからそういうふうになったわけですけれども、現在、行政を進める上では、それが逆に現実に沿う問題としては、道路問題にしましても、先ほど申した宅地造成問題にしましても、大きなネックになっているわけです。特に昼夜間人口がこれほど激しく揺れ動く地域というのは、日野ではないんじゃないか。特に、まだ私は本日の質問の中には入れてない、このほかに多摩動物公園の駅を朝夕の、いわゆる通勤通学のラッシュ時には東口を開設していただきたい、それから多摩動物公園の震災のときに、猛獣対策は一体できているのかどうかというようなこと、これはいまの滝瀬議長も当時質問されたことがございますし、また、宅地造成地内の私道がまだ多分に残っております。それらの市への移管問題も残されておる、道路舗装問題も残されておる、そしてさっき選管の人―これは私がひとり言を言ってるんじゃなくて、先だって私は程久保地域で市政報告会を開いた折に、これは何人かの声として出たんであって、私はそれを代弁しているにすぎないんだと。それをアンケートをとったら、あるいは聞き及ぶところによると、程久保小学校でベターだというふうに言われたそうです。ベターというのは、確かによりよいということですから、ベストへ向かって進むのが、これは本来の行政の根幹ではないかと思うわけです。そういう意味で、この地域にひとつ行政の温かい手を差し伸べていただくことを心からお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十五の一、程久保及びその周辺地域の環境整備についてに関する質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

これより請願第五六―一八号、新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。お諮りいたします。請願第五六―一八号、新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

次に請願第五六―一九号、町名設定に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。お諮りいたします。請願第五六―一九号、町名設定に関する請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思い

ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時八分散会

六月十九日　金曜日（第七日）

昭和五十六年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十五号

六月十九日　金曜日　（第七日）

出席議員（三十名）

一番	黒川重憲君	十六番	奥住芳雄君
二番	市川芳太郎君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	古賀俊昭君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十六番	杉山寅三郎君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	橋本文子君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	小山哲夫君
市民部長	加藤一男君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田平和君
書記	栗原莞次君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　柿崎洋子君

議事日程

昭和五十六年六月十九日（金）

午前十時開議

（議案審査報告）

一　議案第五五号

二　議案第五四号

三　議案第五五号

四　議案第四九号

五　議案第四五号

六　議案第四六号

七　議案第四七号

八　議案第四八号

九　議案第五〇号

一〇　議案第四四号

一一　議案第五一号

一二　議案第五二号

（請願審査報告）

一三　請願第五六ー　三号

一四　請願第五四ー三〇号

一五　請願第五六ー一〇号

一六　請願第五六ー一二号

（総務委員会）

日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定について

日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）

昭和五十六年度日野市一般会計補正予算について（第一号）

（厚生委員会）

日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定について

昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）

（都市整備産業建設委員会）

日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）

市道路線の認定について

（文教委員会）

市営テニスコートの設置促進に関する請願

（総務委員会）

韓国の自主的平和統一に関する請願

市民ギャラリー早期開設を要求する請願

市民ギャラリー早期開設のための請願

一七　請願第五五－二三号　南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願
一八　請願第五五－二八号　（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）
一九　請願第五五－三二号　市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願
二〇　請願第五六－一三号　通学路整備に関する請願
二一　請願第五六－一七号　市立婦人センター建設に関する請願
二二　請願第五六－一八号　新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願

（厚　生　委　員　会）

二三　請願第五五－　七号　日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）
二四　請願第五五－二〇号　違法開発行為についての請願
二五　請願第五五－三一号　日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願
二六　請願第五五－三三号　公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願
二七　請願第五五－三五号　グリーンボックスに関する請願
二八　請願第五六－一四号　日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願
二九　請願第五六－一六号　給水本管の口径変更に関する請願

（都市整備産業建設委員会）

三〇　請願第五三－五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願
三一　請願第五四－　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情
三二　請願第五四－　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願
三三　請願第五四－三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願
三四　請願第五四－四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情
三五　請願第五五－一二号　住宅環境保全に関する請願

三六　請願第五五－二四号　「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願
三七　請願第五五－二九号　みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願
三八　請願第五五－三〇号　用水の架橋反対に関する陳情
三九　請願第五五－三八号　浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願
四〇　請願第五六－一九号　町名設定に関する請願
（特別委員会審査報告）
四一　特別委員会審査中間報告の件
（継続審査議決）
四二　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四三　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四四　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四五　ごみ問題対策特別委員会の継続審査議件に関する件
四六　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（議　案　上　程）
四七　議員提出議案第七号　郵便貯金の現行制度維持を求める意見書
四八　議員提出議案第八号　「新一般消費税」新設に反対する意見書
四九　議員提出議案第九号　所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する意見書
五〇　議員提出議案第一〇号　日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する意見書
五一　議員提出議案第一一号　三多摩格差解消を要求する意見書
五二　議員提出議案第一二号　米軍横田基地への核持ち込みに反対する意見書
五三　議員提出議案第一三号　社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する意見書

五四　議員提出議案第四号　非核三原則の堅持と核に対する国民の疑惑と不安の解消に関する意見書
五五　議員提出議案第五号　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に反対する決議
五六　議員提出議案第六号　都市農業確立・市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する意見書
五七　議員提出議案第七号　放射性廃棄物の海洋投棄に反対する意見書
五八　議員提出議案第八号　教科書改訂に反対する意見書

追加日程
一　三浦重春君の四市競艇事業組合議会議員、十一市競輪事業組合議会議員、南多摩東部共立病院組合議会議員辞職
二　四市競艇事業組合議会議員の選挙
三　十一市競輪事業組合議会議員の選挙
四　名古屋史郎、三浦重春両君の議員辞職

本日の会議に付した事件
日程第一から第五八及び追加日程第一から第四まで

午後一時三十一分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

これより議案第五五号、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（本間　久君）　議案第五五号の日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定についてでありますけれども、目下のところ、総務委員会としましては慎重審議をいたしております結果、継続審査となりましたので御報告をいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、閉会中の継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五五号、日野市電子計算組織の運営に関する条例の制定の件は、閉会中の継続審査とされました。

次に議案第五四号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第五五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（本間　久君）　それでは最初に議案第五四号の日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これは主に清掃課におきますごみ焼却の二十四時間勤務フル回転の問題でありまして、その人員増の問題であります。お手元に配られております、あるいは過日説明がありましたとおり、十名増員をいたす、こういうことで審議をいたしました結果、全会一致でもって六月の十六日に可決をいたしました。報告いたします。

それでは続きまして、議案の五五号の日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これも同じくその増員となった方々、あるいはその勤務の内容が若干変わりますので、その件につきましては、お手元にやはり配付されておりますように、日額五百円、ただ

し、夜勤者については、一勤務について二千円の増加をする、こういうことで、じんかい焼却作業に従事する職員の手当に関する条例でございますけれども、これまた六月十六日の総務委員会におきまして、全会一致で可決を見ましたので御了承願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五四号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第五五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第四九号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

本件については、四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（本間　久君）　それでは続きまして議案であります日野市一般会計補正予算の第一号でございますけれども、これまた本会議でも御報告がありましたように、歳入歳出それぞれ九千三百五十八万四千円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百五億五千七百五十五万四千円としたということでございますけれども、これまた慎重審議の結果、全会一致で可決をいたしましたので、御報告をいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　議案第四九号、五十六年度日野市一般会計補正予算のうち、教育費について文教委員会の審査報告を申し上げます。

今回の補正額は一億九千六百五十六万五千円でございます。主な内容といたしましては、教育費の小学校費の中で、学校建設の問題では旭が丘小学校の増築や第一小学校の屋内運動場の改築などあります。

さらには中学校費につきましては、平山中学校で新しく校旗をつくるという予算が計上されております。

幼稚園の費用では、寄生虫の検査の費用が三十一人増加したためにさらに加えられております。また社会教育の点では、成人式の会場が次回から南平体育館に移りますので、その委託費など組まれておりまして、慎重審議の結果、全会一致可決といたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　駒形の渡しの件でございますが、あれについては、昨年いろいろ問題になったわけですけれども、あそこは一部の児童については非常にいいと思うのですが、ほかの、たとえば多摩平だとか万願寺方面、あるいはまた落川、百草、高幡方面の子供については、大変そこに格差といいますか、不便を感じているわけですけれども、そういう点について、どうしたらいいかというようなことが検討されたかどうか、そういう点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（鈴木美奈子君）　再度質問したいと思いますが、高橋通夫議員の質問がどういうことであるのかわかりませんので、詳しく。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　運営費の追加としてのっているわけですが、人件費ですね。われわれは最初の三月の予算のときにおいて、骨格予算だけということで、そうしたことについては賛成していないので、ここで改めて聞くわけですけれど、やはりそういう根本問題から出発しなければならないと思うんだけれども、そういう点について、審議されたかどうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（鈴木美奈子君）　審議しておりません。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　昨年も問題になったわけでありますが、こういうことについて教育長はどう考えているか。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　この、ほかとのバランスということで恐らくおっしゃっておるんだろうと思いますが、そのバランスについては、これはいろいろ考えていく必要あるかと思いますけれども、この際、ここは大変いいところではあるし、それから、市民にも非常に喜ばれているということで、当初予算にも一部分やはり予算は組んでもらってあるわけですが、しかし、その予算は、それに従事する人が七人という形でお願いしたんですけれども、七人じゃどうしてもうまくいかないというんで、三人増加して、十人分でもってこれを運営していただくということにしたために、ここで補正予算をお願いしたわけです。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　私は補正予算でなく、根本の問題について聞いてるわけで、そういうことについて、予算を三月に計上するときにおいて、それに対してどういうことを考えていたか、その点について教育長の明快なる御答弁を願います。
○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　いま申し上げたことが明快な答弁だと、こう思っております。
○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　とんでもない。私は根本の問題について聞いてるわけで、根本の問題が人件費のことを言って、それで明快な答弁といえますか。根本のことを考えてるわけですね、聞いてるわけですよ。三月の予算を計上するときに、そうしたバランスを考えていたかどうか、そういうことを聞いてるわけですから。
○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　バランスを考えて、本年度当初の予算をお願いしたわけでございまして、そのときは、それでいいということで御承認をいただいたんだと私は思っております。
○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　私は、先ほどから申し上げておるとおり、当時の予算としては骨格予算だけをということで認めて――根本はそうですから、そのときは認めていなかったわけだから、ここで改めて質問しているわけです。
○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　私は、ここに渡しをつくるということ、これはこの前のときにすでに実施されておりますし、そしてこれは非常に市民に喜ばれているということですから、これをやめて、これを中止するというような考えは、私はとらないというふうに考えているわけでございます。以上。
○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　一部市民に喜ばれているかもしれないけれども、全体的に見て、非常にこれは不公平であるということが、昨年の専決のこの承認のときにおいて非常に問題になったわけですよ。それですから、各議員から、今後はこうした問題については、市全体としてのことを考えるべきだ、ということを言ったわけです。そうしたら市長も、あのときは、今後考慮しましょうということになっているんですね。しかし、一向にそうした考慮が出ていないわけですよ。たとえば、各議員から出された問題については、一例を挙げれば、遠くの方から来る児童については、市営プールに行くまでのバス代とか、それを補助したらどうか、いろいろな意見が出たわけ

ですよ。そうしたり、方々へ、各地にプールをつくってもらうとか、いろいろそういう意見も出ているんですけれども、そうした対策も示さないで、ただ市民が喜ぶから、去年やったからといって、そこをやるというんでは、余りにも策がないのではないか。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君、質問ですか。

○二十七番（高橋通夫君）　それでは教育長が答弁ができないですから、これに対して市長の回答を求めます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　プールの開設をする際に、あわせて、ほんの短期間ではありますが、子供の喜ぶことをやろうということで行ってる行事でありまして、これもほんの一部ではありますが、浅川自然公園計画のほんの一端であるというふうに御理解をいただければ、おのずからおわかりだろう、こう思います。したがって、全市の子供が喜んでくれれば、わざわざ行ってでも、水に親しむことで喜んでくれれば、公平になってくるだろうと思いますし、またそのような事例もたくさん聞いております。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　その回答には満足しませんが、それではほかのことについて質問します。それでは、いま委員会報告とは別なんですけれども、教育長に質問いたします。

緊急のことなので教育長に質問しますが、昨日午後八時半ごろ、程久保小学校に火災が発生したということで、サイレンが鳴ったり、非常に大騒ぎしたわけですが、それで行ってみたところ、消防車も、ちょっとおくれたので帰った後だったんで、それで用務員に聞いたところ、火災報知機が鳴ったので、用務員は学校の周りをかけて回ってみたけれども、火らしいものはなかった。しかし、発電装置のところから非常にそれが鳴ってるというので見たところ、天井から水が漏っていた。そうして煙は出てなかったけれども、火がないところに煙は出ないわけですけれども、火はなかったらしいけれど、よく聞いてみたところ、漏電したというんですね。そうしたので、そこを見て上の教室を見たところ、これは理科の実験の準備室の、そこの水槽から水が漏っていたというんですけれども、そうした排水の工事にまずいところがあったというんだけれども、それについて、まだ幾年もたっていないんだけれども、教育長はどう考えているか。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま高橋議員がおっしゃったように、きのうの夜、夜といっても八時、私が知ったのは九時ちょっと過ぎたころでございますが、そのときに、火災ではなかったんだけれども、まあ火災騒ぎのようなものがあった。

そして消防車も八台来た。その原因については、いま正確に、さらに職員をやって調べさせておりますけれども、しかし、ただ学校の報告によりますと、その上は家庭科の教室なんでございますね。家庭科の教室で、そしてそこの、恐らくじゃ口を開けておくとか、そういうことじゃないんですけれども、自然に水がしみていって、そしていま言った火災報知機に何か作用して、そしてベルが鳴った。ベルが鳴ったものですから、そのときは、あそこは御存じのように九時からは無人警備でございます。それから、さらにそれまでは有人警備でおられて、その有人警備をしておられた職員が、いろいろ見たんですけれども、しかしベルが鳴り続けるものですから、それで消防署の方へ連絡をした、こういうふうに聞いております。

非常に新しいのに、すでにそういうものが水漏れがするということについてどう考えるか、ということでございますけれども、私たちはそれについて、学校当局が管理の上で手落ちがなかったのか、そういうようなことなど、それからその原因は一体どこにあるのか、ということについて、いま検討中でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　そのとき用務員に、教育長に報告してあるか、学校長に報告してあるかと言ったら、学校長には報告してあるけれども教育長には報告していないと言うんですね。早くした方がいいんじゃないかと言って、それじゃやりますということで報告したと思うんですけれども、そうした災害の場合に、地震とか火災とか、あるいはがけ崩れとか、そういうのがあるかもしれないんだけれども、そういうときに、夜間はどこで、電話番号はどうだということが、はっきり、そうした用務員の宿直室とかそういうところに書いてなければならないんだけれども、用務員がまごまごしているような状態だけれども、そういうことがちゃんと徹底しているのかいないのか、その点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その電話の、それぞれ連絡するところについては、その電話のところに、用務員室、そこの警備員が控えているところ、そういうようなところには、電話のそれを示したものを置いてあります。ただ、これもまだはっきりした調査をしていないんですけれども、学校の一応の報告によりますと、やはり非常なものですから、その方も少しあわてたというんですか、そういうようなことはあっただろうと思います。しかし、話に聞きますと、まず電話を取って一一九ですか、消防署の方へ電話しようとしたんですけれども、なかなか通じなかったということで、何か家の方へ連絡して、それで家から程久保小学校が火事だというようなことを報告してもらった、こういうような経路をとっているようでございます。これもま

だもう少し明確に、本人の口から聞いて明らかにしたい、そういうふうに考えております。それから、もちろんこれ、無人警備なんですけれども、その警報がすぐに警備会社の方にいったかどうか、そしてそれに対して警備会社がどんなふうな対応をしたか、というようなことも、これから明確にして、そういうような場合の対応に、万遺漏のないような方法をとらなければならない、こういうふうに考えております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　警備員は一人来ていたんですけれども、それで用務員の言うには、先ほど教育長の言うように、消防署にかけようと思ったけれども、かからなかったと言うんだけれども、やはりそういうときは、非常に周章ろうばいして、電話番号なんかもわかったんだかどうかわからないんだけれども、やっぱりここはどこだ、とはっきり見えるように大きく書いておくべきではないかと思うんです。これは一つの小学校の例なんですけれども、やはり小学校にしても、中学校にしても、あるいは幼稚園にしても、同じだと思うんですね。やはり市民の税金を使って建てる公共施設ですから、最小限度に食いとめなければならないという、そういう精神からいっても、管理者として、やはり夜間はどこで、電話番号を大きく書いて、別にこれは大きく書いても恥ずかしくないと思うんですね。だれが見てもぱっと見えて、まずぱっとかけるようにしてくれなきゃならないと思うんですけれども、今後そういう点について、万遺漏なきを期して、この質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは議案第四九号、昭和五十六年度日野市一般会計補正予算につきまして、歳出のうち、厚生委員会に付託されました民生費、衛生費、消防費につきまして、審査報告を申し上げます。

民生費のうち社会福祉総務費の委託料につきましては、国際障害者年の記念事業といたしまして、夏祭り、運動会、映画会、音楽会の行事を行う費用といたしまして五十五万円計上されております。なお、国際障害者年に伴いまして、特殊教育推進協議会でパンフレットを作成いたしたいということで、この費用が百二十万円計上されております内容でございます。

次の老人福祉費につきましては、国庫補助金七百五十万円と、都の補助金の六百九十八万六千円が高齢者事業団へ支出するという内容でございまして、使途につきましては、人件費並びに管理運営費に充てるというような内容のものでございます。

次に社会福祉施設費につきましては、需用費で、湯沢福祉セ

ンターの汚水槽排水ポンプ、空調循環ポンプ等の取りかえ、並びに廊下とか脱衣所の床の張りかえ、これらの費用でございますけれども、本会議での提案の時点で質問のございました点につきまして、いろいろ質疑なされました。建設以来何年もたっていないにもかかわらず、これらのポンプを取りかえるについては、業者並びにそういう点の落ち度等の問題等質疑がなされまして、担当者の方からの説明に基づきますと、昭和四九年の八月に着工いたしまして、翌年完成いたしたものでございまして、業者は東洋鋼管が請負ったわけでございますが、現在倒産してこの会社はないというようなことで、なお保証期限につきましては五カ年ということでございまして、すでに保証期限を過ぎている。なおポンプの耐用年数等につきましては、大体こういうようなポンプにつきましては、六年ぐらいが耐用年数であるということで、取りかえの時期に至っておるというような説明もございました。次の工事費につきましては、高幡福祉センターを移転開設するものでございまして、内容といたしましては、舞台をつくったり、あるいは四室に区切りまして畳を入れる、こういうような内容でございまして、面積といたしましては二百九十一平米、現在の高幡の保育園仮設プレハブを半分お返しいたしまして、半分を買い取りまして、ここへ移設開設するというような内容の経費でございます。

次の保育園費につきましては、主として高幡保育園建設に伴います費用でございます。

次の学童クラブ費につきましては、平山駅前にございます平山小学童クラブにつきまして、駅前でございますので遊び場がないというようなために、屋上を整備いたしまして、遊び場を設置するというような改修経費でございます。

次の衛生費につきましては、火葬場の耐火レンガ二基分の修繕費が計上されております。

清掃費につきましては、じんかい処理場の破砕機の修繕料が主なものでございます。

消防費につきましては、鹿島台住宅の七百トンタンクへ接続いたしましての消火栓を設置いたしたい、こういうことで消火栓の負担金が五十万円と、それから平山へ第六分団の器具置き場を、二間、三間の二階建ての詰め所と申しますか、器具置き場と申しますか、これの建設費が三百三十四万一千円が計上されております。なお備品購入費といたしまして、風向・風速計等を購入いたしまして、庁舎の屋上へ設置するというようなことで計上されておるわけでございます。

以上、厚生委員会といたしまして、内容を慎重審査の結果、原案を可決することに意見一致をみましたので、よろしく御審議をお願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会関係の補正予算に対する委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託されましたのは、労働費、農業費、土木費でございます。

労働費につきましては、四十三万円の補正でありますが、主として労働問題協議会（仮称）の準備会の発足による補正であります。

農業費の四十万円は、生産地形成育成事業による花木でございまして、サンザシという花木の補助であります。

土木費のうち主なものは、河川改修総務費の百七十四万円の浅川環境整備促進協議会（仮称）発足に伴う補正であります。

下水道費の六千九百十四万七千円は、下水道事業特別会計への繰出金であります。

公園管理費のうち工事負請費五百七十五万八千円は、多摩平第四公園の改修であります。

緑化費の百二十万円は、中央公園の西側に新たに菊の栽培小屋を設置するものであります。

当委員会は、慎重審査の中で、特に河川改修総務費の中で、先ほど申し上げたとおり、シンポジウムの会場の設営とか、浅川環境整備促進協議会（仮称）委員謝礼、また皆さんにすでに前もってお渡ししてあります浅川親水計画の報告書の要約版を一万部つくり、そして配布するんだ、こういうことでございます。

そういう中で各委員からいろいろと質問また意見等が出されました。そしてすでに広報等でこの浅川の親水計画等も非常によく宣伝されているという中で、さらにここでまた、その高価な報告書の要約版を作成して配ったりなんかして、やたらに市民に、いつでも報告書のようにできると思わせるのもどうか、というような意見も出されました。そういう中で、またこの問題についてはさらに検討する余地があるのではないか、こういう意見も出されました。

当委員会では、財政的にも大変な時期であり、ほかにいろいろとやらなければならないことが多いので、この種のことでむだ遣いはするなとの委員会の全体の意見を付して、可決をいたしました。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって都市整備産業建設委員会関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四九号、昭和五十六年度一般会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第四五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第四六号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第四七号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第四八号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは厚生委員会に付託されました四件につきまして審査報告を申し上げます。

まず議案第四五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について、この件につきまして御報告申し上げます。本件は、貸し主の地主さんから返還を要求されまして、契約期限は五カ年でございますけれども、昭和五十五年の十二月三十一日に市が返還したということで、高幡の若草こども広場を廃止するに伴いまして、条例の一部を改正する内容でございます。なお代替地につきましては、予算化もすでに行い、隣接地を千百六十七平米、現在地主さんと交渉準備中である、というような報告もございまして、委員会といたしましては、全会一致で原案を認定いたしました。

続きまして議案第四六号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本議案は物価高並びに建設費の値上がり等で融資の限度額が現在の実情にそぐわなくなってきた、こういうようなことで、貸付限度額を百万円を二百万円に、高齢者の居室増築、増改築資金、並びに重度心身障害者居室増築、増改築資金、それぞれ倍額に増額いたしたい。なお一般住宅の改良資金につきましては、五十万円を百万円に引き上げるというような内容でございまして、なお、返済期限につきましては五年を八年に、一般住宅の改良資金につきましてはそれぞれ一カ年延長するというような内容でございまして、委員会で審査いたしました結果、原案を可決することに決定いたしました。

続きまして議案第四七号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の

一部を改正する条例の制定につきまして御報告申し上げます。本議案は、昭和四十八年以来余り変更されておりませんでしたので、現状にそぐわなくなってきたということと、なお、他市の状況を見ましても、それぞれ貸付額を引き上げておるようでございますので、今回貸付金額を、一世帯五万円だったものを八万円に、なお助産費の貸し付けの特例につきましても八万円にそれぞれ引き上げる内容でございます。なお別表につきましては、貸付金の据置き、並びに返還期限を追加した内容でございます。これは昭和五十六年の七月一日から施行いたしたい、こういうようなことでございまして、委員会で審査の結果、全会一致で可決いたしました。

次に議案第四八号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定につきましては、提案理由にもございましたように、消防法の改正に伴いまして規約の適用条文を変更する内容でございます。委員会といたしまして審査の結果、原案を可決いたしました。

以上で四議案につきましての厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　議案の四五号でございまして、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定についてということで、この高幡の若草こども広場ですか、これがなくなって別のところにするんだということで、五年の契約が切れたといいますけれども、五年の契約以前から何年ぐらいしていたのか。といいますのは、私もかつて厚生委員のときによく言ったんですけれども、二年なり五年なり、そういう月日を借りてるところ、大切な土地を借りてるわけですけれども、実はその反面、市が整地をして、いつでも住宅が建つような形にさせておいて、税金は無税ということになって、まあ一方では子供さんたちに非常に大切な公園であり、遊び場であるということでもあるけれども、一方では、地主の税金逃れというようなことも考えられるということで、指摘をしたことがあるんですけれども、たまたまうちの方の名古屋議員も厚生委員でありますけれども、諸般の事情から、委員会にちょっと出ておりませんでしたので、どういうようなことで、今後こういう問題につきましても、この若草こども広場がどういう関係でこうなったのか、ということについて、できれば委員長というよりかも、むしろ関係当局者に聞いた方がよろしいんじゃなかろうか、というふうに思いますけれども、こういうふうなことが、これからも遊び場をつくるというようなことになってきますと、次々起きてくるわけですけれども、その度に市はお金をかけて、税金を無税にして、何年かたったら返すということになってしまうと、一方ではいいことであるけれども、一方では税金対策と、こういうふうに

もなりかねませんので、この点について、どういうふうな形で考えているのか、ちょっと御答弁を願いたいと思います。委員長からだれか御指名させていただいて、その方に答弁を願えれば結構だと思いますけれども。

○議長（滝瀬敏朗君）　厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは委員長の方から契約期限についてお答えいたします。契約の期限につきましては、五十年一月一日から五十五年十二月三十一日までと、こういう契約が結ばれておったわけです。こういう契約のもとにお返ししたということで、なお今後の、ただいまの質問の内容につきましては、深く委員会では検討してございませんので、担当者からお答えしていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　まず返還を求められた理由でございますけれど、これについては、地主さんの方から明確に、こういうことに使うんだ、ということは伺っておりません。ただ、期限が切れたということで、お返しを願いたいということでございます。それで、これからの考え方でございますけれども、確かに議員さんがおっしゃることも間違いない、というふうに私ども思うわけでございますけれど、やはり借地でございますので、どうしても地主さんから強く求められた場合には、やはりこの返還はせざるを得ない、こういうことでございます。それで代替につきましては、御報告したとおりでございますけれど、いずれにいたしましても、児童課の中におきまして、子供の遊び場の確保、こういった問題につきましては、なかなか市有地というわけにはいきませんので、どうしても地主さんの好意によりまして、その場所等お借りしているということが実情でございます。そういうことでございますので、その場所を求めるとすると、やはり地域的に求めるとするならば、やはりそういった地主さんの好意を得て、今後もお借りすることになると思います。そういうことで、地主さんから強く求められた場合には、これはやむを得ないというふうに考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　簡単にしますけれども、地主さんの好意であることは事実だというふうには思いますけれども、地主さんの方からぜひここを使わせても結構ですよ、という場合もあるだろうし、こちらから、市の方から何としてもここは使わせてほしいという場合と、二通りあると思うんですね。いずれにしましても、その借りてる使用期間中につきましては、税金は非課税ということで、土地も若干整備をするということになってきますと、そこに多少なりとも、多額なお金がかかるわけですね。それでいて、税金しかも逃れていて、それで返してよこしなさい、今度はそこにりっぱなマンションが建っちゃいましたとか、家が建ちましたと、こういうことになってしま

うと、非常に市が設備投資の一端を担っているというようなことにも解されやすいので、その辺につきましては、やはり好意は好意としてそうだけれども、それの事情については、十分、もう少し検討しながらやっていかないと、ちょっと不公平が出るんではなかろうか。移転先の地主が、まさか同一地主でないというふうに私は思いますけれども、そういう可能性もあるわけですね。ここの土地はだめになったけれども、今度はこっちの土地を貸しますよと、そうすると全部きれいになっちゃうわけですね。そういうふうな形でのやり方ですと、若干、私は、市の税金を使ってのやり方の中では非常に矛盾があるんではなかろうか、というふうに思いますので、そういう点について、できれば長く借りられるような場所をなるべく選んで、それでそこを永続して公園に、あるいは市が買い取るなりした方が、かえってちょこちょこちょこちょこ隣接するところに公園を、地主の好意だからといって借りて歩くよりかも、安上がりという形にも、あるいは税金対策のためにその土地を売りたいような地主があった場合には、開発公社の方で買って、市の方にまたあれするとか、こういうふうな形にしていった方が、私は、二重投資にはならないんじゃなかろうか、というような点もあるんですね。そういう意味も含めて、少し御検討を続けてほしい、というふうに思いますけれども、その点についていかがですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　検討させていただきますけれど、なかなか大変むずかしい問題であるというふうに私ども考えておりますけれども、検討させていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それではよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件についてご意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四五号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定、議案第四六号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第四七号、日野市生活つなぎ資金貸付条例の一部を改正する条例の制定、議案第四八号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第五〇号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　それでは議案第五〇号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、厚生委員会の審査報告を申し上げます。

本議案につきましては、東京都の支出金につきまして補助要綱の変更がございまして、この変更に伴いまして内容を変更いたした、こういうことでございまして、支出額の内容につきましては変わりない、こういうようなことでございまして、委員会といたしまして審査の結果、原案を可決することに意見一致をみましたので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　本議案を拝見いたしますと、款と項の項目では補正額はゼロになっております。説明書をめくりますと、目と節の間において一から四の部分と五から七の間において目と節の流用の増減が行われているわけであります。そこでこの議案の提出者であります市長にお伺いしたいと思います。私が議会に当選してまいりましたときに、役所の方から「新訂詳解議員提要」という本をいただきました。この本の百五十三ページを見ますと、「予算のうち歳入歳出予算は、款・項が議決の対象である。これがいわゆる議決科目であり、目・節は執行科目であり、議決の対象ではない」となっております。議決の対象でないものを、議決を求めて本議会に提出をされました市長さんの御意向はどういうものか、まずその点をお伺いしたいと思います。

それからこの本の百五十三ページを見ますと、「通常事項別明細書まで修正という字句がよく使われているが、正しい意味での「修正」ではなく、内容変更意見である。事項別明細を減額しても、増額しても、款・項まで及ばない限り、修正要望であり、意見を述べたにとどまる。目・節の金額を――この場合、この補正予算がそうですが――変更する場合は補正予算ではなく、目・節の流用増減ということになるので、このような、款・項に影響のない目・節の流用増減は議会とは関係はない」となっております。私も、新米でよくわからない点が多うございますので、議決の対象でないものをどうして議決を求められるのか、その点を含めて懇切に御教授いただければとも思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　担当の部長からお答えいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　市長の方から、かわって答

えるようにという御指名でございますので、お答えをさせていただきます。ただいま古賀議員さんの方から御質問、まさにそのとおりでございます。ただ、私も本会議の席上申し上げたわけでございますが、三月の定例市議会の際に、相当大幅な改正が行われた、あらかじめ六月の議会におきましてその修正をいたします、という御報告をした旨、引き継ぎを実はいたしたわけでございます。

いまおっしゃられるように、確かに議会の議決事件は款・項でございます。したがいまして、目・節につきましては、その範囲ではございませんけれども、問題は、私どもの方も一応財政当局等と打ち合わせをいたしまして、大きな、一億数千万円という数値の変化でありますので、これは一応議会に提案をし、御承認をいただいた方がよろしいだろう、そういう判断のもとに本案の提出をいたしたわけでございます。おっしゃるとおり、長のいわゆる議会提出は款・項でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　重ねてお聞きいたしますが、それではこの議案は補正予算ではないわけですか、補正予算なのですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えします。補正予算には変わりございませんが、ただ、御指摘のような内容の要素は含んでおるということは、もちろん私も承知をいたしておりますが、くどいようでございますが、大きな変化でございますので、ここに提案をいたした、ということでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　古賀俊昭君。

○八番（古賀俊昭君）　この本には款・項に影響ない目節の流用増減は議会とは関係ない、補正予算ではないと書いてあるんですが、この本の記載は間違いになりますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　かわってお答えいたします。補足のお答えになるかと思いますが、その記事は間違いではないわけでございます。一応、先ほども市民部長が申しましたとおり、三月の定例議会におきまして、制度変更がある旨をあらかじめお断りしてございました。それをお断りして、その旨六月にお出しします、御報告します、という形になっておりますので、予算案件でございますので、補正予算という形をとらざるを得なかった、事務的に。そういうお約束を踏まえてのことでございます。お約束したものを、これほど大きな金額の変更をするのに議会にかけずに、御承認を得ずにしてしまうと、議会軽視になる恐れがあるのではないか、そういう、いわゆるもっと下世話に言いますと、丁寧過ぎたという非難は当たるかもしれませんが、違法ではございません。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。
委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五〇号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。
次に議案第四四号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。
都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。
〔都市整備産業建設委員長登壇〕
○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　議案の第四四号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定についての審査報告をいたします。
この、ちょうまんぴら緑地公園でございますが、これは、百草の日本信販の造成に伴う公園でございます。市の方に移管になりましたので、認めてほしいということでございます。
当委員会は、現地を調査いたしました結果、全会一致可決といたしました。よろしくお願いをいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第四四号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。
次に議案第五一号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。
都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。
○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算の第一号の審査報告をいたします。
補正額は六千九百十四万七千円でございます。歳入につきましては一般会計からの繰り入れであります。
歳出につきまして主なものでございますが、十二番の役務費、これは単価アップによるものでございます。委託料につきましても二六・六％の単価アップによるものでございます。それか

ら工事負請費の六千万円でございますが、これは多摩平の処理場の脱水機が老化いたしましたので、新たに一台購入するものであります。

以上、当委員会は慎重審査の結果、全会一致可決と決しました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五一号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第五二号、市道路線の認定の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　議案第五二号、市道路線の認定についての審査報告をいたします。

平山十九号線は、滝合橋の南側で、京王線沿いでございます。これは私道の補助によってできた道路でございます。

平山二十号線は平山橋の手前の高台でございまして、これは開発行為によってできた道路を市に移管するものでございます。

それから高幡六号線は、高幡の京王ストア前の広い道路でございます。これも移管事務完了のために移管されるものでございます。

当委員会は、いずれも現地調査の結果、全会一致可決といたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第五二号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第五六－三号、市営テニスコートの設置促進に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　請願五六－三号についての文教委員会の審査報告を申し上げます。

この請願の件名は、市営テニスコートの設置促進に関する請願でございます。請願代表は日野市民ローンテニスクラブ会長の葉山さん外九百一名の方で、日野市においてテニスを愛好する人々が多くなっているけれども、ぜひ施設の拡充及び整備をお願いしたいということで、一つは市営テニスコートの設置を早急に実施すること、二つ目は多摩平のバレーコートをテニスに併用できるようにしていただくこと、この二件でございます。

五月二十二日に現地を調査いたしまして、またさらに慎重審議の中で、多摩平のバレーコートにつきましては、二面あるわけですが、その一面はすでに五十五年にテニスコートとして両方使用している、こういうことが出されました。また市営のテニスコートにつきましては、南平体育館の駐車場、大会があるときには無理ですけれども、そうでないときには、この駐車場を利用してテニスコートにしたらどうかという、そういう検討も内部で出されているということから、全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五六－三号、市営テニスコートの設置促進に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

次に請願第五四－三〇号、韓国の自主的平和統一に関する請願、請願第五六－一〇号、市民ギャラリー早期開設を要求する請願、請願第五六－一二号、市民ギャラリー早期開設のための請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本三件については、総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五五－二三号、南平地区に幼児教育施設を早期に建設せられたく請願、請願第五五－二八号、（ソフトボール）運動場増設に関する請願（三項）、請願第五五－三二号、市立第五幼稚園の二年保育を早期実施するための請願、請願第五六－一三号、通学路整備に関する請願、請願第五六－一七号、市立婦人センター建設に関する請願、請願第五六－一八号、新井橋際河川敷を避難場所及びソフトボール諸運動場設置に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本六件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五五－七号、日野市の保育行政の充実を求める請願（二項）、請願第五五－二〇号、違法開発行為についての請願、請願第五五－三一号、日野市立じゅんとく学童クラブの移転計画及びグラウンド返還についての請願、請願第五五－三三号、公共施設における合成洗剤使用中止に関する請願、請願第五五－三五号、グリーンボックスに関する請願、請願第五六－一四号、日鉱不動産（株）による宅地造成計画に関する請願、請願第五六－一六号、給水本管の口径変更に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本七件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五三－五八号、流域下水道事業建設計画に反対する請願、請願第五四－三号、用途地域線引き見直しに関する陳情、請願第五四－五号、家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願、請願第五四－三四号、一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願、

請願第五四－四六号、一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情、請願第五五－一二号、住宅環境保全に関する請願、請願第五五－二四号、「用途地域等の変更市案」に都道百七十三号線沿いの南平一部区域を近隣商業地域として盛り込むことに関する請願、請願第五五－二九号、みなみが丘住宅南側斜面の管理に関する請願、請願第五五－三〇号、用水の架橋反対に関する陳情、請願第五五－三八号、浅川沿い四丁目一一の五番地先の南に緑地公園の設置に関する請願、請願第五六－一九号、町名設定に関する請願の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本十一件については、都市整備産業建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。都市整備産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって都市整備産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十五分休憩

午後四時五十三分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

日程第四一、特別委員会審査中間報告の件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関して中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の発言を許可します。

〔高幡踏切対策特別委員長登壇〕

○高幡踏切対策特別委員長（市川資信君）　高幡踏切対策の特別委員会の経過を先般の委員会においてしておけということでございますので、経過報告をしておきます。

御存じのように、高幡踏切は一名開かずの踏切りということで、高幡駅の、昨年の暮に行いました踏切開閉の時間調査によりますと、朝七時から夜の七時まで十二時間の間に、六時間二十九分数十秒と、ほとんど一日のうちの半分以上が閉まっているというデータが出されたわけであります。それに伴って当然交通の渋滞とか、あるいは緊急を要する救急車、あるいは消防車等の、あの踏切をはさんだ東西の往来が現実に思うようにいっていないということで、特別委員会では去る五月二十八日に、東京都の南多摩建設事務所、そして東京都の建設局、そして京王帝都電鉄の本社等を訪問いたしまして、この改善策について協議してまいりました。調べるところによりますと、昭和四十七年に、古谷　栄さん当時の市長さんが、東京都に向けまして請願書が提出されておったということがわかったわけです。都議会では、その請願に基づきまして、その取り扱いについて、地域周辺の開発整理とあわせて、この二・二・十一の都市計画道路の拡幅立体化を図るということの趣旨採択をされまして、日野市にそのボールが投げ返されておったということでございます。したがいまして、委員会ではこの八年間の日野市の空白というか、対応、取り組みについてどうしておったんだ、という厳しい指摘がある委員から指摘されたわけでございます。

これらの指摘を踏まえまして、当委員会では、今後の対応を協議しましたところが、まず高幡駅周辺地域の区画整理事業を行う、その区画整理事業について、駅の南側については市施行で行う、北側及び二・二・十一のあの道路の東側、いわゆる保健所のあるところでございますが、そちらは組合施行で行う。それとあわせてその立体化を図っていく、それがための調査を今年度当初予算に盛られておりましたように、調査費が計上されておりまして、間もなく、いわゆるA・B・C調査を行う。A・B・C調査のうち、今年度はA調査、Bの一部の調査ということで、至急に青写真をつくり、地域住民の協力と、また、あるいは東京都、電鉄との交渉を折衝していく上の過程の青写真をまず作成して、具体的に入っていくというところまでこぎつけたわけでございます。これらの事業がスムーズに、円滑に遂行できるよう、市当局に強く要望いたしまして、委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって高幡踏切対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に日程第四二、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四三、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四四、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四五、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長より、ごみ問題対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四六、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

この際、三浦重春君より四市競艇事業組合議会議員、十一市競輪事業組合議会議員、南多摩東部共立病院組合議会議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、三浦重春君の四市競艇事業組合議会議員、十一市競輪事業組合議会議員、南多摩東部共立病院組合議会議員辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、三浦重春君の四市競艇事業組合議会議員、十一市競輪事業組合議会議員、南多摩東部共立病院組合議会議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

三浦重春君の四市競艇事業組合議会議員、十一市競輪事業組合議会議員、南多摩東部共立病院組合議会議員辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（朝倉敏夫君）

昭和五十六年六月十五日

日野市議会議員　三浦重春

日野市議会議長　滝瀬敏朗殿

辞職願

今般一身上の都合により左記組合議会議員を辞職したいから許可されるよう願い出ます。

記

東京都四市競艇事業組合議会議員

東京都十一市競輪事業組合議会議員

南多摩東部共立病院組合議会議員

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。三浦重春君の四市競艇事業組合議会議員、十一市競輪事業組合議会議員、南多摩東部共立病院組合議会議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって三浦重春君の辞職を許可することに決しました。

お諮りいたします。この際四市競艇事業組合議会議員の選挙の件を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際四市競艇事業組合議会議員の選挙の件を日程に追加

し、議題とすることに決しました。

四市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

滝瀬敏朗君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました滝瀬敏朗君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました滝瀬敏朗君が四市競艇事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました滝瀬敏朗君に本席より、会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

お諮りいたします。この際十一市競輪事業組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際十一市競輪事業組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

十一市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

滝瀬敏朗君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました滝瀬敏朗君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました滝瀬敏朗君が十一市競輪事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました滝瀬敏朗君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

この際日程の順序を変更し、議員提出議案第七号、郵便貯金の現行制度維持を求める意見書、議員提出議案第八号、「新一般消費税」新設に反対する意見書、議員提出議案第九号、所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する意見書、議員提出議案第一〇号、日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する意見書、議員提出議案第一三号、社会保険診療報酬の適正化並びに老人保険医療制度の確立に関する意見書、議員提出議案第一四号、非核三原則の堅持と核に対する国民の疑惑と不安の解消に関する意見書、議員提出議案第一五号、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に反対する決議、議員提出議案第一六号、都市農業確立・市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する意見書、議員提出議案第一七号、放射性廃棄物の海洋投棄に反対する意見書の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。七号、石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　議員提出議案第七号、皆様のお手元に配付してありますとおりの内容でございますので、よろしく御審議の上、お願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　八号、本間　久君。

○十二番（本間　久君）　これは過日委員会報告でも行いましたとおり、「新一般消費税」新設に反対する意見書でございますけれども、これはお手元に配付をされたとおりの内容でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　九号、本間　久君。

○十二番（本間　久君）　九号につきましても、過日の委員会報告で行ったとおりの内容でございまして、お手元に配付されたとおりの内容でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一〇号、鈴木美奈子君。

○十四番（鈴木美奈子君）　議員提出議案第一〇号、日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する意見書でございます。ぜひとも御採択、よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一三号、佐々木昭雄君。

○二十八番（佐々木昭雄君）　議員提出議案一三号、こ

の件につきましては、請願第五六ー九号をもちまして意見書を提出していただきたい、ということで採択された厚生委員会といたしましての提出案件でございます。内容につきましては、お手元に配付してあります要旨でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一四号、石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　この議員提出議案第一四号は、非核三原則の堅持と核に対する国民の疑惑と不安の解消に関する意見書でございます。お手元に配付してあるとおりの内容なので、よろしく御審議の上、御採択願います。

○議長（滝瀬敏朗君）　一五号、本間　久君。

○十二番（本間　久君）　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に反対する決議案でございますけれども、お手元に配付をされたとおりでございますので、よろしく御賛同のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一六号、奥住芳雄君。

○十六番（奥住芳雄君）　議員提出議案第一六号、都市農業確立・市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する意見書でございますが、お手元に配付された要旨のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　一七号、一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　放射性廃棄物の海洋投棄に反対する意見書であります。お手元に配付いたしました内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　提案理由の説明を終わります。

質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本九件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第七号、郵便貯金の現行制度維持を求める意見書、議員提出議案第八号、「新一般消費税」新設に反対する意見書、議員提出議案第九号、所得税・住民税の課税最低限引き上げに関する意見書、議員提出議案第一〇号、日野市に三校目の都立高校を早期誘致に関する意見書、議員提出議案第一三号、社会保険診療報酬の適正化並びに老人保健医療制度の確立に関する意見書、議員提出議案第一四号、非核三原則の堅持と核に対する国民の疑惑と不安の解消に関する意見書、議員提出議案第一五号、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に反対する決議、議員提出議案第一六号、都市農業確立・市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する意見書、議員提出議案第一七号、放射性廃棄物の海洋投棄に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第一一号、三多摩格差解消を要求する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　案文を読み上げて提案にかえます。

議員提出議案第一一号、

三多摩格差解消を要求する意見書（案）

都市化が年々進行する中で、日野市を初め三多摩各市町村では、下水道事業、道路整備、公共施設建設など都市基盤整備が急がれており、いわゆる三多摩格差の解消は、各市町村の長年にわたる悲願ともなっている。

しかし東京都は、財政支出削減を目的に、市町村への事務事業の移管や各種補助金の削減、調整交付金制度の導入など、格差は一層拡大されつつあるのが現状である。

財政再建の方策は、市町村財政を圧迫することなく、現行地方行財政制度の抜本的改善を国に要求すべきである。東京都政が三多摩格差解消を重要な課題として、計画的に推進するよう、ここに強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

以上であります。よろしく御賛同をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第一一号、三多摩格差解消を要求する意見書の件は、否決されました。

次に議員提出議案第一二号、米軍横田基地への核持ち込みに反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　米軍横田基地への核持ち込みに反対する意見書を提案をいたします。案文を読みまして提案にかえさせていただきたいと思います。

米軍横田基地への核持ち込みに反対する意見書（案）

ライシャワー元駐日米大使の発言や、横田基地でのブロークン・アロー（核事故想定演習）の実施は、日野市民の核兵器に対する不安を一層高めている。

米軍横田基地は沖縄・岩国とともに、米極東戦略の要として位置づけられており、核積載可能機のターミナルとなって日夜その離着陸が行われている。

日野市は横田基地から数キロ地点にあり、しかも離着陸時

のコース直下にある。核事故発生の際には全市民の生命と財産が完全に破壊されることは明らかである。よって、次の三項目について強く申し入れるものである。

記

一、核兵器積載機の日野市上空の通過を禁止すること。

一、横田基地には、いかなる核兵器に関連する装備・核兵器の持ち込みや貯蔵を行わないこと。既存のものがあれば直ちに撤去すること。

一、今後は必要に応じて、横田基地内に市民代表の立ち入りを認め、市民代表自身に核兵器の有無を確認させること。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

満場の御賛同をお願いいたしまして提案にかえます。

○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第一二号、米軍横田基地への核持ち込みに反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

次に議員提出議案第一八号、教科書改訂に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

〔十一番議員登壇〕

○十一番（名古屋史郎君）　議員提出議案の第一八号の提案をさせていただきます。案文の朗読をもってかえさせていただきます。

教科書改訂に反対する意見書（案）

自民党の教科書問題小委員会がまとめた教科書制度の改訂は、財界などとともにその動きを本格化してきている。改訂案は、教科書調査官を増員し、権限の強化や都道府県単位の教科書広域採用制のねらい等であり、教育の中立性に逆行するものである。

国会での教科書攻撃や、今年度使用されている中学公民教科書については、三年後には全面改訂することが決定された。

戦前、戦後のわが国で、教育の国家統制と軍国主義、ファシズムへの道により、青少年を侵略戦争に駆り立て、とおとい生命を失った事実を思い起こすとき、教え子を再び戦場に送るなのスローガンのもとに、戦後、平和、民主教育を進め、子供たちの健やかな成長を願う、すべての国民の願いに逆行するものである。よって当日野市議会は、教科書の改訂には反対するものである。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和五十六年六月十九日

日野市議会

内閣総理大臣

文部大臣　殿

以上であります。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第一八号、教科書改訂に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

このたび、名古屋史郎、三浦重春両君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、名古屋史郎、三浦重春両君の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際名古屋史郎、三浦重春両君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

名古屋史郎、三浦重春両君の議員辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（朝倉敏夫君）　朗読いたします。

辞職願

私儀、今般一身上の都合により日野市議会議員を辞職いたしたいので御許可願います。

昭和五十六年六月十九日

右　名古屋史郎

日野市議会議長　滝瀬敏朗殿

朗読いたします。

辞職願

日野市議会議員

日野市南平二―二―一

三浦重春

私儀、東京都議会議員に立候補のため、日野市議会議員の職を辞したいのでお届けいたします。

昭和五十六年六月十九日

日野市議会議長　滝瀬敏朗殿

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。名古屋史郎君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって名古屋史郎君の議員辞職を許可することに決しました。

お諮りいたします。三浦重春君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって三浦重春君の議員辞職を許可することに決しました。

この際、名古屋史郎君よりあいさつをお願いをいたします。

〔名古屋史郎君登壇〕

○名古屋史郎君　退職に当たりまして、あいさつの機会を与えていただきましたことを心からお礼申し上げたいと思います。

思えば昭和四十一年から四期、連続十五年間、議会の皆さん方、そして市当局の皆さん方の御指導で、大過なく市議会議員を務めてまいりましたけれども、今回、都政参画のために力強く邁進することでがんばっております。いささかの感傷もございますけれども、人間信ずるところに従ってがんばる、これが一番大事な道ではないかと考えております。市政のこれからの発展を心から祈念をいたしまして、お世話になった皆さんに心からお礼を申し上げて、ごあいさつとしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（滝瀬敏朗君）　三浦重春君よりあいさつをお願いをいたします。

〔三浦重春君登壇〕

○三浦重春君　一言ごあいさつを申し上げます。

私は考えますと、昭和二十六年この方、三十年の間、皆様方とともに議会の壇上で市政をあげつらったわけでございますが、その間に私思い出になりますのは、ちょうど議長をやっておりましたときに、有山さんが不快のため、何か知らないけれども議長をやってるんだか市長をやってるんだかわからないというようなこともありましたが、その間いろいろと惑わされることもありまして、いずれにしましても、三十年たってしまったわけでございますが、本当に皆様方にはいろいろと御迷惑をかけましたことをおわび申し上げると同時に、これからのことにつきまして励ましの言葉もいただいている関係から何としましてもがんばらなきゃいけないと、かように考えております。

三月の九日に東京都の都議会で議員定数が百二十六名から百二十七名になると聞きました。その一名は日野市である、こういうふうにも聞きました。それから私は立候補の気持ちを考えたわけでございますが、何はともあれ、日野市は、昔は、私出たときには人口五千名、予算が六千万、このような時代に出たわけでございますが、いまや人口は十五万になんなんとし、予算は二百億を超えるというような大きな規模にはね上がったものでございます。こういうふうな状況を考えますと、うたた感

にたえないというわけでございますが、ここで私は辞任をさせていただきまして、今回東京都議選に出るということでございますが、後に残った皆様方を本当に考えるときに、まあいままでりっぱにやっていたんだから、さらにさらに日野市の発展のために尽くしていただけるだろう、こういうふうに思って喜びをもって去るわけでございます。私も都政壇上でやれるならば、日野市のために、ただ日野市のために、日野市民のためにがんばりたい、かように考えております。まあ、長い間いろいろとお世話になりましたが、皆様方の健康と英知を祝し、さらには市の市長初め市の職員の健康を祝しながら別れることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（滝瀬敏朗君）　名古屋史郎、三浦重春両君には長い間御苦労様でした。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十六年第二回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後五時三十三分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十六年　六　月　　日

日野市議会議長　滝瀬敏朗

日野市議会副議長　島村孝志

署名議員　名古屋史郎

〃　橋本文子